

# 日本ジェンダー研究

## 第 24 号

日本ジェンダー研究

第二十四号

日本ジェンダー学会

二〇二一

特集	マスキュリティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～	
	マスキュリティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～（総論）… 三成美保	1
	覇権的マスキュリティの揺らぎ？	
	～第一次世界大戦期イギリスにおける「弱き男」をめぐって～… 林田敏子	11
	夫の「単身赴任」の経験が夫婦関係に与える影響	
	—一般化傾向スコアを用いた分析— …… 藤野敦子	25
	現代社会と男性性	
	～「メンズ・クライシス（男性危機）」の時代を前に …… 伊藤公雄	39
	日本ジェンダー学会	
	男が介護すること …… 津止正敏	51
講演		
	シングルファーザーの困難	
	—全国父子家庭支援ネットワークの成立と活動から— …… 村上吉宣	61
論文		
	在日外国人女性の在留資格「日本人の配偶者等」に関する一考察	
	—1980年代～2000年代の入国管理政策を中心に— …… 鄧婉瑩	69
	昭和期における「ヘンゼルとグレーテル」の受容について	
	—ジェンダーの視点から— …… 小泉直美	87
	男性化粧からみるジェンダーの再生産 …… 楊雅韻	101
	中国における男性向けオンライン小説に関するジェンダー分析	
	—主人公の男性性について— …… 魏雯寧	119
	民国期『民立報』にみる剪辮論と男性像	
	—辛亥革命期における中国男性の身体と政治— …… 莊文瀾	133
	提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制化をめぐる課題	
	—オーストラリア・ビクトリア州の事例に焦点を当てて— …… 南貴子	147
研究ノート		
	妻や母を介護する高齢男性の虐待に至る状況と対処 …… 西尾美登里	161
	就業中断を介した専門職女性のキャリアの連鎖	
	—長期就業中断による時限式のキャリア移動構造— …… 池田岳大	173

日本ジェンダー学会

2021

# 目 次

<b>特 集</b>	マスキュリニティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～	
	マスキュリニティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～（総論）… 三 成 美 保	1
	覇権的マスキュリニティの揺らぎ？ ～第一次世界大戦期イギリスにおける「弱き男」をめぐって～…………… 林 田 敏 子	11
	夫の「単身赴任」の経験が夫婦関係に与える影響 —一般化傾向スコアを用いた分析— …………… 藤 野 敦 子	25
	現代社会と男性性 ～「メンズ・クライシス（男性危機）」の時代を前に …………… 伊 藤 公 雄	39
	「男が介護する」ということ …………… 津 止 正 敏	51
<b>講 演</b>		
	シングルファーザーの困難 —全国父子家庭支援ネットワークの成立と活動から— …………… 村 上 吉 宣	61
<b>論 文</b>		
	在日外国人女性の在留資格「日本人の配偶者等」に関する一考察 —1980年代～2000年代の入国管理政策を中心に— …………… 鄧 婉 瑩	69
	昭和期における「ヘンゼルとグレーテル」の受容について —ジェンダーの視点から— …………… 小 泉 直 美	87
	男性化粧からみるジェンダーの再生産 …………… 楊 雅 韻	101
	中国における男性向けオンライン小説に関するジェンダー分析 —主人公の男性性について— …………… 魏 雯 寧	119
	民国期『民立報』にみる剪辮論と男性像 —辛亥革命期における中国男性の身体と政治— …………… 莊 文 瀾	133
	提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制化をめぐる課題 —オーストラリア・ビクトリア州の事例に焦点を当てて— …………… 南 貴 子	147
<b>研究ノート</b>		
	妻や母を介護する高齢男性の虐待に至る状況と対処 …………… 西 尾 美 登 里	161
	就業中断を介した専門職女性のキャリアの連鎖 —長期就業中断による時限式のキャリア移動構造— …………… 池 田 岳 大	173
	日本ジェンダー学会会則……………	187
	日本ジェンダー学会誌『日本ジェンダー研究』投稿規定改訂版……………	190
	編集後記……………	192

# JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol. 24 2021

---

## CONTENTS

<b>Special Issue</b>	The History and Present of Masculinities: On Men's "Difficulties"		
	The History and Present of Masculinities: On Men's "Difficulties" (General Discussion) ..... Miho MITSUNARI	1	
	Fluctuations in Hegemonic Masculinity?: On the "Weak Man" in World War I Britain ..... Toshiko HAYASHIDA	11	
	Effect of Husbands' <i>Tanshin Funin</i> on Couples' Relationship: Analysis Using Generalized Propensity Scores ..... Atsuko FUJINO	25	
	Modern Society and Masculinity—The Men's Crisis ..... Kimio Ito	39	
	What it means for a man to be a carer ..... Masatoshi TSUDOME	51	
<b>Contribution</b>	Difficulties of Single Fathers: From the formation and activities of the Japan Single Father Network ..... Yoshinobu MURAKAMI		61
<b>Articles</b>	Foreign women's residential status of "Spouse or Child of a Japanese National" in Japan's immigration control policies during the 1980s and 2000s ..... DENG Wanying		69
	Reception of 'Hansel and Gretel' during the Showa Era (1926-1988): A gender perspective ..... Naomi KOIZUMI	87	
	Gender reproduction from the perspective of men's makeup ..... Yayun Yang	101	
	A gender analysis of Chinese male-oriented webnovels: On the masculinity of male protagonists ..... Wei Wenning	119	
	Queue-Cutting and the Male Image in <i>Min Li Pao</i> : Men's Body and Politics during the 1911 Revolution ..... Sho Bunran	133	

Issues Surrounding Legislation on Assisted Reproductive Technology:  
Analyzing the Case of Victoria, Australia  
..... Takako MINAMI 147

Research Note

Situations where abuse occurs: Abuse among older male caregivers of wives and  
mothers with dementia  
..... Midori NISHIO 161

Japanese Women's Career Linkage before and after Interruption  
..... Takehiro IKEDA 173

# The History and Present of Masculinities: On Men's "Difficulties" (General Discussion)

Miho MITSUNARI  
(Nara Women's University)

This special feature, "The History and Present of Masculinities: On Men's 'Difficulties,'" is an outcome of the symposium at the 24th Annual Meeting of the Japan Society for Gender Studies (September 27, 2020) , which was held entirely online for the first time as a countermeasure against COVID-19. The symposium consisted of three reports and two comments. This special issue includes all of the reports, one comment, and a paper by Kimio Ito, who chaired the symposium.

Gender equality in twenty-first century Japan is stagnant. As shown by the Global Gender Gap Index (120th out of 156 countries in 2020) , the percentage of women involved in decision-making in both politics and economics is extremely low. Gender studies is an academic discipline that aims at gender equality and women's empowerment. The Japan Society for Gender Studies was established in 1997 as an interdisciplinary society for gender studies. As Ito (1998) notes in the first volume of the Journal of Japan Gender Studies, a distinctive feature of the Japan Society for Gender Studies has been the participation of many researchers of "masculinity". With the awareness that it plays a leadership role in the study of "masculinity" in Japan, the society has made efforts to incorporate the results of "masculinity" research into symposia and journals as needed. This is the second time that we have included "masculinity" as a symposium theme since the 2001 conference on "Men as Gender."

In the main text, the premise of this special issue is as follows: 1. Although this special issue is titled "The History and Present," there has been a disconnect between historical consideration and analysis of the current situation. However, we were able to provide a case study analysis from many perspectives, including the wartime system and masculinity, employment work and masculinity, care work and masculinity, and sex crimes and masculinity. In this respect, we believe that this will greatly contribute to the further development of masculinity studies.

Our future task is to compare masculinities from a global historical perspective. The United Nations has reported that the COVID-19 disaster has increased domestic violence and the economic and social burden on women and girls. How will, or should, hegemonic masculinities change in an after-corona society? I would like to propose this as a future symposium issue.

# マスキュリニティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～(総論)

三成 美保

(奈良女子大学)

## はじめに

本特集「マスキュリニティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐって～」は、日本ジェンダー学会第24回大会シンポジウム(2020年9月27日)の成果である。COVID-19感染症対策として、学会としてははじめて全面オンライン開催とした。報告も討論も滞りなく進み、みなさまのご協力に感謝したい。シンポジウムは報告3件、コメント2件の構成であった。本特集には、報告のすべてとコメント1件、司会を担当した伊藤公雄氏の論文を収録している。

21世紀日本のジェンダー平等は停滞している。グローバルジェンダーギャップ指数(156ヶ国中120位:2020年)が示すように、政治・経済の両面において、意思決定に関わる女性比率はきわめて低い。ジェンダー研究は、男女双方に関わるジェンダー平等と女性のエンパワメントをはかる学問領域として成立した。1997年に発足した日本ジェンダー学会も同様の目的を掲げる。『日本ジェンダー研究』創刊号(1998年)で伊藤(1998)が記すとおり、日本ジェンダー学会の特徴は、当初から「男性性」研究者が多く参加していることである。本学会は、日本における「男性性」研究の一翼を担うという自覚のもとに、「男性性」研究の成果を随時シンポジウムや学会誌に取り込むよう努力してきた(大山・大東1999、佐々木2006、山口(内田)2007など)。「男性性」をシンポジウムテーマに掲げたのは、2001年大会「男性というジェンダー」以来、2度目である。

以下では、本特集の前提として、1で「マスキュリニティ」に関する理論の概要を示して、本特集に収録した論文を位置づける。2では「サラリーマン・ヘゲモニー」と呼ばれる戦後日本社会の特徴を紹介し、最後に今後の課題を展望しておきたい。

## 1. マスキュリニティ(男性性)をめぐって——本特集の構成

### (1) マスキュリニティのポリティクス

日本の「男性学/男性性研究」は、渡辺(1989)に始まる。その後、伊藤(1993、1996)による「男性学」の確立を経て、キューネ(1997)、小玉(2004)、阿部・大日方・天野(2006)などにより「男性史」が確立していく(三成2012:33)。また、多賀太は、本学会誌5号に収録された多賀(2002)をはじめ、コンネルやメスナーらの理論を紹介し、「男性性研究」を発展させている(多賀2006、2010、2011、2016、2017、2018a、2018b、2019)。

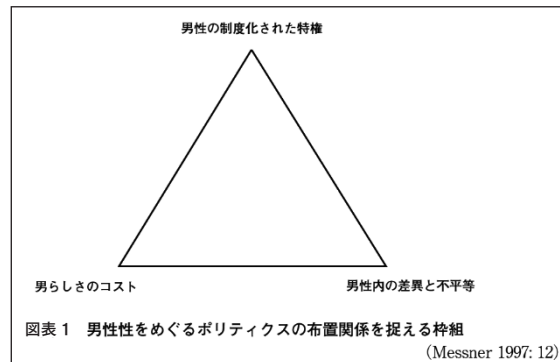
多賀(2019)は、「男性学/男性性研究」が単に男性を対象とする研究と異なる視点として、3点を挙げる。[1] 男性(性)の脱標準化への視点、[2] 男性性の複数性への視点、[3] ジェンダーポリティクスに敏感な視点である(多賀2019:11)。

第一の視点は、女性に不利な処遇や職業と家庭責任の両立をめぐる女性の葛藤の原因は女性自

身にあるのではなく、男性中心の労働慣行にあるという発想転換を促した。職業的成功や稼得責任が男性に期待される結果、長時間労働や過労死などの労働問題は男性側に偏る。後述する「サラリーマン・ヘゲモニー」は、男性性の日本の特徴に焦点を当てた議論である。本特集では、男性の単身赴任に焦点をあてた藤野論文がこの問題に取り組んでいる。

第二の視点は、「インターセクショナリティ（交差性）」（intersectionality）への着目と深く結びつく。女性も男性もジェンダー以外のさまざまな属性（人種・社会階層・学力・身体的能力など）によって自分や他者を相互に位置づけ合っている（三成 2021）。このような複数の属性が交差する中で男性性や女性性が決定される。本特集では、林田論文が大戦期イギリス社会を中心に複数の男性性の相克について明快に論じている。

第三の視点は、男性のあり方をめぐる権力関係や利害関係へのいっそうの着目を促す。「男性性をめぐるポリティクス」として、多賀（2019）は、メスナーの議論を引用参照し、右図のような3つの視点を指摘している（図表1）。



①「男性の制度的特権」(institutionalized privileges)とは、「集団としての男性は集団としての女性の犠牲によって制度上の特権を享受している」という側面をとらえようとする視点である。②「男らしさのコスト」(the cost of masculinity)とは、「男性は地位や特権と引き換えに、狭い男らしさの定義に合致するために一浅い人間関係、不健康、短命という形で多大なコストを払いがちである」という側面に光を当てる視点である。③「男性内の差異と不平等」(differences and inequalities among men)とは、「男性たちが家父長制から得られる利益は人種、階級、性的指向などのかかわりにおいてきわめて不平等に配分されている」という側面を理解しようとする視点である（多賀 2019：15）。

「男性の＜困難＞」を取り上げるという視点から、本特集の多くがこの第三の視点に関わる。ケアワークのジェンダー非対称性が強いいため、男性のケアワークには配慮が行き届かない（石井クンツ 2018）。村上講演は、「シングルファーザーの困難」が社会でも行政でもいかに不可視化されてきたかを語る貴重な現場記録である。津止論文は、介護という高齢社会にとってきわめて切実な問題に男性性研究の視点から切り込む（津止 2018 も参照）。また、性暴力被害という問題も # Me Too をはじめとして女性に焦点が当てられてきた。日本でも 2017 年にようやく刑法改正が実現し、レイプ犯罪の性中立化が実現したが、シンポジウムで大山報告が指摘したとおり、男性の性暴力被害者が声を上げにくい構造はまだ克服されていない。

近年、注目をあびているのが、「有害な男性性」という問題である。# Me Too は国際的運動へと拡大し、コロナ禍で DV が多発していることは国連がいち早く指摘した。伊藤論文は、暴力性を伴う男性性の問題を取り上げ、男性性に関する規範の根本的な見直しを求める（伊藤 2018 も参照）。

## (2) 複数のマスキュリティ

「男性学／男性性研究」のパラダイム転換をもたらしたのが、R・W・コンネルである（本特集林田論文を参照）。コンネルは、「男性性」を「ジェンダー関係によって構造化された実践の形態」と定義した。このようなジェンダー実践は、さまざまな社会的文脈によって展開されるため、同じ社会の中でも複数のパターンとして構造化される。これが、「男性性の複数性」(masculinities)である（多賀 2014：372）。

コンネルが挙げる代表的な男性性が、「覇権的マスキュリティ（ヘゲモニックな男性性）」(hegemonic masculinity)、「連座的（共犯的）マスキュリティ」(complicit masculinity)、「従属的マスキュリティ」(subordinated masculinity)、「周縁的マスキュリティ」(marginalized masculinity)である。これら複数の男性性は、一般に階層化・序列化され、女性性のあり方とも強く関連する。

「覇権的マスキュリティ」は、「他の形態の男性性よりも文化的に賛美される男性性の形態のひとつ」であり、「家父長制の正当性問題に対して今日的に受け入れられる応答を具現化したジェンダー実践の編成」である（Connell 1995／2005: 77）。「覇権的マスキュリティ」を持つ男性は、社会が理想とする「男らしさ」を体現し、ヒエラルキーのトップに立つ。彼らは、女性というジェンダーに対してのみならず、他の男性に対しても支配権を行使する。覇権的マスキュリティは、女性を従属させる一方、しばしば多くの女性から支持される。近代的ジェンダー規範の中核をなすのは、「男性＝公的領域・理性・強さ・能動性・主体性」「女性＝私的領域・愛情・弱さ・受動性・従属性」という性別特性である。覇権的マスキュリティは、従属性を美德とする女性たちや後述の連座的マスキュリティを体現する男性たちの「自発的な同意」を得ながら、男女間の権力の非対性を正当化する装置として機能する（田中 2009：55）。

「連座的（共犯的）マスキュリティ」は、自らは覇権的マスキュリティを体現できないが、覇権的マスキュリティと共犯関係にあって家父長制を強化し、覇権的マスキュリティから利益・恩恵を得ている多数の男性のマスキュリティを指す。林田によれば、ナチスの「ハイパー・マスキュリティ」に対して、ユーモアや優しさの特徴とするイギリス独特の「控えめなマスキュリティ」(temperate masculinity)が「連座的マスキュリティ」に近いという（本特集林田論文）。

「従属的マスキュリティ」は、「男らしさ」の規範から逸脱した男性性を指す。それは、「男らしさ」に欠け、「女性的」とみなされやすい。異性愛中心社会では、同性愛男性が典型的な従属的マスキュリティとされやすい（三成 2015）。「周縁的マスキュリティ」は、エスニシティや人種などの属性との関連で周縁化されている男性性を指す。たとえば、白人優位社会における黒人男性などがこれにあたる。

## 2. 戦後日本社会のマスキュリティ

### (1) 「サラリーマン・ヘゲモニー」——男性労働の検証

「サラリーマン・ヘゲモニー」とは、戦後日本社会の特徴的なマスキュリティのあり方を指す。コンネルは、近代的ジェンダー的秩序の特徴を、男性優位の権力構造、性別分業、異性愛中心主義に求めた（コンネル 1993：151-186）。多賀（2002）によれば、日本の「サラリーマン」は、



それらのすべてと高い親和性を持つ（多賀 2002：6）。

戦後日本社会では、高度経済成長とともに「終身雇用制度」「年功序列制度」「新卒一括採用」を特徴とする「日本型雇用慣行」が定着した。日本型雇用と家族賃金に裏付けられた「男性稼ぎ主社会」が成立し、サラリーマンは「企業社会」にもっとも適合的な「稼ぎ主」モデルとして規範化された（阿部・大日方・天野 2006 第3巻など）。社会全体が「サラリーマン・モデル」に則って構築されたのである（多賀 2011、田中 2009）。サラリーマンは勤労男性（雇用される男性労働者）と同義である。近代ドイツの少数エリートに属する「教養市民」（財産と教養のある市民）とは異なり（キューネ 1997）、サラリーマンは多数派に属する中産層を指す。その意味では、「サラリーマン・ヘゲモニー」は、「企業社会」が生み出した「一億総中流意識」の反映と言えよう。

2014年11月の日本社会学会では、シンポジウムの一つとして「変容する企業中心社会の男性学的解剖」が企画された。そこでは3つの問いが立てられた。①第二次世界大戦後のヘゲモニックな男性性として注目された「サラリーマン・モデル」は揺らいでいるか、②ケアを担う「育メン」はヘゲモニーを握りうるか、③非正規男性は伝統的男性性からの解放の可能性をもつか、である（木本 2018：1）。木本（2018）は、結果を以下のように総括している。①職場へのコミットメントの弱体化と職場外へのその増大は見られるものの、「サラリーマン・ヘゲモニー」の微修正にとどまっている。②父親の育児参加への許容度が増してはいるが、ジェンダー境界の越境に対する女性からのネガティブ・サンクションも根強く、ヘゲモニー発揮には至っていない。③非正規の若年男性の抱く家族観に揺らぎは見いだせず、むしろ結婚からの逃走傾向が認められる。木本（2018）によれば、「日本社会学会としてはじめて男性学視点を前面に据え、労働を基軸にケア領域をも採りこんだシンポであったが、バブル経済崩壊後20年が経過してもなお、男性労働を軸とする現実自体はさほど変容していないことが確認されることとなった」（木本 2018：1）。

『日本労働研究雑誌』2018年10月号は、上記の成果をふまえて「男性労働」を特集した。その解題として、編集委員会名でこう述べられている。「戦後の雇用がその成員を、家族のための稼ぎ手と明示的に想定して以来、男性は男性であるという理由で、多くの職場の中核的役割を担ってきた。生活時間のほとんどを職場や職場の人間関係のなかで過ごし、家族の生活の安定や職場での評価、一定の「やりがい」などと引き換えに、仕事の要請をほぼ無制限に受け入れるよう求められる、いわゆる「サラリーマン的働き方」と、男性たちのそのような献身によってこそ可能になった職場や組織、社会のあり方は、多分にカリカチュアライズされたものだとしても、経済的に（のみ）家族の生活を支える不在の夫、不在の父という家庭での男性の位置と表裏一体だった」（特集：男性労働 2018：2）。

## （2）男性稼ぎ主モデルとその危機——非正規雇用の増大

男女雇用機会均等法が成立した1985年、正規雇用比率は、男性92.6%、女性67.9%であった<sup>1</sup>。均等法後に女性の正規雇用比率が高まったわけではない。むしろ専業主婦優遇税制によって女性（妻）のパート労働化が加速された。共働き世帯が急増するも、フルタイム労働の妻の比率は伸び悩んだ（図表2）。均等法とそれ以降の政策は、男性稼ぎ主モデルを補完したと言えよう。

バブル崩壊による1990年代の経済停滞期以降、男女ともに「雇用崩壊」時代が始まった。派

遣労働法改正等を通じて男女とも非正規雇用比率が上がっていく。男性ではとくに25～34歳の非正規化が強まった。どの年齢層においても、2000年代は世帯収入が減少している<sup>2</sup>。2019年には、経団連会長や大手自動車会社社長などの経済界トップリーダーによって、「終身雇用の崩壊」が明言されている。

総務省統計局の労働力調査<sup>3</sup>（2021年2月）によると、2020年における非正規雇用は2,090万人であり、役員を除く雇用者全体（5,620万人）の37.2%に達する。男性の正規雇用者は2,336万人（女性1,193万人）、非正規雇用者は665万人（女性1,425万人）であった。「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規雇用形態に就いている男性は112万人（女性118万人）である。失業者（210万人）の57.6%は男性（121万人）であり、失業状態が3ヶ月以上の者が78万人（うち1年以上は39万人）と女性の1.7倍に達する。年収については、正規雇用男性の場合、300～499万円が37.6%、500～699万円が23.2%であったが、非正規雇用男性では300万円未満が77.9%（100万円未満が28.9%、100～199万円が27.9%）であった。

男性稼ぎ主世帯（専業主婦がいる世帯）は582万世帯であり、共働き世帯（1,245万世帯）の半数程度である。1980年とは完全に比率が逆転しており、もはや男性稼ぎ主モデルは成り立たない。一方、100万円以下の年収の男性が192万人、失業男性121万人という数字（計313万人）は、サラリーマン（正規雇用男性）2,336万人の13%に相当する。

### (3) 性別役割意識の根強さ

男性稼ぎ主モデルの維持が困難になっていることを反映して、「夫は外で働き、妻は家庭を守

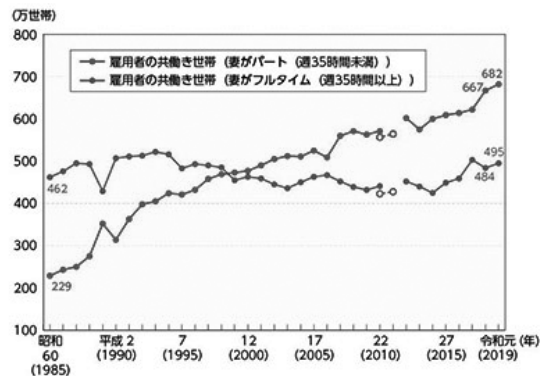
図表2 共働き世帯数の推移

図2-1 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図2-2 妻の就業時間別共働き世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「雇用者の共働き世帯(妻がパート(週35時間未満))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻がフルタイム(週35時間以上))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

るべきである」という性別役割分担に賛成的（賛成・どちらかといえば賛成の両方を含む）である割合は、男女とも減っている。賛成的回答は、1979年には女性70.1%、男性75.6%であったが、40年後の2019年にはほぼ半減（女性31.1%、男性39.4%）している（図表3）。

国際比較のデータはやや古くなるが、男性の賛成的回答は、当時の日本が46.5%であったのに対し、スウェーデン8.9%、イギリス9.5%と低く、伝統的に性別役割意識が高いドイツでも24.4%、韓国20.2%にすぎなかった（内閣府男女共同参画局「平成19年版男女共同参画白書」2002年）。20年たつてなお日本では4割近い男性が性別役割分担に賛成していることには留意すべきであろう。

多賀（2018b）によれば、固定的な性別役割を否定する割合は上記の通り減少傾向にあって、現実には核家族世帯において稼ぎ主役割は分散化している。しかし、男性が「一家の稼ぎ主」の責任を果たすべきとの意識は薄れておらず、男性で74.5%、女性で57.3%がこのような考え方をもっている（多賀2018b：6）。実態と意識の乖離は、「サラリーマン・ヘゲモニー」の根強さを表している。「男性の〈困難〉」は、自意識の面でも、社会的な対人関係の面でも、このようなヘゲモニーから逃げ出せないために深刻化すると考えられる。

## おわりに——今後の課題

本特集では、「歴史と現在」と銘打ちながら、歴史的考察と現状分析が断絶してしまった。しかし、戦時体制とマスキュリティ、雇用労働とマスキュリティ、ケアワークとマスキュリティ、性犯罪とマスキュリティなど、多くの視点について事例分析を提供することができた。その点でマスキュリティ研究のさらなる発展に大いに寄与すると考える。

今後の課題は、グローバル規模での比較史的考察である。コロナ禍がDV暴力を増やしたこと、女性・女兒の経済的・社会的負担を増やしたことは国連でもすでに報告されている。グローバル危機のなかで、覇権的マスキュリティのあり方にかなる見直しが迫られたのか、あるいは、迫るべきなのか。次回以降のシンポジウム課題として提起しておきたい。

## 図表の出典

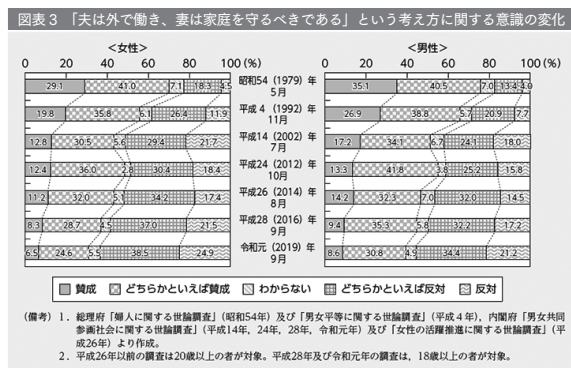
図表1：多賀（2019）14 ページ。

図表2：内閣府男女共同参画局「共同参画」令和2年9月号、2020年

[https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202009/202009\\_02.html](https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202009/202009_02.html)

図表3：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書令和3年版」2021年

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-07.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-07.html)



## 参考文献

- 阿部恒久・大日方純夫・天野正子編（2006）『男性史』全3巻、日本経済評論社
- 天野正子他編・伊藤公雄解説（2009）『新編日本のフェミニズム 12 男性学』岩波書店
- 石井クンツ昌子（2018）「育児・家事と男性労働」『日本労働研究雑誌』699号
- 伊藤公雄（1993）『〈男らしさ〉のゆくえ』新曜社
- 伊藤公雄（1996）『男性学入門』作品社
- 伊藤公雄（1998）「男性の視点からのジェンダー研究の可能性」『日本ジェンダー研究』創刊号
- 伊藤公雄（2018）「剥奪（感）の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって—産業構造と労働形態の変容の只中で」『日本労働研究雑誌』699号
- 大山治彦・大東貢生（1999）「日本の男性運動のあゆみI—〈メンズリブ〉の誕生」『日本ジェンダー研究』2号
- 小笠原祐子（2018）「男性1人働きモデルの揺らぎとその影響」『日本労働研究雑誌』699号
- 尾崎俊也（2018）「男性性を理解する分析概念の探求：ヘゲモニック男性性とサラリーマン研究を事例に」『未来共生学』（大阪大学）5号
- 川口遼（2014）「R.W. コンネルの男性性理論の批判的検討—ジェンダー構造の多元性に配慮した男性性のヘゲモニー闘争の分析へ」『一橋社会科学』6号
- 木本喜美子（2018）：提言「ジェンダー視点からの男性労働研究の本格的ステージへ」『日本労働研究雑誌』699号
- キューネ、T.、星乃治彦訳（1997）『男の歴史—市民社会と〈男らしさ〉の神話』柏書房
- 小玉亮子編（2004）「特集：マスキュリティ／男性性の歴史」『現代のエスプリ』446号
- コンネル、R. W.、森重雄・菊地栄治・加藤隆雄・越智康詞訳（1993）『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』三交社
- コンネル、R.、多賀太監訳（2008）『ジェンダー学の最前線』世界思想社
- 佐々木正徳（2006）「男性運動団体参加者の事例から見た韓国の男性性」『日本ジェンダー研究』9号
- 多賀太（2002）「男性学・男性性研究の諸潮流」『日本ジェンダー研究』5号
- 多賀太（2006）『男らしさの社会学—揺らぐ男のライフコース』世界思想社
- 多賀太（2010）「男性性というジェンダー—R.W. コンネル『ジェンダーと権力』『マスキュリティーズ』」井上俊・伊藤公雄編『近代家族とジェンダー』世界思想社
- 多賀太編（2011）『揺らぐサラリーマン生活—仕事と家庭のはざままで』ミネルヴァ書房
- 多賀太（2016）『男子問題の時代—錯綜するジェンダーと教育のポリティクス』学文社
- 多賀太（2018a）「国際社会における男性ジェンダー政策の展開—『ケアする男性性』と『参画する男性』—」関西大学人権問題研究室『人権問題研究室紀要』76号
- 多賀太（2018b）「男性労働に関する社会意識の持続と変容—サラリーマン的働き方の標準性をめぐって」『日本労働研究雑誌』699号
- 多賀太（2019）「男性学・男性性研究の視点と方法：ジェンダーポリティクスと理論的射程の拡張」『国際ジェンダー学会誌』17号

- 田中俊之（2009）『男性学の新展開』青弓社
- 「男性労働」編集委員会（2018）「(解題) 特集：男性労働」『日本労働研究雑誌』699号  
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2018/10/index.html>
- 津止正敏（2018）「男性の介護労働—男性介護者の介護実態と支援課題」『日本労働研究雑誌』699号
- 中田奈月（2018）「女性に偏る職業で男性は何をしているか—男性保育者の事例から」『日本労働研究雑誌』699号
- 西川祐子・荻野美穂編（1999）『男性論—共同研究』人文書院
- 三成美保（2012）「マスキュリニティの比較文化史—現状と課題」『女性史学』22号
- 三成美保編（2015）『同性愛をめぐる歴史と法』明石書店
- 三成美保（2021）「マイノリティの包括的権利保障に向けた法的アプローチ」『日本労働研究雑誌』735号
- 山口（内田）雅克（2007）「ウィークネスフォビアの刷り込み——陸軍幼年学校生徒に見る‘男性性’」『日本ジェンダー研究』10号
- 渡辺恒夫編（1989／1991）『男性学の挑戦—Yの悲劇？』新曜社

---

<sup>1</sup> 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成25年版」第6図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（男女別）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-06.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-06.html)

<sup>2</sup> 内閣府「日本経済2018—2019」  
[https://www5.cao.go.jp/keizai3/2018/0125nk/n18\\_2\\_1.html](https://www5.cao.go.jp/keizai3/2018/0125nk/n18_2_1.html)

<sup>3</sup> 総務省統計局「2021年2月詳細集計」  
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/index1.pdf>

## Fluctuations in Hegemonic Masculinity?: On the "Weak Man" in World War I Britain

Toshiko HAYASHIDA  
(Nara Women's University)

During World War I, fighting bravely as a soldier was valued above all else, and men who refused to fight, such as conscientious objectors, deserters, and those who ran away from the enemy, were deprived of masculinity. Trench warfare, brought about by the rapid development of military technology, created "weak men" who deviated from the hegemonic masculinity of the ideal image of the brave soldier, such as shell-shocked patients and soldiers who were terrified in the trenches. This paper focuses on the "weak man," who was subordinate to the wartime ideal of the brave soldier, and examines how traditional and hegemonic masculinity was challenged, modified, and reconstructed with the advent of trench warfare. Through an analysis of *the Report of the War Office Committee of Enquiry into "Shell-Shock"* launched after the war, we consider how shellshock was interpreted in terms of masculinity, focusing on the relationship between the emotion of "fear" and the concept of "courage" that constituted the core of masculinity.

World War I was characterized by the "absence" of soldiers, who embodied traditional military masculinity. The Commission of Inquiry found that the "fear" that caused shellshock was a natural emotion in soldiers in the trenches, and that the uncontrollable fear they felt indicated the impossibility of fighting bravely at any time. This shows that it was not only the shell-shocked patients who were branded cowards, but also the soldiers who faced the "reality of trench warfare", who were "weak men" fighting their own fears. The fact that these ordinary soldiers, the majority of whom were not preordained to be "weak men," harbored fears shook the traditionally inherited military masculinity. However, the wavering hegemonic masculinity was modified in a way that was more in line with reality; that is, in a way that was acceptable to the soldiers who felt helpless in the trenches. The masculinity of soldiers during World War I, while influenced by modernized warfare, was sometimes reconstructed in a way that affirmed the "weakness" of fear.

# 覇権的マスキュリニティの揺らぎ？

## ～第一次世界大戦期イギリスにおける「弱き男」をめぐる～

林 田 敏 子  
(奈良女子大学)

はじめに

1916年10月16日の早朝、第一次世界大戦の激戦地フランスのソンムに近いカルノワで、イギリス陸軍ウェストヨークシア連隊に所属する兵卒ハリー・ファーに対する銃殺刑が執行された。大戦勃発前の1908年に陸軍に入隊したファーは、開戦後すぐに西部戦線に投入されたものの、痙攣などの症状を示してしばらく入院していた。回復を待つて再び前線に送り込まれたファーは、塹壕に入ることを拒んで一時逃亡するなどしたため、軍法会議にかけられ、「臆病罪 (cowardice)」で有罪判決を受ける<sup>1</sup>。ファーに死刑判決が下ったのは、精神的なダメージによる兵士の戦闘不能状態が「シェルショック (shell shock)」という言葉で分節化され、問題視され始めた時期のことであった。残された妻ガートルードは戦後、夫は心神耗弱状態にあったとして判決の不当性を訴え、名誉回復のための長い闘いに身を投じる。第一次世界大戦中、ファーと同じように「弱き男」として裁かれた元兵士たちの名誉回復を求める動きは、1990年代から2000年代に最後の高まりを見せた。10年以上におよぶ法廷闘争の末、2006年に陸軍法が制定され、第一次世界大戦中に「臆病な振る舞いによって敵前であるまじき行動をとった」として処刑された306名に恩赦が与えられることになった<sup>2</sup>。ハリー・ファーの刑が執行されてから90年、ガートルードがこの世を去って13年が経過していた。

ガートルードが人生をかけて名誉回復運動に取り組んだのは、夫が「臆病者 (coward)」の烙印をおされたまま亡くなったからに他ならない。それが兵士にとってもっとも不名誉なことであったのは言うまでもないが、平時に戻ってもなお、戦時のマスキュリニティが一人の男性の評価において重要な準拠であり続けたことが窺える。「勇敢な戦士」に象徴される軍事的マスキュリニティは、平時の教育や社会活動を通して早い時期から子どもたちに注入された。1980年代に始まるマスキュリニティ研究が、パブリックスクールやボーイスカウトにおける男性性理解に焦点をあて、こうした装置が少年をいかに男性的な行動規範に沿う形で社会化したかという問題関心のもとですすめられたのはそのためである<sup>3</sup>。マスキュリニティ研究は1990年代になると新たな段階に入り、マスキュリニティの歴史性および多様性を強調する研究が登場し始める。M・

<sup>1</sup> ハリー・ファーの裁判については Simon Wessely, 'The Life and Death of Private Harry Farr', *Journal of the Royal Society of Medicine*, 99 (9), 2006.

<sup>2</sup> *The Guardian*, 16 August, 2006. <https://www.theguardian.com/uk/2006/aug/16/military.immigrationpolicy>

<sup>3</sup> James A. Mangan, *Athleticism in the Victorian and Edwardian Public School: The Emergence and Consolidation of an Educational Ideology*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981; Norman Vance, *Sinews of the Spirit: The Ideal of Christian Manliness in Victorian Literature and Religious Thought*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985.

ローパーとJ・トッシュは、マスキュリティを文化的構築物として、また、主観的アイデンティティとしてとらえることの重要性を指摘した<sup>4</sup>。その後、家庭・信仰・戦争など多様な男性経験が研究の対象となり、マスキュリティは、民族・人種・階級・国家・地域を含む幅広い社会関係を構築するものとしてとらえられるようになった。

マスキュリティ研究のパラダイム転換はR・W・コンネルによってもたらされた。コンネルは、マスキュリティは一つではなく複数形で表すべきものであるとして、理想的かつ支配的な価値規範としての「覇権的マスキュリティ」と人種・宗教・性的マイノリティによって体現される「従属的マスキュリティ」の関係性について論じた。また、「覇権的マスキュリティ」をもちえた男性はごくわずかであったとして、平凡な、普通の男性たちが体現する「連座的（共犯的）マスキュリティ」にも触れている。連座的（complicit）マスキュリティとは、従属的でもなく、周縁化されているわけでもない多数派男性のマスキュリティである。覇権的マスキュリティが扱って立つ家父長制の恩恵を受ける彼らは、これを強化する存在でもあった<sup>5</sup>。また、多様性という観点から第二次世界大戦期のイギリスに焦点をあてたS・ローズは、銃後の世界にとどまった男性のマスキュリティをブリティッシュネスの観点から考察している。ローズは、ナチスという他者（敵）が体現するハイパー・マスキュリティとの対比のなかで、英雄性や勇気だけでなく、ユーモアや優しさといった概念が強調されることによって、イギリス独特の「控えめな（temperate）マスキュリティ」が形成されたと主張する<sup>6</sup>。銃後の男性の間で構築された「控えめなマスキュリティ」は、前線の兵士のマスキュリティを侵食することはないという意味で、コンネルの連座的マスキュリティに近い概念であるといえる。

コンネル以降、男性の多様性と被抑圧性への関心が高まったことで、戦時のマスキュリティに関する研究は、近年、エマスキュレーション（emasculation：男性性の剥奪）をキーワードに新たな展開を見せている。L・ロブとJ・パティンソンは、第二次世界大戦における「理想的なマスキュリティ像」と「戦争の現実」の齟齬がもたらしたエマスキュレーションという観点から、威力を増した砲弾による身体の破壊とマスキュリティの関係を兵士がどのように認識していたのかを考察している。兵士が直面した危機を象徴していたのが、顔と性器への負傷が与えた精神的ダメージと塹壕の兵士が戦った「恐怖」という感情であった<sup>7</sup>。弱者としての兵士の主観に迫る上で、感情という切り口は一定の有効性をもつ。いわゆる「大戦の感情史」を牽引するM・ローパーは、第一次世界大戦中、兵士たちが感情的な生存（emotional survival）を求めて繰り返した「秘密のバトル」に着目している。ローパーは、兵士が見せた生存への執着を、勇敢に戦い、名誉の戦死を遂げるという覇権的マスキュリティからの逸脱ととらえ、そうした感情はけっして戦場で露わにしてはならないものであったがゆえに、銃後とのつながりが彼らの「秘密のバトル」を支えていたと主張する。食料・休息・慰安といった兵士の身体にとって不可欠なものは銃後と前線の間を絶えず循環しており、両者は相互依存関係にあった。ローパーはそうしたネット

<sup>4</sup>) Michael Roper and John Tosh, *Manful Assertions: Masculinities in Britain since 1800*, London: Routledge, 1991, pp.1-2.

<sup>5</sup>) Robert W. Connell, *Masculinities*, 2nd ed., California: University of California Press, 1995, pp.77-81.

<sup>6</sup>) Sonya O. Rose, *Which People's War?: National Identity and Citizenship in Wartime Britain 1939-1945*, Oxford: Oxford University Press, 2003, p.8.

<sup>7</sup>) Linsey Robb and Juliette Pattinson (ed.), *Men, Masculinities and Male Culture in the Second World War*, London: Palgrave Macmillan, 2018, pp.9, 50-51.



ワークの接点としての「母」に着目し、母性と軍隊との同盟関係をあぶり出している<sup>8)</sup>。

本稿が考察の対象とするのは、兵士として勇敢に戦うことがマスキュリティの核となる戦時において、さまざまな理由でそこから逸脱した「弱き男」たちである。シェルショック患者、良心的兵役拒否者、捕虜など、大戦期には複数形で表される多くの「弱き男」たちが存在した。本稿ではこうしたマイノリティだけでなく、近代兵器の前に無力な存在と化した塹壕の兵士たちをも広義の「弱き男」に組み込むことで、彼らのマスキュリティをコンネルの「連座的マスキュリティ」とも、ローズの「控えめなマスキュリティ」とも異なるものとしてとらえる。塹壕のなかで「秘密のバトル」を繰り広げた普通の兵士<sup>9)</sup>と、臆病者として処刑されたハリー・フアーの運命はまさに紙一重であった。戦時の理想である勇敢な兵士の周辺に、あるいはその下に位置づけられた「弱き男」たちは、支配的なマスキュリティ概念にどのような影響を与えたのだろうか。「弱き男」たちがもたらしたマスキュリティの揺らぎを通して、塹壕戦というそれまでになかった新たな戦いのなかで、伝統的かつ覇権的なマスキュリティがいかに修正され、再構築されたのかを考察していきたい。

## 1. 第一次世界大戦期の「弱き男」たち

大戦期のイギリスでは、兵士となって勇敢に戦うこと、あるいはその精神をもつことが何よりも重要であったが、こうした覇権的なマスキュリティ像から逸脱する男性も数多く存在した。徴兵制導入（1916年）以前は「軍に志願しない者」、徴兵制の導入後は「良心的兵役拒否者」が弱き男の典型であった。大戦中、良心的兵役拒否が認められたのは1万6,000人で、その数は徴兵対象者600万人の0.125%を占めるに過ぎなかったが、彼らは戦うことを拒否した臆病者として非難された。また、兵士には「なった」ものの、脱走や敵前逃亡、命令不服従などで戦いを放棄した者もいた。彼らはもはや「男ではない」とみなされ、しばしば「女々しい男 (sissies)」や「同性愛者 (pansies)」といったレッテルを貼られた。同性愛者と同一視することでエマスキュレーションされた典型例といえるだろう<sup>10)</sup>。また、捕虜や負傷兵など戦線からの離脱を余儀なくされた者もいた。捕虜が体験した戦時の拘留については、エマスキュレーションの観点から再考が進んでおり、軍や社会が捕虜にどのようなまなざしを向けたかだけでなく、捕虜が自らの戦争体験をどう意味づけたかなど、主体としての「弱き男」に関心が向けられている<sup>11)</sup>。同じく戦線を離脱した者のなかでも、負傷兵は戦闘に由来する傷を負った者として戦死者に次ぐ英雄性を付与された一方、健全な身体を喪失した者として、また、とくに戦後は年金受給という形で国家に依存する者として周縁化された。とくに精神的なダメージを受けた者はその「傷」が不可視であるがゆえに詐病の疑いをかけられやすく、同情や理解を得るのは容易なことではなかった。

大戦の勃発によって世界は前線と銃後に二分され、前者には男性的イメージが、後者には女性

<sup>8)</sup> Michael Roper, *The Secret Battle: Emotional Survival in the Great War*, Manchester: Manchester University Press, 2009. 本書のタイトル「秘密のバトル」は1919年にA・P・ハーバートが発表した同名の小説から着想を得たものと思われる。ハーバートの小説では、主人公が敵前逃亡罪で軍法会議にかけられ、最後は処刑されてしまう。

<sup>9)</sup> ここでいう「普通の兵士」とは軍隊内の階級によって線引きされる集団ではなく、ときに将校をも含む前線（とりわけ塹壕戦）を経験した兵士たちを指す。

<sup>10)</sup> Rose, 2003, p.175.

<sup>11)</sup> Robb and Pattinson, 2018, p.73.

的イメージが付与された。しかし、前線に向かった女性がいたように、銃後にとどまった男性もおり、その境界はけっして固定化されたものではなかった。軍への入隊が認められなかった年長者や少年は、戦えないという意味では「弱き男」であったが、彼らの周縁性は年齢という不可抗力の問題によって覆い隠された。兵士にならなかったという点では、徴兵を免除ないしは猶予された基幹産業従事者や農場主、農業労働者なども同じであった。彼らは戦場の兵士とは異なる形での戦争貢献を強調することで、自らのマスキュリティを誇示しようとした。なかには軍への入隊を志願した者もいたが、多くが保障された仕事、信望、高賃金に独特の誇りをもっていた。大戦は兵士にならない/なれない男性のマスキュリティを脅かす一方で、彼らに別の形のマスキュリティを付与することもありえたのである<sup>12</sup>。

さらに、前線に赴いたものの、軍隊の「なか」で周縁化された者たちもいた。軍隊には医師などの医療スタッフ、聖職者、技師、警察官など無数の非戦闘職が存在したからである。彼らは階級を付与されることで軍隊というヒエラルキーのなかに組み込まれはしたものの、「戦わない」以上、覇権的マスキュリティの体現者とはいえなかった。しかし、医師のように軍隊内で高い階級を付与され、専門職としての敬意を払われながら、それに見合った権力を保持したケースもあり、軍隊における彼らの立場は両義的なものであった。また、軍隊には性的マイノリティも存在した。同性愛者はエマスキュレーションされた男性の典型であり、軍の弱体化を招き、軍事的マスキュリティを内側から侵食する存在として危険視された。一方、軍隊はミソジニーを前提とする「男同士の連帯」が称揚される場でもあった。そのため、軍隊としての秩序を大きく乱さないかぎり、個々の兵士の性行動は不問にされるか黙認される傾向があり、大戦期を通じて同性愛者が問題なく軍に包摂された例も多数みられた<sup>13</sup>。少数派ではあったが同性愛の嫌疑をかけられ、除隊処分となった兵士たちは、みな一様に前線への復帰を懇願した。兵士として戦うことこそが自らのマスキュリティを証明する手段であったからである。軍隊の「なか」で微妙な立場におかれた「弱き男」たちは覇権的マスキュリティを攪乱する一方で、これを強化する側面を有していたといえる。

## 2. 「弱き男」としての塹壕の兵士～シェルショックと臆病・恐怖の概念をめぐる～

第一次世界大戦期のイギリス軍は志願および徴兵によって入隊した「普通の市民」で構成されており、70%が30歳未満、40%が24歳未満という若年層で占められていた。入隊時に彼らが思い描いていた戦争は現実の戦いとはかけはなれたものであった。軍事技術の飛躍的發展によって、突撃による進軍という戦法はすぐに時代遅れのものとなった。両軍が中間地帯をはさんでにらみ合う塹壕戦が主流となると、戦線は膠着状態に陥り、連射式の機関銃、戦車、そして毒ガスと威力を増していく近代的な兵器を前に人間は無力化していった。わずかな陣地の獲得のために繰り広げられた戦いは、敗者だけでなく勝者にも甚大な被害をもたらした。植民地を含むイギリ

<sup>12</sup> Juliette Pattinson, Arthur McIvor and Linsey Robb, *Men in Reserve: British Civilian Masculinities during the Second World War*, Manchester: Manchester University Press, 2017.

<sup>13</sup> Emma Vickers, *Queen and Country: Same-Sex Desire in the British Armed Forces, 1939-45*, Manchester: Manchester University Press, 2013, p.91.

ス軍の死者は71万5,038名にのぼり<sup>14</sup>、8人に1人が戦死し、4人に1人が負傷した<sup>15</sup>。

塹壕戦は兵士の身体的強さ、健康、そして美しさといった戦前のヨーロッパに広く行き渡っていたマスキュリティの要素を次々と侵食していった。色鮮やかな軍服は、塹壕の土に合わせてカーキ色となり、入隊時は真新しかった制服も泥水によって短期間で色あせた。敵を前にけっしてひるまないことを理想とする直立の姿勢は、砲弾から身を守るために地を這う姿勢へと変化を余儀なくされた<sup>16</sup>。ステファヌ・オードワン＝ルゾーがいうように、大戦はわずか数週間で直立の身体や制服の美学に代表される戦時のマスキュリティの演出を決定的に打ち壊したのである<sup>17</sup>。こうして覇権的マスキュリティと「戦争の現実」との間に大きなギャップが生まれた。塹壕の兵士が直面した現実、入隊時に彼らが期待し/されたマスキュリティ像を裏切るものであった。塹壕のなかで消耗戦を強いられた兵士たちのなかには、自らが味わった無力感や恐怖心を吐露した者もいた。1918年3月から休戦まで西部戦線で戦ったA・J・ターナーは、「兵士は自己決定力をもった個人ではなく、戦争という機械の一部にすぎない」と回想録に記している<sup>18</sup>。こうした兵士の無力感は、戦時に鼓舞されたマスキュリティを正面から否定するものであった。また、「勇敢に戦うこと」を求められる兵士にとって、恐怖から戦闘不能状態（シェルショック）に陥ることは臆病者のレッテルを貼られることを意味した。しかし、恐怖心と臆病を結びつけるこうした考えは、塹壕の兵士が少なからぬ恐怖を体験せざるをえない状況のなかでは、しだいに受け入れがたいものになっていった。

現代であれば、戦場での極度の緊張状態がもたらすPTSDとして解釈されるシェルショックは、大戦当初、「主に至近距離での砲弾の爆発によって引き起こされる神経系の錯乱状態<sup>19</sup>」として認知された。原因不明の震え、錯乱、聴覚および視覚障害といった症状が対処を要する問題として認識され始めたのは、1915年の春、第二次イーブル戦の後のことであった<sup>20</sup>。不調を訴える兵士の急増をうけて、陸軍省は著名な脳神経学者であったフレデリック・モット（Frederick Mott）や医師で心理学者のチャールズ・S・マイヤース（Charles S. Myers）に調査を依頼する。モットは病理学的には不明な点が残るとしながらも、一連の症状を砲弾のダメージによる器官的な問題として位置づけた<sup>21</sup>。当時、精神疾患は「精神という器官」すなわち脳の損傷に起因するとの考えが医師の間で広く共有されており、大規模な爆発で空気が変位し、それによって生じる圧縮と減圧の力がさまざまな症状を引き起こすと解釈された<sup>22</sup>。一方、マイヤースは当初から原因は心理的なものではないかとの疑いを持っていた<sup>23</sup>。マイヤースは、頭部に損傷が見られない、あ

<sup>14</sup> Jessica Meyer, *Men of War: Masculinity and the First World War in Britain*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2009, p.97, note.1.

<sup>15</sup> Roper, 2009, p.4.

<sup>16</sup> Meyer, 2009, pp.148-149.

<sup>17</sup> A・コルバン編（小倉孝誠監訳）『男らしさの歴史II 男らしさの勝利－19世紀－』藤原書店、2017、544頁。

<sup>18</sup> Imperial War Museum, *Private Papers, A.J. Turner, Documents*. 4617.

<sup>19</sup> Tara M. Fueshko, 'The Intricacies of Shell Shock: A Chronological History of the *Lancet's* Publications by Dr. Charles S. Myers and His Contemporaries', *Peace and Change*, 41(1), 2016, p.38.

<sup>20</sup> Jessica Meyer, 'Separating the Men from the Boys: Masculinity and Maturity in Understandings of Shell Shock in Britain', *Twentieth Century British History*, 20(1), 2009, pp.9-10.

<sup>21</sup> Edgar Jones, Nicola T. Fear, and Simon Wessely, 'Shell Shock and Mild Traumatic Brain Injury: A Historical Review', *American Journal of Psychiatry*, 164(11), 2007, p.1642.

<sup>22</sup> Jessica Meyer, "'Gladder To Be Going Out Than Afraid": Shellshock and Heroic Masculinity in Britain, 1914-1919', Jenny Macleod and Pierre Purseigle, *Uncovered Fields: Perspectives in First World War Studies*, Leiden: Brill, 2004, p.198.

<sup>23</sup> Fueshko, 2016, p.41.

るいは近距離で砲弾にさらされた経験のない兵士にも同様の症状が出る理由を、塹壕戦のストレスによるものとして心理学的に説明し、シェルショックという言葉を用いて複数の論文を発表した<sup>24</sup>。1918年までに、医師たちは爆発の衝撃を原因とする器質障害という考えから撤退し、砲弾の炸裂は相互にからみあった身体的・精神的原因の一部にすぎないと考えるようになっていった<sup>25</sup>。

一連の神経症は必ずしも砲弾（シェル）との因果関係をもつとは限らないとの見方が広まるにつれ、軍はシェルショックという言葉の使用そのものに慎重な姿勢を見せるようになる。このショックな名称が軍や社会に与える影響を考慮して、シェルショックという診断名の使用は禁止され、医学雑誌や新聞がこの言葉を用いないよう検閲が行われた。じっさい、『ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル』の1917年11月号に発表される予定であったシェルショックに関するマイヤースの論文は、軍の圧力によって掲載を見送られている<sup>26</sup>。前線で戦闘不能となった兵士には、まず「未診断、神経性のもの」という予備的なラベルが貼られ、診察の結果、脳に損傷がみられない場合は「神経衰弱（neurasthenic）」として分類されることになった<sup>27</sup>。一般的に用いられたのは、「戦争神経症（war neurosis）」や「戦争トラウマ（war trauma）」といった診断名であった。こうして徐々にシェルショックという言葉の使用には制限がかけられるようになっていったものの、イープルやソムでの激戦のさなか、記憶喪失、音への過剰な反応、眩暈、震えといった症状に「名づけ」がおこなわれたことの意味は大きかった。兵士が受けた目に見えないダメージが治療を要する疾患として概念化・可視化されることになったからである。シェルショックは原因や対処法に不明な点を多く残していたが、「治療可能なもの」ととらえられたことでその脅威はいくらか和らいだ。また、何らかの治療を施すことによって回復可能であるとの考えは、前線からの兵士の離脱を最小限に食い止めたい軍部の要請とも合致していた。

戦争に起因する神経症への理解が進んだとはいえ、神経系の症状を訴える兵士が常に「負傷者」としての地位を獲得できたとはかぎらなかつた。治療の対象としての「負傷者」と、統制および厳罰の対象としての「臆病者」との境はきわめてあいまいであったからである。大戦中、「神経を喪失した（lost one's nerve）」という表現はシェルショックに陥ったことを示すものとして用いられたが、同時に、「神経（nerves）」や「神経過敏（nervousness）」は臆病を意味する用語でもあった<sup>28</sup>。塹壕のなかで砲弾に怯える兵士の姿は、伝統的なマスキュリティ概念に基づく英雄像とは明らかに一致しなかつた。シェルショックの症状の一つに性的不能が含まれていたことを重視するE・ショウォルターは、しばしば女性や同性愛者として表象されたシェルショック患者を、エマスキュレーションされた存在ととらえている<sup>29</sup>。ショウォルターがいうようにシェルショッ

<sup>24</sup> Jones, Fear, and Wessely, 2007, p.1642.

<sup>25</sup> Stefanie C. Linden and Edgar Jones, "Shell Shock" Revisited: An Examination of the Case Records of the National Hospital in London', *Medical History*, 58(4), 2014. p.533. じっさい、大戦中、神経症で Queen Square に入院した462名の兵士のうち、29名が戦闘を経験していなかったことがわかっている（Linden and Jones, 2014, p.532.）。また、1919年におこなわれた調査でも、神経症にかかった200名の兵士の20%が戦火を経験していなかった（Joanna Bourke, *Dismembering the Male: Men's Bodies, Britain and the Great War*, London: Reaktion Books, 1996, p.115.）「危険の予期」が実際の恐怖としてシェルショックの引き金となりえたことがわかる。

<sup>26</sup> シェルショックに関する記事を新聞に掲載しないよう、陸軍から編集局に命令が出されている。Sloggett A: Director General of Army Medical Services War Diary. UK National Archives, WO5/45, Nov.25, 1916.

<sup>27</sup> Jones, Fear and Wessely, 2007, p.1643.

<sup>28</sup> Fueshko, 2016, p.40.

<sup>29</sup> Elaine Showalter, *The Female Malady: Women, Madness and English Culture, 1830-1980*, New York: Penguin Books 1987, p.172. (エレイン・ショウォーター（山田晴子・菌田美和子訳）『心を病む女たち—狂気と英国文化—』朝日出版社、1990。）

ク患者が覇権的マスキュリティに対する無意識の抵抗者であったかについては異論もあるが<sup>30</sup>、シェルショックが前線での予期せぬ現実に対する一つの拒否反応であったことはたしかであろう。兵士の「弱さ」の象徴でもあったシェルショックは、軍隊や医師、そして兵士たちにどのように解釈されたのだろうか。次章では、シェルショックに関する議会調査委員会の報告をもちいて、シェルショックがマスキュリティとの関係においてどのように解釈されたのかを考察する。

### 3. シェルショックはどう語られたか～ 1922年議会調査委員会報告～

#### 1) シェルショックと臆病のはざま

休戦協定の締結から1年以上が経過した1920年4月28日、貴族院でシェルショックに関する調査委員会を設置する動議がなされた<sup>31</sup>。シェルショックという言葉が委員会の正式名称に用いられていることから、大戦中にこの言葉の使用が禁止されたのが軍事上の理由であったことがわかる。委員会発足の背景には、増え続ける年金申請と、戦時中に開かれた軍法会議の判断に対するある疑惑が存在した。1918年の終わりまでに、イギリス政府は3万2,000名のシェルショック患者に年金を支給したが<sup>32</sup>、1921年段階で6万5,000名の元兵士が神経衰弱を理由に年金を申請しており、このうちの9,000名がなお加療中であった。また、臆病、命令不服従、敵前逃亡などで処罰された兵士のなかに、シェルショック患者が含まれていたのではないかとの疑惑も広がっていた。大戦中、陸軍では3,080名に死刑判決が出され、そのうちの346名の刑が執行されていた<sup>33</sup>。委員会の設置を提案したサウスバラ卿は「自分の行動に対する責任能力を失った不幸な男たちに恐ろしいことが起こった」可能性、すなわち戦争に起因する神経症を患っていた者が不当な判決によって処刑された可能性を示唆した<sup>34</sup>。1920年9月から計41回の委員会が開催され、59名分の証言が精査された<sup>35</sup>。委員会設置のきっかけとなったのは不当な裁きに関する「疑惑」であったが、委員会は個々の判決に立ち入ることは避け、1922年6月22日に公刊された報告書では、シェルショックの原因および対処法を提言するとどめた。著名な医師や脳神経学者、心理学者、軍の高官、そしてシェルショックに罹患した当事者に至るまで、さまざまな立場の人々が証言したが、彼らの証言からは、戦時のマスキュリティに関する価値観とその「揺らぎ」が読みとれる。理想的な兵士に不可欠な「勇気」や、それと対をなす「臆病」という概念を証言者たちはどのようにとらえたのだろうか。

報告書ではまず「シェルショックの事例をカバーするような有意な統計を手に入れることはできていない (p.7)」と網羅的なデータの不在が指摘されている。じっさいのところシェルショックの発症率はどの程度だったのだろうか。1922年の統計によると、大戦中のシェルショックの

<sup>30</sup> Laurinda Stryker, 'Mental Cases: British Shellshock and the Politics of Interpretation', in Gail Braybon (ed.), *Evidence, History and the Great War: Historians and the Impact of 1914-18*, New York: Berghahn Books, 2003, p.155.

<sup>31</sup> Ted Bogacz, 'War Neurosis and Cultural Change in England, 1914-22: The Work of the War Office Committee of Enquiry into "Shell-Shock"', *Journal of Contemporary History*, 24(2), 1989, p.227.

<sup>32</sup> Jones, *Fear and Wessely*, 2007, p.1642.

<sup>33</sup> [http://www.nationalarchives.gov.uk/pathways/firstworldwar/service\\_records/courts\\_martial.htm](http://www.nationalarchives.gov.uk/pathways/firstworldwar/service_records/courts_martial.htm) 軍法会議の判決の9割は重労働や懲役刑であった。

<sup>34</sup> Bogacz, 1989, p.228.

<sup>35</sup> Report of the War Office Committee of Enquiry into "Shell-Shock", London, HSMO, 1922. 以下、本報告書からの引用および参照箇所については本文中にページ数のみを( )内に記す。

症例数は1,700から3,500、発症率は全軍の2～4%であった。また、大戦中に負った障害を理由に年金を支給された者の数は、1929年までに160万人（兵士全体の約27%）に達したが、このうちの7万1,433名（兵士全体の約1.2%）に精神疾患が認められた<sup>36</sup>。さらに、兵士1万人の除隊データを精査した1917年の記録によると、その約20%が神経症を原因とした除隊であったとされている<sup>37</sup>。シェルショック調査委員会は、イギリス海外派兵軍の一部として1916年10月に結成された第5軍に関する証言を得ているが、それによるとシェルショックの発症者数は3,963名、発症率は0.8%であった（p.40）。前線の兵士が何らかの精神的ダメージを受けていた可能性は高かったものの、医師によって診断法も記録の取り方もまちまちであったため、正確な発症数を把握するのはきわめて困難であったことがわかる。

発症率1%未満から20%程度という統計の開きは、シェルショックの要因を部隊の士気に求めようとする傾向を生んだ。委員会で証言に立った元フランス陸軍の顧問医は「よく訓練された軍隊の士気は将校によってうまく高められていて、神経症は最小限におさえられている。一方、統制されていない軍隊では、神経症やヒステリーが頻繁にみられ、部隊に蔓延している（p.20）」と証言している。第4スコットランド高地連隊つきの軍医も「大隊の士気が高ければシェルショック、すなわち戦争神経症は少ない（p.66）」との見解を示した。また、シェルショックはそれまでの戦争では見られなかった現象としてとらえられた。軍司令官ホーン卿は、その特徴は大規模な爆撃と戦線の移動にあるとし（p.16）、G・スコット-ジャクソン中佐も塹壕のモルタルがシェルショックの原因であるとして、塹壕戦とシェルショックの因果関係を強調している（p.46）。

医師や脳神経学、心理学の専門家たちの間でも、シェルショックの定義に関する見解は一致しなかった。イギリス陸軍の顧問医を務めたT・R・エリオットは、シェルショックを「個人の自己統制能力を超えて持続的かつ反復的に出現する恐怖（p.71）」と定義している。一方、神経症を専門とする内科医A・F・ハーストは、自分には臆病とシェルショックの違いを述べる準備はないとしながらも、「臆病とは恐怖の影響下の行為のことで、シェルショックというのは…長期的で持続的な恐怖のことで。恐怖という感情の機能が、断続的もしくは激しい刺激を受けることによって過動の状態に陥ると、これをシェルショックというのだと思う（p.28）」と控えめに回答している。元フランス陸軍神経学の顧問医G・ルシーは、臆病とは何かとの問いに対し、「危険や恐怖を生じさせる恐れのあるような状況でおこる個人の自己統制能力の欠如」と答えている。彼によれば、「勇気ある男とは自己コントロールができる者のことで…そうした能力は生来備わっているか、訓練によって創り出される」が、「あるケースでは本当の病気を患っており、別のケースでは単に自己統制能力が欠如しているだけであった」と証言している（p.21）。

敵罰の対象である臆病（cowardice）と病気としてのシェルショックとの境はあいまいであったため、シェルショックの診断には常に詐病の疑いがついてまわった。ある医師は「ほぼすべての事例で誇張（p.22）」がみられたとし、別の将校は「シェルショックとされたものの大半はそうではなかった」とした上で、その理由を「それが家に帰れる簡単な方法だと兵士がわかっていた」からだとして説明している（p.52）。また、第4、5軍付きの神経科医であったW・ブラウンは「最初に対処した1,000件のシェルショックの事例のうち、深刻な詐病は28件」と、詐病はそれほ

<sup>36</sup> Meyer, 2009, p.97.

<sup>37</sup> Bourke, 1996, p.109.

ど多くはなかったとした上で、「こうした事例のほとんどは記憶喪失を装うものだった (p.43)」と証言している。ブラウン医師は脱走などの罪で軍法会議にかけられた兵士たちがシェルショックを主張した例を数多く見てきた。彼は脱走の弁明としてシェルショックの申し立てがあった場合、診察の上、軍法会議で証言するよう依頼されたが、それは彼にとってきわめて困難かつ不快な仕事であったという。ブラウン医師は、兵士が脱走したさいに責任能力を有していたか否かを軍医が判断するのは不可能であるとして、以下のように述べている。「軍法会議を2、3度経験したあと、私はすべての裁判で被告に有利な証言をするようになった。激しい砲火にさらされる前線での精神状態は、基地や、基地と前線の間のどこかにいるときの精神状態と同じではないと思ったからである (pp.43-44)。」明確な定義が存在しないがゆえに、シェルショックの識別は軍隊でも、病院でも、そして法廷でも困難であった。ショック状態の持続性を重視する立場もあれば、自己統制能力の有無を判断基準とする見解もあった。シェルショックは、「臆病」との対比のなかで、あるいは「詐病」との対比のなかで相対的な位置を与えることでしか把握することのできない現象だったのである。

## 2) 恐怖の肯定

証言者のなかには、シェルショックを誰もがかりうる病気としてとらえる者もいた。法廷弁護士であったドーソン少佐は「恐怖とは誰にも共通してある感情で、ひじょうに勇敢な男性でも率直にそれを認めている (p.139)」とし、新兵の訓練を担当した経験をもつJ・F・C・フューラー大佐も、新兵はみな同様の段階を経ながら恐怖を体験したと証言する。新兵は「正常で健康であっても初めて戦火を体験すると、身体的恐怖の明らかな兆候をみせた」が、こうした恐怖がやがてなくなると「無力感がこれに取って代わり」、ときにそれは「自己防衛のためのトラブルに発展するほど増大することも」あったという (p.29)。G・C・スタップス大佐は、「99%の男性が砲弾を怖いと思っていると言ってあげることが、新兵の助けになったものだ。…とくに若い兵士たちの間には恐怖心を抱いてはいけないうという考えがあるように思う。…しかし、誰もがとても怖いのだということ、そしてそうした状況になるのは自然なことであるということを若い兵士に理解させれば…いくらかの効果があるだろう」と兵士が恐怖心を抱くことを肯定的にとらえている。スタップスはさらに「多くの男たちは自分が怖がっていると(周囲に)思われることを恐れていて、そのことに苛まれている。恐れることが臆病なのではなく、恐怖によって自分の行動が支配されることが臆病なのだ… (pp.47-48)」と、恐怖の存在を前提にしたうえで、臆病という概念を「恐怖によって自己統制能力を失った状態」と定義づけている。

委員会では、兵士の誰もが恐怖心を抱いていることを前提に、それを抑圧しよう、覆い隠そうとすることがシェルショックの発症につながるという見解が示された。空軍の医療部隊に所属するW・ティレルは以下のように述べている。

シェルショックは恐怖から生まれる。その源となるのは自己保存欲求であり、恐怖を抱いていることを知られるのではないかという恐怖である。抑圧したり隠蔽したりしなければならぬ感情は…巧みに統御された神経のエネルギーを必要とする。…人は自分の隠された…感情を抑圧し、隠蔽し、カムフラージュするために神経のエネルギーを浪費してしまう。そうした感情が明るみに出ってしまったら、恥辱の烙印がおされ、仲間の目に不名誉な者と映る

危険があるからだ。(p.31)

誰もがシェルショックに陥る可能性があるとしながらも、証言からはシェルショックに対する偏見も見取れる。W・ティレルによれば、もっともシェルショックにかかりやすいのは、「陰鬱で、内省的で、自己分析的な者、いつも生存の機会をうかがっているような男」であるという。このタイプは「自らの資質や意志の力を高めるために知性を使わず…神経という資本を浪費する。こういう者はたいてい最後には壊れてしまう」とされた(pp.30-31)。委員会ではじっさいにシェルショックにかかった兵士も証言に立ったが、「匿名の証言者」として名前も所属部隊名も伏せられたことから、シェルショックが戦後も兵士の「恥」として認識され続けたことが窺える。「匿名の証言者」は委員会に召集された唯一の当事者として、自身が「壊れるまで」を詳細に、生々しく語っている。

彼は「それ」がじっさいに訪れる数か月前から予兆を感じており、常に恐怖に苛まれ、その「恐怖を隠すことは難しい」と感じるようになっていた。怖いという感情の抑圧が精神に多大な負荷を与え、シェルショックを引き起こしたというストーリーは、先に挙げたスタッフスの証言とも一致しており、委員会の見解を内面化したような語りとなっている。彼のいう「ある予兆」とは、極度の緊張状態におかれたことで時間の感覚が麻痺したことであった。自分の時計で時間を確認したあと、丸1日が経過したように思え、休憩時間が来たことを期待して時計を見ると、わずか数秒しか進んでいなかったという体験である。その時点で彼はまだ「何の問題もなく、また自分自身もきちんとコントロールできていた」。しかし、激戦の末、生き残った兵士が集められ、行軍が開始されたときに「それ」は起こった。ちょうど夜が明けた頃で、補給係が将校用の馬を集めて連れてきた。しかし、その馬に乗るはずの将校の姿はどこにもなかった。彼は馬を見て、何が起きたのかを瞬時に悟った。この光景が彼を「終わらせ」た。彼は不覚にも泣き出してしまったことを告白し、こう続ける。「後方から私たちを支援しにやってきた連隊の兵士のうち、何人かが泣いていたのを憶えている。彼らにとってそれは恥でも不名誉でもなかった。彼らは塹壕というのは泥と血以外は何もないと知っていたのだから(pp.90-91)。「匿名の証言者」が後方部隊の兵士たちの涙に触れた理由は明らかであろう。塹壕戦の現実を目の当たりにした兵士の弱さを肯定することで、彼自身が止めることができなかつた涙もまたマスキュリティを否定するものではないことを示そうとしたのである。隠すことも押し殺すこともできない恐怖、いやむしろ押し殺すことでかえって増長する恐怖こそが、シェルショックの引き金であったという語りである。

「匿名の証言者」が自らのマスキュリティを守るために強調したのは、戦線離脱を余儀なくされたあと、一定の休養ののち、前線に復帰したという事実であった。

私が体験したものこそがシェルショックだったと思う。塹壕に入ると私は統制力を失ってしまい…その週は流れる涙をコントロールすることができなかつた。しかし、何日か悪夢を見たのちに戦線を離脱し、6箇月が経って復帰したときには、自分自身をコントロールすることに困難を感じなくなった。少しも。まったく。(p.91)

彼は自己統制能力の喪失が一時的なものであり、のちにそれを回復したことを強調することで、自身がマスキュリティを喪失してはいなかつたことを示そうとしたのである。シェルショックにかかった当事者が匿名で証言したことからわかるように、多くの兵士が自身の恐怖体験に



については戦後も口を閉ざした。しかし一方で、「匿名の証言者」のように、制御不能な恐怖に陥れられたことを自ら告白する兵士もいた。H・L・アダムズは「緊張のせいで私の神経は硬直してしまい、敵めがけて走り出した<sup>38)</sup>」と回想録に記し、L・ゲームソンは「突然、…私は病的なまでの不安な状態に支配された。…その本質はむきだしの、わけがわからない身体的な恐怖だった」とコントロール不能の恐怖について語っている<sup>39)</sup>。恐怖は戦場の至るところに存在した。少数ながら兵士たちが自らの弱さについてあえて語ったのは、逆接的ではあるが、それが彼らのマスキュリティを証明する一つの手段だったからに他ならない。兵士が感じた恐怖は、凄惨な塹壕戦、すなわち戦争の現実を味わった者にしかわからないものとして位置づけられた。そうした意味では、「敵に向かって走り出す」という異常行動そのものが、マスキュリティの証となる可能性すらあった。兵士は自らが感じた制御不能の「恐怖」を吐露することで、いつ、いかなるときも勇敢に戦い抜くことの不可能性を示そうとした。それは、ある意味で究極のマスキュリティを表現する手段でもあったのである。

## おわりに

第一次世界大戦は伝統的な軍事的マスキュリティを体現する兵士の「不在」によって特徴づけられる戦いであった。シェルショックの原因となる恐怖は塹壕の兵士が抱く自然の感情であったとする多くの証言は、臆病者の烙印をおされたシェルショック患者だけでなく、塹壕のなかで「戦争の現実」に直面した兵士たちもまた、自らの恐怖心と戦う「弱き男」たちであったことを示している。脱走もせず、障害が残るほどのダメージを受けたわけでもない「普通の兵士」たち、つまり「弱者」であることをあらかじめ措定されていない多数派としての彼らが肯定した「恐怖」や「無力さ」は、伝統的に受け継がれてきた軍事的マスキュリティを揺るがすものであった。ステファヌ・オードワン＝ルゾーは第一次世界大戦以降の「近代的な兵士」を、「危険のなかで身を伏せて縮こまり、戦闘の激しさに対して無力なまま、肌で感じる恐怖をどうにか耐え忍ぼうとする男」、「辱めをうけながら、その屈辱をみずから告白する戦士」と表現している。恐怖に震える無力な兵士は、覇権的マスキュリティの体現者ではありえなかったが、一方でルゾーは、「軍隊と男らしさの神話が、近代的な戦闘によって課せられた再検討に易々と屈したわけではない」として、「男らしさの神話」の強固さにも言及している<sup>40)</sup>。現実よりも神話を重視するジョージ・モッセの議論<sup>41)</sup>を参照するまでもなく、現実(=恐怖)がただちに神話(=マスキュリティ)に修正を迫ったと結論づけるのは早計であろう。むしろ、揺らぎをみせた神話(=マスキュリティ)は、現実に沿う形で、つまり塹壕で無力感に苛まれた兵士たちに受け入れられるような形で再構築されたと考えるべきである。ローリング・ストライカーが主張するように、シェルショックはただちに理想的なマスキュリティ像を侵食したわけではなかった<sup>42)</sup>。それは、「戦争の現

<sup>38)</sup> Imperial War Museum, Private Papers of Harry Lawrence Adams, Documents. 4300.

<sup>39)</sup> Meyer, 2004, p.202.

<sup>40)</sup> J・J・クルティエヌ編(岑村傑監訳)『男らしさの歴史III 男らしさの危機? -20-21世紀-』藤原書店、2017、277-280頁。

<sup>41)</sup> ジョージ・L・モッセ(宮武実知子訳)『英霊一創られた世界大戦の記憶一』柏書房、2002。

<sup>42)</sup> Stryker, 2003, p.161.

実」を前に揺らいだマスキュリティを再構築し、それを維持・強化する契機ともなりえたからである。塹壕の兵士が一様に恐怖を感じたのであれば、臆病、そしてその対概念であり、覇権的マスキュリティの核となる勇気という概念もまた修正されなければならなかった<sup>43</sup>。第一次世界大戦期の兵士のマスキュリティは、近代化された戦争の影響を受けながら、ときには恐怖や涙といった「弱さ」をも肯定する形で再構築されたのである。

付記：本研究は JSPS 科研費（課題番号 19K01068）の助成を受けたものである。

---

<sup>43</sup>) Meyer, 2009, p.160.

# Effect of Husbands ‘*Tanshin Funin* on Couples’ Relationship: Analysis Using Generalized Propensity Scores

Atsuko FUJINO  
(Kyoto Sangyo University)

## Abstract

The purpose of this study is to analyze the impact of husbands’ *Tanshin Funin*, or living apart from the family due to job transfers, on the couples’ relationship. The *Tanshin Funin*, arising from the frequent transfers of employees in the Japanese employment system, became a social problem in the 1980s in Japan. Therefore, many studies about the influence of *Tanshin Funin* on the family are concentrated in this period. Most of studies in those days concluded that *Tanshin Funin*, in fact, reinforced couples’ ties. However, there were issues with the analysis methods in some studies.

In response to such issues, this study uses a more elaborate counterfactual model with generalized propensity score, as the methodology. To collect the data, a survey was conducted among 3,134 married women aged between 30 and 40, in 2016. The results of the study are as follows. (1) Husbands’ *Tanshin Funin* decreases the overall marital satisfaction of their wives. (2) *Tanshin Funin* reduces a wife’s satisfaction with her husband’s family responsibilities. (3) *Tanshin Funin* tends to weaken the emotional relationship between a husband and wife. (4) However, *Tanshin Funin* does not seem to influence the marital relationship as an institution.

From these results, we could say that the average male white-collar workers of *Tanshin Funin* may have lost the emotional ties with their wives yet continue to provide financial supports to their families. The Japanese employment system had been supported by the modern nuclear family, characterized by the gendered division of labor since the high-growth period of the 1960s. Even now, this system sustains, and the family structure is stable, while social situations are changing. The existence of *Tanshin Funin* is perhaps one of the reasons why substantial changes in the Japanese employment system and the family edifice have not taken place. *Tanshin Funin* has been on an increase even though it provokes couples’ crisis and enforces division of labor based on gender. This Japanese employment system could, nevertheless, change with the spread of remote working, following the COVID-19 pandemic.

# 夫の「単身赴任」の経験が夫婦関係に与える影響<sup>1</sup>

## —一般化傾向スコアを用いた分析—

藤野 敦子

(京都産業大学)

### 1. はじめに

日本では、自らの希望ではなく、組織の都合での「転居を伴う人事異動」である転勤が生じる。また「勤労者が、自宅通勤が不可能な地域への転勤を勤務先から命ぜられた場合、家族を帯同せず、一人で勤務地に赴任」する単身赴任も頻繁に見聞きする(田中(1988))。<sup>2</sup> 欧米諸国では経営者層や希望者を除くと組織の側から転勤を命じられることはほとんどなく、また単身赴任もなじみが薄い。このような組織の都合での転勤そしてそれによって生じる単身赴任は、高度経済成長期に定着した日本特有の「日本型雇用制度」の一つとして知られている。日本型雇用制度では、正規雇用者は、賃金や雇用保障において手厚い保障を受けるが、その見返りに、時間、場所を問わず、組織の都合に応じなければならないという側面を持つ。

同じく高度経済成長期に日本では、夫が稼ぎ手で妻が家を守るという性別役割分業や家族構成員の情緒的つながりの特徴とする「日本型近代家族」が一般化した(千田(2011))。この日本型近代家族と日本型雇用制度は不可分の関係であるとされてきた(遠藤(2011))。正規雇用者で働く夫が、妻が働かなくとも企業から十分に生活できる保障を受ける代わりに、妻が家庭内の責任を負うという、家族と企業の強い相互依存性が指摘されてきた(木本(1995))。

そこで、かつては組織から転勤命令を受ければ、家族を帯同することが一般的だった。1980年代には、家族帯同を原則とする企業が8割にも上っていたとする(田中(2013))。ところが、1990年代に入り、家族の状況が変容し、単身赴任が増加してきた。労働政策研究・研修機構の『ユースフル労働統計2020』によれば、単身赴任割合は、1992年に1.5%であったものが2017年には3.0%までに上昇しているとする。<sup>3</sup>

佐藤(2007)は、単身赴任は、転勤命令が下ったとき、雇用者の家族の側で、家族帯同でなく単身赴任を選択した結果として発生するものであり、家庭の事情がその背後にあると言う。木本(2000)は、企業は家族帯同原則を建前としつつも、家族がそれを受け入れないという現実に対応し、手当など経済的補償をしつつ雇用者の単身赴任を容認する傾向へと変わっていったとする。

最近になると、海外転勤ではむしろ単身赴任を原則とするケースが増えているとの報告もある(藤井(2014))。国内転勤においても、労務行政研究所の『国内転勤の最新実態2005年』によれ

<sup>1</sup>本稿では、日本型雇用制度、日本型近代家族の残存する日本におけるカップルの関係性、異性愛カップルの関係性に焦点を当てており、「夫」「夫婦」という語句を用いる。

<sup>2</sup>単身赴任の定義は田中(1988)による。

<sup>3</sup>総務省『就業構造基本調査』のデータから男性の雇用者で配偶者のある単身世帯を単身赴任者とし、雇用者全体で除したものの推移をみている。労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計2020』p.54を参照。

ば 300 人未満の中小企業では、単身赴任を前提に辞令を出すとする。

雇用者の家族の事情であれ、企業の方針であれ、いずれにせよ単身赴任は、家族を離れ離れにし、妻に家庭責任を重くする可能性が高い。雇用者や家族に葛藤や苦悩を生じさせることになるかもしれない。単身赴任という経験により、正規雇用者の妻は夫婦の関係性をどのように見るようになるのだろうか。夫婦の危機と考えるようになるのだろうか。それとも夫婦の絆を強化する機会ととらえるのだろうか。これが本稿の問いである。

単身赴任の夫婦関係への影響を分析したこれまでの実証研究に目を移すと 1980 年代に単身赴任が社会問題化したことから、この年代に集中している。ところが近年にはほとんど実証研究が見当たらなくなった。また 1980 年代の研究の多くは、単身赴任は夫婦関係にポジティブな影響があると結論するものが多い（田中（1994））。<sup>4</sup>

木本（2000）は、日本の大企業正規雇用者の家族はマイホームなど近代家族のエクステリアを追求するにつれ、情緒的関係など近代家族のインテリアはなおざりにされてきたとする。木本（2000）によれば、エクステリアと引き換えにインテリアを犠牲にするのが単身赴任という選択ではないかという。この指摘から、単身赴任を選択することで、むしろ近代家族のエクステリア（物質的側面）が充実され、家族の外面が保たれてきたため、家族内の葛藤、夫婦問題など内面の問題が表だって話題にならなくなってきたと考えることも可能である。さらに少子化、ジェンダー格差の現状の改善が長くに渡ってうたわれつつも、日本型雇用制度、日本型近代家族というこの社会システムが 21 世紀になってもほとんど変化することなく維持されてきた理由もこのあたりと関連している可能性がある。

転勤制度やそれに伴う単身赴任は、2018 年頃から急速に政府の掲げる「働き方改革」の中で、家庭と仕事の調和の観点から課題に挙げられるようになってきた。しかし、2020 年 1 月の時点にあっても日本経団連が「日本型雇用制度の見直し」を指針に掲げていることから、それまでは日本型雇用制度は大きく変化なく継続してきたと考えられる。2020 年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの普及で、実質的に転勤や単身赴任を見直す企業が相次ぎ、変化の兆しが見えてきた。

本稿では、新型コロナウイルス感染症拡大前の 2016 年に、著者が既婚女性を対象に収集した量的データを用いて、「夫の単身赴任を経験した群」を「家族帯同群」や「非転勤群」と比較しながら、転勤、単身赴任が夫婦の関係性にどのような影響を与えているのか、妻の意識から明らかにする。このことを通して日本型雇用制度と日本型近代家族の関係性を今一度振り返り問い直すきっかけとしたい。

## 2. 先行研究

前述したように日本において、転勤、単身赴任と家族に関する実証研究は、社会学、心理学分野を中心に 1980 年代に多く見られる。夫の健康、夫の心理状態、親子関係にネガティブな影響があると指摘するものが多いものの、夫婦関係への影響に関しては、ネガティブと指摘するもの

<sup>4</sup>田中（1994）においても指摘されている。

は少ない。

例えば、工藤・久谷他（1984）は、夫も妻も関係性に変化なしとする割合が過半数を占めており、「亀裂が入りそうになった」とする割合は2%にすぎないとする。田中（1988）は、単身赴任は夫と妻が相互の必要性を再認識する機会になっているとした。

海外においては、組織からの命令による転勤やそれによる単身赴任は多くない。しかしながら、カップルがそれぞれのキャリアを追求する上で、自らが選択した結果として、仕事による別居カップルが存在している。このような別居カップルを英米圏では Commuter couple、フランスでは国鉄 TGV で行き来するカップルという意味で Couples-TGV（TGV カップル）とすることがある。このような別居がカップル関係に及ぼす影響には、いくつかの研究が存在する。

アメリカでは、Lindemann（2017）が、別居カップルの方がコミュニケーションを頻繁にし、むしろ相互依存関係を深めているとした。他方、フランスでは、Bonnet et al（2006）がカップルの別居は、男女の平等性が高まりそれぞれが仕事を持った結果であるものの、別居によって女性の家事育児など家庭責任が重くなりカップル間の緊張が高まるとする。インドネシアでは、Chrisianie et al（2018）が同居カップルよりも別居カップルの方が、関係性が安定的で互いの満足感が高いとする。

このように先行研究では、仕事によるカップルの別居が夫婦関係に与える影響を見た場合に、夫婦関係に肯定的な影響があるとするもの、否定的な影響があるとするもの、両方の結果が報告されている。もちろん単純に比較できないが、時代や文化によって変容する可能性はあるだろう。

研究手法として、海外の研究の多くは、質的研究である。他方、日本では、ある1つの企業や学校などをターゲットにアンケート調査をした量的研究が中心となっており、単身赴任群、家族帯同群に分けて比較分析した心理学分野の研究が多い。しかし、この分野の研究では、データの収集の限界から転勤を経験していない群（統制群）が設定されていない場合が多い。たとえデータが収集されていたとしても、非転勤群の属性が単身赴任群、家族帯同群と同質にはなっていないという問題点も見られる。本稿では、著者が実施した最近のデータを用いて、一般化傾向スコアによる分析をすることで均質な3群の比較を試みたい。

### 3. データの概要

転勤・単身赴任が一体どれぐらい生じているのか、政府統計上においても正確に把握することは困難である。久本（2013）が指摘するように、雇用者全体からすればその割合が低いからである。これまで転勤や単身赴任の研究が数多くないのは、データが入手困難であったからだと考えられる。

しかし近年、インターネットの普及とともに、今まであまり行われてこなかった個人を対象とした転勤や単身赴任に関する意識調査が Web 上で実施されるようになってきている。インターネットを介して行われる Web アンケートは、無作為抽出ではないため、母集団の代表性に問題があると言われる。雇用者全体からすると見つけにくい転勤、単身赴任経験者に関する調査を無作為抽出で実施すれば、膨大なコストがかかる。ターゲットを絞りインターネットを介して調査することでデータを効率よく入手することが可能となる。もちろん Web 調査から有意抽出で得

られたデータの分析結果をサンプル外にまで敷衍化することはできない。しかし、多数の事例調査という枠組みの中で統計分析を実施し、一面的なエビデンスを提示することは可能だと考える。

そこで、著者はインターネットを介しての Web 調査で、「首都圏・関西圏に在住する 30 - 40 代既婚女性で夫が民間企業の正社員で子供 1 人以上」というターゲットを絞った有意抽出によってデータを収集した。<sup>5</sup> 調査名を「夫の転職・単身赴任に関するアンケート調査」とし、実査は民間調査機関が 2016 年の 8 月 4 日から 10 日に行った。<sup>6</sup>

有効なサンプルサイズは 3,134 である。ただし、本分析では、妻側の単身赴任や転職以外で夫婦が別居しているケースを取り除き、さらには欠損値も取り除いたため、2,539 のデータを使用することになる。

なお、本アンケートでは、「回答者の学卒時・結婚当初・現在の就労状況、結婚当初・現在の住居、居住者の状況」「回答者の家族の状況」「夫の就労状況、結婚後の転職や単身赴任の有無、夫の単身赴任を経験した時期、期間」「夫婦関係の状況、意識」など<sup>7</sup>、詳しく聞き取っている。質問は、全部で 31 問となり、小問まで含めると合計 76 問となっている。

## 4. 分析方法

### (1) 本稿で用いる分析方法

本稿では、前述したインターネット上で実施されたアンケート調査から収集されたデータを用いて、転職により夫が単身赴任を経験した群、すなわち「単身赴任群」(処置群 1)、転職をしたが家族帯同し、夫が一度も単身赴任していない群、すなわち「家族帯同群」(処置群 2)、転職がなく家族帯同も単身赴任も経験していない群、すなわち「非転職群」(統制群)に 3 分類し、基本的には夫婦関係に関する平均処置効果 (Average Treatment Effect : ATE)、すなわち処置群 1 と統制群の平均の差 (群間平均値差)、処置群 2 と統制群の平均値の差 (群間平均値差) を分析する。

社会科学の分野では、そもそも各群に無作為に割り振る無作為割り当てが行えないケースが多い。そこで、Rosenbaum and Rubin (1983) が提唱した「傾向スコア」を算出し、これを用いることで、無作為に割り付けたものに近似させ、分析する。傾向スコアを用いて「夫が転職により単身赴任を経験した群 (処置群)」を「非転職群 (統制群)」と比較する場合、統制群を反実仮想的な場合、すなわち夫が仮に転職がなく、単身赴任を経験しなかった場合とみなし、処置があった場合の効果を見ることが可能となる。

傾向スコアの導出には、まず共変量 (交絡因子) を選択する必要がある。本稿でいう共変量とは、夫の年齢、学歴、夫の勤務先の業種や規模、持ち家の有無、子供の年齢など、単身赴任、家族帯同、非転職の経験の違い及び夫婦の関係性に影響する様々な変数のことである。これら共変量の影響を取り除き、均質にしなければ、比較することはできない。傾向スコアとは、複数あるこれらの共変量を 1 つの数値に集約し、共変量の影響を最小限にしたものである。また、本稿で

<sup>5</sup> 首都圏とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県であり、関西圏とは、大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県である。首都圏・関西圏に限った理由は、これら都市圏には企業の本社 (主要拠点) が多く所在し、民間企業勤務者のサンプルが Web 上で回収しやすいからである。

<sup>6</sup> Web 調査は、民間調査機関 IPSOS (イプソス) に依頼し、サンプルは楽天リサーチパネルから得られたものである。

<sup>7</sup> 結婚当初とは、婚姻した時点あるいは事実婚のカップルになった時点を指す。

は、転勤状況に関する独立変数が「単身赴任群」「家族帯同群」「非転勤群」の3群であるため、実際には「一般化傾向スコア」を導出することになる(Imbens (2000))。<sup>8</sup>

今回、転勤により単身赴任を経験した回答者の数が、転勤がなく、単身赴任も家族帯同も経験していない回答者の数に比べ少ないという問題点がある。もし、傾向スコアの使用方法として一般的によく用いられている傾向スコアマッチング法を用いると、データが大きく減少してしまう。その問題を避けるために逆確率重みづけ法(Inverse Probability Weighting: IPW)を用いる。これにより、夫婦の関係性を示す11の指標を従属変数とし、2つの独立変数をさらに加えた回帰分析(回帰調整した逆確率重み付け法: IPWRA)を実施する。ただしこの方法でも、なお、一般化傾向スコアの推定の精度が低い場合等に誤った結果を導く可能性や、転勤なし群の共変量のデータが用いられないという課題が残る。そこでそれらを改善する二重にロバストな推定法(augmented IPW: AIPW)でも分析する(Bang and Robins (2005))。二重にロバストな推定法とは、「従属変数を共変量によって説明するモデル」と「傾向スコアを推定するためのモデル」のどちらも用いて推定するものである。すなわち本稿では、分析結果の頑健性を確認するために回帰調整した逆確率重み付け法(IPWRA)と、二重にロバストな推定法(AIPW)の両方の結果を示す。

## (2) 従属変数の選択(夫婦の関係性を示す11の指標)

個人の夫婦関係を評価するために、いくつかの結婚の質に関する尺度が、家族社会学や心理学の分野で開発され用いられてきた。中でも夫婦関係を総合的に評価する場合には、「夫婦関係全般の満足度」や「結婚満足度等」がよく用いられる。あるいはそれらの要因とも言える夫婦関係の個々の側面を用いて夫婦関係を評価することもある(伊藤・相良(2012))。Jacobson and Moore (1981)は、特に夫婦関係のある側面の一つ、「夫婦間のコミュニケーションの満足度」は夫婦関係全般の満足度を予測できるものとしている。日本の家族では、特に子を持った後は、伊藤(2015)も指摘するように、夫婦間の愛情などの親密性よりもむしろ家庭の安定性の方を重要視する傾向も強い。本稿では特に家族の外を維持しようとしているかどうかを見るために、夫婦関係の制度的安定性に対する意識も取り上げる。さらに本稿では、子を持つ既婚女性を対象としている。夫の家事や育児の満足度も夫婦関係の総合的な評価に影響を持つ個々の側面と考えられるため取り上げる。

このようにして、本稿では、夫婦の関係性の評価に対し、総合的な夫婦関係を評価する夫婦関係満足度の他に、総合的な夫婦関係の決定要因となりうる夫婦関係の個々の側面を評価する変数、つまり情緒的関係性、夫婦関係の制度的安定性・家事育児の満足度に関する10の指標を加えた11の変数を使用する。詳細は次の通りである。

### ① 夫婦関係の全体の満足度

本稿で使用するアンケートでは夫婦関係満足度を、結婚した直後と現在の状況の満足度を7件法で聞いている。そこで、従属変数は、ダミー変数で次のようにする。

現在の夫婦関係満足度 < 結婚当時の夫婦関係満足度の場合を1(満足度が低下)とする。

現在の夫婦関係満足度 ≥ 結婚当時の夫婦関係満足度の場合を0(満足度は維持、上昇)とする。

<sup>8</sup>独立変数が2群の場合、傾向スコア、独立変数が3群以上の場合には一般化傾向スコアを導出し、利用することになる。



## ② 夫婦の現在の情緒的側面

夫婦の現在の情緒的側面に関する変数としては、(1)夫婦のコミュニケーションの物理的側面、心理的側面を見る変数と(2)夫婦のつながり、絆についての物理的側面、心理的側面を見る変数を取り上げる。

(1)夫婦のコミュニケーション：物理的側面を見る変数としては、「夫婦が離れている時間実際にどのくらい連絡を取り合っているか」を「ほぼ毎日(常に)～ほとんど取り合わない」の5件法で聞いたものを用いる。心理的側面を見る変数としては、「夫婦の日常的なコミュニケーションが十分とれているか」の意識を「そう思う」～「そう思わない」の5件法で聞いたものを用いる。

(2)夫婦のつながり、絆：物理的側面については、「夫と一緒に何かすることはストレスである」や「私達はセックスレス夫婦である」とする性関係含めた共同行動についての意識を「そう思う」～「そう思わない」の5件法で聞いたものを用いる。心理的側面については、「私と夫の絆は強い」とする意識を「そう思う」～「そう思わない」の5件法で聞いたものを用いる。

## ③ 夫婦の現在の制度的安定性

夫婦関係の安定性、夫の浮気・不倫の可能性、今後の離婚の可能性の3つの変数を取り上げる。安定しているかどうか、浮気・不倫・離婚の可能性があるか、などいずれについても5件法(そう思う～そう思わない)で聞いたものである。

## ④ これまでの夫の家事・育児に対する満足度

子育て世代を対象としているため、これまでの夫の家事態度に対して満足であるか、これまでの夫の育児態度に対して満足であるかを満足～不満までの5件法で聞き取ったものを用いる。

## (3) 共変量と独立変数

本分析では、共変量として夫の企業の業種、企業規模、夫の年齢、夫の役職、夫の学歴、妻の学歴、妻の結婚当時からの就業状況、第一子の年齢、結婚当時の持ち家の有無を取り上げる。共変量は、夫婦の関係性(従属変数)と転勤等に関連する変数(処置変数)で処置(転勤)の前の変数が選ばれるべきである。本稿ではクロスセクションのデータを用いているため、夫の企業の業種、規模、役職は現時点の情報となることから中間変数の位置づけになる。しかしながら夫は日本型雇用制度における正規雇用者で、新卒一括採用から入社していると仮定すれば、これら中間変数は、処置前変数とも捉えられる。そこで、ここでは夫の企業の業種、規模を共変量とする。夫の役職も幹部候補生の指標を示す代理変数として共変量とする。なお、データからは転勤回数が複数回に及ぶ者も一定数いる。

結婚持続期間、現在の子供数は、従属変数である夫婦の関係性(従属変数)に影響を与える変数であるが、現時点での情報であり、共変量には入れずに独立変数(コントロール変数)として使用する。

## (4) 分析に用いるすべての変数の記述統計量

一般化傾向スコアの導出に用いた共変量、従属変数、独立変数を含めたものは表1の通りとなっている。ここで注目しておきたい点は、妻が結婚当初から現在まで正規雇用で継続して勤務して

いる割合は12%程度であることである。多くが無業（専業主婦）か非正規雇用として勤務している。また本研究では単身赴任を選択した最大の理由について聞いている。妻側に聞いている点で留意が必要であるが、夫や夫の組織の決定が50%、子供の教育が27%、妻の就労6%、持ち家5%、親の介護2%となっている。

表1 記述統計量 (n = 2539)

変数名	平均値	標準偏差	最小値	最大値	
共変量	夫の企業の業種 (ref: その他の業種、ダミー変数)				
	金融保険	0.062	0.241	0	1
	製造	0.304	0.460	0	1
	小売・飲食	0.107	0.309	0	1
	情報通信	0.133	0.340	0	1
	その他	0.394	0.489	0	1
	夫の企業の規模 (ref:300人未満、ダミー変数)				
	1000人以上	0.355	0.479	0	1
	300-1000人	0.162	0.369	0	1
	300人未満	0.483	0.500	0	1
	夫の学歴 (ref: 中・高卒、ダミー変数)				
	中・高卒	0.238	0.426	0	1
	大卒以上	0.592	0.491	0	1
	専門学校・短大等	0.169	0.374	0	1
	夫の役職(ref: 役職なし、ダミー変数)				
	夫 役職あり (課長以上)	0.308	0.462	0	1
	夫 役職なし	0.692	0.462	0	1
	夫の年齢 (実数値)	41.777	6.471	25	61
	妻の就業 (ref: 正規雇用を継続していない、ダミー変数)				
	妻: 結婚～現在まで継続して正規雇用	0.119	0.324	0	1
	妻: 結婚～現在まで正規雇用を継続していない	0.881	0.324	0	1
	妻の学歴 (ref: 中・高卒、ダミー変数)				
中・高卒	0.210	0.407	0	1	
大卒以上	0.402	0.490	0	1	
専門学校・短大等	0.388	0.487	0	1	
第1子の年齢 (実数値)	9.651	6.563	0	32	
夫婦の住居 (ref: 結婚当時、持ち家を所有していない、ダミー変数)					
結婚当時に持ち家を所有	0.225	0.418	0	1	
結婚当時に持ち家所有していない	0.775	0.418	0	1	
独立変数	転勤 (単身赴任・家族帯同) 状況 (ref: 転勤経験なし、ダミー変数)				
	転勤による単身赴任経験あり	0.130	0.337	0	1
	転勤による単身赴任経験あり	0.191	0.393	0	1
	転勤経験なし	0.678	0.467	0	1
結婚持続期間 (実数値)	12.258	6.506	0	32	
現在の子供数 (実数値)	1.697	0.678	1	4	
従属変数	夫婦関係の満足度のギャップ (現在の夫婦関係満足度 < 結婚当時の夫婦関係満足度の場合: 1 現在の夫婦関係満足度 ≧ 結婚当時の夫婦関係満足度の場合: 0)				
		0.437	0.496	0	1
	夫婦が離れているときの連絡の頻度 (高頻度 5～低頻度 1)				
		4.113	1.237	1	5
	日常的なコミュニケーションは十分とれている (そう思う 5～そう思わない 1)				
		3.233	1.176	1	5
	夫と一緒に何かするのはストレスである (そう思う 5～そう思わない 1)				
		2.635	1.218	1	5
	私達はセックスレス夫婦である (そう思う 5～そう思わない 1)				
		3.308	1.420	1	5
夫と私の絆は強い					
	3.263	1.152	1	5	
夫婦関係の安定性 (安定 5～不安定 1)					
	3.533	1.124	1	5	
夫の浮気・不倫の可能性 (可能性大～可能性小)					
	1.507	0.846	1	5	
今後の離婚の可能性 (可能性大～可能性小)					
	2.378	1.202	1	5	
夫のこれまでの家事態度 (満足 5～不満 1)					
	3.093	1.238	1	5	
夫のこれまでの育児態度 (満足 5～不満 1)					
	3.334	1.241	1	5	

(5) 一般化傾向スコアの算出

一般化傾向スコア含む傾向スコアが利用可能である前提条件としては、「強く無視できる割り付け条件」が成立する必要がある。これは、「どちらの群に割り付けられるかは共変量の値のみ依存し、従属変数には依存しない」ということを意味している。ここでは、転勤による単身赴任の経験、家族帯同のみの経験等は、従属変数である結婚当初と現在の夫婦満足度のギャップや現時点での夫婦関係の指標に先行しているため、従属変数によって割り付けが決まっているわけではない。ただし、共変量の値のみに依存しているかどうかについては明らかではない。観測できない欠損値について直接知ることはできないからである。

前提条件について間接的にチェックする方法は、いくつか提案されているが、そのうち、本稿では多項ロジスティックのフィットが良いことを、一般化されたホスマー・レメショウ (Generalized Hosmer-Lemeshow) 検定で確認するとともに、共変量自体が調整されていることを標準化差異によって確認する。結果は表2の通りである。前提条件については、一般化されたホスマー・レメショウ検定の p 値が 0.424 (>0.005) と有意でないことからフィットが良いことが確認された。また、各共変量の IPW 推定量を重み付けのない平均値と比較した標準化差異はマッチング後にすべて 0.1 より小さくなっており、共変量が調整されていることも確認された。

表2 一般化傾向スコア算出のための多項ロジスティック分析

	家族帯同群		標準化差異		単身赴任群		標準化差異		
	係数	ロバスト標準誤差	マッチング前 (n=486)	マッチング後 (n=844)	係数	ロバスト標準誤差	マッチング前 (n=349)	マッチング後 (n=858)	
夫の企業の業種 (ref: その他の業種)									
金融保険	0.453	0.222 *	0.236	-0.004	0.589	0.247 *	0.302	-0.034	
製造	-0.132	0.131	0.031	-0.042	0.304	0.155 *	0.272	-0.048	
小売・飲食	0.393	0.171 *	0.114	-0.016	-0.017	0.253	-0.127	-0.069	
情報通信	-0.781	0.203 ***	-0.241	0.057	-0.588	0.239 *	-0.221	-0.007	
夫の企業の規模 (ref:300人未満)									
1000人以上	1.132	0.126 ***	0.495	-0.018	1.168	0.156 ***	0.560	-0.003	
300-1000人	0.707	0.160 ***	0.049	0.005	1.036	0.186 ***	0.152	0.056	
夫の学歴 (ref: 中・高卒)									
大卒以上	0.423	0.423 **	0.230	0.016	1.120	0.216 ***	0.518	-0.022	
専門学校・短大等	0.369	0.369 *	-0.043	0.000	0.711	0.259 **	-0.187	-0.036	
夫の役職(ref: 役職なし)									
夫 役職あり (課長以上)	0.279	0.125 +	0.213	0.011	0.455	0.141 ***	0.503	0.067	
夫の年齢 (実数)	0.009	0.012			0.013	0.015	0.539	-0.074	
妻の就業 (正規雇用継続なし)									
妻: 結婚~現在まで継続して正規雇用	-0.322	0.183 +	-0.104	-0.010	-0.209	0.234	-0.148	0.092	
妻の学歴 (ref: 中・高卒)									
大卒以上	0.013	0.164	0.048	0.008	0.565	0.214 **	0.143	0.005	
専門学校・短大等	0.071	0.150	0.025	0.025	0.448	0.204 *	0.050	-0.004	
第1子の年齢 (実数)	0.016	0.012	0.139	-0.039	0.095	0.014 ***	0.604	-0.074	
夫婦の住居 (ref: 結婚当時、持ち家なし)									
結婚当時に持ち家あり	-0.735	0.146 ***	-0.289	-0.007	-0.664	0.170 ***	-0.256	-0.037	
定数項	-2.537	0.457 ***			-5.212	0.596 ***			
Number of obs					2,539				
Wald chi2(30)					395.150				
Prob > chi2					0.000				
Pseudo R2					0.115				
Log pseudolikelihood					-1,925.965				
Generalized Hosmer-Lemeshow Test	chi-squared statistic =		16.426		d.f.=16		Prob > chi-squared =		0.424
(number of groups=10)									

注) +: p<0.1, \*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001

## 5. 平均処置効果 (ATE) の推定結果

### (1) 夫婦関係の全体の満足度 (結婚当初と現在のギャップ)

結果は表3の通りである。Potential outcome means (POmeans) は全員が転職を経験しなかったときの期待値 (平均値) となる。単身赴任群の平均処置効果は、プラスで有意である。単身赴任群が非転勤群よりも現在の夫婦関係満足度が結婚当初と比べて低くなり、結婚当初よりもギャップが大きくなることを意味する。他方で、家族帯同群では非転勤群と有意差はない。転職により単身赴任を経験することで夫婦関係満足度が低下する可能性が示されている。

表3 夫婦関係の満足度のギャップに関する平均処置効果 ATE

	夫婦関係の満足度ギャップ			
	IPWRA		AIPW	
	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差
家族帯同群 (ref: 非転勤群)	0.028	0.028	0.028	0.028
単身赴任群 (ref: 非転勤群)	0.095	0.041 *	0.098	0.043 *
Potential outcome means	0.426	0.013 ***	0.426	0.013 ***

注) +:  $p < 0.1$ , \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

### (2) 夫婦の関係性の個々の側面の評価

#### ① 夫婦の現在の情緒的側面

結果は表4の通りである。

夫婦のコミュニケーションに注目すると、連絡頻度が単身赴任群は非転勤群、家族帯同群に対し、少なくなっていると同時に、日常的にコミュニケーションが十分とれていないと感じている。単身赴任の経験が夫婦相互のコミュニケーションを弱める方向で働く可能性がある。

夫との共同行動に関連する意識を見ると、単身赴任群の方が夫と一緒に行動にストレスを感じているとともに性関係の希薄な夫婦だと認識されていることがわかる。夫婦の絆については、家族帯同群、単身赴任群ともに非転勤群よりも低い数値であるが、家族帯同よりも単身赴任群の方がより低くなっている。

これらをまとめると、単身赴任という経験によって夫婦の情緒的な関係性が弱体化する可能性が示唆される。

表4 夫婦の現在の情緒的関係性 (5つの変数) の平均処置効果 ATE

	夫婦が離れている場合の連絡の頻度				夫婦の日常的なコミュニケーションが十分とれている							
	IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW					
	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差				
家族帯同群 (ref: 非転勤群)	-0.002	0.064	-0.002	0.065	-0.038	0.062	-0.038	0.062				
単身赴任群 (ref: 非転勤群)	-0.268	0.112 *	-0.270	0.116 *	-0.412	0.117 **	-0.411	0.122 **				
Potential outcome means	4.147	0.031 ***	4.147	0.031 ***	3.285	0.030 ***	3.285	0.030 ***				
	夫と一緒に何かするのはストレスである				私達はセックスレス夫婦である				夫と私の絆は強い			
	IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW	
	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差
家族帯同群 (ref: 非転勤群)	0.094	0.064	0.094	0.064	0.052	0.078	0.053	0.078	-0.113	0.064 +	-0.113	0.064 +
単身赴任群 (ref: 非転勤群)	0.303	0.094 **	0.298	0.099 **	0.287	0.114 *	0.293	0.121 *	-0.261	0.109 *	-0.258	0.116 *
Potential outcome means	2.585	0.030 ***	2.585	0.030 ***	3.286	0.036 ***	3.286	0.036 ***	3.309	0.029 ***	3.309	0.029 ***

注) +:  $p < 0.1$ , \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

②夫婦の現在の制度的安定性

結果は表5の通りである。

夫婦関係の安定性については、POmeans が3.562であり、全般的に高い平均値である。すなわち、安定していると認識されている傾向が強いが、単身赴任群については非転勤群、家族帯同群よりも有意に低い。しかしながら、転勤により単身赴任があり、安定性が低くなったとしてもなお、不安定だと感じるほどにはならないようである。

夫の浮気・不倫の可能性については、POmeans が1.514と全般的に低い平均値であるが、これについては、有意差は見られない。また今後の離婚の可能性についても、3未満の2.352とその可能性は全般に低い傾向で、かつ有意差は見られない。

したがって、本データからは、夫婦関係の安定性については単身赴任の経験によって低くなると意識される傾向はあるが、単身赴任の経験が夫婦の制度的な関係性を崩すぐらいまでに、ネガティブな影響をもたらさないことを示唆している。

表5 夫婦の現在の制度的安定性（3つの変数）の平均処置効果 ATE

	夫婦関係の安定性				夫の浮気・不倫の可能性				今後の離婚の可能性			
	IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW	
	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差
家族帯同群 (ref: 非転勤群)	-0.045	0.061	-0.046	0.061	0.033	0.048	0.033	0.048	0.063	0.065	0.062	0.065
単身赴任群 (ref: 非転勤群)	-0.244	0.117 +	-0.248	0.126 +	0.041	0.072	0.043	0.076	0.131	0.086	0.128	0.087
Potential outcome means	3.562	0.028 ***	3.562	0.028 ***	1.514	0.022 ***	1.514	0.022 ***	2.352	0.030 ***	2.352	0.030 ***

注) +: p<0.1, \*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001

③夫のこれまでの家事・育児態度の満足度

夫のこれまでの家事態度の満足度については、単身赴任群がその他の群に比べて有意に低くなっている。その他の群と比べると5件法の評価の平均値が3未満となり、単身赴任群では夫のこれまでの家事態度に対する不満の傾向が高くなるのがわかる。他方、夫のこれまでの育児態度の満足度については、単身赴任群のみならず家族帯同群も非転勤群に比較して有意に低い。ただし、単身赴任群の方がより低くなっている。

夫に転勤があれば、夫の家庭内の関わり（家事・育児）に対し、妻の満足度が低くなる可能性が示唆されている。なかでも夫の単身赴任は、夫の家事に対する妻の満足度を低めてしまうと言える。

表6 夫のこれまでの家事・育児態度の満足度の平均処置効果 ATE

	夫のこれまでの家事態度の満足度				夫のこれまでの育児態度の満足度			
	IPWRA		AIPW		IPWRA		AIPW	
	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差	係数	ロバスト標準誤差
家族帯同群 (ref: 非転勤群)	-0.088	0.071	-0.089	0.071	-0.170	0.069 *	-0.170	0.070 *
単身赴任群 (ref: 非転勤群)	-0.309	0.098 **	-0.313	0.107 **	-0.279	0.112 *	-0.282	0.121 *
Potential outcome means	3.157	0.032 ***	3.157	0.032 ***	3.399	0.032 ***	3.399	0.032 ***

注) +: p<0.1, \*: p<0.05, \*\*: p<0.01, \*\*\*: p<0.001

## 6. 考察

1980年代の研究の多くが単身赴任は夫婦の相互関係を強化するなどし、夫婦関係にポジティブな影響があると結論するものが多かったが、本稿の結果は異なっていた。多数の事例調査という枠内の実証研究ではあるが、木本（2000）が、近代家族のエクステリアは残るが、家族の愛情の絆など質的關係性が欠落してしまうのが単身赴任と述べてきたことを支持する分析結果になったと言えるだろう。

より具体的には、以下のようないくつかの重要な知見があった。

まず、本稿のデータからは単身赴任の経験は夫婦関係の満足度を低下させる可能性があるということである。つまり総合的に結婚の質を低下させる可能性があるということになるだろう。

次に、その要因とも言えるが、単身赴任によって夫婦が物理的に離れることに伴い、物理的側面はもちろん心理的側面においてもコミュニケーションやつながりを低下させる。つまり夫婦間の相互依存性を弱めてしまい、情緒的な関係性が低下するということである。また、妻の家庭責任が重くなり、夫に対する家事や育児に対する家庭参画の満足度が低くなる。これらが総合的な夫婦関係性の満足度の低下の要因にもつながると思われる。

しかし一方で、単身赴任により夫婦の安定性が揺らいでも、壊れてしまうところまでには至らず、単身赴任があったとしても夫婦の制度面、つまり家族という「場」に大きな変化はなく維持される。

このような本稿の分析結果から、「単身赴任」という出来事により、家族との絆を失い、家族に物質的な基盤を供給するだけの存在となっているいわゆる日本型雇用制度の中で働く正規雇用男性の平均像が見えてきたと言えるだろう。

単身赴任は、少子化対策や女性活躍がうたわれつつある日本社会の中で、男女間の関係性を希薄にし、女性の家庭責任を重くするという、まるでそれに反する矛盾した選択であることも見えてきた。

しかし、これまで転勤による単身赴任が、家族の解体、家族の崩壊を引き起こしてきたわけではなかったため、性別役割分業を強化し、家族の絆を犠牲にしてきた単身赴任の問題性が見えにくくなっていた可能性がある。家族そのものの解体、崩壊がないため、雇用の場の変化を促すこともなかった。そのため企業も雇用者家族の選択なのだからと単身赴任へとどんどんシフトさせてきたのではないか。結局、男性の場である「日本型雇用」、女性の場である「日本型近代家族」が維持され、それぞれ同性同士の社会形成（ホモソーシャルリティ）を強めると同時に、それら2つは強くつながりあい、それぞれに変革をもたらしえなかったと言えるのかもしれない。

新型コロナウイルスの影響により、リモートワークが進展し、ようやく変化が見え始めてきた。本稿の結果からすれば、転勤制度、単身赴任が見直されることは男性雇用者や家族にとってポジティブな方向性に向かわせることは容易に推測できよう。

## 7. おわりに

本稿では、夫の転勤、特に転勤に伴う単身赴任が夫婦の関係性にどのような影響を与えている

か、一般化傾向スコアによる比較分析によって明らかにした。しかしながら、いくつかの課題があるため、最後に述べておきたい。

第一に、前述した通り、本稿の研究は多数の事例研究の分析である。さらに異なるデータによる追試研究をする必要がある。

第二に、本稿では、妻の視点からみた夫婦の関係性であった。夫側がどのように夫婦の関係性を見ているかは明らかにされていない。夫の視点からみた夫婦の関係性も加え、多面的な夫婦関係性を考察する必要があるだろう。

第三に、本稿は、子供のいる子育て世代にターゲットを当てている。転職は様々な年齢において生じるため、それ以外の世代についても分析すべきであろう。また、男性の片働きを想定している日本型雇用制度の中での転職制度、単身赴任の問題性に着目したため、男性の転職・単身赴任に焦点を当てた。そのため、女性の転職、単身赴任の場合や本人が選択した欧米諸国と類似したケースにおいて夫婦の関係性が異なってくるかなどについても今後注目すべきであろう。

第四に、ここでの転職、単身赴任については、国内、国外を分けて聞いていない。海外の場合にはどうなるかなど、国内外の転職の違いなどより詳細な分析も可能であろう。

第五に、本稿では、単身赴任が生じる家族の事情にまでは踏み込めなかった。子供の教育の理由が多いことは本稿のアンケートでわかっているが、そのことが夫婦関係よりも母子関係にシフトさせていることも関連しているかもしれない。今後、より深い調査が望まれるだろう。

このように多くの課題はあるが、近年増加してきた単身赴任に対して、夫婦の危機となり、離婚率を高める要因なのか、それとも夫婦の絆を強化するのかなどの問いに対しては一定の答えが得られたと言えるだろう。単身赴任は、近代家族の要素であった愛情の絆をそぎ落としてしまい、性別役割分業を強化する出来事であるため、夫婦の内面的な危機には違いないが、日本の場合、家族の解体には至らせていない。このことが新型コロナウイルス感染症拡大前までの長い年月、単身赴任による問題性が制度変革にまで及ばなかった理由にもつながっていると言えるかもしれない。

**【謝辞】** 本研究は JSPS 科研費 18KO2017 の助成を受けたものである。

#### **【引用文献】**

伊藤裕子「夫婦関係における親密性の様相」『発達心理学研究』Vol.26, No.4, 2015年, pp. 279-287.

伊藤裕子・相良順子「愛情尺度の作成と信頼性・妥当性の検討——中高年期夫婦を対象に」『心理学研究』Vol.83, No.3, 2012年, pp.211-216.

遠藤公嗣「雇用の非正規化と労働市場規制」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能正 第2巻 承認と包摂へ』岩波書店, 2011年

木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房、1995年

木本喜美子「企業社会の変化と家族」『家族社会学研究』Vol.12, No.1, 2000年, pp.27-40.

工藤秀幸・久谷與四郎他『単身赴任をどうとらえるか』日本生産性本部, 1984年

佐藤厚「単身赴任を伴う転職を従業員が受け入れていること」『日本労働研究雑誌』No.561, 2007

年, pp.71-73.

千田有紀『日本型近代家族：どこから来てどこへ行くのか』勁草書房, 2011年

田中佑子「単身赴任の家族に与える影響」『教育心理学研究』Vol.36, No.3, 1988年, pp.229-237.

田中佑子「単身赴任家族の研究 - その動向と問題点」『教育心理学研究』Vol.42.No.1, 1994年  
pp. 104-114.

田中佑子「人事管理における家族」『日本労働研究雑誌』No.638, 2013年, pp.43-52.

久本憲夫「現実における正社員の多様性：画一的な認識と実際の多様性」『生活福祉研究：明治  
安田生活福祉研究所調査報』,No.84, 2013年, pp.4-21.

藤井恵「グローバル人材が活躍するために必要なこと：会社側が整備すべき事項とは（特集 グ  
ローバル人材マネジメントの視界）」『季刊政策・経営研究』Vol.2, 2014年, pp. 87-104.

Bang,H. and Robins,J.M, “Doubly robust estimation in missing data and causal inference models”,  
*Biometrics* 61.4, 2005, pp.962-973.

Bonnet,E,Collet,B,et Maurines,B, “Carrière familiale et mobilité géographique professionnelle”,  
*Cahiers du Genre* No.41, 2006, pp.75-98.

Chrishianie,C, Soekandar,A and Primasari,G.I, “Marital Satisfaction Among Dual-Earner Marriage”,  
*Research on Urban Society*, Vol.1, Issue2, 2018, pp.107-114.

Imbens, G.W, “The role of the propensity score in estimating dose-response functions”,  
*Biometrika* 87.3,  
2000, pp.706-710.

Jacobson, N. S.and Moore, D, “Spouses as observers of events in their relationship”,  
*Journal of Consulting  
and Clinical Psychology*, No.49, 1981, pp. 269-277.

Lindemann,D.J, “Going the Distance: Individualism and Interdependence in the Commuter Marriage”,  
*Journal of Marriage and Family*, Vol.79, Issue 5, 2017, pp. 1419-1434.

Rosenbaum, P.R. and Rubin, D.B, “The central role of the propensity score in observational studies for  
causal effects”,  
*Biometrika* 70.1, 1983, pp.41-55.



## Modern Society and Masculinity—The Men's Crisis

Kimio Ito

(Kyoto Sangyo University)

Over the past 30 years, violent crimes by men have increased around the world. The term "toxic masculinity" has emerged to describe negative behavior by men. The term is not an accidental occurrence, but the result of the centuries-long "wavering" of male-dominated society.

In this paper, we will clarify the structure of the "modern" male-dominated industrial society, explore the social and cultural background of this "fluctuation," and discuss the future of the gender structure.

First, let us analyze the mechanism of the modern industrial society from the perspective of gender. The industrial society framed gender structures (what Ilyich calls vernacular gender) , which varied according to region and era, in a certain direction. In other words, the structure of men = production work = "public" work = paid work, and women = reproduction of work power (care) work = "private" work = free work was established as a result of industrialization.

However, the advent of the Third Industrial Revolution (the Information Revolution) , which started around 1970, created a tectonic shift in the gender structure of the modern industrial society. The industrial structure that had been centered on manufacturing began to move in a direction based on information and services. This period also saw the emergence of discussions on the protection of human rights for all people (the rights of social minorities) and coexistence with the natural environment. This shift in the industrial structure and the transformation of values demanded a fundamental change in the male-dominated social structure.

Since the end of the twentieth century, in the midst of the transformation of the industrial structure and values, men, who were trapped in the old view of gender, have faced many difficulties with little awareness. Their economic and social status as "men" has begun to fluctuate. This fluctuation destabilizes men's consciousness and makes them feel deprived of something. This is the beginning of the era of the masculinization of deprivation.

How should men respond to this era? In particular, the issue of "care" is an extremely important theme with which men are confronted. Since the beginning of the modern industrial society, men have lived comfortably in a relationship of "domination and dependence" with women, and it is now time for them to discover and practice the "power of care" (the power to care as well as the power to be cared for, or to accept care consciously) , of which they have lost sight.

# 現代社会と男性性

## ～「メンズ・クライシス（男性危機）」の時代に前に

伊藤 公雄  
(京都産業大学)

### はじめに Toxic Masculinity の時代

20世期の終わり頃から世界中で「凶悪事件」が続発している。1989年のカナダ・モントリオールの「フェミニスト皆殺し事件」、アメリカ合衆国のコロンバイン校での事件（1999年）、ノルウェーで起こった死者77人におよぶ大量殺人事件（2011年）、ラスベガス銃乱射事件（2017年）など、記憶に残る事件も多い。日本でも、秋葉原通り魔事件（2008年）をはじめとして、相模原の津久井やまゆり園の事件（2016年）、東海道新幹線車内殺傷事件（2018年）、川崎登戸通り魔事件（2019年）など、いくつもの「事件」が想起される。なかでも注目すべきは、ほとんど例外なく加害者は男性というケースであることだ。

アメリカ合衆国では、こうした男性たちによる理由が不明の「凶悪事件」について、2010年頃から、ある言葉が与えられている。「Toxic Masculinity」という用語だ。日本では「有害な男性性」や「有害な男らしさ」と訳されることが多い。

ただ、これは、ちょっと誤解を招く表現のように思う。「男らしさ」そのものが「有害」と決め付けているように見える点も気になるが、それ以上に、この言葉のもつ意味がどうも混乱して使われているようにみえるからだ。

このToxic Masculinityという用語は、1980年代、アメリカ合衆国で広がったひとつの男性運動のなかから生まれた言葉だ。ロバート・ブライらによるいわゆるミソ・ポエティック運動がその最初の使用のケースだった。ロバート・ブライは、1960年代後半のベトナム反戦運動でもよく知られた詩人だ。彼は、1980年代のアメリカの男性たちが、何か自分に自信がなく、不安定な状況に陥っていることを発見した。ブライによれば、その背景には、かつて存在した、男の子が「一人前の男」になるための通過儀礼（日本なら元服式を思い出したらいいだろう）がなくなったことがある。また、「男は仕事」という社会のなかで、家庭に父親が不在がちで、男の子にとって身近な男性である父親との交流がないことも大きな課題だと捉えた。そこで、彼は、男性同士のキャンプ活動の実施や、父親との深い対話を通じて、男性が「男」としての自分を取り戻し、自信をもって生きられるようにしようとする運動を展開したのだ（個人的には、「男性性」の固定化・強化のようにもみえるこの運動の方法に、全面的には賛成しかねる。ただし、ブライ自身は「自分たちはフェミニズムに反対しない」ことは明言している）。

彼の理論の基礎にあるのは、ユングの「アニムス／アニマ」論（人間性に内在する深層の男性性・女性性。必ずしも、生物学的性差とぴったり重なるわけではない）だ。このユングの議論からブライたちは、深層の男性性（Deep Masculinity）の回復を提案する。つまり、「悪い男性性＝

Toxic Masculinity」を抑制し、「よき男性性（深層の男性性）」を回復させることで、男性たちに自分自身をとり戻させるというのが、この運動の戦略だったのだ（Bly,R.,1990=Kimmel,1995 など参照）<sup>1</sup>。

冒頭ふれたように、この言葉が2010年前後に「復活」した。背景には、既に述べたような男性の理由のわからない凶悪事件（特に無差別殺傷事件など）や性暴力の頻発などがあったといわれる。

ニューヨークタイムズの記者マヤ・サラマンによる「トクシク・マスキュリニティとは何か」（2019年1月22日付）によれば、この「伝統的男性性イデオロギー」には、以下のような3つの行為や信念が控えているという。つまり「感情の抑圧あるいは苦悩の隠蔽」「表面的なたくましさの維持」「力の指標としての暴力（いわゆる“タフガイ”行為）」である。さまざまな感情を抑圧し、たくましさを自他に証明し続けなければならないと思い込んでいる男性たちが、ストレスや不安定な状況に陥った時、抑制してきた感情を爆発させ、「自分には力があるのだ（俺は弱い人間ではない）」と示すために、過剰な暴力行為に走るプロセスが発動されるということだろう。

ただし、日本語にこの言葉を翻訳するとき「有害な男らしさ」とまとめてしまうのはちょっと気になる。もう少し説明がないと、この言葉のもつ意味がうまく伝わらないように思うからだ。ちょっと長くなるが「自他に有害な男らしさへの強い執着」くらいの訳語の方がしっくりする気がすると思う。このToxic Masculinity は他者に有害なだけでなく、自分にも向けられている（「男である」という呪縛により、自分でストレスをかかえこんでしまうことも、この「自他に有害な男らしさへの強い執着」に原因があるからだ）。また、日本語表現として「男らしさそのものが有害」と誤読されないような工夫も必要だろうとも思う。これまでの社会で形成されてきた過剰な「男らしさ」への歪んだこだわりこそが、この言葉で表現されていると考えるからでもある。

ただし、こうしたToxic Masculinityが、ユンク派の人々のアニマ論に見られるように、「人間日本来備わっているもの」と超歴史的にとらえてしまうのも問題ではないかと思う。というのも、あきらかに現代社会のToxic Masculinity現象の背後には、ジェンダー平等へと向かう文明史的転換があるからだ。この変化に対応仕切れず、古い男性性に執着する人々のほとんど無自覚な危機状態（メンズ・クライシス）ないし「剥奪（感）の男性化＝masculinization of Deprivation」（伊藤、2019他）。つまり、男性の中に、社会の変化に対応仕切れず「何か奪われているのではないか」という不安感が広がっているように思うのだ。

## 1 剥奪（感）の男性化

この剥奪（感）の男性化という概念は、「貧困の女性化＝Feminization of Poverty」から思いついたものだ。経済発展の歪みが女性の貧困を生み出すというこの言葉を、社会のジェンダー平等へと向かう変化によって、「何か既得権のようなものが失われつつあるのでは」というぼんやりした不安感が男性たちの間に（ほとんどは無自覚のまま）蓄積されつつあるのではないかと考えた

<sup>1</sup>ミソポエティック運動については、伊藤、1993、1996なども参照されたい。

のである。

この「剥奪(感)」は、多元的であり重層的なものだ。また、しばしば「絶対的」なものではなく、他者との比較による「相対的」な形で、この剥奪感情は生じることも、「相対的剥奪」(R・K・マートン)論ですすでによく知られたことでもある。

ここで「剥奪感の男性化」における「剥奪感」の内容について整理しておこうと思う。ヒントになるのは、すでに古典ではあるが、グロックらの宗教社会学における「剥奪」の分類だ。

グロックら(Glock,C and R.Stark,1973)は、宗教への入信に際してさまざまな「剥奪」が作用していることを明らかにしている。具体的には、グロックらは、以下の5つの「剥奪」を分類している。

つまり、①「経済的な剥奪(本人が裕福かどうかにかかわらず経済的なレベルで感じている剥奪感)」、②「社会的剥奪(社会的威信、社会的力、地位、機会などにおける不満)」③「有機体的剥奪(精神および身体的健康や、障がい、心身面でのステイグマなどにかかわる剥奪感)」④「(生活態度=社会関係をめぐる)倫理的剥奪(自分が「こう」だと考えるものと社会的現実のズレから生じる剥奪感情など)」⑤「精神的剥奪(自分が価値ある世界の外側におかれているという剥奪感情、虚無的感情。これはしばしば社会的剥奪から生じる)」である。

このグロックらによる剥奪論は、より幅広い領域にいても活用できると思う。ここでは、この5分類を参照しつつ、現代日本社会を中心に、男性たちの剥奪(感)について考察しようと思う。

①の経済的剥奪は、国際的にみれば、1970年代後半以後(特に米国の製造業の)男性労働者の実質賃金の低下の傾向から、すでに開始されていた(アメリカ合衆国のいわゆるプアホワイト問題は、この時期から開始されている)。ただし、日本では、やや事情は異なる。1970年代から80年代の「男性の長時間労働、女性の家事・育児プラス条件の悪い非正規労働」という日本型性別分業(伊藤、2011など)により、1970年から1997年まで、男性サラリーマンの年収は、85万円前後から570万円とほぼ7倍に増加したからだ(この構図が、3号被保険者制度や103万円の壁など政府の社会政策と連動し、既婚女性の労働参画・社会参画を抑制させ、また、労働する場合も100万円以下の非正規労働の枠内へと「自己規制」させることになった)。

しかし、1997年を頂点として、日本の男性サラリーマンの年収は、下り坂に入り、特に21世紀に入って以後の実質賃金は、世界でもほとんど唯一とっていいほど下降状況になってしまった(男性の年収の減少は、1990年代後半、それまで多数派であった夫型働き所帯に対して、共働き所帯割合が大きく上回り、その後はいわゆる「ワニの口」状況になる構図を生み出した一つの原因になっていると考えられる)。

女性の社会参画の拡大や女性の活躍は、(いまだジェンダー平等とは程遠いとはいえ)これまで「下駄」をはかされてきた男性優位の構図を社会のさまざまな場で揺るがし始めている。「男の領域」と思い込んでいた場所に女性がどんどん入り込む状況は、男性たちに社会的剥奪(②)感情を広げつつあるのだ。男性であるがゆえに、「既得権」のように扱われてきた社会的地位や機会が、「男性」であるだけでは確保できない状況を前に、無自覚なまま「剥奪」感情を植え付ける可能性がある。こうした社会的剥奪は、⑤の精神的剥奪、つまり、何もしたくない、何をしても無駄だという意識や虚無感にもつながっていく。

「男のメンツ」の過剰なこだわりのなかで、無理を重ねてきた男性たちは、心身の疲労を感じはじめている。1970年代中期から急激に進んだ日本の男性の長時間労働は、過労死や過労自殺という言葉が生まれるくらい男性を追い詰めてきた。また、ほとんどの社会で、男性の自殺死亡率の高さが女性のそれを上回る背景には、まさにここでいう③有機的剥奪の問題があると思う。男性たちは、しばしば「男らしさ」の鎧に縛られ、弱音がはげない、感情を表に出すことを抑圧してしまう、問題が生じても自分一人で解決しようとして身近な人にさえ相談しない。こうした男性性そのものに由来する抑圧が身体や精神に深い傷を負わせることになる。

古い男性性に縛られ「男とはこういうものだ」という思い込みから脱出できず、社会の変化についていけない男性たちが陥りやすいのが④倫理的剥奪だろう。ここでいう「倫理」、すなわち身に染み付いている社会的規範が、(たとえば女性たちの活発な社会参画の動きなどにふれるなど)自分の思い描いていた現実とズレはじめていると感じた時、男性たちは、「この社会はおかしい」という思いを抱くとともに、そこからの疎外感、距離感を抱くことになる。その気持ちは、不安定性や時に攻撃性にもつながるだろう。

こうした男性たちの剥奪感情に対して、その原因を明らかにし、男性たちに公正な社会に向かつての変化の必然性を認識させ、それを受容させ、さらにその環境を日常化するような作業が、今、求められているのだ。

## 2 男性主導の近代社会の成立

しかし、なぜこうした剥奪(感)の男性化現象が、現在、日本のみならず世界中で生み出されようとしているのか。理由はかなりはっきりしている。200年ほど続いた男性主導の近代社会が、今、大きな転機をむかえつつあるからだ。

伊藤(1984)が早い段階で指摘してきたように、近代産業社会の登場は、それまで地域や時代によって多様だったジェンダーの構図を、ある一元的な方向へと転換させることになった。かつて、多くの文化が男女(と深く関連する)二分法を基盤として、世界認識(コスモス)を形成してきた(伊藤、1984、2003など)。しかし、この二分法は、地域や時代によって異なる。たとえば、北アフリカのカビル社会では「昼は男の時間、夜は女の時間」であるが、ネイティブ・アメリカンであるナバホ社会では、逆(「昼は女の時間であり、夜が男の時間」)に位置付けられている。また、多くの文化において、ジェンダーに基づく宇宙像は、男女の相補的關係(東洋文化における陰陽の二分法に典型的なように)によって描かれてきた。男女の役割ははっきり異なるが、両者の(均衡ある)支え合いによって宇宙=世界はできあがっていたのだ。

もちろん、文明的に、どちらかの性の優越をより強調するものもあった。なかでも、ユダヤ教、キリスト教、さらにイスラムといった一神教(唯一の神は男性であり、アダム=男は神に似せて創造され、イヴ=女性はアダムの肋骨から生まれたという天地創造の物語を共有する)文化において、男性は「人間」であり、女性は、しばしば「人間にまで成熟し切れていない未人間」として位置付けられてきた<sup>2</sup>。

トマス・ラカーが考察したように、近代ヨーロッパ社会は、アリストテレス以後<sup>3</sup>のこうしたワンセックスモデル(男が祖型で女は未成熟な男)からツーセックスモデル(オス、メスの二つ

の対立する性)へと転換した。実際、近代産業社会に入るとヨーロッパの文化において男女のはっきりした「区分」が急浮上してくる。イタリアの例をあげれば、この時期、オペラに欠かせなかったいわゆるカストラート（ボーイズソプラノを維持するために去勢された男性歌手たち）が姿を消す（伊藤、1984）。男性と女性の服装も、はっきりと男性は今のスーツの原型のような機能的なものに、他方、有閑階級の女性は、それまで以上に華美なものへと「二つ」に分かれていく。

それまで（男女の役割も含む）共有された宇宙像につつまれ、共同体の枠内で自分の存在を位置付けてきた人間たちは、近代社会が作り出した「個人（主義）」の登場によって、自己の存在を自分自身で決めなくてはならなくなることに注目しなければならない。「個人」が重要視される近代社会においては、自らの存在の位置づけにおける男女の区別はきわめて重要になるからだ。まさに近代社会においては、それまで以上に、「男であること」「女であること」が「個性」の最重要の要素となるのだ。

それまで以上にはっきりと男女の線引きが明確になった近代社会の成立以後、男女（ここではいわゆるシスジェンダーの視点での男女）たちは、それまでの地域や時代に応じて変化してきた多様なジェンダー（イリイチのいうヴァナキユラーなジェンダー）の構図から、（これもイリイチのいう）経済セックス（近代産業社会の仕組みに応じた性別分業）に基づく男性役割・女性役割を担うことになった<sup>4</sup>。つまり、女性たちが、（労働力の）再生産労働＝「私」的労働＝無性労働へと囲い込まれたのに対応して、男性は、生産労働＝「公」的労働＝有償労働を担うことになったのである。この構図は、工業化の進行に応じて、一定の多様性は含みつつも、基本的にはほとんどの社会でほぼ同様の形をとって「全社会化」（つまり、それまでの身分制の枠を超えて、男と女の二分が遍在化）することになる。さらに、ナポレオンが採用した「国民軍」の形成は、それまでの身分秩序を超えて、男性＝国民、女性＝二級国民というジェンダーによる社会的な断絶を世界中に生み出した。

こうした男女の近代的な分離の構図は、男性と女性の関係を、それまで以上に支配と依存の関係へと固定化した。男性たちは、女性たちを社会的・経済的（時に暴力的な要素も介在させつつ）に「支配」と同時に、自らの生産労働を陰で支える女性のケア（心身の健康の維持や多様な家庭生活あるいは職場でのサポート）労働に大きく「依存」する仕組みが成立する。まさに、女性に対する男性の「優越指向」「所有指向」「権力指向」（伊藤、1996年など）という「支配」とともに、無自覚な形で女性たちのケアやサポート労働への「依存」が、社会的に構造化されることになる。

ここで、「優越志向」＝他者との比較と優劣の重視へと向かう心理的傾向は「競争」と、「所有志向」＝より多くのモノの所有と管理へと向かう心理的傾向は「増殖と管理」と、さらに「優越

<sup>2</sup>同じキリスト教文化といってもジェンダー観には多様性がある。マリア信仰など女性の位置を相対的に重視するカトリック（イタリア、フランスなど）と、より唯一神としての男性性を強調するプロテスタント（アングロサクソン文化）では、男女観に違いがあることもおさえておくべきだろう。これについては、竹下2019などが興味深い。

<sup>3</sup>キリスト教神学におけるアリストテレスの影響はよく知られたところであり、特にトマス・アクィナスによるアリストテレス受容は、ヨーロッパにおける女性差別の原理的基礎となっていたと言われる。

<sup>4</sup>イリイチの言う「シャドウワーク」論が、彼のサブシステム概念と比べて、ケア労働の位置付けがやや消極的であること、また、イリイチは否定しているが、彼の変革の方向が、前近代型のヴァナキユラーなジェンダーへの回帰とも言える「反動的」な傾向を持っていることへのフェミニズムからの批判があった。しかし、イリイチの提示した問題提起はいまだに重要性を持っている。

志向」＝他者へ自分の意思を押し付けたいという心理的傾向は「(人間と自然の) 支配」と、それぞれまさに近代産業社会の男性たちを突き動かした資本主義のエートスと連動していたことを指摘しておいてもいいだろう。

### 3 近代社会＝男性主導社会の終焉

製造業(工業)を軸に大きく「発展」した近代産業社会は、特有の(男性主導をより強調した)ジェンダー構造が刻印されてきた。しかも、この構造は、工業化＝近代化の進行とともに、(文化や社会構造により多少の差異はあるにしても)ほぼ「普遍的」な構図として世界的に共有されるようになったのだ。

それが変化し始めたのは、1970年前後のことだった。経済先進諸国で展開された若者の反乱や、人種差別撤廃の動きやさまざまな社会的マイノリティの声が広がるのはまさにこの時期だった。また、地球環境の危機もまた、この時期語られ始めた。

こうした変化はなぜ生まれたのか。そこには、大袈裟に言えば人類の文明史的転換があったのではないかと思う。少なくとも、この時期、工業を基軸にした近代産業社会から、次の(ポスト)産業社会への移行が存在したことは、今では多くの論者が認めているところだ。

アルビン・トフラーの『第三の波』(Toffler,1980=1982)に代表される、農業革命、産業革命に続く情報革命の時代という人類史の展開が、資本主義が発達した多くの社会で生みだされた。この変化は、産業の形を変え(製造業中心から情報やサービスを軸とする産業へ)、労働の形を変容させ(時間や場所がフィックスされた労働から時間や場所がフレキシブルな労働へ)、さらに家族のあり方(伝統的な家族から家族の個人化へ)さえ変化させようとしていた。

経済学や社会学で「フォードイズム社会からポスト・フォードイズム社会へ」の転換と分析されてきた社会の変化は、製造業中心社会から情報やサービスを軸にした産業へという産業構造の大きな変容を生むとともに、女性の参画の拡大を生み出した。というのも、ポスト・フォードイズム社会においては、近代工業社会が要請した製造業における男性の筋力をそれほど必要としないからだ。むしろ、近代工業社会において生産労働の場から排除され、子どもや高齢者など「人間」との感情的接触を含むケア労働を担ってきた女性たちの方が、サービスを軸にした産業の展開においてはより「良い」労働力である場合さえある。

男性主導のもとで展開された製造業を軸にした産業構造は、均質な(女性のケア労働に支えられた主に男性による)労働力、中央集権型で上位下達の組織運営(その窮境の形が、男性たちを中心にした近代国民国家＝軍事組織だった)によって維持されてきた。

しかし、情報やサービスを軸にした産業が中軸になる時代においては(消費社会の爛熟やメディア社会の深化もともないつつ)、社会の仕組みや人々の欲望・関心は、複雑化・多様化にいつそうむかうことになる。この新たな社会は、近代社会の均質・中央集権・ヒエラルシー型の組織運営や社会構造では対応しきれない。人々の欲望の多様化・複雑化に対応するには、複雑な産業構造や社会の仕組み、多様性を受容する価値意識、多様性を内包した分権化されたネットワーク型の組織運営こそが求められることになる。この変化は、まさに近代＝男性主導社会のジェンダー構造そのものの転換を要求することになる。

また、1970年を前後して環境問題が国際問題化したことにも注意したい。男性主導の近代工業社会は、生産性優先、利益優先を持続的に展開する中で、環境に負荷をかけ続けてきた。1971年のローマクラブの『成長の限界』以後、やっと自然環境への過剰な「搾取」が、地球そのものの危機を招きかねないことに気がつき始めたのだ。

あらゆる人の人権の保障とエコロジー(自然環境との調和)という国際的な共通認識の登場は、そのままここ数百年続いた男性主導の工業社会(「成長」に向けて、生産性や利益のみを目的とし、絶えざる人間労働の搾取と自然環境の破壊と結びついてきた)の転換の必要性が、少しずつ顕在化し始めたのは、まさにこの時期だったのだ。

こうした産業構造の転換の必要性を含む社会変容・価値変容のなかで、近代的なジェンダー構造の組み替えが開始されている<sup>5</sup>。なかでも、女性の社会参画、意思決定参画の拡大は、当然、男性たちの生き方に変化を与えざるを得ない。しかし、これまで「男性の論理が社会の論理」と思い込んできた男性たちの多くは、この変化に対応しきれていない。その結果、これまでの男性の生活スタイルや意識に「きしみ」が生じているのだ。「男性に変化を求める」声に対応しきれず、古いジェンダー意識に縛られている男性たちは多くの問題を抱え始めている。思わぬ変化の要求に、その意味を理解しきれず、時にいなおったり時に妥協したりしつつ「何が問題なのか」わからず戸惑っている男性も存在している。

冒頭ふれた Toxic Masculinity やその背後に存在している剥奪(感)の男性化は、まさに、ここ数百年間続いてきた男性主導社会の終焉と深くかかわっているのだ。

多くの男性たちは、この地殻変動を直視しきれていない。それゆえにこそ、今、現代世界で求められているのは、近代数百年の工業=製造業を基軸にした産業モデルの変容(男性主導のジェンダー構造の転換)をきちんと認識し、共有するとともに、それに対応する社会の構築を準備することなのだと思う。

そのためにもまず、人間を男女という二項に分類し、それを枠付け、役割を配置してきた近代のジェンダー構造から、多様性・複雑性に対応しうる(つまり、二種類しかない人間像から、個々の多様性へと人間イメージを転換させる)、新たな価値観とそれと連動した社会制度の構築が求められているのだ。

## 4 男性と「ケアの力」

多様性の担保のために、まず必要なのは、これまでさまざまな形で、社会参画を妨げられてきた人々、差別や排除の下におかれた人々の「対等」な社会参画が問われることになる。いわゆる社会的なマイノリティの権利擁護と差別・排除の撤廃であり、他方で、あらゆる人の人権に目配りした「社会的包摂」が必要になる。中でも「世界最大の人権問題」(国連)と言われてきた女性の人権への対応は必須の課題であり続けている。

社会と組織の多様化と社会的包摂へ向けた制度設計の必要性と同時に、男性主導の近代産業社

<sup>5</sup> 世紀の変わり目頃、多くの国が徴兵制の廃止(スウェーデンのように一部で復活の動きもある)を決めたことも、近代国民国会=成人男性の優位の仕組みの転換の一つの象徴なのかもしれない。



会の終焉を前に、男性が変わる、男性を変えるという課題が、今、浮上しつつある。この転換がうまくいかない場合、剥奪（感）の男性化による病理的な社会問題の拡大さえ予想される。

剥奪（感）の男性化が生み出す社会的危機に対応するには、（女性のエンパワーメント政策の一層の充実とともに）男性を対象にしたジェンダー平等政策もまた必要になるだろう。ジェンダー平等政策をいち早く展開したスウェーデンでは、1986年段階で男性対象の施設である「男性危機センター」を設置し、男性の相談や非暴力トレーニングなどを実施している。2015年のヨーテボリの「男性危機センター」でのインタビューによれば、2013年から4年にかけての相談内容のトップは家族関係を含む人間関係の悩みだという。感情の処理、育児の不安や離婚後の困難についての相談がそれに続く。また、自分の攻撃性や暴力についてなどDVにかかわる相談も多いという。台湾においても、2004年か政府により男性の相談ホットラインが設置され、年間2万件を超える相談があるという。相談内容で多いのは、人間関係、夫婦関係、法律問題の相談などであり、相談を受けた人の満足度は高いという（ともに、伊藤、2021参照）。日本でも、伊藤の提案により2010年に策定された政府の男女共同参画基本計画（第3次）で「男性相談」が施策として設定され、その後も、地方自治体において次々と男性相談が開設されつつある。

このような男性対象のジェンダー平等政策の展開において、現在、注目すべき課題がある。それは、ケアをめぐる問題だ。EUがここ10年ほど進めてきた「ジェンダー平等へ向けた男性・男児の役割」のプロジェクトでも、Caring Masculinity（ケアする男性性）がキーワードとして提案されている。介護が社会化されていることが多いEUでいうケアは、ほとんどが育児に関わっている。ただ、日本でケアといえば、育児とともに介護という問題も浮上する。また、欧米の「まね」での政策立案というのも問題だろう。

そこで、こうしたケアの視座を日本に適應するにあたって、「男性のケアの力」の育成という提案を近年進めてきた。ここでいう「ケアの力」は二重性を持つ。つまり、「ケアする力」とともに「ケアされる力」をも射程に入れようということだ。そして、この「ケアする力」と「ケアされる力」という観点は、近代の男性主導の社会における男性と女性の関係＝支配と依存として既に示した構図と深く関わっている。

ここでいう「ケアの力」とは、他者（さらに自分自身も含む）の生命や身体、さらに生活領域をめぐる「配慮」の力のことだ。自分と他者の生命や身体、思いや関係性（さらに自然）への十分な配慮の力が男性たちの多くは欠けている。だからこそ、彼らは他者の身体や思いに配慮することなく、「問題解決」のために暴力を平然と振るってきたのだ。また、人間の思いや身体、さらには自然への配慮を欠くがゆえに、無謀な開発を進め、経済的にもマイナスでしかない原子力発電所の増加を進めてきたのだ。

男性の「ケアする力（育児や介護を含む他者への配慮の力）」の育成は、これまでの男性による女性への一方的「支配」に終止符を打つ可能性をもつだろう。多様な生活面（家事・育児から介護まで）で、男性たちが「ケアの力」を身につけるということは、近代社会における男性の「支配」からの解放とも関わる大きな課題だ。

それなら、こうした「ケアする力」はどうやって生み出されるのか。ケアする力を身につけるためには、他者の声、特に社会的に不利な状況に置かれた人々の声を率直に「聞く」＝耳を傾ける（傾聴する）こと、社会的マイノリティの立場にある人々の側に立って何が課題かを「想像」

することから始まるのだらうと思う。さらに、他者への「ケア」を実践することで、「ケアの力」は身についていく。

他方で「ケアされる力」の成熟は、自分たちが一人で（他者の助けなしに独立して）生きてきたという多くの男性が抱えてきた「自立幻想」を見つめ直すことにつながるだらう。男たちは、実際は、多様な人々の支援や助けに支えられてきた。にもかかわらず「男性性＝自律した存在」という思い込みは、「サポートされていること」「助けられてきたこと」を等閑視し、（女性や目下の者が）自分がサポートされているのは「自分に権威や権力が備わっているからだ」と、現実の（特に男女の間の）支配と被支配関係の「正当化」を生み出してきた。だから、「ケアされている」ことの認識は、女性への（無自覚な）依存からの脱出を導く可能性があるし、男性側にケアの重要性を認識させ、自分たちの積極的なケアする力の構築に向かわせる可能性も持っていると思う。

近年社会問題化している「息子の介護の悲劇」の背景には、ケアする力がないために、親の介護に対応し切れない「息子」たちの問題とともに、それまで親や周囲に「ケアされてきた」ことへの「息子」たちの無自覚（ケアがもつ社会的意義への無関心）が背景にあるとも考えられる（津止、2021年など）。

自他に対する配慮の力である「ケア」の力は、人間に対してだけに止まらない課題でもある。つまり、男性主導の近代工業社会が生産性向上と利益の拡大のために配慮なき「搾取」を継続してきた自然環境問題とも深く関わっているからだ。持続可能な自然環境というなら、自然に対する「配慮」、つまりケアの力が求められる。

男性が「ケアの力」を身につけることは、平和構築にも深く関わる。これまでほとんどの戦争は男性主導で生み出されてきた。しかも、近代社会における戦争はしばしば「総力戦」として展開されてきた。非戦闘員も巻き込む形で展開される戦争・戦闘の背景には、自他の生命や身体への「配慮（つまりケアの力）」が弱い男性たちの「文化」が控えているように思う。自他の身体への無配慮は、他者を傷つけることにも、自らが傷つくことをも厭わない戦闘の文化につながる。時には、他者を殺したり、また自らが殺されたりすることを「恐れてはならない」という戦時下の「男らしさ」さえ生み出してきたのではなかったか。

男性たちが、これまで見失ってきた「ケアの力」を身につけることは、政治の課題ともつながる。社会的に不利な立場にある人への配慮や、これまで周縁に置かれてきた社会的マイノリティへの眼差しは、これまで人類が達成することがなかった本来のデモクラシーの基盤さえ生み出すのではないか。

## おわりに ケアとリペアに向けて

男性主導の近代社会が終わりを告げようとしている。すでにその兆候は50年前から顕在化しつつあった。しかし、多くの人はこの変化をジェンダーの視点から文明私的に捉えようとはしてこなかった。

近代産業社会の「次」の社会を、今、展望する必要がある。その時、重要な視点は、ナオミ・クラインの言う「ケアとリペア」（Klein, 2020）ではないかと思う。男性主導で進められてきた

生産性優先、利益優先、スピード重視の競争主義の近代社会を、人間と人間の共生、人間と自然との共生しうる社会へと転換するには、他者（自己も含む）の生命、身体、気持ちへの配慮の力の形成、自然への配慮（自然破壊の中止と自然との共生）の拡充へと向かう必要がある。そのためにも、近代社会＝男性主導社会が見失ってきたケアの視座を取り戻す事、ケア労働こそが人間にとって（そして自然環境の持続性にとって）不可欠であり、重要であることを再認識すること、ケアをきちんと評価することが必要になる。

新自由主義とグローバル化がもたらした社会的格差の広がり、生産性や利益のために人間の労働や自然環境を搾取してきたこれまでの社会の仕組みを根本から変えるためにも、ケアの視座は何よりも重要な課題になる。ケアの視座を起点に、人間の労働をお金儲けだけのために「活用」し、さまざまな人間の間に差別や排除を生み出してきた社会、自然環境を破壊してきた社会、ゆとりを失い自由時間さえ「売物」として消費の対象にされてきた「いそがしい」「追い立てられる」社会を、リペア（修復）し、より「人間の身体や魂」に相応しい、ゆったりとした身体と時間の回復と人格的な（エスニシティや宗教、肌の色や障害のあるなし、世代や SOGI の多様性に関わらず、人間が人間としての尊厳が守られる）関係性の構築が求められるのだ。

ジェンダーの視点から、男性主導の近代社会の終焉を見つめなおし、次のステップへと私たちは進まなければならない。

#### 引用文献

- Bly,R., 1990=1996 Iron John-A Book about Men, Vintage（野中ともよ訳『アイアン・ジョンの魂』、集英社）
- Glock,C.Y. and R.Stark., 1973 Religion and Society in Tension, Chicago: Rand McNally.
- 伊藤公雄 1984 「<男らしさ>の挫折」作田圭一・富永茂樹編『自尊と懐疑—文芸社会学をめざして』、筑摩書房
- 伊藤公雄 1993 『<男らしさ>のゆくえ』新曜社
- 伊藤公雄 1996 『男性学入門』、作品社
- 伊藤公雄 2003 『「男らしさ」という神話』NHK 出版
- 伊藤公雄 2003=2009 『増補新版「男女共同参画」が問いかけるもの』インパクト出版会
- 伊藤公雄 2011 「男性学・男性性研究からみた戦後日本社会とジェンダー」、辻村みよ子・大沢真理編『ジェンダー—社会科学の可能性 3 壁を超える』、岩波書店
- 伊藤公雄 2018 「剥奪（感）の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって—産業構造と労働形態の変容の只中で」『日本労働研究雑誌』2018年10月号（第699号）、pp.63-76.
- 伊藤公雄 2019 「男性学・男性性研究＝Men & Masculinities Studies—個人的経験を通じて」、青土社『現代思想』2019年2月号。
- 伊藤公雄 2021 「男性危機の時代」、伊藤・大東・大山・多賀『男性危機（メンズクライシス）』晃洋書房（近刊）
- Kimmel,M. (ed.) , 1995 The Politics of Manhood:Pro-feminist Men Respond to the Mythopoetic Men's Movement, Temple University Press.
- Klein,N.,2020 “Democratic Socialism for a Clime-Changed Century”, in Aronoff.K.,P. Dreier and

M.Kazin., *We Own the Future*, The New Press.

Laqueur, T., 1990=1998 *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud*, Harvard UP. (高井宏子・細谷等訳『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリア』工作社、1998年)

Merton, R.K. 1957=1961 *Social Theory and Social Structure*, Free Press (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』、みすず書房、1961年)。

竹下節子 2019 『女のキリスト教史』ちくま新書。

Toffler, A., 1980 = 1982 *The Third Wave-The Classical Study of Tomorrow*, Bantam Books (徳岡隆夫監訳、『第三の波』中央公論社、1982年)。

津止正敏 2021 『男が介護する—家族ケアの実態と支援の取り組み』、中公新書。

## What it means for a man to be a carer

Masatoshi TSUDOME  
(Ritsumeikan University)

### Abstract

For a long time, the general term "carer" has been used to describe those who care for family members with physical or mental disabilities such as dementia or intractable disease. The term "carer" used to implicitly mean wife, daughter, or daughter-in-law, but now a new type of carer called a "male carer" is attracting public attention, and a movement called the "National Network of Male Carers and Supporters" has emerged. This is probably a reflection of the fact that one out of three primary carers living with a family member is a man, and the total number is well over one million. This does not mean that there were no male carers in the past. Commercially available books on caregiving experiences have been published overwhelmingly by male carers, and prominent intellectuals who have taken on the role of carers for their spouses or parents have been touted in the media as examples of "smart men."

However, as we will see in this paper, historians have already shown that men's role as carers was extremely common in the Edo period before the modern era, and that fathers had the primary responsibility of taking care of their families. In the Edo period (1603-1868), it was not uncommon for men to take care of their families, and similarly, raising children was also a male responsibility. If this is the case, when did it become commonplace for men to withdraw or be excluded from the field of family care? The answer is that it is nothing more than a product of post-modern history.

The social norms after the Meiji era, such as "wealthy and strong military" and "good wife and wise mother," made women responsible for taking care of the family, including childcare and nursing. The findings of historians teach us that gender stereotyping of family care roles (i.e., the self-evident nature of gender norms) does not run throughout human history. The male "way of life" of living as a carer, which we have focused on, also takes on a creative meaning in light of this context, responding to the demands of our super-aging society. By including men in the scope of caregiving, we are looking at an era in which both men and women are responsible for caregiving, and we are creating a new system of a caregiving society in which men and women can work together to take care of their families and themselves in old age with peace of mind. The concept of the right to care for family members in need of care (ILO Convention No. 156, Family Responsibilities) has been used to consider nursing care in this society.

# 「男が介護する」ということ

津 止 正 敏  
(立命館大学)

## はじめに

認知症や難病、寝たきりなど心身に障害のある家族等を介護する人は長い間「介護者」という一般語で語られてきた。その介護する人は、今も昔も多くは女性が担ってきたにも拘らず、けっして「女性介護者」とは言われてこなかった。介護者といえればいわずもがなで妻や嫁や娘を暗黙に含意していたようだが、いま「男性介護者」が世間の注目を集め、「ケアメン」という言葉も生まれ、「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」という当事者運動も生まれた（津止 2021）。同居の主たる介護者のなかでは3人に1人を男性が占め、その数は優に100万人を超えるという実態を反映したものであろう。

これまでも介護する男性がいなかったわけでもなかった。市販の介護体験記の多くは圧倒的に男性の介護者の手によって上梓されているし、配偶者や親の介護を担った著名識者が「デキる男」のお手本としてメディアで持てはやされたこともあった。だが、次項で記すように、近代以前、江戸時代では男性の介護役割は至極日常化されていたことや、むしろ育児や介護という家族のケアを担う主要な責任は父親の重要な役割であったこと、なども既に歴史家の研究によって私たちの知るところになっている。家族のケア役割が妻や嫁、娘たちという特定の性に自明のごとく割り振られてきたのは長い人類史のスパンで見ればつい最近のことといえよう。

## 1. 武士にも「介護休業制度」があった

男性が介護するということは、私たちにどのような時代認識を要請しているのだろうか。家族介護者の3人に1人を男性が占めるということは私たちの社会認識にどのように影響するのだろうか。さらには、近年特段に強調されるようになった「ワークライフバランス」や「ジェンダー平等」という新しい社会観形成にどう影響するのだろうか。こうした、観点から少し時間を巻き戻して介護する男性の語られ方をみていこうと思う。

介護を担うのは女性ということは、長い間、社会規範となって私たちの脳裏にたたき込まれてきた。それ故、人類発祥のときから続いてきた、そう思ってきた人も多かろう。でも、どうもそうではないらしい。少なくとも、江戸時代の武士たちには現代の介護休業制度にあたるようなものがすでに備わっており、しかも彼らは家族の介護責任のすべてを担っていたという。そのことを証する多くの史料が残されているという。

筆者がこの分野に関心を持つきっかけとなった一文がある（山田洋一 2005）。故郷の祖母の介護のために休業届を出し、前例があるからと認められたということが京都府の「総合資料館だより」（No. 145、2005年10月1日発行）に「武士の介護休業制度」と題して掲載されていた資料だ。

同館古文書担当（当時）の山田洋一が記しているものだが、文政3（1820）年に「京火消詰」責任者の代役で赴任していた丹波の亀岡（亀山）藩士及川源兵衛広之の勤番日記「御番頭代京火消詰日記」に記されていたという。京火消詰とは幕府命による京都の消防の役目だ。

及川が日記に記したことは、火消詰の一人で火災現場の警備責任者を務める伊丹孫兵衛という藩士から藩の重役に宛られた「奉願口上之覚」という次のような「願」だった。

私の祖母が、先ごろから病気で、いまも調子がよくないと亀岡から連絡がありました。老人のことですから、全快するとは思えません。なにとぞ祖母の命のあるうちに、暫くでも看病をしてやりたいので、火消詰の休業をお願いします。はなはだ恐れ入りますが、県病のためお暇を下さりますようお願いいたします（山田意識）。

この願いは、事前に伊丹の関係者から藩の重役に内々に相談があったらしく、藩では介護の対象が親ではなく祖母ということで議論にもなったが、幸いに数年前に江戸藩邸に詰めていた大久保という藩士が、祖母が大病のために亀岡に帰ったという先例もあったことから、及川を通じて休暇が無事に認められることになった、というのだ。山田は、及川の勤番日記を読み解きながら、現在の労働者と武士の立場は違うが、亀岡藩士には祖母まで対象とした介護休業制度があったといえるのではないかと。また、この藩の制度は、藩からの命令には絶対服従と思われる武士が自己主張するという意外な一面も教えている、と記している。

及川の勤番日記から分かったことは、現職の武士が親だけではなく祖母の介護にもあたるのが普通に認められており、そして、休業して介護する制度も進んでいた、ということだ。男性介護者の「走り」のような事例だが、これは亀岡藩だけの特殊な事例ではなく、江戸時代では何ら珍しいことではなく、広く各藩にいきわたった制度であったようだ。関連資料を探っていくうちに、柳谷慶子や菅野則子など近世史研究者の関連論文・著書を知った。柳谷らは、早くからこうした各地に残る当時の日記や藩の公文書を基に、介護責任を全うする男性の実態を詳細に論じているが、その研究知見から江戸時代の武士が担う家族介護の実態をみてみよう。

## 2. 江戸時代の男性の介護実態

民衆の教化策の一環として善行者の表彰例を書き留めた孝義録など幕府・諸藩の資料や武士が残した日記には、私たちが持っている武士のイメージからは程遠い事例が並ぶ。養子であった父が引き取った祖母を父亡き後、祖母が73歳から79歳で他界するまでの6年の間、主たる介護者として陣頭指揮を執って世話にあたった八戸藩の上級藩士である遠山庄太夫の介護の様子は次のようである。祖母の常時の世話にあたる下女へのあれこれの指示、病状悪化で人手不足が生じれば増員して対処する、医師の配置や交代の判断、治療法や投薬の見極め等々祖母の治療・介護全体を把握した。監督だけではなく、遠山庄太夫は実際にも休暇を取って家に籠って祖母の介護にあたっていることが紹介されている。

「当主の庄太夫は8月27日、以前から約束していた引網の漁を祖母の病気を理由に断って家に籠っており、さらにこの日は殿様付き納戸役として泊番の日当たっていたのを他の物に代役を頼んで出勤していない。翌28日、29日も同様に庄太夫は代役を頼んで出勤を控えている」（柳谷2001）

母の介護にあたる息子の記録も残されている。常陸国下妻藩では、1706（宝永3）年から1822（文政5）年までの116年間の藩士から身内の病気にかかわる上申書が134件提出されているが、このうち103件が親の看病にかかわるものという。実家の母の世話をする者を探すために12日間の休暇申請をした中山清蔵。藩主の上洛の供を命じられた篠原権左衛門は、留守中に老母の介護を任せるために甥を呼び寄せることを願い出て、認められている。病状が悪化した母に付き添うために上洛の随伴を断った仁平藤右衛門の記録もある。子による親の看取りを勤務に優先させている藩があったことを116年間の上申書は見事に記録している（柳谷2011）。

上級武士たちの世帯での介護では、下男下女を雇い具体的な介護の実務に当たらせることも一般的ではあったが、下層武士の場合、介護が重圧となって生活を圧迫させていたようである。親の介護のために休暇が認められずにやむなく武士を辞めて国元に帰った事例（下妻藩）、父が死亡して年老いた母の面倒を看なければならぬという理由で禄を返上して村に帰った事例（盛岡藩）、いずれも下級武士たちが被った介護の悲哀である。さらに生活の圧迫だけでなく、介護が家計の困難を招いただけでなく、嫁の来てがなく結婚・再婚ができない、嫁の実家から離婚を迫られる、という家族の形成や崩壊にも強く影響することもあったことも史料に残されている。

武士だけではない。同じような江戸時代の庶民の男性介護者の記録も豊富に残されている（柳谷2007、菅野1999）。ただ、留意しておかねばならないのは、上記で記したような江戸時代における男性に特化した介護役割の特徴付けは、実際の介護実務も含めて男性にすべてが課されていたということではない、ということだ。むしろ彼らとともに実務を担う家族や多くの下男下女たちの存在があつての武士の介護責任の役割遂行だったのだが、それでも男性あるいは女性という特定の性ということだけで介護実務が下りてくるということではなかった。

封建社会の徹底した女性差別構造の中では、「親に孝」の介護という重要な家族扶養の行為役割もまた責任主体としての男性に対して強く機能するという構図であつたのではないか。幕府が編んだ『官刻孝義録』（1801）では、介護にかかわる男性の孝行事例が女性のそれをはるかに上回っていることや、その地方版『仙台孝義録』でも孝行者として表彰された事例のうち男性は女性の2倍以上を占めており、特に男性の表彰区分の7割は家族や親族の扶養・介護にかかわるものとなっていること、などをその証左として柳谷は記している（柳谷2007）。

江戸時代では、介護する男性は何ら珍しいことではなく、同様に育児もまた男性の責任行為であつたという（小泉吉永2009）。であれば、男たちが家族のケアを担うという現場から撤退、あるいは排除されるのが当たり前になつたのは、いつの頃からだろうか。この問いへの解は、まさに近代以降の歴史の所産にほかならない、ということになる。「富国強兵」「良妻賢母」という明治以降の社会規範は、育児や介護という家族のケアを女性占有としていく。「富国強兵」は男性を育児や家事・介護など家庭生活の主たる責任者という役割から解除あるいは排除して外部社会一本にルールを敷き、「良妻賢母」は女性をケア役割の中心に据え、その思想は女性の生き方に決定的な影響を与えた。これまで、子どもを産む以外は責任能力のない「イエ」の付属物として扱われてきた女性たちが、「良妻賢母」たる「妻・母親」という役割り遂行を通して自らの存在理由と地位向上の社会的根拠を得たといつてもいい。ただ、その光明は、それ以降女性に割り振られ固定化される性別役割の遂行においてのみ、という制約的な枠組みの中ではあつたことも歴史は教えている。



### 3. 介護者の9割以上が女性

こうした明治期以降に広がった社会規範としての家族のケア役割の性別固定化＝ジェンダー規範は長く続いた。

我が国初の全国レベルの介護実態調査である「居宅ねたきり老人実態調査」が全国社会福祉協議会によって実施されたのは、1968年7月である。その前年（1967年）には、東京都と長野県で「ねたきり老人実態調査」が実施されているが、「ねたきり老人」という言葉が普及していなかったために調査名称に「臥床老人」という言葉も真剣に議論されたということが当時の記録に残されている。

全国調査は、民生委員制度創設50周年を期して策定した「民生委員児童委員活動強化要綱」に基づいて、「社会福祉モニター活動」の第1号として実施されたものである。調査の対象は、全国の70歳以上の老人のうち「ねたきりの老人」とした。「ねたきり」というのは「病気、けが（老衰をふくむ）などで日常ほとんどねた状態にあること」とした。調査時期は1968年7月4日から7月31日の間に行われ、調査員には全国13万人の民生委員があたったが、その方法は「民生委員は担当地区内の70歳以上の老人のいる世帯を訪問し、当該老人がねたきりの状態にある場合には、その世帯の生計中心者またはこれに代わる人（当該老人が単身者の場合はその老人を看護している人）に面接質問の上調査票に記入」と記されている。

70歳以上の高齢者は、この時390万人とされているので、民生委員一人当たりによれば約30人の高齢者世帯を担当し、そこで分かった「床についたきりの」寝たきりの老人全員の家庭を訪ねて、老人とその家族等に面談した。「年齢、病状、医療、看護、人間関係」など12項目について調べたものだ。その報告書は同年12月に発行されているが、この報告書の発行前にメディア・リリースされた調査結果をもとに書かれた全国紙記事では、概略次のように報道されている。現在からみれば、少し違和感のある表現もあるが、当時の環境をも反映されていると思われるので、記事をそのまま掲載する。

今回の調査結果によると、①日常ほとんど寝ている70歳以上の老人は19万6千人と推計され、1部の調査漏れを加えると20万人を超えるとみられる。これは70歳以上の老人の5－6%にあたる②男女の比率は男41%、女59%で、寝たきり老人の6割がおばあさんである③寝たきり老人のうち人手を借りないと便のできない老人が55%と半数以上を占める④看病しているのは嫁が49%と半数を占め、次が配偶者（大部分が妻）で25.6%、3番目が娘で14.3%と、9割以上が婦人の肩にかかっている⑤家族以外の人、つまり近所の人、民生委員、ホームヘルパーなどに世話してもらっている老人が約8千人もいる、などがわかった。（1968年9月14日付朝日新聞朝刊）

顕在化する介護問題を認識せざるを得ない状況での調査であったがゆえに、当然ではあるが、これ以降社会と介護の関係は大きく変貌していくことになる。介護は個別家族の問題という封印が解かれ、社会問題化していく。小説『恍惚の人』（1972年）を経て、「福祉元年（1973年）」「ゴールドプラン（1988年）」、そして「介護保険（2000年）」という「介護の社会化」を標榜する時代を迎える。介護が社会政策の中心舞台に躍り出ていくのである。

#### 4. 「介護の社会化」の扉を開ける

こうして「介護の社会化」を旗印とする介護保険の時代を迎える（2000年4月施行）。その後の介護保険制度の展開は、20数年前に泡立つように膨れ上がった「介護の社会化」の実現という私たちの期待に応えることができているのだろうか。またどのような課題を積み残しているのだろうか。男性介護者を窓口にして考えてみようと思う。

筆者はこの間、介護保険制度の導入後の介護様相の変容を「新しい介護実態」として実践と研究の対象として、次のように捉えてきた。

第1は、介護する人がこの社会でこれまで前提とされてきたものとは全く異にするということである。既に前項で詳述してきたのだが、全国規模で実施された介護実態調査（「居宅ねたきり老人実態調査」全社協1968年）では主たる介護者の9割以上が女性であったことが指摘されているが、その状況は激変している。介護する夫や息子はいまでは同居の主たる介護者の中で3人に1人を占めるに至っている（「2019国民生活基礎調査」）。続柄の変容も激しい。先述の全国調査で主たる介護者の半数を占めた「子どもの配偶者（嫁）」は介護者続柄では、妻や娘はおろか夫や息子をも下回る最も少数派となっている。さらに在宅の介護実態は「老老介護」そのものと言っても過言ではない実態を迎えている。これまで在宅で介護を担う人といえば「若くて、体力もあり、介護も家事も難なくこなして、介護に専念できる立場にあり、さらに介護者役割を内面化している」ものであり、女性・専業主婦をモデルとしたものであった。しかし、今この社会で在宅介護の役割を担っているのはこれとは真逆の介護者ばかりだ。夫や息子という男性の介護者とその抱える課題はこうした「想定外」の介護者のシンボリックな存在となった。

第2の「新しい介護実態」は、介護サービスの社会化である。上述の全国調査では特別養護老人ホームは全国に4千5百床しかなく、介護のすべてが家族／女性の手にて委ねられていたことを記している。ホームヘルプ、ディサービスなど在宅福祉などは全く未開発の時だった。ケアマネジャーももちろんいない。その後の福祉元年（1973年）やゴールドプラン（1989年）、介護保険制度（2000年）など福祉や介護の政策化・事業化はこうした環境を劇的に変えたようだ。特訓養護老人ホームは50万床を超え、在宅福祉とのキーパーソンとなったホームヘルパーは50万人。ケアマネジャーという新たな介護の相談相手ともなる専門職もうまれた。半世紀前の「特別養護老人ホームが全国に4500床」という実態とは、天地の差だ。介護サービスを取り込む暮らしが一般化し、実態的な課題はなお多くを残しつつも少なくともその理念としては「何時でも誰でも何処でも必要な時に」利用できるユニバーサルな制度として社会的合意を得るようになっていく。介護サービスを利用することが恥だとされるような時代があったことももう過去の話になろうとしている。

そして第3の変化は、「ながら」介護という介護のカタチだ。介護に専念し得る家族の存在こそがこれまでの在宅介護を可能ならしめてきたのだが、既存の介護システムの要として機能してきた。家族介護は日本社会の美風でありかつ介護の含み資産だといわれてきたのもこの介護に専念する家族介護者があればこそであった。3世代・4世代同居・近居という大家族から核家族化・単身家族化への劇的な移行、そして女性の就労や社会参加の著しい進展は、介護に専念し得る家族の選択性を失くした。今増えている介護する家族の実態の多くは、次に示すような「なが

ら」の介護である。①別居、遠距離で通い「ながら」介護する、②子育てし「ながら」介護する、③修学・就活・婚活し「ながら」介護する、④通院・通所し「ながら」介護する、そして⑤働き「ながら」配偶者や親を介護するワーキングケアラーたちである。そして大事なことは、⑥介護者自身の人生も大事にして楽しみ「ながら」の介護（樋口2017）、ということだ。介護の事業化の進展と共に介護スタイルの典型となっているのがこの「ながら」介護という介護のカたちだといえよう。

## 5. 「家族主義」と「男らしさ」

これまでの介護する男性たちが抱える課題に関わっての研究や実践の蓄積は、男性の介護スタイルをおおよそ次のように捉えてきた。家族の大黒柱という規範や自負が自縄自縛となって、過剰な家族責任を呼び込み、その責任主体となる自己を内面化する。そして弱音を吐か（け）ずに誰にも頼ら（れ）ず、すべてをひとりで抱え込み、葛藤を深める、という介護実態だ。介護における「家族主義」と「男らしさ」を鎧兜のようにまとった介護スタイルといってもいい。私たちもまた介護の目標を設定し成果を追い求めるような介護を「ビジネス・モデル」という男性特有の介護実態として分析対象としてきた。

主たる介護者としての生活への動機も契機も一様ではない男性介護者だが、しかしいざ介護が始まれば誰もがその生活は一変する。戸惑うのは排泄や入浴、清拭、食事援助、移動介助などといった介護だけでない。これまでの暮らし方や働き方のあらゆる矛盾や偏向が、介護と共に一斉に噴出してくる。介護にはもちろんだが、慣れない家事にも戸惑う生活が日常となる。被介護者に認知症が始まれば、予期せぬ外出行動や異食、暴力などの周辺症状への対応も始まり、通院介助や服薬管理もある。親族や近隣との付き合いもあれば、ケアマネジャーやホームヘルパーなど介護事業者との交渉、役所への種々の申請業務など、こなさなければならない課題が次から次へと頻発する。収入は減り出費はかさむという経済的問題に苦しみ、仕事と介護の両立はいよいよ困難となって離職課題が現実性を帯びてくる。離職すれば、多くの男性にとっては唯一ともいえるような職場という社会との接点が断たれ、孤立が忍び寄る。そして24時間介護漬けの社会との接点を欠いた孤立した生活にもがくという大きな課題が立ちはだかつてくるということだ。

頻発する介護心中や虐待という不幸な介護事件の温床ともいえるような、男性介護者が抱えるその困難性さらにはその病理性である。これらは、介護者個別のキャラクターや女性介護者との比較によって論及される課題という以上に、夫や息子たちに頑強に制度化された一本道のライフコースと「介護者を生きる」という生活との軋轢によってもたらされるものとして把握されなければならないものでもあった。いま主要な政策テーマとなっている仕事と介護の両立の困難性は、表層では男性介護者にフォーカスした課題のように映るが、対応するその政策射程は働きながら介護を担う人すべてに拡張されるべき課題として集約される、というようなことだ。男性ならではの介護の悩みや辛さとはなにか、というまさにこの特殊な問い掛けへの対応は、介護のある暮らしを標準とする社会基盤のデザインという普遍に通じる道であるといえよう。

## おわりに－「介護のある暮らしを社会の標準に」

100万人を超える男性の上記のような介護実態が教えているのは、男性もこれまで介護を担ってきた女性たちと「同じように」介護しようということではない。この社会が自明としてきた無償且つ無制限、無限定の家族の介護労働というこれまでの女性介護者モデルのシステムとスタイルをただなぞっていくことだけでは、いま私たちが抱えている介護問題はけっして解決しないということではないか。「男性介護者」が厳然たる社会層として、そして彼らが深刻な社会問題の担い手として成立する背景要因がここにあるのではないかと考える。私たちが焦点化した介護者として生きるという男性の「生き方」もこの文脈に照らせば、超高齢社会という時代の要請に応える創造性豊かな意味を持つてくる。男性を介護の射程に収めることは、視点を変えれば男女が共に介護を担う時代を見据えるということであり、男女が共に手を携えて、家族と自分の老後を安心して託すことが可能な新しい介護社会のシステムを創造していくことに他ならない。家族等を労り気遣う権利という概念（ILO156号条約・家族的責任）でこの社会の介護を考えてみたいのだ。

脳科学者の恩蔵絢子は、母の介護に疲労困憊し、不安な毎日でイライラも尽きないが、それでも幸せな瞬間に浸る場面がある、母と一緒にいて嫌なこともあるが嬉しいこと学べることも多くあると言っている（恩蔵2018）。私たちは介護場面で正逆に働くこうした気持ちを「介護感情の両価性」として特段の関心をもって分析対象としてきた。介護は辛くて大変、出来れば避けたいということばかりでないということを多くの男性介護者との交流で幾度となく教えられてきた。決して自ら望んだわけでもない介護生活だが、健康な時には気付かなかった親子や夫婦の新しい関係も発見もある。視野も思考も広がり「善き」仲間たちとの交流も広がる。「深い人生」との出会いもある。だから介護のある暮らしはより「深い人生」との出会いの場だ、というのだ。ややもすれば苦労や困難の一色で塗り潰されがちな介護のある暮らしを、ヒトとヒトの社会に必要な不可欠な「有意」「優位」な暮らしに反転させる知見である。

介護保険制度の施行（2000年4月）から20年以上が経過したが、同制度が標榜した「介護の社会化」の実現や、私たちが男性介護ネットの発足集会で宣言した「家族介護者の男性も女性も、誰もが安心して暮らせる社会」を目指すという課題も、まだ道半ば、難問山積といえよう。この国の介護問題に色濃く付着しているジェンダー規範を正していく、ということへの理解も進んではきたが、それでも社会構造を突き動かすまでには至っていない。一方の性に偏ってデザインされた社会システムは、いずれの性をも幸せにしないというが、「男性介護者」や「ケアメン」という言葉が不要となり、「介護のある暮らしが社会の標準」となるような、新しい介護社会の実現のために全国の仲間とともに歩んでいこうと思う。

### 参考図書・論文・資料

恩蔵絢子『脳科学者の母が認知症になる』河出書房新社、2018

小泉吉永『江戸時代に学ぶ子育て人づくり』角川SSC新書、2009

菅野則子『江戸時代の孝行者』吉川弘文館、1999

津止正敏『男が介護する - 家族のケアの実態と支援の取り組み』中公新書、2021

樋口恵子『その介護離職、おまちなさい』潮新書、2017

柳谷慶子「日本近世の高齢者介護と家族」、山中永之佑他編『介護と家族』所収、2001

柳谷慶子『江戸時代の老いと看取り』山川出版社、2011

柳谷慶子『近世の女性相続と介護』吉川弘文館、2007

山田洋一「武士の介護休業制度」『総合資料館だよりNo. 145』京都府立総合資料館、2005

(注) 本稿は、日本ジェンダー学会第24回大会(2020.9)の「大会シンポジウム：マスキュリニティの歴史と現在—男性の《困難》をめぐって—」での筆者の「コメント」をもとに文章化したものである。

## **Difficulties of Single Fathers: From the formation and activities of the Japan Single Father Network**

Yoshinobu MURAKAMI  
(The Japan Single Father Network)

Currently, there is a need for a new kind of family in Japanese society. I believe that this new family should not be based on a fixed family, but it should move in the direction of recognizing a variety of families. For example, father-child families, mother-child families, same-sex marriages, and de facto marriages.

What laws and policies should be in place to respect new and diverse ways of family life? Of course, everyone would agree that the opinions of women should be included. Opinions on same-sex marriage and de facto marriage should also be respected. However, I am not sure how many organizations exist in Japan that can deliver opinions and requests so that the voices of single fathers and children, and even husbands, can be included in the discussion.

We, the Japan Single Father Network, will naturally continue to carry out social advocacy activities from the standpoint of single-father families. In addition, to further increase the number of people who understand what we are going through, we will continue to work to communicate the difficulties of living as men.

# シングルファーザーの困難

## —全国父子家庭支援ネットワークの成立と活動から—

村上吉宣

(父子家庭支援ネットワーク代表)

はじめに

初めまして。「全国父子家庭支援ネットワーク」の村上と申します。

本日は私どもの活動報告と、父子家庭の抱える課題、そして必要な支援についてご報告させていただきます。

### 1. 児童扶養手当という名のクリスマスプレゼント— 2008年

私どもの活動は平成20年11月特定非営利活動法人「全国父子家庭支援連絡会」発足に遡ります。当時、全国で孤軍奮闘し、各々が自治体から政府へ「父子家庭へ児童扶養手当を拡充するよう求める意見書」を採択させる活動を行い、また「自治体の独自財源で児童扶養手当に相当する経済支援を求める要望活動」を行っておりました。そんな中、山梨県父子の会の代表の方が民主党の勉強会に呼ばれ父子家庭の窮状を訴えます。そして、政権を自民党か民主党かのどちらかが担う選挙が始まりました。

そして民主党が出したマニフェストに「父子家庭に児童扶養手当を拡充させる」と記載されたのです。私達は選挙の動向を見守りました。そして民主党が政権を担う結果となったのを受けて私たち、いえ全国の父子家庭当事者達は大いに期待に胸を震わせました。しかしながら、蓋を開けてみると予算がつく概算要求には乗らず、予算が付かない事項要求という形で議論が始まっていったのです。私達は啞然としました。このままでは「父子家庭への児童扶養手当は実現しない」。もう、各々が単独で活動しても発信しても駄目だ。一堂に集おう。そして日本で初めての父子家庭の支援拡充を求めることをミッションとした全国組織が誕生したのです。私達は要望書を作成し、当時の厚生労働大臣と政務官へアポイントを取り要望書を提出、そして全国組織発足の記者会見で世論に支援の必要をうたえました。また国会議員を集めた父子家庭支援の必要を訴える院内集会も同時期に開催、さらに政府に対して請願書も提出しました。なぜ焦っていたかと言うと12月には予算配分が決する財務省と厚生労働省の折衝の時期が迫っていたからです。

そのような動きが実り、メディアからは大々的に取り上げていただくことができました。当時、一理事であった私には仙台放送のドキュメンタリーの密着取材もついており一部始終を取り上げていただけました。私達の間では必ず実現させることができるはずという僅かながらの確信が当時ありました。理由は当時の総理大臣が国会答弁で「父子家庭にも児童扶養手当を出す」と明言していたからです。しかしながら、財務省は首を縦に振ることはありませんでした。再度、厚生

労働大臣へ要望相談に向かいました。そこで言われました。「厚生労働省としては児童扶養手当を父子家庭へも拡充させたい。しかし財務省との折り合いが付かない民意が必要なのです」と、そこで、私達は最後の手段を取ります。当時の民主党政権は三党連立政権でした。うち、社民党の党首が男女共同参画大臣に就任しておりました。大臣ではありませんが、政権維持上、総理と同列に各政党の党首が存在していたのです。そのため、男女共同参画大臣、社民党党首へ要望、懇願のため、面会を行いました。「総理は国会で父子家庭へも児童扶養手当を出すと言明されてきました。しかし財務省が言うことを聞かない、お願いです。直接総理に父子家庭へ児童扶養手当を出すよう進言して頂けませんか？そして総理から財務大臣へ予算を通すよう指示を出すように進言して頂けませんか」と最後の頼みの綱が社民党党首でありました。また公明党も児童扶養手当を父子家庭に支給するよう要望してくれていました。そして、厚生労働大臣と財務大臣との予算折衝の日が訪れます。12月24日クリスマスイブでした。そこで、やっと財務大臣は首を縦に振ったのです。父子家庭へも児童扶養手当を出す、予算を通すと。あの時、全国の父子家庭へ児童扶養手当という名のクリスマスプレゼントが届けられたかのように私たちは歓喜したのです。そして翌年平成21年8月初めて父子家庭に児童扶養手当が支給されました。本当に嬉しかった。しかし、大目的は男女共同参画事業の延長線上としての法改正、他にも父子家庭を対象としていない支援制度がありました。みんなで頑張ろう。そんな中、各活動者達がひとり、ひとり活動から離れていきました。理由は子育てと仕事の両立が難しくなってきたことでした。理事としては名前を残せるけど実質的に活動しなくてはと考えていたのは新潟県在住の代表理事と宮城県在住の私の二人だけになってしまったのです。しかし、児童扶養手当を拡充させた実績を作ることが出来たのだから会員も集まって仲間が増えるだろうと私達は思っていました。しかし現実には辛らつな結果でした。会員は集まらない。応援はするよ遠くから。一番辛かったのは死別の父子家庭の方々からの「何で離別の父子家庭支援が先なんだ」と恫喝されたことです。正直、なら一緒に活動してくださいよと思いました。でも行動に起こす当事者である父子家庭は日本でたった2人だけだったのです。

## 2. 法改正に向けて――それは東日本大震災から始まった

そして2年の歳月が経過した頃、あの東日本大震災が発生します。当時、私は山形まで毎日通勤していました。子ども達だけ宮城県仙台市の自宅で被災しました。さらに追い打ちをかけるように福島原発が爆発します。津波が東北、岩手、宮城、福島を襲いかかりました。幸い私は内陸に住んでいたため津波の被害を受けませんでした。子ども達が震災の雰囲気メンタルをやられてしまい留守番をすることが出来なくなってしまいました。結果、生活保護を受けながら働いていた私は離職し子ども達の傍を離れることが出来ない状況になり、精神的にも経済的にも追い込まれていきました。しかし、そんな中でも現実を直視しなくてはならなくてはならないと思いつき、子ども達をよく連れて行っていた海岸へ、津波の被害を直接見に行きました。その場は東京大空襲の後のようなありさまでした。

そこで私は思い立ちました。「私に何かできることは無いだろうか」と「震災により妻を津波で失った震災父子家庭が多く生まれたはずだ」と直感的に想定できました。その日から被災地を



友人の車に乗せてもらい、全て回り、震災父子家庭の方々の声を直接聞いて回りました。その中で今でも耳から離れない言葉があります。「妻じゃなく俺が死ねばよかったんだ。そしたら遺族年金も貰えて、沢山の支援制度で守られたはずだ」とある方が呟いたのです。そこで私のミッションが固まりました。そして想像しました。沿岸部では、もう生活は出来ない。働きながら生活をするために内陸や都市部に震災父子家庭の方々は離散するはずだ。被災地支援としての父子家庭支援じゃ駄目だ。天災国である日本の法律を変えなくては全ての傷ついた彼らを救うことはできないと。

それから要望書を作成しました。①遺族基礎年金を父子家庭へ拡充させること、②母子家庭のみとなっている就労支援・貸付制度を父子家庭へも拡充すること、③特定求職困難者雇用開発助成金の対象に父子家庭を入れること。3つの法改正を3年目に全て拡充させる事を、訪問し繋がった震災父子家庭の方々に約束しました。私は児童扶養手当を拡充させた時のノウハウをフルに活用し政策提言活動に取り組みました。まず最初に、「誰もがそうだよな」と納得できる文章作りに取り掛かります。お世話になっていた公明党の仙台市議会議員と共に話し合い、最初に仙台市で意見書を提出、そして3日で採択されました。

次に宮城県、福島県、岩手県議会に同様の意見書を持ち込み議会に提出、採択していただきました。次は被災地の各議会に訪問し同様の意見書を提出し全ての議会で採択して頂きました。しかしこれでは変えられないと私は考えていました。結局のところ、日本の自治体の過半数が意見書を採択しないと国政を動かせないと考え、全国の都府県議会、市町村議会へフェイスブック・ツイッターまたはファックス等を活用しアプローチしました。そんな中、公明党の議員から提案を受けました。公明党には共通意見書という仕組みがある。相談してみてもどうかと。そこで私は上京し、共通意見書を審議する立場の方へ相談しました。結果、快く快諾くださり、党として協力して頂くことに成功したのです。もちろん他の政党へも同様の依頼をかけました。その結果、日本国内の半分の都府県議会で意見書を採択頂くことが出来、市町村議会においては104の議会より意見書が採択される事に繋がっていきました。もちろん、他にも直接厚生労働大臣へも要望しにいきました。しかし当時の大臣は難色を示されました。そこで公明党が今度は平成23年10月末に行われた予算委員会で「父子家庭は×、母子家庭は○。もうこのような実態を是正しませんか？」と直接、厚生労働大臣へ対し訴えてくれたのです。

また復興大臣へも直接要望も行いました。復興証では重く受け止めて頂け厚生労働省の官僚の方も同席で実態を聞いてくれました。でも、それでもまた足りないとは私は考えました。1団体では限界がある、マイノリティーな男性が弱者になりうることを父子家庭のフィルターを通してメジャーな問題にしていかなくてはと考えたのです。併せて行っていたアクションは他団体への理解と啓発活動でした。どの団体もひとり親＝母子家庭支援マインドが強く、父子家庭の事が眼中に入っていませんでした。そのため、歴史ある団体から若い団体まで全ての団体を訪問し、政策提言や被災地での支援対象に父子家庭も視野に入れるよう懇願して回りました。例をあげれば、「あしなが育英会・ファザーリングジャパン・ユニセフ」などでしょうか。後は地元根付いているNPO法人を訪問し、現状を訴えました。結果、どの団体も賛同してくれ、個別にはありますが、父子家庭へも支援を拡充するよう求める活動を行ってくれたのです。

ここまで書かせていただいたことを1年間やり続けました。全国父子家庭支援連絡会の代表理

事は厚生労働省の官僚と個別に電話・訪問にて折衝してくれました。また埼玉の理事も埼玉県で意見書を採択されるよう尽力してくれました。

そうした活動の結果、当初の約束通り3年後の平成26年より、父子家庭へ遺族基礎年金が拡充されることになり、次に就労支援・貸付制度・雇用開発助成金制度などが父子家庭へも拡充され、最終的には既存の母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと法改正することができたのです。

絶対にひとりじゃ難しかったと思います。多くの方、多くの団体、そして政党の議員の方々に思いが伝播して実った法改正であったと振り返って思います。

こうして、全国父子家庭支援連絡会のミッションはコンプリートされていったわけですが、「法律は変わっても「男性が、ひとりで子育てをしやすい社会変革」には至りませんでした。

### 3. 新しいミッションー「男性性」の問い直し

ミッションを終え団体としての存続の在り方が理事の間で議論されて行きました。その結果、法人格を持つ理由が無くなったとしてNPO法人「全国父子家庭支援連絡会」は解散することとなり、任意団体全国父子家庭支援ネットワーク」とスタイルを変え存続することになったのです。次のセカンドミッションの為に、緩やかなネットワークという形で互いが繋がりあい、互いの地域で自助グループを作り上げていく方向に転換していきます。また法改正したことで、父子家庭支援団体にも助成金が入るようになり、他の地域で毛色の違う、個性あふれる団体が全国で増えてきたことも大きな理由の一つでした。次の時代は提案活動の他にも「共感・共栄・共存」の3つの視点を持ったスタイルが時代に合っていくとも考えていました。とは言え男性性の生きづらさ、父子家庭の生きづらさ、働きづらさは、まだまだマイノリティーな社会問題です。男女共同参画事業においても女性学を主体とした生き方支援をあっても、男性にフォーカスをあてた生き方支援は国家の支援プログラムに組み込まれていない現状があります。そのため、あえてひとり親家庭支援ネットワークではなく、「父子家庭支援ネットワーク」と偏ったネーミングで存続させているのです。これからは「笑いたくても笑えない、パパと子ども達の笑顔を取り戻したい」をテーマに父子家庭のフィルターを通して情報発信や政策提言、または子どもの貧困問題に関与していきたいと考えております。

セカンドミッションに携わるにあたって私は男性学をベースとした学問レベルまで父子家庭問題を昇華させる必要があると考えています。理由としてはリーマンショックにより社会的強者であると思われていた男性たちが社会的弱者になりうるということが分かった時と、父子家庭支援が始まった時期が同期しているからであり、時代が今後求めてくると考えているからです。

「男性だから仕事・女性だから家事・育児」等という不健康な社会通念を変えるためには、ファザーリングジャパンが行っているような「イクメン・カジメン・イキメン・イクジイ」と言った富裕層をターゲットにした発信も必要と考えますが、父子家庭当事者であり貧困家庭である私からするとトップダウンの価値観の押しつけのようにも感じてしまうのが正直なところ、逆にボトムアップからのアプローチとして貧困層だからこそ、困難な生活実態があるからこそ救いになるような生き方支援のアプローチが同時並行で行われる必要があるように思えてなりません。

ただイクボスプロジェクトは実に丁度良いアプローチだと思っています。労働環境が変わり働きやすい、子育てしやすい、労働環境の実現は父子家庭にとっても、困窮する家庭にとっても、実に望ましい希望とも呼べるプロジェクトだとみています。それは必ず母子家庭にとっても、女性にとっても、障害者にとっても、多様性を軸にしたより良い経済循環と仕事と家庭の好循環を生み、離婚の未然防止にも繋がっていく取り組みだと私は信じています。事実、父子家庭当事者の方からも、会社を子どもの用事で休みやすくなった。周囲からの理解を得られやすくなったと喜びの声が聞こえてきています。そうした親子の時間を持つ事が増えた家庭環境で育った子ども達は、親との愛着形成が確固たるものとなっていき、親子関係も良好となり、今までであれば追い詰められていた家庭も減っていき虐待防止にも繋がっていくのではないだろうかとも思えます。

そうした活動をしている最中で私たちがこれから仕掛けていく活動は当事者の体験談を集めた書籍出版を手始めに取り組んでいます。普通の父子家庭のお父さんたちが、社会課題に気づき仕事、家事業、子育て、地域活動、そして自助グループの発足と至った経緯などを書籍化し普通の父子家庭のお父さん達に勇気と生きる選択肢を提示することをこれから始めようとしているところです。すでに取材活動は始まっており、ブログから始め、取材対象者の選定も終わっており現在、文字お越しをし、文章校正をしている真っ最中です。

書籍出版後はクラウドファンディングにトライしようとして検討しています。目的は日本全国の図書館や男女共同参画センター、全国の市町村議会議員や国会議員の方々に寄贈するための資金集めを模索しています。

一人でも多くの専門の方々へ父子家庭の実態や理解を深めていただき、施策に生かして頂いたり、事業に生かしていただけたらなと想定していました。出版しニーズがあるようであれば第二弾の書籍出版もと夢を見ているところですが、こればかりは蓋を開いてみないと分からない話なので、まずは挑戦していこうと考えていました。

#### 4. 父子家庭に必要な支援

ここから、これから必要な父子家庭への支援の話に移りたいと思います。全国に約18万世帯いるといわれている父子家庭。当然、職種も様々多種多様です。地方在住の方もいらっしゃれば、都市部在住の方もいらっしゃいます。

離別父子家庭だけにとっても理由は多様です。浮気、育児放棄・妻の精神疾患や発達障害・子の病気や妻からのDV、震災離婚もあればコロナ離婚などもあって、経緯を辿れば夫婦間のコミュニケーション不足が根っこにあったり、男尊女卑的な価値観から時代の移り変わりに対応しきれず価値観が合わなくなり離婚というケースもあります。

死別父子家庭と聞くとシンプルに聞こえるかもしれませんが、自死、他殺、事故死、病死等々、残された遺族にとって喪失の仕方が違えば、乗り越えていくプロセスも違ってきます。

そして、離別、死別共に直面するのがワークライフバランスをいかにして調整していくか。稼がなくては、生活はできない。父子家庭の場合、住宅ローンなどの債務を負ってひとり親家庭になるケースがほとんどのため、基本的に仕事を変えづらい。でも日常生活の維持もしていかななくてはならないなど、ハッキリ言って何かを犠牲にしなくては成り立たない時間が待っているわけ

です。子育てを取るか、仕事を取るか。そんな二択しかないわけです。何か手を打たなくては精神的にも肉体的にもボロボロ状態になってしまうのが目に見えています。そこで必要と考えられる支援に繋がるのですが、正直に言って一朝一夕に問題解決できることではないとしか言いようがありません。しかし喫緊の課題として言えるのは児童扶養手当の増額・そして年収制限による支給額の変動制の廃止、そして年収制限の引き上げだと私は考えています。

続きまして「男女共同参画事業」における「男性性のエンパワーメント」を高める生き方支援が必要と考えます。そこには、コーチング的なアプローチでの自己肯定感の向上を狙った講座なども必要と考えますが、併せてグリーフケア（喪失体験からの回復及びケア事業）も事業として必要と考えます。

さらに労働局からのアプローチも必要だと考えます。具体的には産業カウンセラーによる子育てとキャリア形成の両輪を見据えたライフプランニング事業が必須事業であると考えています。

そして、自由民主党に全母子協の議連があるように政党内に父子家庭支援及び男性性の生きづらさに対する検討会及び議連のような仕組みが構築されていくことを希望しております。

そのためには日本全国の、子ども食堂やひとり親家庭支援団体の認識に「父子家庭も要支援者である」という認識を深く、深く落とし込み、母子家庭と差がある事を前提としたマインドを変革していく必要があるように思っています。

とは言え、民間組織のみの自助努力には限界があります。そのためにも、行政職員でかつ母子父子自立支援員の方々を非正規雇用から正規雇用にして待遇を改善し、他の業務をしながらの業務対応ではなく、専属でひとり親家庭支援に取り組める労働環境の改善が必須であり、かつ各自治体におけるひとり親家庭支援の自立支援協議会を発足させる土台作りが必須であると思っています。そうでなければ自助・共助のみの現状は変わらずいずれ衰退していくことも予測されるからです。そこにしっかりと実務としての公助が合わさり三本の矢で現場で地域支援ネットワークを構築していける関係づくりが全国のスタンダードに育っていかないと、今現在続く絆創膏を張り続ける支援から脱却することは不可能であると考えます。自助・共助・公助の三本柱に、更に国として、人材育成の観点から予算を投資するという認識まで世論を作っていかなければ、ひとり親家庭の問題だけ優先順位が低く区別された扱いを厚生労働省においてもせざる得ない状況になっていってしまいます。

私はひとり親家庭支援の問題を父子家庭のフィルターをとおして考えます。そしてもう一つ、次世代育成のフィルターを通して見えています。今アクションを起こす最大の問題はやはり子どもの貧困問題だと考えます。貧困とは金銭に関わらず、学び、遊び、親子時間、進学、就職、地域での繋がり等、子ども達が成長していくプロセスに格差があり、子どもの人権が侵害されている問題があります。中でもひとり親家庭のみに言及するとすれば「養育費問題・面会交流問題・親族間の繋がり等の断絶問題」等があげられるでしょうか。離別であれ、死別であれ、養育者が主体となった支援の考え方も当然重要課題ではあると認識していますが、子どもの人権・子どものケアの視点を軸に置いた支援の考え方が抜け落ちているように感じています。昨今、こども食堂等の事業が全国にやっと波及してきており、法務省からも養育費問題についても言及されるようになってきました。大変な進歩であり今後期待するところではありますが、同時に共同養育を求める潮流も見えてきている中で、人権侵害であるDV加害者とDV被害者との間を取り持つカ

ウンセラーや面会交流事業の専門性をどのようにして担保していくのか等の課題も見え隠れしています。養育者・児童の両輪を同じ大きさを丁寧バランスを取りながら進める必要についてもっと丁寧な議論が必要であろうと考えられますが法制化ありきで進んでいきそうな現状に大きな危惧を感じています。

新しい家族の在り方が今、日本社会において求められている昨今、恐らくその新しいは固定化された家族の在り方を示すものではなく、多様な家族の在り方を認めていく形で着地していく必要があるのだと考えます。父子家庭であれ、母子家庭であれ、また同性婚者であれ、事実婚であってもです。

本当の意味での多様性に他の複雑に絡み合った他の法律がどの程度まで柔軟に許容しあえる形になっていくのか。

そこには、間違いなく女性の意見を入れ込んでいくことに社会は皆賛同するでしょう、同性婚や事実婚においても当然のごとくです。しかしながら、男性であり、ひとり親である父子家庭の声、さらにいえば主夫の声なども含めた議論が進められるよう意見や要望を届けられるだけの組織体が日本にどれだけ存在しているのかを考えると不安でなりません。

## おわりに

私達、全国父子家庭支援ネットワークは当然の事ながら、父子家庭の立ち位置からこれからも社会提言活動を実施してまいります。合わせて理解者を更に増やしていくためにも、男性性としての生きづらさについて重ねて発信していけるよう活動を行ってまいりたいと思います。笑いたくても笑えないパパと子ども達の笑顔を取り戻していくために。以上、ご清聴ありがとうございました。

## Foreign women's residential status of "Spouse or Child of a Japanese National" in Japan's immigration control policies during the 1980s and 2000s

DENG Wanying  
(Tokyo Gakugei University)

This paper aims to reveal, from the perspective of gender studies, the logic of the Immigration Bureau regarding the residential status of "Spouse or Child of a Japanese National" by retracing the change of immigration control policies from the late 1980s.

The category of "Spouse or Child of a Japanese National" appeared in the revised Immigration Act, enacted in 1982. To regularize the legal status of Japanese foreign spouses, the related residential status was introduced in the law. However, in the late 1980s, foreign women who came to Japan as Japanese spouses but worked in the service industry, such as hostesses, came to be suspected by the Immigration Bureau of abusing their residential status by being involved in fake marriages. With the reorganization of residential status in the revised Immigration Act of 1989, the current status of "Spouse or Child of a Japanese National" was newly established, under which foreigners were required to fulfill the "activities of Japanese spouses" under "social standards," which means to "live together, cooperate with each other, and support each other".

Also, foreigners as "Japanese spouses" whose identities used to be confirmed by fingerprint, have turned to registering their family members due to the revised Alien Registration Act of the 1990s, which means that the management and monitoring of the Immigration Bureau was extended into the private sphere.

Furthermore, in the 2000s, a provision for the cancellation of residential status was created by the revised Immigration Act of 2009, such that if a foreigner who was a Japanese spouse does not fulfill the "activities of a Japanese spouse" for more than 6 months, the person will lose the status of "Spouse or Child of a Japanese National." The provision was also purposefully used to deal with the problem of fake marriages involving foreign women, and the obligation of "activities as Japanese spouses" became an instrument for strengthening the management and monitoring of foreign women by the Immigration Bureau.

In this way, in the development of Japan's immigration control policies since the 1980s, foreign women who became Japanese spouses were at first given residential status and subordinated to Japanese society as members of Japanese families, but later were considered as needing to be closely watched or inspected upon suspicion of having abused the status of residence system by being involved in fake marriages. The control of foreign women as Japanese spouses by the Immigration Bureau has thus become stricter under the revised Immigration Act and the revised Alien Registration Act since the 1990s.

# 在日外国人女性の在留資格「日本人の配偶者等」に関する一考察

## —1980年代～2000年代の入国管理政策を中心に—

鄧 婉 瑩

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程)

### 1. はじめに

本稿は、外国人女性の日本での定住にかかわる問題を考えるために、「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)で定められた在留資格の一つである「日本人の配偶者等」<sup>1</sup>に焦点をあて、1980年代後半以降の入国管理政策(以下「入管政策」)の変遷と照らし合わせながら、ジェンダーの視点から検討することを目的とする。

日本の入管政策の法的根幹となる入管法では、「全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図る」ことが目的とされており、日本に在留する外国人の家族形成や生活はその管理下に置かれることとなる。現行入管法は、外国人を「活動内容の範疇」にもとづき細分化された「在留資格」によって区分しているが、そのことは外国人の間に差異を作り出し、個々の外国人の境遇を左右することとなる(明石 2010)。日本に定住して生活基盤を築こうとする外国人が抱える問題にアプローチするためには、入管政策とりわけ在留資格がもたらす問題を明らかにすることは不可欠であると考えられる。

法務省の「在留外国人統計」<sup>2</sup>から見ると、永住・定住可能性のある外国人は、「特別永住者」312,501人のほか、「永住者」793,164人、「永住者の配偶者等」41,517人、「定住者」204,787人、「日本人の配偶者等」145,254人<sup>3</sup>という、4つの「身分・地位に基づく」在留資格者で、在留外国人総数2,933,137人の過半数に上っている(2019年末)。本稿では、上述の「身分・地位に基づく」在留資格のうち、「日本人の配偶者等」を取り上げる。日本人との婚姻関係による家族形成を前提としたこの資格は、男女問わずに取得できるため、ジェンダー中立的というイメージがあるが、その取得者の6割以上が女性である<sup>4</sup>。また同資格を経て永住権を取得して在留資格を「永住者」へと変更したり、帰化したりする場合も考えられるため、日本人の配偶者としての外国人は統計上の数字より多く日本社会に存在しているといえる。

<sup>1</sup> 「日本人の配偶者等」とは、日本人の配偶者若しくは民法817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者である。

<sup>2</sup> 出入国管理在留庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」[http://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html) (2021年2月7日取得)

<sup>3</sup> 「日本人の配偶者等」のうち「日本人の配偶者」が80.6%(117,068人)で、「日本人の子」が19.4%(28,186人)を占めている。

<sup>4</sup> 法務省「在留資格別 年齢・男女別 在留外国人」統計(2019年12月)によれば、総数145,254人のうち、男性は55,588人(38.3%)に対して、女性は89,666人(61.7%)を占めている。

<sup>5</sup> 高谷(2020)によれば、アジアからの移動のなかで、2000年代半ば以降は、「興行」が規制強化によって急減し、「日本人の配偶者等」が外国人女性の一定の割合を占める。だがその後、「日本人の配偶者等」も減少に転じ、日本人男性と外国人女性の結婚件数は、2006年の約36,000件をピークに急減し2017年には約15,000件となったという。

2000年代半ばまで外国人女性の在留資格では、「興行」「研修」「留学」の次に「日本人の配偶者等」が多い<sup>5</sup>。国際結婚によって日本人家族の一員として日本社会の再生産領域に編入されるこれらの外国人女性にとって、長く安定した滞在を可能にする同資格の取得及び更新は、日本人男性との婚姻関係に強く規定されることとなる。だが、こうした日本の家族のあり方やそこでのジェンダーと密接に関係する在留資格「日本人の配偶者等」自体の問題は、これまで正面から考察されることはなかった。本稿はその試みとして、同資格をめぐる問題についてジェンダーの視点から分析を行おうとするものである。ここでは特に、入管政策での議論の変遷を辿りながら、入管政策遂行の主体である入国管理局（以下「入管当局」）<sup>6</sup>が、同資格の裁量及び運用にその権力を行使する際、どのようなジェンダー意識が働いているのか、を検証していくこととする。

これまでの入管政策研究及び在日外国人の在留資格に関する膨大な研究を概観すると、前者では主に「外国人労働者」にかかわる問題を中心に活発に行われ、後者では、「技能実習」「介護」「特定技能」という「外国人労働者」の代表的な在留資格や、「外国人材（の卵）」と位置づけられる在留資格「高度専門職」「留学」との関連に着目したものが主であった。本稿の研究対象の在留資格「日本人の配偶者等」は、それらの研究の中でクローズアップされることは少なかったといえる。

一方、外国人女性の在留資格「日本人の配偶者等」に言及した研究では、在留資格「興行」や「在留特別許可」等を主要な考察対象とするなかで、日本人男性との国際結婚による同資格の取得が、安全な移住・在留と労働を実現するための手段として提示されたことはあったが<sup>7</sup>、主要な論点とはなっていない。他方、「結婚移住／結婚移民」女性をめぐる研究の中で、日本人との婚姻関係に基づく同資格が結果としてジェンダー規範や構造を介して当事者女性に「不利益」／「不安定」をもたらす問題に言及したものがあったが<sup>8</sup>、そこでの主な分析対象は女性自身や日本人家族、地域、コミュニティなどであり、同資格を規定する入管政策の問題についての検証は不十分といえる。

以上のように、在日外国人女性にとっての在留資格の問題は注目されていたにもかかわらず、同資格を規定する入管政策への関心は希薄であったことが明らかである。ただし、その中で、外国人男性を配偶者とする日本人女性たちの運動について検討した小林淳子(2009)は注目される。小林は、1982年入管法改正の際に、夫である外国人男性の配偶者としての在留資格を求めた日本人女性たちによる運動事例を取り上げ、国家の法やシティズンシップが「二流市民」とされた「国民」女性とともに「非-国民」男性を「排除」することを問題化した。小林は日本人女性と

<sup>5</sup>2019年4月1日から「入国管理局」は「出入国在留管理庁」となるが、本稿では扱った資料当時の呼び方に依拠して「入国管理局」を使用する。

<sup>7</sup>青山薫『「不法滞在」をする側の論理—とくに性風俗産業で働く人びとについて』安里和晃編『変容する親密圏／公共圏13 国際移動と親密圏—ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会、2018、79-89頁；大野聖良「入国管理行政における在留資格『興行』の言説編成—1980・1990年代の『国際人流』を中心に』『理論と動態』12、2019、153-178頁。

<sup>8</sup>定松文「家族問題—定住外国人の家族生活と地域社会」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ—地域社会の視点と課題から』有斐閣、1996、65-82頁；葛慧芬「国際結婚にたいする地域ケアシステム作りの必要性—中国人花嫁の事例から—」『日中社会学研究』7、1999、146-155頁；嘉本伊都子『国際結婚！？現代編』法律文化社、2008；初瀬龍平「人権と国際結婚」（財）アジア・太平洋人権情報センター [ヒューライツ大阪] 編『アジア・太平洋人権レビュー—2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』現代人文社、2009、8-17頁；鄭暎恵「2009年入管法改正の意味と、3・11大震災以降の日本社会で外国籍女性として生きること」『人間関係学研究』15（大妻女子大学人間関係学部紀要）、2013、131-145頁；高谷2018等の研究が挙げられる。



その配偶者男性に焦点をあてたが、本稿では外国人女性の問題として考察していくこととしたい。

なお、在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる入管政策の変遷や入管当局による裁量及び運用などを考察するにあたっては、政策と行政の面からの分析が不可欠と考える。本稿では、まず法の改正をめぐる政府レベルでの検討・確認の過程について、国会会議録（1981年～2020年）に現れる発言を対象に検討する。次に入管当局の言説については、公益財団法人入管協会<sup>9</sup>が発行する月刊誌『国際人流』（1987年6月創刊号～2020年7月現在）を取り上げる。さらに、在日外国人女性が持つ同資格の入管法運用に関連する裁判例を取り上げる。また合わせて、関連する新聞記事<sup>10</sup>も資料に加えることとする。

## 2. 1989年改正入管法と在留資格「日本人の配偶者等」

1981年10月に出入国管理令は、日本の難民条約加入に伴う難民認定手続きを加えて「出入国管理及び難民認定法」（「旧入管法」・昭和56年法律第85・86号・1982年1月施行）となり、さらに1989年に改正された（平成元年法律第79号・1990年6月施行）。これによって、外国人に対する政策の力点は植民地支配に出自を持つ在日朝鮮人等の在留管理からニューカマーの入国管理へと移され、戦後の入管政策の一つ大きな節目として「1990年体制」と呼ばれる「新しい入国管理体制」が成立した。

そこで最優先課題の一つとされたのは、専門的な知識・技術を持つ外国人に関する在留資格を拡充すると同時に、「不法残留」や「不法就労」という入国管理の枠組みからの逸脱を阻止することであった（前掲明石2010）。

日本に上陸・在留を認められた外国人の「活動内容の明確化」を図るため、在留資格についての全面的な見直しが行われ、「別表」の形式により規定されることとなった。「別表」は第一と第二に区分され、「別表第一」には日本で一定の「活動」を行う者として在留を認められるもの、「別表第二」には日本で一定の「身分又は地位」を有する者として在留が認められているものが定められている<sup>11</sup>。

在留資格「日本人の配偶者等」は、1989年改正入管法によって新設され、「別表第二」に記載されることとなった。その前身として、旧入管法には在留資格「4-1-16-1」（「日本人の配偶者又は子」、旧法第4条第1項第16号）があった。それ以前は相応の在留資格が存在しないため、日本人の配偶者や日本人の子である外国人に対しては、在留資格「4-1-16-3」（法務大臣が特に在留を認めるもの）を用いて取り扱っていた<sup>12</sup>。

入管当局は、1989年改正入管法の施行に伴い外国人が日本人の配偶者として入国する際の在

<sup>9</sup>法務省所管により1987年8月に財団法人として設立され、2014年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。  
<https://www.nyukan-kyokai.or.jp/publics/index/60/>（2020年12月8日取得）

<sup>10</sup>本稿では、「日本人の配偶者」のフリーワードをもとに、『朝日新聞』（1985年～、196件）・『毎日新聞』（～2020年8月16日、148件）・『読売新聞』（1986～、211件）・『産経新聞』（1992年9月7日～、73件）・『日本経済新聞』（全期間、103件）のデータベースで検索し該当内容を抽出した（2020年8月17日現在まで）。

<sup>11</sup>法務省入国管理局入国在留課「日本人又は永住者の配偶者や子として入国するには」『国際人流』1991年2月号、33頁。

<sup>12</sup>法務省入国管理局入国審査課「手続きゼミナール 日本人の配偶者や子を日本に呼ぶには」『国際人流』1988年3月号、47頁。

留資格「日本人の配偶者等」の審査のポイントを以下のように述べている。

日本人と現に婚姻関係にあることが要件となります。したがって、日本人と婚姻関係にあった者であっても、当該配偶者が既に死亡しているとき、又は日本人配偶者と離婚しているときには、この在留資格には該当しないことになります<sup>13</sup>。

ここにある「日本人と現に婚姻関係にあること」という在留資格の審査要件をめぐる、在留外国人女性を支援する市民団体「女性の家 HELP」は、「旧法より在留資格を細かく分類した結果、明記された資格以外は厳格に在留を制限する弊害が生じた」と受け止め、独自の報告書を国連規約人権委員会の各委員に郵送し、外国人女性への人権侵害にあたることを訴えている<sup>14</sup>。また、『毎日新聞』の取材を受けた同団体は、以下のように日本人と結婚した外国人女性が子供が産んでも離婚すると在留資格を失ってしまうなどのケースを取り上げていた。

91年にHELPが受けた電話相談延べ2,049件のうち、家族に関する相談は400件。92年も2,976件中、575件と全体の約5分の1を占めた。その中には(1)離婚後、在留が認められず子供を連れてフィリピンに帰国せざるを得なかった(2)帰国しても身寄りがなく、幼い子供を抱えて生活が成り立たないため、不法残留を続けている――(原文ママ)女性からの相談もあった<sup>15</sup>。

このような例から見ると、1989年改正入管法のもとで在留資格「日本人の配偶者等」を取得した外国人女性らは、婚姻関係を維持しなければ同資格を存続できなくなることを懸念し、その結果として離婚を抑制し、そのために配偶者の日本人男性との関係では従属関係に置かれがちになることが考えられる。

次章からは、許可される在留資格から逸脱して生きることを厳しく制限する入管法は、在留資格「日本人の配偶者等」を持つ外国人女性にどのように法的な力を行使するのか、入管当局の論理についての分析を進めたい。

### 3. 入管当局の論理にある「日本人の配偶者としての活動」

本章では、1990年代に『国際人流』に掲載された記事の言説から、入管当局の在留資格「日本人の配偶者等」についての論理を考察する。

在留資格とは、「外国人が本邦に在留して一定の活動または一定の身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる法的地位」とあるように、外国人が日本に在留するための法律上の資格である。「日本人の配偶者等」のような「別表第二」に規定される「身分又は地位」に基づく在留資格について、入管当局は以下のように解釈している。

<sup>13</sup>同註11。

<sup>14</sup>『在留資格失うから離婚もできぬ』外国人の人権で民間団体が報告書作成、国連へ『毎日新聞』(東京夕刊)1993年4月17日。

<sup>15</sup>同註14。

入管法は、外国人が一定の身分又は地位を有していれば当然にその上陸及び在留を認めることとしているのではなく、一定の身分又は地位を有する者としての固有の活動（傍点は筆者による、以下同じ）を行って本邦に在留する者であると認められる場合に限り、その上陸及び在留を許可することを定めています。

なお、入管法は、別表第二の下欄に掲げる身分を有する者又は地位を有する者にはそれぞれが行う一定の活動があるものとして規定していますが、それぞれの活動の具体的内容については定めていません。したがって、別表第二の下欄に掲げる身分を有する者または地位を有する者の行う活動の内容ないし範囲は、外国人の上陸・在留のための基本的要件として定められた在留資格の立法趣旨を踏まえ、いわゆる社会通念上の概念をもって決定されることとなります<sup>16</sup>。

ここで特に留意しておきたいのは、入管法は「身分又は地位」を有する者にも「固有の活動」を求めているということである。つまり、在留資格「日本人の配偶者等」の場合、日本人との法律上の婚姻関係のみでは同資格に該当しないとされ、「社会通念上」の日本人の配偶者としての「固有の活動」が求められるわけである。その「活動」の内容について、入管当局は以下のように説明している。

「日本人の配偶者等」の在留資格への該当性が認められるための根拠となる活動（日本人の配偶者としての活動）は、外国人が入国目的として行う活動の観点から外国人の受入れ範囲を定めた配偶者が行う者とされている典型的かつ中核的な活動、すなわち「日本人である配偶者と同居して互いに協力し扶助する活動」（民法第七五二条）ということになります<sup>17</sup>。

このように、在留資格「日本人の配偶者等」は、外国人に「同居、協力、扶助」を要件とする「日本人の配偶者としての活動」を義務づける。また、後に論じるように、この「活動」の義務化は、国が当事者に権力を行使することを意味するだけでなく、結婚が「真正」か「偽装」かを判別する際の根拠として入管当局によって運用されることとなる。しかしながら、弁護士の飯田学史<sup>18</sup>が指摘したように、どのような「活動」が当該活動に該当するのかを観念ないし想定することは困難であり、また何をもって配偶者としての活動を行っていないとするかは、「専ら判断権者である入管当局の評価に拠って判断が行われる畏れがある」といえる。一方、民法752条に規定される「同居、協力、扶助」義務について、我妻栄は『親族法』（有斐閣、1961年）において「同居」を「肉体的関係での共同」、「協力」を「精神的関係での共同」、「扶助」を「経済的關係での共同」と解釈し、その後続く教科書や体系書の多くはこの機能論を継承している<sup>19</sup>。

<sup>16</sup>法務省入国管理局審判課長坂中英徳「在留資格制度の概要—外国人の入国・在留と在留資格」『国際人流』1995年1月号、46-53頁

<sup>17</sup>同註16。

<sup>18</sup>飯田学史「改定入管法における在留資格取消制度—主に日本人の配偶者等の在留資格について」『専門実務研究』8、2014、79-91頁

<sup>19</sup>平田厚「民法752条の系譜と解釈」『明治大学法科大学院論集』17、2016、61-82頁

外国人女性配偶者の場合においては、「同居、協力、扶助」に依拠する「日本人の配偶者としての活動」をめぐる、入管当局はどのように解釈しているのか、具体的にどのような内実が望ましいとされているのか。次節では「偽装結婚」に焦点をあてて、外国人女性にとっての「日本人の配偶者としての活動」の意味をめぐる、入管当局の論理の問題を考察していきたい。

## 1) 「外国人妻」と「偽装結婚」

在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる入管政策上の言説で、「偽装結婚」というワードは避けて通れない。1970年代末より、「観光ビザ」をもつ外国人女性や、「ジャパゆきさん」と呼ばれる外国人女性をはじめアジアからの来日女性が増えたが、1980年代後半より入管当局は「偽装結婚」を疑う観点から問題視するようになる。

入管当局がまとめた1986年の入管法違反事件の概況報告には、「長期在留を目的として日本人に戸籍汚し料を支払って婚姻を偽装するケース」などのような「悪質」な「事件」が「続発している」<sup>20</sup>と書かれている。また、1988年3月号の『国際人流』では、以下のように書かれている。

最近は入籍手続<sup>21</sup>を行なっただけで通常の婚姻生活を営まず、許可を受けた長期の在留期間を悪用し、ホステスやウエイトレス等として稼働するいわゆる偽装結婚事案が発生していることから、次の点も審査の対象となっている。(中略)ア婚姻の成立が真実であること。イ婚姻生活の継続が見込まれること。ウ入国を認めた場合、その世帯が公共の負担となることなく生活できること。エ同居生活が見込まれること<sup>22</sup>。

この記事の時点で、在留資格「日本人の配偶者等」は入管法上になかったが、日本人の配偶者として在留資格を取得する場合、法律上の婚姻関係に加え、「通常の婚姻生活」とみなされる「同居」が求められる点は、先に触れた1990年代の入管当局の論理と一致する。1989年改正入管法後の在留資格「日本人の配偶者等」に関わる論理には、この時期に芽生えた当局による「偽装結婚」への警戒が一役買ったと考えられる。

一方、上の記事で注意すべき点は、日本人の配偶者である外国人がホステスやウエイトレスとして稼働することを「通常の婚姻生活を営まず」在留を「悪用」するものと判定していることである。本来、男女の区別ない在留資格であるが、「偽装結婚をする外国人の男女別では女性が圧倒的に多い」、「外国人女性と結婚相談所が共謀し、組織ぐるみ偽装結婚を企て、入国後間もなく失踪するケースもあり」、「公正な在留管理上放置できない問題として、排除しなければならない」<sup>23</sup>といったような入管当局の言説が示すように、「偽装結婚事案」から考えるならば、「外国人妻」の方が警戒すべき対象とされていることは明らかである。

<sup>20</sup>法務省入国管理局警備課「増大・複雑化する入管法違反事件 昭和61年の概況」『国際人流』1987年6月号、41頁。

<sup>21</sup>外国人には戸籍が作られないため、外国人と結婚した日本人は単独戸籍になり、その身分事項欄に外国人配偶者との婚姻の事実が記載される。また、民法750条に規定される「夫婦同氏原則」は夫婦がともに日本国籍を有する場合のみに適用され、国際結婚の場合は別途手続をしない限り、結婚後も姓は変わらない(岩間暁子『「家族」を読み解くために一本書の視角と構成』岩間暁子・大和礼子・田間泰子著『問いからはじめ家族社会学—多様化する家族の包摂に向けて』有斐閣、2015、1-22頁)。ここでいう「別途手続」とは、①日本人の苗字を外国人配偶者の苗字に変更、②外国人配偶者の苗字を日本人配偶者の苗字で通称名を登録する、③外国人配偶者が帰化して日本人配偶者の苗字にする、が挙げられる ([https://samurai-law.com/marriage/column\\_hai/col\\_tu10/](https://samurai-law.com/marriage/column_hai/col_tu10/) 参照、2021年6月10日取得)。

<sup>22</sup>同注12、49頁。

<sup>23</sup>法務省入国管理局入国在留課「国際結婚の周辺—入国管理の現場から見た国際結婚の実態—」『国際人流』1995年11月号、34-35頁

さらに1990年代には、それまで在留審査に力を注いでいた入管当局は、婚姻の実態調査と「偽装結婚」の摘発を強調するようになる。その例として以下の記事が挙げられる。

1990年において妻が外国人である婚姻件数約2万件に対して出生数が8695件(0.43)、1995年においても同2万787件に対し1万3371件(0.64)であることは、出生率が低いと言わざるを得ません。この結果から、前述の医学的なデータに照らし合わせて考えれば、外国人妻の中には、民法752条にいう同居、扶助、協力を中核とする日本人の配偶者としての活動を行わず、「日本人の配偶者等」の在留資格を得るための手段として日本人と婚姻し、もっぱら稼働を目的として偽装の結婚をしている者が相当数いるのではないかと推定されます。(中略) 実際、最近の関係者の話によれば、飲食店、風俗営業店に立入調査したところ、そこで稼働していた外国人は、全員「日本人の配偶者等」の在留資格を持っていたという事実があったとのことです。(中略) 真実の婚姻意思もなく我が国で就労するための手段として利用するために偽装された結婚を行い、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得して、我が国の在留資格制度を悪用する者に対しては、厳正に審査をし、的確に対処していきたいと思えます<sup>24</sup>。

この言説にみられるように、入管当局は日本人の配偶者としての「活動」を婚姻の「真正」と結びつけて重視するようになっていた。そうした「活動」を行わない「外国人妻」は、就労目当ての在留資格制度の「悪用者」とみなされる。出生率が低いことを、外国人女性が配偶者としての「活動」を行わないことに原因があるとし、「偽装結婚」と推定した。また、飲食店や風俗営業店で働くという稼働行為は、「日本人の配偶者」としての「活動」の妨げになるものとして、取り締まりの対象とされた。こうした入管当局の論理には、まず私的領域での配偶者や次世代の再生産という役割の遂行を「配偶者としての活動」の必須条件とし、それを妨げるとみなされる行為を問題視するジェンダー規範が存在したことは明らかである<sup>25</sup>。

以上、繰り返しになるが、入管当局が「偽装結婚」と判断する基準は「日本人の配偶者としての活動」にあった。ただし、この定義は法に明記されておらず、入管当局の裁量によることになる。そのため、同資格をめぐる恣意性はしばしば批判的になった。次節では、1990年代の同資格にかかわる諸裁判例から代表的なケースを取り上げ、「日本人の配偶者としての活動」とされた内容についてさらに詳しく検討していきたい。

## 2) 裁判例からみる「日本人の配偶者としての活動」

1990年代における在留資格「日本人の配偶者等」の付与をめぐる裁判例を、『判例時報』等から概観すると、「婚姻破綻」ケースの多くは「日本人の配偶者としての活動要件」が争点となっ

<sup>24</sup> 法務省入国管理局入国在留課・藤田小織「統計から見た最近の国際結婚の状況」『国際人流』1997年2月号、38-40頁。

<sup>25</sup> 現代の東アジアの「南北型」国際結婚(労働力のグローバルな移動を背景に、発展途上国(=「南」)から女性が日本などの経済発展国(=「北」)に移住して国際結婚をする)に着目した藤井勝は、「国際結婚の第一の役割は、配偶者(夫)の人としての再生産、そして次世代の再生産という特質をまず有している」と述べている(藤井勝「現代の東アジアと国際結婚:「南北型」を中心にして」『社会学雑誌』30、2013、37-60頁)。

ていたことがわかる（表1参照）。判決では、①「日本人の配偶者として在留資格が付与されるべき者とは、日本人との婚姻が法律上有効なものであれば足りると解される」とするもの、②「『日本人の配偶者等』の在留資格が付与されるためには、単に法律上の有効な婚姻関係があるというだけでは不十分であって、社会通念上日本人の配偶者としての活動に当たると考えられる活動に従事するものでなくてはならない」とするものがあつた<sup>26</sup>。後者の②は従来の入管当局の論理に沿うものといえる。

表1 在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる主要な裁判例

No.	掲載判例集	判例	結論
1	『判例時報』 1467号37頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、東京地裁平四（行ウ）八一号、平5・3・22民三部判決	外国人男性勝訴
2	『判例時報』 1501号90頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、東京地裁平五（行ウ）九八号、平6・4・28民三部判決	外国人女性勝訴
3	『判例タイムズ』 891号109頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、大阪地裁平六（行ウ）二四号、平7・8・24民七部判決	外国人女性敗訴
4	『判例時報』 1555号51頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、東京地裁平六（行ウ）三四四号、平7・10・11民三部判決	外国人女性勝訴
5	『判例タイムズ』 892号172頁	在留期間更新不許可処分取消請求、退去強制令書発付処分取消請求各控訴事件、大阪高裁平六（行コ）五四号、平7・10・27民五部判決 一審大阪地裁平五（行ウ）五八号、平六（行ウ）一号、平6・7・21判決	外国人女性勝訴
6	『訟務月報』 43巻1号253頁	在留資格変更申請不許可処分等取消請求事件、東京地裁平五（行ウ）三五二二号、平8・1・30判決	外国人女性敗訴
7	『訟務月報』 43巻6号1450頁	在留資格変更申請不許可処分取消請求控訴事件、東京高裁平六（行コ）八九号、平8・5・30判決 一審東京地裁平五（行ウ）九八号、平6・4・28判決	外国人女性勝訴
8	『訟務月報』 43巻6号1482頁	在留期間更新不許可処分取消請求上告事件、最高裁第三小法廷平六（行ツ）一八三号、平8・7・2判決 一審東京地裁平四（行ウ）八一号、平5・3・22判決 二審東京高裁平五（行コ）六九号、平6・5・26判決	外国人男性勝訴
9	『訟務月報』 44巻10号1742頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、大阪地裁平七（行ウ）一一号、平8・11・12判決	外国人女性敗訴
10	『訟務月報』 44巻10号1758頁	在留資格変更申請不許可処分取消請求事件 大阪地裁平七（行ウ）二四号、平8・12・18判決	外国人女性敗訴
11	『判例時報』 1650号66頁	在留期間更新不許可処分取消請求事件、東京地裁平七（行ウ）八七号、平9・9・19民三部判決	外国人男性勝訴
12	『判例時報』 1742号76頁	在留資格更新申請不許可処分取消請求控訴事件、大阪高裁平八（行コ）六〇号、平10・12・25民六部判決 一審大阪地裁平七（行ウ）二四号、平8・12・18判決	外国人女性勝訴
13	『判例時報』 1806号25頁	在留資格更新申請不許可処分取消請求事件、最高裁平一一（行ヒ）四六号、平14・10・17一小法廷判決 一審大阪地裁平七（行ウ）二四号、平8・12・18判決 二審大阪高裁平八（行コ）六〇号、平10・12・25判決	外国人女性敗訴
14	裁判所ウェブサイト 「裁判例検索」	在留資格変更不許可処分取消請求事件、東京地裁平九（行ウ）一二〇号、平11・10・15判決	外国人女性敗訴
15	裁判所ウェブサイト 「裁判例検索」	在留期間更新申請不許可処分取消請求事件、名古屋地裁平十八（行ウ）一〇号、平19・2・22判決	外国人男性敗訴

筆者作成

注：裁判所ウェブサイト「裁判例検索」<https://www.courts.go.jp/index.html>

<sup>26</sup>法務省入国管理局審判課長山神進「『日本人の配偶者等』の在留資格と婚姻の破綻をめぐる一最近の裁判例を中心として」『国際人流』1996年10月号、23-29頁。

前節でみたように、入管当局は「日本人の配偶者としての活動」の内容を、「社会通念上」の「同居、協力、扶助」と主張している。判例掲載誌の裁判例では、この主張にもとづいて被告たる法務大臣が、「別居」を主な理由に原告たる外国人女性の日本人男性との婚姻実体が「形骸化」していると判断し、女性に「日本人の配偶者等」の在留期間更新不許可の処分を下したケースが多数存在する。

そのなかでも、2002年10月17日に最高裁で敗訴した原告外国人女性Aのケースは、「日本人の配偶者等」の在留資格について「婚姻要件と活動要件の両方に満たすことが必要である旨を判示した最初の最高裁判決」<sup>27</sup>とされる。この判決は、「在留資格該当性の判断基準にフォーカスを当てた最判として今後重要な位置を占める」<sup>28</sup>ものとして複数の判例掲載誌で解説されたほか、主要新聞各紙でも報道された。

この裁判の経緯は次のとおりである。日本人男性Bと結婚したAは、1988年に日本人の配偶者の在留資格で日本に入国した。しかし男性Bは1990年に家出し、その後女性Cとの同居生活をはじめ、Aとは別居状態になった。Aは1994年に5回目の在留期間更新を申請したが、入管はBとの別居等を理由に更新を不許可とし、「短期滞在」へと変更させた。その後Aは再び「日本人の配偶者等」への在留資格変更許可申請を行ったが1995年に同じく不許可となったため、その処分取り消しを求めて大阪地裁に提訴した（大阪地裁平成8年12月18日判決・『訟務月報』44巻10号1758頁）。Bの「不貞」「遺棄行為」のために別居を余儀なくされたもので「両者の婚姻関係が完全に破綻していたとはいえない」というAの主張に対し、一審で入管当局側は以下のように主張している。

（前略）法別表第二所定の「日本人の配偶者等」の在留資格が認められるためには、当該外国人の行う活動が「日本人の配偶者等としての活動、即ち、社会通念上婚姻関係にある者が行うものとされている夫婦としての同居、協力、扶助（民法七五二条）等の活動に該当することを要する」というべきである。（中略）本件処分時には、両者の関係は完全に破綻し、夫婦としての活動を行う意思もその可能性も存在しない状態であった。（中略）日本人の配偶者としての活動を行おうとする者に当たらず、「日本人の配偶者等」の在留資格が認められるための要件を具備していなかったのであるから、本件処分は適法である。

大阪地裁は、AとBは「既に4年半以上にわたって別居状態」にあり、BはAとの「婚姻関係を修復する意思を完全に喪失した」とする一方、AはBに対して「生活費の支給を求めることもなく、婚姻関係を修復するための積極的な行動に出た形跡も見当たらない」ことを理由に、別居の原因がBの「不貞、遺棄行為にあると考慮しても」、処分時に婚姻関係は「既に回復し難い程に破綻し、その実体を失って形骸化していたものとみるのが相当である」ため、Aの「日本

<sup>27</sup>青野洋士「時の判例」『日本人との婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている外国人と出入国管理及び難民認定法別表第二所定の「日本人の配偶者等」の在留資格／日本人と婚姻関係にある外国人につき出入国管理及び難民認定法別表第二所定の「日本人の配偶者等」の在留資格取得の要件を備えていないとされた事例一最一小判平成14・10・17』『ジュリスト』1242、2003年4月1日号、115-117頁。

<sup>28</sup>西島太一「婚姻関係破綻・形骸化と『日本人の配偶者等』の在留資格を巡る裁判例」『追手門経営論集』9（1）、2003年6月号、57-167頁。

人の配偶者等」の在留資格を「認める余地はない」という見解を出し、Aは敗訴した。

その後の大阪高裁での控訴審（大阪高裁平成10年12月25日判決・『判例時報』1742号76頁）では、AはBに「昼の弁当を作って持たせるなど、通常の主婦としての仕事もしており」、BはAが「やきもちを妬くことを嫌がってはいたが、それ以外に」Aは「妻として問題があるとは考えていなかった」ことに対して、「不貞や悪意の遺棄」を行ったBは「明らかな有責配偶者であること」と判定し、「有責配偶者であるか否かは、（中略）当該外国人において日本人の配偶者としての活動の余地があるか否かを評価するうえでも重要な事柄であると言わなければならない」として、Aは逆転勝訴した。ところが、最高裁（最高裁平成14年10月17日判決・『判例時報』1806号25頁）は入管側の主張を追認し、「婚姻関係は、本件処分時、夫婦としての共同生活の実態を欠き、その回復の見込みが全くない状態に至っており、社会生活上の実質的基礎を失っていたものというのが相当である」ため、Aの「本邦における活動は日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するということができず」、Aは『『日本人の配偶者等』の在留資格取得の要件を備える者とは認められない』と述べ、第一審判決を「正当」とし、大阪高裁の判決を廃棄し、Aの控訴を棄却した。最高裁は、日本人男性の「有責性」より外国人女性による「配偶者としての活動」を重視する入管側の主張を採択したのである。

また、上述の判例では、外国人女性Aが夫に「弁当を作って持たせる」という「通常の主婦としての仕事」が評価される点に注目しておきたい。前項では、既に配偶者や次世代の再生産という役割が「日本人の配偶者としての活動」として、入管当局に重視されていたことが明らかになったが、裁判例においても「家事労働」や「性的結合」といった再生産に関わる役割が重視されていたことがわかる。例えば、別の事件（大阪高裁平成7年10月27日判決・『判例タイムズ』892号172頁）では、控訴人の外国人女性Cは、夫の日本人男性Dのために「炊事、掃除、洗濯、買物といった家事を継続してこなしている」、「性交渉は週一、二回程度行っており、仲は良かった」、「同居は常にはしていなかったという点はあるものの、夫婦としての日常生活、性生活や相互協力扶助の実態がある」ために、処分当時は「いわゆる偽装のものではなく、実質的婚姻生活の実体を有しているものと」認められる。

一方、日本人女性の「外国人夫」の配偶者資格をめぐる裁判例は、件数が相対的に少ないものの、それとは対照的であることがわかる。そこでは「配偶者としての活動」について、「真面目に就労し、生活をしてきたものであり」、「本邦において概ね平穩に生活していたものということが出来る」（福岡高裁平成19年2月22日判決・公刊物未登載）<sup>29</sup>、「アルバイトをしながら日本語学校に通って日本語能力試験一級の資格を取るなどまじめに生活していることが認められ」、「我が国の国益を損なうような行状等があったことを認めるに足りる証拠はない」（東京地裁平成9年9月19日判決・『判例時報』1650号66頁）、「源泉徴収票の『控除対象配偶者の有無等』欄には『無』に印が付され、『配偶者特別控除の額』欄は『0』円と記載されていることに照らせば」、原告外国人男性は日本人妻を「扶養しておらず、その生計も別々であると推認することができる」（名古屋地裁平成19年2月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判例）など、生計維持能力や妻を「扶養」する事実を重視する記述が見られる。同じ「配偶者としての活動」という文言

<sup>29</sup>児玉晃一（東京弁護士会所属）「在留特別許可を巡る裁判例の動向」<http://iminseisaku.org/top/conference/2-3.pdf> 参照（2021年6月10日取得）



であるが、その履行主体が「外国人妻」か「外国人夫」かによって、「活動」に異なる解釈が持ち込まれている。

以上、入管当局の論理である「同居、扶助、協力」を中核とする「日本人の配偶者としての活動」の必要性は、このように国の司法機関においても肯定され多くの判決の基調として定着することとなり、外国人女性の場合には、その内実が私的領域での再生産役割に偏重していた。外国人女性に付与される在留資格「日本人の配偶者等」は、入管当局の倫理にある「日本人の配偶者としての活動」によって制約を受け、日本人男性との婚姻実態が入管当局の基準によって判断されることにより、きわめて不安定なものとならざるをえない。このことはすなわち、外国人女性に日本人男性の配偶者＝「妻」としての再生産役割を強いるものとなる。

次章では、こうした再生産役割の履行に偏っている「配偶者としての活動」が在留要件として強制される外国人女性は、果たして法律上の日本人男性の「妻」としての地位を保証されていると言えるのかどうかについて、1990年代の外登法改正の問題に目を向けていきたい。

#### 4. 1990年代の外登法改正における「日本人の配偶者等」カテゴリー

2012年7月に改正入管法の施行による新しい在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法（外登法）（昭和27年法律第125号）が廃止されたが、本章では、廃止前1990年代の外登法改正の過程で、在留資格「日本人の配偶者等」がどのように取り扱われてきたのかを明らかにする。

1952年に外国人登録令に代わって制定された外登法では、「在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資すること」が目的とされ、1955年4月から在留外国人の「同一人性を確認する」ための手段として指紋押捺制度が導入された。

外登法の大きな改正は、1992年6月に行われた（平成4年法律第66号）。そこでは、永住者・特別永住者に限り、指紋押捺制度の廃止とそれに代わる署名、写真及び家族事項の登録による複合的な手段が採用される一方、それ以外の外国人に対しては指紋押捺による登録が継続されることとなった。この法改正をめぐり、1992年3月27日の衆議院法務委員会<sup>30</sup>で高橋雅二入管局長は、永住者・特別永住者とそれ以外の外国人の登録方法を分けたことについて、外国人が日本社会に「定着」しているかどうかに着目して「区別」した点で「合理的な理由がある」と主張した。在留資格「日本人の配偶者等」を持つ外国人も指紋押捺義務が残ることとなったが、そのことに関して高橋局長は、当該カテゴリーの外国人は、日本人との「何らかの身分関係」によって在留が認められるものであるため、「必ずしも定着性があるということではない」と答弁した。

入管当局による在留外国人の「定着性」についての見解は、以下のようにこの時期の『国際人流』にもみられる。

一年以上三年以下の在留期間を有する者の中には、日本人や永住者等の家族のいる者も確かに存在しますが、基本的に一定の活動を継続し、または、これらの者ととの一定の身分関係

<sup>30</sup>第123回国会・衆議院法務委員会会議録第4号。

が継続する限りにおいてその在留を認められる者であり、典型的に我が国社会への定着性が認められる者ではありません。(中略)引き続き指紋押なつにより同一人性を確認することとします<sup>31</sup>。

こうした「定着性」についての判断に基づいて、外登法上の外国人管理の異なる基準が作られたのである。在留期限がない永住者・特別永住者は「定着性の高い」者とされる一方、「日本人の配偶者等」は日本人との「身分関係が継続する限りにおいて在留が認められる者」であるとして、「定着性」を欠くカテゴリーに属するという論理に基づいていた<sup>32</sup>。在留資格「日本人の配偶者等」を付与された外国人は、在留期限が限られるカテゴリーと認識され、入管実務上で区別されることとなったのである。

しかしながら、前節で触れた裁判例の判決理由書に記された「日本人の配偶者としての活動」の定義<sup>33</sup>によれば、入管当局は、「永続的」に配偶者としての「活動」を行うことを求めている。こうした「活動」をめぐる論理には、来日外国人はあくまでも「一時的な滞在者」に過ぎず「定着性が認められる者ではない」という実務上の論理との間で矛盾が窺われる。

一方、入管当局のこのような「日本人の配偶者等」の「定着性」をめぐる論理には、1990年代末に変化の契機が訪れる。それが表われたのは、指紋押捺制度の完全撤廃が決定された1999年の外登法改正時(平成11年法律第134号)においてである。

1999年7月30日の衆議院法務委員会<sup>34</sup>で、竹中繁雄入管局長は指紋押捺制度全廃の提案についての答弁の中で、次のように述べている。「私自身も定着性というのはどういう意味かよくわからないのですが、要するに、そういう言葉を使わなくても、一番重要なことは、指紋のかわりに署名と家族事項で、もちろん写真とかそのほかのものと一緒にするわけですが、同一性の確認ができるかどうか、それだけの意味が非永住者についてもあるのかどうかというのが恐らく一番ポイントだと思います」。従来は指紋押捺が課された「日本人の配偶者等」については、「日本国内で何らかの格好で家族がいるタイプの外国人の在留者」であり、その数が1992年のときと比べて「非常にふえてきている」ため、政府は、永住者・特別永住者と同様に署名及び家族事項の登録制度を導入することで同一人性の確認は「十分」と考えたと説明したのである。

このように入管当局は、「定着性」を回避するとともに、外登法による在留外国人の管理に必須とされた「同一人性の確認」の手段として指紋押捺から「家族事項」の登録へとシフトするようになった。入管当局には、日本人の配偶者としての外国人の在留を「家族」の領域に当て嵌めて把握し、「家族」を対象とする「管理」／「監視」を図る意図があったと考えられるのではないだろうか。

これと同様な論理がみられる以下の例がある。同年12月14日の衆議院法務委員会<sup>35</sup>で白井

<sup>31</sup>法務省入国管理局政策課『「出入国管理」と今後の課題について』『国際人流』1993年6月号、11頁。

<sup>32</sup>2021年現在、在留資格「日本人の配偶者等」の在留期間は6か月、1年、3年、5年の4種類があり、入管当局の裁量によって決定される。

<sup>33</sup>「両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者として本邦において活動しようとするに基づく」(平成14年10月17日付最高裁第一小法定判決)。

<sup>34</sup>第145回国会・衆議院法務委員会会議録第25号。

<sup>35</sup>第146回国会・衆議院法務委員会会議録第14号。

日出夫国務大臣は、日本人と婚姻または日本人の実子を監護養育している「不法残留者」の外国人に「在留特別許可」を許可する理由を問われ、「日本人と密接な身分関係を有する者については、その家族関係を保護するという観点から、本邦での在留を認める必要性が高い」と答弁した。ここで外国人の日本人との「家族的結合の実情」が重視されたように見えるが、実際には外国人の人権からの発想ではなく「日本国民」の「家族」を「保護する」発想によるものであったと言わなければならない。さらに、「在留特別許可」によって「合法」になる元「不法残留者」を、日本人との「家族関係」を通じて把握して監視する意図も窺われる。

このように、「1990年体制」のもとでの「日本人の配偶者等」の在留管理について見てくると、個人から家族へと「管理」／「監視」の対象が拡大されたといえる。2000年代に入ると、こうした入管政策の方向性は、2004年の「在留取消し制度」の新設、2009年の新しい在留管理制度導入の決定、2012年の外国人登録制度の廃止と進むが、次章では、2009年改正入管法を中心に在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる動きを見ていきたい。

## 5. 2009年改正入管法と在留資格「日本人の配偶者等」

2000年代に入管法は、「外国人犯罪」や「不法滞在者」、「人身取引」等への対策の整備・強化を目的とする改正が数回にわたって行われた。2004年6月には「在留資格取消し制度」が新設され（平成16年法律第73号）、2009年7月の改正入管法（平成21年法律第79号）では2012年7月からの外国人登録制度の廃止及び新しい在留管理制度の導入・施行が決められたが、「日本人の配偶者」としての在留外国人については、そこで新たな在留取消し事由が追加された。すなわち、入管法第22条の4第1項第7号で定められた「日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者」を対象に、「その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月<sup>36</sup>以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）」が判明したときには、在留資格を取り消すという規定である<sup>37</sup>。本章では、こうした2000年代以降の在留資格「日本人の配偶者等」の新たな取消し規定について考察する。

2009年6月19日の衆議院法務委員会<sup>38</sup>で加藤公一委員は、「配偶者としての活動」の定義及び判断基準、当該規定の適用事案、そして「活動」をしていないことを在留取消し事由とした理由について質問した。それに対して西川克行入管局長は、本稿の3章2節で扱った最高裁の判決文を援用して、「両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者として本邦において活動しようとするに基づく」という文言を「配偶者としての活動」の定義として説明した。また、婚姻

<sup>36</sup>政府原案では「3月」と設けられたが、日弁連意見書等から指摘を受けたため、「配偶者の身分を有する者としての活動を認められた者については、就労資格等で在留する者に比べて一般的に日本社会とのつながりが深く、在留資格取消しの可否について、より慎重に見極める必要がある」との理由により、改正案では「6月」へと修正された（山田利行ほか『新しい入管法 2009年改正の解説』有斐閣、2010、74頁）。

<sup>37</sup>法務省・「平成29年の『在留取消件数』について」によれば、日本人の配偶者等の在留取消件数は、2013年は116件、2014年は150件、2015年は112件、2016年は90件、2017年は67件ある。2017年では在留資格別にみると、「日本人の配偶者等」（17.4％）が「留学」（44.7％）に次いで2位となっている。http://www.moj.go.jp/fisa/content/930003738.pdf（2021年1月5日取得）

<sup>38</sup>第171回国会・衆議院法務委員会会議録第11号。

の実態が存在しないという判断では、「やはり同居の有無」が問題であるとし、配偶者と離婚、死別した場合及び「偽装婚」をその「典型的な事案」として挙げていた。離婚等により「配偶者の身分を失った」場合や、「身分を有する者としての活動を行っていない場合」には、「日本人の配偶者等の在留資格で我が国による在留の継続を認めるのは法の趣旨に反する」と答弁した。

ここから、在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる2009年の法改正は、1990年代以降の同資格に対する入管当局の論理にあった「配偶者としての活動」という要件をより強化するものであったといえる。ここで整理してみると、「日本人の配偶者」という身分に基づく在留資格「日本人の配偶者等」を認めるには「配偶者としての活動」を行っていることが条件とされ、離婚・死別により配偶者という身分を失う場合、「配偶者としての活動」の余地・可能性がなくなるため、当該資格を取り消すことは「当然」とされる。つまり、「身分」・「在留資格」・「活動」という三つの要素が密接にリンクしながら、入管当局の在留資格「日本人の配偶者等」の論理の基調となったといえよう。

こうした在留取消し規定に対しては、外国籍配偶者とりわけ外国人女性が受けるDVなどの被害を潜在化させるのではないか、という批判・懸念の声があげられることとなった。2012年8月24日付『毎日新聞』<sup>39</sup>では、日本人の配偶者となった「外国人妻」でDV被害に遭うケースや、日本人夫が自ら入管に「離婚するつもり」「結婚の実態がなくなった」と連絡し一方的に妻を帰国させようとする事例があり、新たな法規定は「妻を追い出す口実に悪用されるだけだ」という外国人支援団体関係者の訴えが報じられている。このような声は、在留資格「日本人の配偶者等」の主な取得者である外国人女性が法改正によっていかに不利な影響を受け、弱い位置に置かれるかを明白にしている。

一方、2009年6月30日の参議院法務委員会<sup>40</sup>で森英介法務大臣は、取消し制度創設の「大きな目的」について「大きな問題」となっていた「偽装婚」に「適正に対処する」ものであると明言した。また、西川入管局長は、偽装結婚の「摘発者」に「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ者が非常に多いと発言し、「本来夫婦であるべき二人がほとんど何も関係なく、別々に生活をして別々に働いている」という「立証がつく場合が結構ある」ため、当該規定を「有効に使うって偽装結婚対策にも活用していきたい」と述べている。

第3章第1節で論じたように、1980年代末から入管当局は、ホステスやウエイトレスなどの接客業に従事する「外国人妻」を、「配偶者としての活動」を行わず「偽装結婚」に関与しているものとみなし、警戒・排除すべき対象と見ていた。2000年代の入管法改正の過程で、入管当局は、「配偶者としての活動」の履行義務を「外国人妻」の日本社会への従属化又は排除の手段として活かすことになったのである。外国籍女性の人権問題は社会的に懸念されていたにもかかわらず、日本人男性の「妻」としての「活動」が認められず「妻」としての再生産役割から逸脱した外国人女性を入管法のもとで排除するという方法で「偽装結婚」問題に対処する入管当局の意図が、ここから読み取れる。

新設されたこの在留資格取り消し規定は、国（入管当局）が入管法を盾に私的領域に介入する

<sup>39</sup> 「現場発：改正入管法『配偶者の活動』怠れば在留資格取り消し 偽装結婚防止が目的のはずが…DV助長の恐れ」『毎日新聞』（西部朝刊）、2012年8月24日。

<sup>40</sup> 第171回国会・参議院法務委員会会議録第13号。

行為を正当化するだけでなく、外国人の日常全般への持続的・動的な監視につながるのではないだろうか。

## 6. おわりに

本稿では、1980年代以降の在留資格「日本人の配偶者等」をめぐる入管政策の変遷を追いながら、同資格の運用における入管当局の論理をジェンダー視点から検証してきた。

1981年旧入管法の制定を機に「日本人の配偶者」というカテゴリーが日本の入管政策に登場し、日本人の配偶者となった外国人の「法的地位の安定を図る」という趣旨で、在留資格が導入された。しかしながら来日外国人が増加する1980年代後半になると、入管当局は、日本人の配偶者として来日しながらホステス等の接客業に携わる「外国人妻」を「偽装結婚」に関与する在留資格の「悪用者」とみなして、警戒するようになる。1989年入管法改正のもとでの在留資格再編によって在留資格「日本人の配偶者等」が新設されたが、同資格には「同居して互いに協力し扶助する」ことを要件とする「社会通念上」の「日本人の配偶者としての活動」を行うことが必須とされた。この「日本人の配偶者としての活動」は、同資格の付与をめぐる司法判断や入管実務上で「偽装結婚」を峻別する根拠として重視されることとなる。

「1990年体制」の元での在留外国人の管理に関わる法整備の中で、外登法の改正も行われた。「日本人の配偶者」の「同一人性確認」にあたって本人の指紋押捺から「家族事項」の登録へとシフトがなされたが、このことは、入管当局による「管理」／「監視」が「家族」という私的領域にまで及ぶことを意味するといえる。

2000年代に入ると「外国人犯罪」や「不法滞在」対策の強化を目的とした法改正がなされ、2009年改正入管法では、在留資格「日本人の配偶者等」を持つ外国人が「日本人の配偶者としての活動」を6月以上行わないと同資格が取り消されるという規定が新設された。本稿の第5章では、この取り消し規定が外国人女性にもたらした意味を入管当局の論理と合わせて検討した。入管当局が同規定を「偽装結婚」対策として運用しようとする意図が浮かび上がり、再生産役割に偏重する「日本人の配偶者としての活動」の履行義務が「外国人妻」の管理／監視の手段として強調されたことが明らかである。

このように見てくると、1980年代以降の入管政策の展開の中で、「日本人の配偶者」としての外国人女性は、日本人の家族としての身分を付与し日本社会に従属化させる存在から、「偽装結婚」という在留資格制度の「悪用」を行う可能性のある者として警戒／排除の対象となったことがわかる。「外国人妻」に対する在留管理は、1990年代以降の入管法・外登法改正の過程で厳格化が進んだと言ってよい。

本稿の「はじめに」において取り上げた小林(2009)の論考では、「非-国民」の「外国人妻」は「二流市民」とされた妻の日本人女性とともに、国家の法やシティズンシップから「排除」されたことが提示された。本稿は、入管当局の言説を分析することで、日本人男性の「外国人妻」は、在留資格「日本人の配偶者等」に規定される「配偶者としての活動」＝「妻」としての再生産役割というジェンダー規範の履行によって、常に日本社会への従属化か排除かの狭間に置かれる不安定な「法的地位」を持つことを示した。

さて、2019年4月1日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行された。この法改正は、非熟練労働分野の「門戸開放」とされ、「日本の外国人政策の転換点」や「移民元年」という言葉で表現されている。また、法務省の任務<sup>41</sup>のうち出入国管理に関する部分が「出入国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」へと変更されたことは、滞在する全ての「外国人の管理」に関わる改正であると指摘されている<sup>42</sup>。本稿では2010年代までを対象に考察したが、この法改正を含むその後の問題については今後の課題としたい。

本稿の最後に、2019年3月、日本政府が日本人男性の台湾出身の同性パートナーに在留特別許可を付与した例を取りあげたい<sup>43</sup>。入管法では、在留資格「日本人の配偶者等」は異性の外国人に限っており、日本では同性婚は認められないため、日本人の外国人同性パートナーは別の在留資格で在留する必要がある。近年、上述のような外国籍の同性パートナー（トランスジェンダー等を含む）に在留特別許可による在留資格「定住者」や「特定活動」を認めるケース<sup>44</sup>が出てきたが、婚姻として認めたわけではないため、依然としてその地位は不安定であるといえよう。加えて現在では、非婚カップルなどのような「新しいパートナー関係」の増加という社会的背景もあり、「配偶者」の概念と該当範囲が問われるようになってきている。在留外国人及びパートナーである日本人の人権保護という観点から、既存のジェンダー規範に囚われないように、在留資格「日本人の配偶者等」の再検討は現在差し迫った課題になっている。

#### 参考文献

明石純一『入国管理政策「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版、2010

樋口直人「ジェンダー化された編入様式—在日外国人の分岐をめぐる分析枠組み」『アジア太平洋レビュー』2017、2-18頁

高谷幸「現代日本におけるジェンダー構造と国際結婚女性のシティズンシップ」安里和晃編『変容する親密圏／公共圏 13 国際移動と親密圏—ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会、2018、49-78頁

高谷幸「現代日本における移住女性の配置の変容と社会的再生産の困難」『思想』1152、2020、122-139頁

小林淳子「1982年入国管理法の『配偶者ビザ』新設をめぐるジェンダーの交差—『国際結婚を考える会』の対抗的運動を事例として」『女性学』17、2009、74-91頁

<sup>41</sup> 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について」<http://www.moj.go.jp/content/001272390.pdf> (2021年2月23日取得)

<sup>42</sup> 下地ローレンス吉孝「『日本人』と『外国人』の二分法を今改めて問い直す」『現代思想 特集 新移民時代—入管法改正・技能実習生・外国人差別』青土社、2019年4月、177-186頁。

<sup>43</sup> 「同性パートナー 在留許可 日本人と25年同居の台湾人男性」『毎日新聞』（東京朝刊）2019年3月23日 <https://mainichi.jp/articles/20190323/ddm/041/040/089000c> (2021年6月10日取得)

<sup>44</sup> 「同性パートナーに在留特別許可『ありがとう、日本!』」『朝日新聞デジタル』2019年9月2日 <https://www.asahi.com/articles/ASM924DZQM92UTIL00T.html> (2021年6月10日取得)

# Reception of ‘Hansel and Gretel’ during the Showa Era (1926-1988) : A gender perspective

Naomi KOIZUMI

(Doctoral Student, Graduate School of Literature, Baika Women’s University)

This study examines 124 Japanese translations of ‘Hansel and Gretel’ published during the Showa era (1926-1988) and considers reasons for the changes from a gender perspective. ‘Hansel and Gretel’ is one of the *Grimm’s Fairy Tales*, a European folk tale that was collected and edited by the Brothers Grimm. They also made changes to the stories from their 1st to the 7th editions; for example, in the 4th edition of their *Fairy Tales* (1840), the mother in ‘Hansel and Gretel’ was changed to a stepmother to avoid giving real mothers a negative connotation.

In some Japanese versions of the story in the Showa era, the stepmother was changed back to the real mother. The mother does not propose to abandoning the children; instead, they get lost on their own, showing the parents as affectionate people and removing the cruel scenes of children’s abandonment.

Statistics show that an overwhelming number of real mothers are child abusers, but the influence of such tales may lead to the idea that stepmothers are supposed to be cruel. It is a fixed concept that the bond between a blood-related parent and child is strong, and maternal love is strong and instinctual.

When the children return home, instead of the dead stepmother, the real mother is alive and welcomes the children. This shows the ‘family of four’, consisting of a father, mother and two children, as an ideal family image, rather than the motherless family from the original text wherein the stepmother dies and only the father remains to welcome the children home. This also shows the Japanese tendency to not recognise diverse family images.

The changes in these stories emphasise how ‘Hansel and Gretel’ depicts the ideal ‘style of modern family’ within Japanese society during the Showa era.

In stories of the Showa era, when the father proposes to abandon the children, he does not die and warmly welcomes the children who have returned home. When it is the mother who proposes abandoning the children, she dies. This demonstrates a gender-based double standard wherein men who abandon their children are good, while women in the same situation are bad.

# 昭和期における「ヘンゼルとグレーテル」の受容について

## —ジェンダーの視点から—

小 泉 直 美

(梅花女子大学大学院博士後期課程)

### 1. はじめに

グリム童話は、グリム兄弟 (Jacob Grimm 1785-1863, Wilhelm Grimm 1786-1859) により収集された西洋の昔話である。通常、本のタイトルは『グリム童話集』と訳されているが、正式名称は『子どもと家庭のためのメルヒェン集』(*Kinder- und Hausmärchen*) である。「ヘンゼルとグレーテル」は、ヴィルヘルム・グリムが、ドイツのカッセルに住むヴィルト家から採話したものである<sup>1</sup>。グリム兄弟が最初に書き留めたものは初稿 (1810) で、その後彼らは初版 (1812, 1815) から第7版 (決定版) (1857) まで改変をくり返しなが出版する。この話は、初稿では「兄と妹」(*Das Brüderchen und das Schwesterchen*) という題名であったが、初版から「ヘンゼルとグレーテル」(*Hänsel und Gretel*) に変更され、その題名が第7版まで維持されるのである。

日本における最初の邦訳は、1901年の東海生訳「一太郎とおすみ」(『日本之小學教師』所収) であり、明治期には邦訳が10話存在し<sup>2</sup>、大正期には18話存在している。昭和期の邦訳は現在のところ124話確認している。それらは忠実に訳されているものもあるが (32話)、改変されているものもかなり存在する (85話)。このほかに内容を変えて、改作されているものもある (7話)<sup>3</sup>。本稿の目的は、昭和期の日本での改変版や改作版に焦点を当てて、この話がどのように受容されたのかをジェンダーの視点から明らかにすることである。なお、本稿で使用するグリム童話のテキストは主として第7版 (決定版) である。

### 2. グリム童話「ヘンゼルとグレーテル」のあらすじ (第7版)

貧しい樵の父親、継母、ヘンゼル、グレーテルの4人が森のはずれに住んでいる。父親は飢饉のために子どもたちを養うことができない。そこで後妻である妻に相談する。継母は子どもたちを森に捨てることを提案する。父親は気が進まないが、仕方なく継母の提案に従う。1回目の子捨てでは子どもたちは無事帰宅するが、2回目の子捨てでは子どもたちは森で迷い、パンの家を見つける。そこには魔女がいて牛乳、砂糖をまぶしたパンケーキ、林檎、胡桃を子どもたちに与

<sup>1</sup> Brüder Grimm: *Kinder- und Hausmärchen*. 3 Bde. Hrsg. v. Heinz Rölleke. Stuttgart: Reclam, 2019, Bd. 3, S. 415.

<sup>2</sup> 拙稿「明治期におけるグリム童話 KHM15『ヘンゼルとグレーテル』の受容について—「一太郎とおすみ」の訳者東海生に焦点をあてて—」『梅花児童文学』27号、梅花女子大学大学院児童文学会、2019、51-52頁。

<sup>3</sup> 改変版とは、話の筋は原典どおりだが、出現する小道具が異なるものや、残酷な行為を含まないものを意味する。改作版とは、残酷な行為 (子捨て、魔女殺害、宝物略奪) の3項目をすべて含まず、話の筋などが変えられているものを意味する。



える。しかし翌日になるとヘンゼルは檻に入れられ、グレーテルは働かされる。魔女は子どもたちを食べようとするが、グレーテルの機転によりパン焼き窯に入れられて焼き殺される。子どもたちは魔女の家にあった宝物を奪って逃げる。帰宅すると継母は死亡しており父親だけになっている。3人は奪った宝物で幸せに暮らす。

### 3. 継母と魔女について

#### 1) 継母について

上記のあらすじのように継母は子捨てを提案する悪人として描かれている。継母という表現はグリム兄弟が第4版(1840)で挿入したものである<sup>4</sup>。初稿から第3版(1837)までは母親は実母として登場している。グリム兄弟がメルヒェン(Märchen 昔話)を収集していた19世紀初期は、近代化が進められていた頃である。「ヘンゼルとグレーテル」は伝承文学であるので、そこで描かれている家族は近代家族ではなく、近代以前の伝統家族であるはずだ。伝統家族は家父長を中心とする労働共同体であり、構成員は皆生産者であった。「ヘンゼルとグレーテル」に出現する父親は家父長でありながら、飢饉のため妻子を養えず途方にくれている男性である。ここではヘンゼルとグレーテルは生産者ではなく、消費者として描かれている。つまり伝統家族のなかで生産に寄与しない子どもたちなのである。妻は夫と一緒に森で仕事をする生産者であり、家事のみをする消費者としての存在ではない。生産者である妻が子捨てを提案するのは、家族全滅を避けるための苦肉の決断といえる。つまり主たる生産者である夫ではなく、妻が理性的な判断で解決策を提案したのである。一方、近代社会では母親は生産者ではなく消費者であり、家庭のなかで家事育児をする存在である。産業革命で工場や鉱山が発達し、雇用労働が増えると、次第に家庭は生産の場ではなく消費の場へと変化した。その結果、男女の性別役割分担が定着し、いわゆる近代家族が誕生したので<sup>5</sup>。児童書の購入者は主として市民層の母親であった。その母親が子捨てを提案するということは、メルヒェン(昔話)であっても受け入れられないことと判断されたのであろう。おそらくグリム兄弟は購入者である母親に配慮して子捨ての提案者を「実母」ではなく「継母」に変更したと思われる<sup>6</sup>。

#### 2) 魔女について

魔女は森に住んでいて子どもを食べようとする悪人として描かれている。魔女の外見について初稿では「小さな年とった女」が、初版では「石のように年とった小さな女」となる。「石のように」(steinalte)という形容詞は「片足をすでに墓石に突っ込んでいる」という意味で非常に侮辱的な表現である<sup>7</sup>。この表現はその後第2版(1819)から第7版(1857)まで維持される。さらに魔女には「悪い」という形容詞が版を追うごとに加筆されていく<sup>8</sup>。魔女は子どもを食べようと

<sup>4</sup> *Kinder- und Hausmärchen gesammelt durch die Brüder Grimm*, 2 Bde. Göttingen (Dieterichs) 1840, S. 93.

<sup>5</sup> 野口芳子『グリム童話のメタファー』勁草書房、2016、7頁。

<sup>6</sup> 同上、12頁。

<sup>7</sup> Grimm, Jacob und Wilhelm: *Deutsches Wörterbuch*. Bd. 18. München (dtv) 1984 (1. Aufl. 1941 Leipzig), S. 2040. 野口芳子『グリム童話と魔女』勁草書房、2002、10頁。

<sup>8</sup> 初稿0回、初版1回、2版3回、3版4回、4版5回、5版と6版8回、7版9回出現。野口芳子『『グリム童話』のなかの悪人像—継母と魔女の抽出を中心に—』『武庫川女性学研究』2号、武庫川女子大学女性学研究会、1997、26頁。

するが、未遂に終わり焼き殺されてしまう。さらに第6版（1850）からは魔女の詳細な容姿「目が赤く、遠目が利かず、獣のように嗅覚が発達していて人間が近付くと嗅ぎ分けることができる」という人間離れた表現が加筆されていく。

### 3) 悪人としての継母と魔女

継母と魔女はどちらも悪人として描かれていて、父親は子捨てを実行するにもかかわらず、子どもたちにとっては優しい存在で善人として描かれている。つまり「女性は悪人、男性は善人」という「ジェンダーによる善悪の固定化」が行われているのである。近代以前の西洋家族では子どもの親権を握るのは父親であるので、子捨ての決定権は父親が握っているはずである。しかしこの話では父親ではなく、母親が子捨ての決断をする。経済力がなく優柔不断の夫を、妻は厳しく糾弾する。しかし、そのような賢明な妻をメルヒェン（昔話）は「悪女」と判断し、グリム兄弟により「悪い継母」に固定されてしまう。

魔女はヘンゼルを檻に入れて監禁してご馳走を与えるが、グレーテルには労働を強いる。フィリップ・アリエス（Philippe Ariès 1914-1984）によると、近代以前の子どもたちは「母親ないしは乳母の介助が要らないと見なされるとただちに、すなわち遅い離乳の後何年もしないうちに、7歳位になるとすぐ大人たちと一緒にされて」<sup>10</sup>働かされていたのである。「小さな大人」である伝統社会の子どもたちは、大人と同じく生産者であった。森でグレーテルが水汲みや料理などの労働をするのは、生きるためには必要な行為である。その結果、グレーテルは成長するのである。それゆえ労働を強要する魔女は一概に悪人とはいえない。一方、労働することなく消費のみ行っているヘンゼルは退化していく。森に行くまではヘンゼルに頼っていたグレーテルであったが、素早い判断で魔女に打ち勝つことができたのは労働による鍛錬の結果ともいえる。ただしここでグレーテルがする家事労働は、近代家族の主婦が行う家族への「愛情」からする労働、お金では支払われない労働「アンペイドワーク」ではない。魔女に強要され、しなければ殺されるからする強制労働なのである。一方、魔女は子どもたちを食べようとするが、実際には食わず未遂に終わっている。彼女は空腹の子どもたちに食べ物を与えており、子どもたちは魔女のおかげで生き延びる。この話に登場する魔女は、森の中で自活している単身の生産者と読める。年老いて醜い老婆であるが、誰にも迷惑をかけず自立して生きている。そういう老婆に対して人びとは恐れを抱いていたのであろう。人より優れた生産力を持つ者は、近世初期の村共同体では魔女嫌疑をかけられた。なぜなら当時の農耕社会は「財はその総量が一定である」（die Summe der Güter war konstant）という概念に支配されていたからだ<sup>11</sup>。人より多くの物を手に入れた者は、その分誰かに損害を押しつけたことになる<sup>12</sup>。つまり増産は他人の減産の上に達成した行為とみなされたのである。パンさえ入手できない村人が多いとき、パン焼き竈を所有しパンの家を作るほどの生産力を持つこの老婆は、人びとから魔女嫌疑をかけられても不思議ではない存在といえよう。

<sup>9</sup> *Kinder- und Hausmärchen gesammelt durch die Brüder Grimm*. 2 Bde. Göttingen (Dieterichs) 1850, S. 96.

<sup>10</sup> フィリップ・アリエス著 / 杉山光信他訳『<子供>の誕生』みすず書房、1980、384頁。

<sup>11</sup> Ahrendt-Schulte=Ingrid: *Weise Frauen-böse Weiber*. Freiburg: Herder, 1994, S. 34. イングリット・アーレント=シュルテ著 野口芳子 / 小山真理子訳『魔女にされた女性たち』勁草書房、2003、29頁。

<sup>12</sup> Ebd. S. 34. 同上、30頁。

#### 4. 昭和期の「ヘンゼルとグレーテル」について

##### 1) 昭和期 (1926-1988) の概観

「ヘンゼルとグレーテル」は、食料難のために継母が子捨てを提案することから始まり、森に住む魔女は迷い込んだ子どもたちを食べようとする。女性が子どもを虐待しているかのような話である。昭和期には子捨ての提案者が母親ではなく、父親であったり、他人であったりという話が出現する。また母親が実母で、子捨ての行為がなく、子どもたちが遊んでいて道に迷うという話も出現する。忠実に訳出されているものもあるが、子捨てについて改変されているものも存在する。そこで昭和期の「ヘンゼルとグレーテル」の邦訳 124 話について子捨ての提案者に焦点を当てて分析してみた。その結果をまとめたものが【表 1】である。昭和期は長く続いたため、収集した 124 話を 20 年ごとに区切り、I 期 (戦前から戦中期 A 1926-1938 B 1938-1945) 9 話、II 期 (戦後から高度経済成長期 1946-1965) 68 話、III 期 (高度経済成長期からバブル期 1966-1988) 47 話とした。ただし I 期は「児童読物改善ニ関スル指示要綱」(1938 年 10 月通達) 前までを A、以後を B に分けて表記する。

##### 2) 子捨ての提案者について

###### (1) 【表 1】子捨ての提案者

	継母	実母	実父	不明	その他	なし
I 期 A (7 話)	5 話 (71%)	1 話 (14%)	0	0	1 話 (11%)	0
I 期 B (2 話)	2 話 (100%)	0	0	0	0	0
II 期 (68 話)	35 話 (51%)	5 話 (7%)	2 話 (3%)	1 話 (1%)	2 話 (3%)	23 話 (34%)
III 期 (47 話)	25 話 (53%)	5 話 (11%)	2 話 (4%)	1 話 (2%)	2 話 (4%)	12 話 (26%)

###### (2) 【表 1】の分析

子捨ての提案者が原典どおり「継母」であるのは I 期 B である。I 期 A は 71% で、II 期と III 期はいずれも 50% 程度である。「実母」である話 [5](#) [24](#) [58](#) [67](#) [73](#) [76](#) [88](#) [104](#) [108](#) [114](#) [121](#) (文中の囲み数字は資料番号を示す) は、I 期 A が 14% でもっとも多く、次に III 期の 11% で、II 期が 7% でもっとも少ない。「実父」である話 [46](#) [47](#) [80](#) [84](#) は、I 期 A と B には存在せず、II 期は 3%、III 期は 4% である。父親なのか母親なのか子捨ての提案者が「不明」である話 [31](#) [116](#) は II 期から存在する。両親以外の提案者「その他」である話 [7](#) [32](#) [64](#) [110](#) [119](#) は I 期 A が 11%、II 期は 3%、III 期は 4% である。また子捨ての提案者「なし」の話が II 期から存在する。II 期の「なし」の話 [14](#) [19](#) [20](#) [21](#) [26](#) [28](#) [33](#) [36](#) [39](#) [40](#) [43](#) [44](#) [49](#) [53](#) [59](#) [61](#) [66](#) [68](#) [71](#) [72](#) [74](#) [75](#) [77](#) は 34% (23/68 話)、III 期の話 [78](#) [79](#) [82](#) [83](#) [89](#) [92](#) [94](#) [95](#) [96](#) [97](#) [98](#) [109](#) は 26% (12/47 話) 存在する。

###### (3) 【表 1】の考察

昭和期について述べるには、それ以前の大正期の傾向について述べる必要がある。大正期に出版されている「ヘンゼルとグレーテル」の邦訳は原典にほぼ忠実であるが、大正期後期になると題名が「お菓子の家」になり、原典にはないチョコレートやビスケットが出現する。お菓子の焦点を当てることにより、子捨ての話から目を逸らそうとしたとも考えられる。さらに子捨てがな

く子どもが自ら迷子になる話に改変されたものが出現する<sup>13</sup>。昭和期になると1927（昭和2）年に金融恐慌が起り、1929（昭和4）年には世界大恐慌となり、経済界は大混乱に陥る<sup>14</sup>。児童文学においてもその影響を受け、『赤い鳥』などの童心主義を唱える児童文芸雑誌が休刊に追い込まれる。そのかわりに円本といわれる安価な全集 [1] が出現するが、内容は原典に忠実なものである。

I期Aの邦訳は、原典にほぼ忠実に訳されているものが多い。特筆すべきは、子捨ての提案者が叔母の話 [7] で、主人公の名前が和名にされていることである。ここでは「ヘンゼル」が「マサヲ」に、「グレーテル」が「チヨコ」に日本化されている。しかしお菓子の家に出現するチョコレート、ビスケット、キャンデーの菓子名はそのまま使用されている。

1931年9月に満州事変が勃発し男性は前線に動員され1945年まで戦争の時代となる<sup>15</sup>。そのため政府は、1941年に人口政策確立要綱を策定し「産めよ殖やせよ」のスローガンで「産児報国」を呼びかけた<sup>16</sup>。1938年10月には内務省警保局図書課により「児童読物改善ニ関スル指示要綱」が発表され、出版物の統制が行われた<sup>17</sup>。このような状況下では、子捨ての話である「ヘンゼルとグレーテル」は出版を控えざるを得なかったのであろう。そのことを裏付けるようにI期Bは2話 [8] [9] しか存在しない。[8] は金田鬼一によるもので、童話劇という形式で出版されている。そこには労働の大切さを強調し、困難があっても協力して生きていくようにという子どもたちに向けたメッセージが添えられている。金田は『世界童話大系』（1924）でグリム童話を全訳している人物である。その彼が原典にはないメッセージを挿入しているのは、戦時下で国の要求を受け入れざるを得ない状況にあったのであろう。[9] は藤原肇譯『勇ましいちびの仕立屋さん』（1944）に収録されているものである。この本は原典に忠実な訳本であるが、題名により勇ましい男の子の話と受け取られて出版が許可されたのであろう。この本の前書きには「次代の國家を背負って立つき、國民學校兒童の教養に幾分の貢献を」という言葉が添えられている。

II期には子捨ての提案者が実父や不明である話が出現する。特筆すべきは子捨ての提案者が皆無の話が多く存在することである。子どもが自ら迷子になる話に改変されており、飢餓も両親の子捨ても出現しない。同じ頃、「赤ずきん」の話は「赤ずきんも祖母も狼に喰われない話」が16話も出現<sup>18</sup>する。つまりこの時期の出版物は、子どもが不安になる表現や残酷な場면을削除して提供されているのである。

1947年から1949年まで第一次ベビーブームが始まる。1948年には国民の祝日に関する法律が公布され、「こどもの日」が制定される。これは「子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」ために定められたものである。翌年の1949年5月5日が初の「こどもの日」となる。また5月の第2日曜日が「母の日」とされ、1949年5月8日が初の「母の日」となる。この年は「母親と子どもを大切にすること」が強調された年といえる。おそらく現実には大切にされていなかったからこそ、国が「大切にする日」を設ける必要があったのであろう。

<sup>13</sup> 蘆谷蘆村「お菓子の家」『お母様の童話』文化生活研究会、1926、79-84頁。

<sup>14</sup> 鳥越信編著『はじめて学ぶ日本児童文学史』ミネルヴァ書房、2001、184頁。

<sup>15</sup> 久留島典子他編『歴史を読み替えるジェンダーから見た日本史』大月書店、2015、214頁。

<sup>16</sup> 同上、212頁。

<sup>17</sup> 菅忠道『自伝的児童文化史 戦前・戦中期編』ほるお教育開発研究所 1978、198頁。

<sup>18</sup> 野口芳子「日本における『赤ずきん』の受容について－昭和期を中心に－」『梅花児童文学』梅花女子大学大学院児童文学会、2019、92頁。

厚生省の調べでは「1949年1月現在いわゆる未亡人は約188万人、うち2,3割が戦争未亡人」とある<sup>19</sup>。戦後には「戦争未亡人」や困窮した母子が多くいた。1949年5月の特別国会では初めて「未亡人」問題が取り上げられている。決議文には「夫を失った婦人は所謂未亡人と呼ばれ、封建的因襲のままに社会的冷遇をうけ、か弱き女手にいたいけな子供や老人を背負い、社会混乱の渦中に漂流し、或はいばらの道に難行し、その生活苦を原因とする悲惨事件は、近時一層の深刻さを加えているが、これが福祉に関する施策は皆無に等しい<sup>20</sup>とある。「戦争未亡人」は、国のために戦争に赴いた夫を亡くしたにもかかわらず、冷遇されていたのである。女性は戦争の犠牲者であるのに社会的に差別され、翻弄された存在といえよう。「母の日」はそのような人たちを救済するかのように見せかける演出ともいえる。「母の日」が制定された翌年の1950年には「父の日」が実施される。この時期に子捨てのない話が多く出現するのは、「こどもの日」、「母の日」、「父の日」を制定した社会状況を鑑みて、親子間の愛情や子どもを大切にすることを強調する必要があったからであろう。

Ⅲ期の初期はⅡ期を踏襲し、子捨てのない話が存在する。1970年にコインロッカーベビー事件が発生し、1973年に多発する<sup>21</sup>。この時代は「未熟な母親による子捨て・子殺しに注目したマスコミによって『母性喪失の時代』<sup>22</sup>とよばれた。それに対応するかのようにその頃の話 77 98 は「子捨て」が削除されている。1973年と1979年にはオイルショックにみまわれ、経済状況が悪化する。1980年の話 106 では、継母が「貧乏なのは子どもが2人もいるから」と言い、子捨てを提案し実行する。家庭経済が苦しい原因は父親の経済力のなさにあるのではなく、子どもの数にあるとする継母の判断は、夫婦喧嘩や離婚を避ける窮余の策とも思える。父親ではなく継母に言わせているのは、著者が「男のずるさ」を示そうとしているかのようなのである。1977年から題名が「ヘンゼルとグレーテル」に統一され、子捨ての話が収録されるようになる。戦後の児童中心主義で暗い話題を避けた時期から、この頃には戦争体験なども含めて児童文学もリアルな描写が多くなる。1979年1月の国際児童年開幕を機に良質な児童図書が全国で展示販売され、外国の絵本がそのまま翻訳されて提供されるようになる。しかし、「パンの家」は「お菓子の家」に変更されているものが多くなる。「お菓子の家」という表現は、Ⅰ期では3話(33%)、Ⅱ期では45話(66%)、Ⅲ期では38話(81%)である。「お菓子の家」をカラフルな挿絵で描き強調することにより、「子捨ての話」から「お菓子の家が出現する話」に視点を移そうとしているのである。

Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期を通して子捨ての提案者の結末をみると、「継母」の場合はすべて死亡し、「実母」の場合は1話 76 を除いて死亡する。しかし「実父」の場合はすべて生存している。Ⅱ期での土家由岐雄(1904-1999)の話 46 では、食べ物がないことを理由に母親ではなく父親が子捨てを提案する。これは近代家族において父親が果たすべき役割を表現したものと見えよう。宮脇紀雄(1907-1986)の話 47 80 や、浜田廣介(1893-1973)の話 84 でも同様の理由で父親が子捨ての

<sup>19</sup>阿部恒久他『通史と史料 日本近現代女性史』芙蓉書房出版、2000、152頁。

<sup>20</sup>参議院本会議決議本文「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」参議院、1949年5月。

<sup>21</sup>下川耿史編『近代子ども史年表 昭和・平成編』河出書房新社、2002、285頁。コインロッカーに新生児を遺棄する事件が1970年に2件、1971年に3件、1972年に8件、1973年に46件発生した。遺棄された新生児はコインロッカーベビーと呼ばれた。

<sup>22</sup>石川弘義他編『大衆文化事典』弘文堂、1991、413頁。

提案をするように変えられている。父親が子捨ての提案をする話の訳者はすべて男性である。女性性は存在しない。男性である訳者が、親権を持つのは父親であり母親ではないということはこの話のなかで示そうとしたのだろうか。しかし、これらの父親は子捨てをしたにもかかわらず、罰せられることはない。同じ子捨てをしても、男と女では与えられる罰が異なる、つまり、「ジェンダーによるダブルスタンダード」が見られるのである。

### 3) II期に改変されている話

#### (1) 概観

子捨ての提案者に注目すると、I期やIII期ではなくII期に改変されているものが集中する。「ヘンゼルとグレーテル」は子捨ての話であるのに、その場面が削除されているものが続出する。ここではとくに子捨ての提案者が「なし」の話に焦点を当てて、2話を例に挙げてジェンダーの視点から考察していく。

#### (2) 子捨ての提案者が「なし」の話

##### ① 土川留女子著「へんぜるとぐれえてる」『ありばばのぼうけん』小学館 1953年<sup>28</sup>

ヘンゼルとグレーテルは両親と共に薪採りに行き、森の小屋で留守番をするのだが、花を摘んでいるうちに道に迷う。森には魔法使いがいて2人を歓待するが、翌日から2人は共に働かされる。そして2人は魔法使いのいない隙に宝物を略奪する。魔法使いは2人を追いかけるが、追いつけず逃がしてしまう。2人が帰宅すると母親がいて「おかあさん」と言って抱きつき、母も力いっぱい子どもを抱きしめる。

この話の母親は実母で、両親による子捨てがなく、子どもたちは自らの不注意で道に迷う。魔法使いの家では2人は共に働いており、原典とは異なる。魔法使いは焼死することなく、生存していて残酷な場面はない。2人は宝物を略奪するだけで殺人はしない。2人が帰宅したとき迎えるのは母親のみで、挿絵には2人をしっかりと抱きしめる愛情深い母親像が描かれている。父親の反応については述べられていない。作者は土川留女子(1916-不明)で、志賀直哉の次女である。留女子は1942年に音楽家の土川正浩(1906-1947)と結婚する<sup>23</sup>。彼女がこの話を発表したのは、夫を亡くした6年後のことである。幼い娘ふたりを育てるのに手一杯の頃であった<sup>24</sup>。ヘンゼルとグレーテルが無事帰宅したとき、父親ではなく母親がふたりの子どもを抱きしめるのは、おそらく彼女自身の境遇に合わせて改変をしたからであろう。子どもに読み聞かせるために残酷な場面を削除し、子どもの冒険物語にすり替えたのである。近代家族では子どもが帰宅するとき迎えるのは母親であり、父親ではない。「男は仕事、女は家庭」という近代家族の姿が描かれているかのようだ。この話は典型的な昭和期の近代家族の実状に合わせて、書き換えられた話といえよう。

##### ② 小出正吾著「へんぜるとぐれえてる」『グリム絵ものがたり』偕成社 1958年<sup>33</sup>

ヘンゼルとグレーテルは薪採りに行き道に迷い、お菓子の家を見つける。そこには魔法使いが

<sup>23</sup>阿川弘之『志賀直哉』上巻、岩波書店、1994、244頁。

<sup>24</sup>同上、245頁。

いて2人を歓待する。翌朝グレーテルは魔法使いを焼き殺す。その後2人は子どもたちを探していた両親と再会し喜び合い、4人で楽しく食事をしながら談笑する。

両親による子捨てがなく、子どもたちは自らの不注意で道に迷う。魔法使いの家から2人が帰宅すると、母親は家族のために食事を準備する。挿絵にはテーブルに食事を運んでいる母親、テーブルで子どもたちと談笑する父親が描かれている。ヘンゼルとグレーテルは「まほうつかいのおばあさんのすばらしいごちそうよりも、うちのぱんのほうが、よっぽどおいしいや」「そうよ。まほうつかいのおかしのおうちより、ここのおうちのほうが、どんなにいいか、わからないわ」(54-55頁)と言う。原典にはこのような言葉はない。作者の小出正吾(1897-1990)は子捨てや宝物略奪を省略しているが、悪人のレッテルを貼られている魔法使いの殺害は省略していない。ようするに他人を排除し、血縁関係で結ばれた家族の団結力を誇示しているのである。そして経済的な理由からの子捨てではなく、子どもが勝手に道に迷い、「貧しくても楽しい我が家」を演出し、「細やかな愛情で包まれた近代家族」の価値観を強調しているのである。

## 5. 子どもの遺棄について

西洋中世では、墮胎は「重い体刑でもって、死刑でもってさえもおどかさされ」<sup>25</sup>であり、「カリリナ法典」(1532)で母親による嬰兒殺しが心臓杭刺刑または溺殺刑と規定される<sup>26</sup>。そのため出産しても養育できない場合は子捨てが行われていた。ヤーコブ・グリムは『ドイツ法律故事誌』(*Deutsche Rechtsaltertümer*)のなかで父親の強権について述べている。

in gewissen fällen traf auch nicht neugeborne, sondern schon ältere kinder das geschick der aussetzung oder tödtung, ohne daß die sitte des alterthums den eltern ihre handlung zum vorwurf machte noch die gesetzte strafe verhängten. Dahin gehört große armuth und hungersnoth<sup>27</sup>.

場合によっては、新生児だけではなく、かなり大きくなった子どもですら、[父親により]遺棄されたり殺害されたりすることがあった。そのことに対して古い慣習法は両親を咎めたり罰したりすることはなかった。ひどい貧困や飢饉の場合がこれに該当する(拙訳)。

『ドイツ法律故事誌』はドイツの古い慣習法を集大成したものである。西洋では飢饉で生活が困窮すると、弱い立場の者が捨てられた。同書のなかでヤーコブはその慣習法の名残として「ヘンゼルとグレーテル」の話を挙げている<sup>28</sup>。そこでは子捨ての提案者は母親とされているが、父親がそれに追隨して森に行き子どもたちを置き去りにしている。現実には父親の親権でなされる行為が、ここでは母親を提案者とすることにより、女性の悪の度合いが強調されているのである。

日本では望まない妊娠をした場合、墮胎や間引きが行われてきた。墮胎については清原元輔

<sup>25</sup>ベーベル著/伊東勉他訳『婦人論』上巻、大月書店、1958、161頁。

<sup>26</sup>三成美保『ジェンダーの法史学』勁草書房、2005、87頁。

<sup>27</sup>Grimm, Jacob: *Deutsche Rechtsaltertümer*. Bd. 1. S. 634. Darmstadt: WBG, 1965 (Auf. 1899) Bd. 1., S. 634.

<sup>28</sup>Ebd.

(908-990)の家集『元輔集』に「男の、人の国にまかるほどに、子をおろしてける女の」という詞書ことばがきがみられる。当時でも子をおろすという風習があったようである<sup>29</sup>。また『今昔物語』には「流産ノ術ヲ求メテ毒ヲ服ス」<sup>30</sup>という記述があり、「當時既に墮胎が行はれ、同時に流産の術即ち墮胎の方法が知られて居た」<sup>31</sup>ようである。間引きについては16世紀に来日したポルトガル人宣教師のルイス・フロイス (Luis Frois 1532-1597) が「日本の女性は、育てていくことができないと思うと、みんな喉の上に足をのせて殺してしまう」<sup>32</sup>と報告している。産婆や両親が「子どもは、神からの授りものなので、不用なのは神にお返し申す」<sup>33</sup>として生後間もない子どもを葬り去ったのである。明治期になると、政府は1868年12月に「産婆ニシテ売薬又ハ墮胎ノ取扱ヲ為スヲ厳禁ス」という布告を出し<sup>34</sup>、1882年施行の旧刑法において「墮胎罪」が制定され、1908年には改定された「墮胎罪」が施行された<sup>35</sup>。日本では墮胎罪が確立されるまでは、墮胎や間引きは自分たちが生きのびるために必要不可欠な手段として慣習化されていたのである。

## 6. 家族の在り方

西洋中世の社会では墮胎は刑罰の対象であったため<sup>36</sup>、育てられない親は子捨てを実行した。近代以前の社会では大多数の農民や労働者階級は貧乏であった。家族は生産の場であり、妻は夫と共に働き、生産できない子どもや老人は捨てられることも稀ではなかった。伝承文学である「ヘンゼルとグレーテル」にはそのような西洋家族の在り方が描き出されているのである。しかしここで挙げた土川、小出の話は子捨てを省略して、家族間の愛情を強調したものに変わっている。とくに土川は寡婦であり、一家を支える女性であった。働き手の夫を失い、子どもの養育を担わなければならなかった頃の執筆である。子どもの成長をなによりも望んでいたにちがいない。父親が出現することなく母親の愛情のみを描くことは、土川と同じような境遇の女性に対する配慮だったのかもしれない。1960年には、児童心理学者の波多野勤子 (1905-1978) が、『おかしのおうち』<sup>6</sup>を監修し出版している。日本児童研究所初代所長である波多野勤子は、子どもに不安を与えるので、悪い継母を登場させず、子どもが自ら森で迷子になる話に変更したと述べている (あとがき)。

昭和期の「ヘンゼルとグレーテル」の邦訳では、とくにⅡ期において「近代家族」という言葉が出現する。西洋では近代家族は戦後の1950年代から1960年代にかけて黄金期を迎える<sup>37</sup>。日本では1948年の優生保護法により人工妊娠中絶が合法化され、同時に国策としての避妊も奨励され、都市部だけでなく農村部においても望まない出生が抑制されるようになり、1960年頃には避妊実行率は43%に達した<sup>38</sup>。農村部では女性は重要な労働の担い手であったので、妊娠によ

<sup>29</sup>藤本一恵『清原元輔集全釈』風間書房、1989、266頁。

<sup>30</sup>経済雑誌社編『国史大系』16巻 経済雑誌社、1901、663頁。

<sup>31</sup>高橋梵仙『日本人口史之研究』三友社、1941、309頁。

<sup>32</sup>ルイス・フロイス著/岡田章雄訳『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波書店、1991、51頁。

<sup>33</sup>大塚民俗学会編『日本民俗事典』弘文堂、1972、675頁。

<sup>34</sup>桑原洋子他編『近代福祉法制大全』1巻、港の人、1999、21頁。

<sup>35</sup>小泉英一『墮胎罪研究』巖松堂書店、1934、55頁。

<sup>36</sup>ペーベル著/伊東勉他訳、前掲、161頁。

<sup>37</sup>姫岡とし子『ヨーロッパの家族史』山川出版社、2008、85頁。

<sup>38</sup>JICA 緒方研究所編『第二次人口と開発援助研究』JICA 緒方研究所 (要約版)、2003、第2章、17-21頁。



る労働力不足を回避するためにも避妊は必要だったのである。都市部ではさまざまな企業で「新生活運動」が唱えられ、「そこから規範として全国に波及したのが、夫婦あたり子どもは2人、夫は『企業戦士』で妻は専業主婦という戦後家族の理想像」<sup>39</sup>であった。そのことを裏付ける合計特殊出生率の統計がある。それによると、1940年では4.11人であったのに対して、1960年では2.00人となり出生率が下降し、以後ほぼ横ばい傾向である<sup>40</sup>。「子どもをたっぷりと愛するために子どもの数を制限した」<sup>41</sup>と落合恵美子は述べている。この頃に子捨てがなく親の愛情を強調した改変版「ヘンゼルとグレーテル」が多いのは、昭和期の近代家族の理想像を意識したからではないだろうか。

## 7. おわりに

戦後の日本は産業化が進むと、家庭は子ども中心となり、「母性愛」が強調され、血縁関係で結ばれた親子関係が重視されるようになる。さらに児童書の購買者が多い都市部では「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担が強調されるようになる。昭和期の「ヘンゼルとグレーテル」には、母親は継母ではなく実母になり、子捨てがなく子どもが自ら道に迷う話に変えられたものが出現する。そこには血縁関係のある親子間には細やかな情緒的愛情があるということを信じて疑わない「近代家族」の存在がみてとれる。一方、原典どおりに継母が子捨てを提案すると、継母は死亡し父親と子どもの3人家族になって話が終わる。実母が子捨ての提案をする場合「かわいそうだけど」「悲しそうに」という言葉が付加されているものがあるが、継母にはない。これにより継母は実母の悪行を一身に引き受ける存在となり、「継母=悪」というイメージが刷り込まれていく。本来継母は悪い存在ではない。グリム兄弟の手書き原稿には継母の出現はなく実母のみ出現する。日本における児童虐待について調べると、昭和63年の統計では、虐待しているのは実母が48.7%、実父が30.5%、継母が3.3%、継父が5.8%であることが判明する。実父母が全体の約80%を占めており、継父母が約9%という結果である<sup>42</sup>。このことから、実際に子育てをしている者で、継父母の虐待率は実父母よりはるかに少ないといえる。しかし児童書においては、悪人として出現するのは継母のみで、実母や実父や継父ではない。さらに挿絵によって「実の両親と2人の子ども」という理想的家族を持つ肯定的イメージが強調されている。それによって継母や片親家族の否定的イメージが刷り込まれていくことになる。そこに多様な家族像、多様な価値観、つまりダイバーシティを認めない日本社会の硬直化した一端を垣間見るような気がする。

<sup>39</sup>久留島典子他編、前掲、225頁。

<sup>40</sup>日本総合愛育研究会編『日本子ども資料年鑑1991/92』中央出版、1991、44頁。

<sup>41</sup>落合恵美子『21世紀家族へ』有斐閣、1998(新版)、62頁。

<sup>42</sup>日本総合愛育研究会編、前掲、216頁。

## 資料

	年	月	訳者(著者・編者)	題名	出典名	出版社
1	1927	9	菊池寛訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集(小学生全集)	文藝春秋社
2	1929	1	金田鬼一訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集(上)	近代社
3	1930	9	有富郁夫著	ハンセルとグレーテル	ハンセルとグレーテル	玉川学園出版部
4	1932	11	豊嶋次郎編	ヘンゼルトグレーテル	グリムものがたり(カタカナ一年生)	金蘭社
5	1933	1	児童文学研究会著	ヘンゼルトグレーテル	グリムモノガタリ(カタカナ児童読本)	文化書房
6	1934	11	三浦吉兵衛譯註	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話	郁文堂書店
7	1935	6	主婦之友社編輯局著/長谷川露二画	オクワシノイヘ	オクワシノイヘ(主婦之友絵本)	主婦之友社
8	1942	10	金田鬼一著	ヘンゼルとグレイエテル	グリム童話劇(上)	アルス
9	1944	3	藤原肇譯	ヘンゼルとグレーテル	勇ましいちびの仕立屋さん	森北書店
10	1946	4	マツダフミヲ絵	オクワシノイヘ	オクワシノイヘ	実業之日本社
11	1946	11	村岡花子編/若林敏郎絵	お菓子の家	グリム童話輯5	国際図書出版
12	1947	1	桃井鶴夫譯	ヘンゼルとグレーテル	絵入グリム童話選	英研社
13	1948	6	秋山淳訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集 赤バラ白バラ	寶雲舎
14	1948	10	富山妙子画	おかしないえ	おかしないえ	浮城書房
15	1948	11	古閑吉雄編	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	玉川大学出版部
16	1948	12	金田鬼一著/有岡一郎絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話(上)(銀の鈴文庫)	廣島図書
17	1949	1	白旗信譯/荒木市三画	ヘンゼルとグレーテル	蛙の王様(ミネルヴァ児童文庫)	ミネルヴァ書房
18	1949	5	森村豊訳	兄と妹	世界名作童話集	主婦之友社
19	1949	10	飯塚信雄文/沢井一三郎絵	おかしないえ	小学二年生5(7)	小学館
20	1950	10	小出正吾編著	ヘンゼルとグレーテル	世界童話の泉 お話12か月	実業之日本社
21	1950	10	竹田靖治文/相沢光朗絵	おかしないえ	小学一年生6(7)	小学館
22	1950	12	木下一二訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集 美しいお話の巻	東京読書会
23	1951	8	相良守峯訳	ヘンゼルとグレーテル	金の鳥	中央論社
24	1951	8	金田鬼一編著/寺内萬治郎絵	ヘンゼルとグレーテル	白雪姫(世界名作童話全集)	大日本雄弁会講談社
25	1952	4	三島由紀夫文/池田かずお絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	あかね書房
26	1952	11	堀尾勉脚色	へんぜるとぐれえてる	へんぜるとぐれえてる	グリム館
27	1953	1	壺井栄編著	ヘンゼルとグレーテル	星の銀貨	鶴書房
28	1953	11	土川留女子文/耳野卯三郎絵	へんぜるとぐれえてる	ありばばのぼうけん	小学館
29	1953	12	前川道介訳/井関完二絵	ヘンゼルとグレーテル	青い灯	いずみ書房
30	1954	1	浜田廣介文/松田文雄絵	おかしないえ	ひかりのくに9(1)	ひかりのくに昭和出版
31	1954	1	武田雪夫文/沢井一三郎絵	おかしないえ	おかしないえ	大日本雄弁会講談社
32	1954	1	野長瀬正夫文/佐藤湊子画	お菓子の家	童幼の国4(1)	文教堂出版
33	1954	2	中野啓介文/駒宮録郎絵	おかしないえ	きんのとりの	日本書房
34	1954	3	宇野浩二文/堀文子絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話2	トッパン
35	1954	5	関敬吾他訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	角川書店
36	1954	6	西山敏夫文/沢田重隆絵	おかしないえ	こどもクラブ10(7)	大日本雄弁会講談社
37	1954	11	矢崎源九郎訳	ヘンゼルとグレーテル	わたくしたちの世界名作童話全集2	同和春秋社
38	1954	12	奈街三郎訳/茂田井武絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム物語	東光出版社
39	1955	1	高山良策人形構成	おかしないえ	よいこのくに3(10)	よいこのくに社
40	1955	不明	堀尾勉文/山田三郎美術	ヘンゼルとグレーテル	エンゼルブック12	エンゼル社
41	1956	9	藤田圭雄編	へんぜるとぐれえてる	グリムものがたり	宝文館
42	1956	12	植田敏郎訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話宝玉集	宝文館
43	1957	1	橋本潔文/絵	ヘンゼルとグレーテル	主婦と生活12(1)	主婦と生活社
44	1957	1	西山敏夫文/鈴木寿雄絵	おかしないえ	たのしい一年生2(1)	大日本雄弁会講談社
45	1957	3	佐伯千秋文/久米茂撮影	ヘンゼルとグレーテル	小学二年生12(13)	小学館
46	1957	4	土家由岐雄文/若菜珪絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話三年生	偕成社
47	1957	6	宮脇紀雄編著/鈴木未央子絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	偕成社
48	1957	7	村岡花子著/小林和子絵	おかしないえ	きたかぜとたいよう一年生	ポプラ社

49	1957	12	横皓志文／駒宮録郎絵	おかしはいえ	キンダーブック 12 (9)	フレーベル館
50	1957	12	矢崎源九郎訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話名作集	筑摩書房
51	1957	不明	飯沢匡文／構成	へんぜるとぐれーてる	へんぜるとぐれーてる	トッパン
52	1958	5	田村隆一編著	ヘンデルとグレーテル	ヘンデルとグレーテル	保育社
53	1958	6	小出正吾文／花野原芳明画	へんぜるとぐれーてる	グリム絵ものがたり	偕成社
54	1958	7	野村純三著／川本哲夫絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	ポプラ社
55	1958	11	高橋健二訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	あかね書房
56	1959	4	植田敏郎訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	講談社
57	1959	不明	三越左千夫文／谷俊彦絵	へんぜるとぐれーてる	へんぜるとぐれーてる	トッパン
58	1960	1	岡本良雄文／長谷川露二絵	おかしの家	おかしの家	講談社
59	1960	1	岡本良文／矢車すずし絵	おかしのおうち	幼稚園 12 (10)	小学館
60	1960	1	大畑末吉訳／安泰絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	講談社
61	1960	1	相賀徹夫編／小田忠絵	おかしのおうち	おかしのおうち	小学館
62	1960	8	村岡花子訳／若菜珪絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	偕成社
63	1960	8	並木俊文	ヘンゼルとグレーテル	しらゆきひめ	日本書房
64	1960	10	野長瀬正夫文／松井行正絵	ヘンゼルとグレーテル	おやゆび小僧	金の星社
65	1960	不明	八代球磨房文／西田静二絵	おかしはいえ	おかしはいえ	ひかりのくに昭和出版
66	1961	5	川西千保子文／石田英助絵	おかしはいえ	めばえ 4 (2)	小学館
67	1961	8	鈴木隆著	ふしぎなおかしはいえ	まほうの童話集	三十書房
68	1961	12	立原えりか文／谷俊彦絵	おかしはいえ	たのしい幼稚園 17 (9)	講談社
69	1962	1	槇本楠郎文／鈴木未央子絵	ヘンゼルとグレーテル	世界童話名作文庫	小学館
70	1963	2	村岡花子著／丸木俊子絵	ヘンゼルとグレーテル	幼年世界童話文学全集 5	集英社
71	1963	11	宮脇紀雄文／岸田はるみ絵	へんぜるとぐれえてる	幼稚園 16 (9)	小学館
72	1964	6	西原康文／ウォルト・ディズニー絵	お菓子の家	お菓子の家	講談社
73	1965	4	永井鱗太郎文	ヘンゼルとグレーテル	少年少女世界の名作文学 27	小学館
74	1965	8	宮脇紀雄文／武田将美絵	おかしはいえ	幼稚園 18 (5)	小学館
75	1965	8	今村洋子絵	おかしはいえ	小学一年生 21 (5)	小学館
76	1965	10	土家由岐雄文／林義雄絵	へんぜるとぐれえてる	グリムの童話	小学館
77	1965	12	久米みのる文／松本かつぢ絵	おかしはいえ	たのしい幼稚園 21 (10)	講談社
78	1966	4	上崎美恵子文／岸田はるみ絵	おかしのおうち	めばえ 9 (1)	小学館
79	1966	8	松本零士絵	おかしはいえ	よいこ 11 (5)	小学館
80	1966	9	宮脇紀雄文／林義雄絵	おかしはいえ	グリムの童話	小学館
81	1966	11	植田敏郎訳／吉井忠絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム名作集	講談社
82	1967	5	高橋真琴絵	おかしはいえ	小学一年生 23 (2)	小学館
83	1967	9	藤原一生文／深沢邦朗絵	ヘンゼルとグレーテル	世界の名作グリム童話	小学館
84	1967	10	浜田廣介文／西村保史郎絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話	偕成社
85	1968	1	高橋真琴絵	おかしのおうち	幼稚園 20 (10)	小学館
86	1968	4	手塚富雄訳	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集	河出書房
87	1968	4	岡田久子文／岸田はるみ絵	おかしはいえ	ディズニーランド 5 (4)	講談社
88	1968	6	生源寺美子文／鈴木未央子絵	ヘンゼルとグレーテル	ニルスのぼうげん	講談社
89	1968	8	まどみちお文／岸田ハルミ絵	おかしはいえ	よいこ 13 (5)	小学館
90	1968	不明	村岡花子文／吉崎正己絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	偕成社
91	1969	5	人形劇団ひとみ座制作部	ヘンゼルとグレーテル	ふしぎな国のヘンゼルとグレーテル	人形劇団ひとみ座制作部
92	1969	5	久保喬文／小坂茂絵	おかしはいえ	小学一年生 25 (2)	小学館
93	1969	7	大塚勇三訳／堀内誠一画	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	学習研究社
94	1969	11	辻まさき文／佐川節子絵	おかしはいえ	よいこ 14 (8)	小学館
95	1970	1	土家由岐雄文／せおたろう絵	おかしのおうち	おかしのおうち	小学館
96	1970	1	不明	おかしはいえ	ベビーブック 3 (10)	小学館
97	1970	12	藤川圭介文／瀬尾太郎絵	おかしはいえ	ディズニーランド 7 (15)	講談社
98	1971	6	中川正文文／藤井千秋絵	おかしはいえ	小学一年生 27 (3)	小学館
99	1977	5	セルジオ絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	TBS ブリタニカ
100	1977	10	メリー・マックレン絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	大日本絵画
101	1977	10	TBS ブリタニカ編	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	TBS ブリタニカ
102	1978	1	植田敏郎訳／安井淡絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	小学館
103	1979	2	高橋健二文／柳惺二絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	講談社
104	1979	7	桜井正文文／かたやまさえこ絵	ヘンゼルとグレーテル	学研ひとりよみ名作 17	学習研究社

105	1979	不明	原葵訳	ヘンゼルとグレーテル	フェアリー世界名作えほん全集 34	童音社
106	1980	10	こわせたまみ文／福原ゆきお絵	ヘンゼルとグレーテル	世界の昔話名作選 10	チャイルド本社
107	1981	3	佐久間彪訳／リスバス・ツヴェルガー絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	かど書房
108	1981	10	大友克洋著	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	CBS ソニー出版
109	1982	3	いわむらりょう他作	ヘンゼルとグレーテル	飛行船ぬいぐるみ名作ミュージカル 31	劇団飛行船
110	1983	4	大庭みな子訳／スーザン・ジェファーズ絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	ほるぷ出版
111	1983	9	渡辺麻実文／森有子絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	集英社
112	1984	11	大畑末吉訳／徳田秀雄絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	講談社
113	1985	7	相良守峯訳／バーナデット・ワッツ絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	岩波書店
114	1985	10	立原えりか文	ヘンゼルとグレーテル	小学二年生 41 (7)	小学館
115	1985	11	内海宣子訳／ヤン・ピアンコフスキー絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	ほるぷ出版
116	1986	1	植田ちづる絵	ヘンゼルとグレーテル	ヘンゼルとグレーテル	講談社
117	1986	2	池内紀訳／アーサー・ラッカム絵	ヘンゼルとグレーテル	グリム童話集 3	新書館
118	1986	6	神沢利子文／フォンタナ画	ヘンゼルとグレーテル	国際版はじめての童話 12	小学館
119	1986	10	山主敏子文	ヘンゼルとグレーテル	10月のおはなし	ぎょうせい
120	1987	4	香山美子文／柿本幸造絵	ヘンゼルとグレーテル	世界名作絵本グリム童話 1	チャイルド本社
121	1987	11	立原えりか文／サンリオアニメスタッフ絵	ヘンゼルとグレーテル	サンリオ名作アニメランド 8	サンリオ
122	1988	2	おおくぼ由美文	ヘンゼルとグレーテル	グリム名作劇場I 赤ずきん	角川書店
123	1988	6	川上まり子他訳／モニック・フェリックス絵	ヘンゼルとグレーテル	フランス・アボンナ・タイムシリーズ	西村書店
124	1988	12	ささきたづこ文／上野紀子絵	ヘンゼルとグレーテル	講談社のおはなし絵本館 13	講談社

# Gender reproduction from the perspective of men's makeup

Yayun Yang

(Ph. D. student, Graduate School of letters, Kyoto University)

This paper aims to determine the factors that define the physical behavior of men. To achieve this purpose, the author took men's makeup, an example of physical behavior that newly appeared in postwar Japan, as the subject and investigated how the process of a new male norm was constructed by the discourse related to it.

Until the Edo period, makeup was a common physical behavior in Japan regardless of gender. However, during the Meiji era, makeup was regarded as a "feminine" act due to the encouragement of new industry development where males were required to engage in productive activities. After the war, with the establishment of a mass-consumption society, cosmetics companies designed products for men to develop a new market. Men thus began wearing makeup that was once regarded as taboo.

In the process of advertising men's cosmetics, companies drew a line between men's and women's cosmetics, emphasizing the unique nature of cosmetics for the former to dispel the traditional social idea that men's makeup is taboo. They also advertised that makeup could earn men reputations, such as "a man who works" and "reliable." Thus, cosmetics companies intentionally represented the new physical behavior of applying makeup in consistence with traditional masculinity.

Since the 1980s, men's fashion magazines have been an important source of discourse on such makeup. Therefore, the author analyzed a men's fashion magazine called "MEN'S NON-NO." The trend of men's cosmetics meant that the media had the opportunity to acquire new audience: "men who wear makeup." Through the analysis of magazine articles, the gaze of others, including the female gaze and the gaze of the self, monitored the male body in the media. However, in most cases, it was endowed with features of uniform masculinity.

In this way, men's makeup in postwar Japan became an opportunity for men to consider their bodies as objects of personal desires without being restricted by the existing gender norms. In reality, the discourse on this subject is consistent with traditional gender consciousness, which made men reconfirm their gender. This result was derived by the media and cosmetics companies through gender constructivism.

Keywords: Men's Makeup, Gender Reproduction, Media, Cosmetics Companies

# 男性化粧からみるジェンダーの再生産

楊 雅 韻

(京大大学院文学研究科博士後期課程)

## 1. はじめに

フェミニズムや女性学に触発されて立ち上がった男性学は、男性をジェンダー化された存在として捉えてきた。それは、家父長制のもとで男性が女性を抑圧する「主体」であったことだけでなく、いかなる権力が男性の行動を規定してきたのかを明らかにするものであった<sup>1</sup>。しかし日本の男性学については、男性が置かれている社会構造から男性を切り離して議論する傾向があることがつとに指摘されてきた<sup>2</sup>。

この指摘に対しては、主にジェンダー史に関心を寄せてきた研究者から反論の声が上がるかもしれない。というのも、彼らはある固有の歴史的状況で特定の権力関係を再生産するために、いかにして男性性が用いられたのかを問うてきたからである。とりわけ日本近代史の文脈では、戦争や国民国家の形成といった局面において、男性性の意味が政治的場面にどのように再生産されたのかという問題に注目が集まった(長志 1999、内田 2010)。

そうした先行研究が抱える問題は二つある。一つ目の問題は、これまでは考察時期が戦前・戦中に集中していたために、戦後の大衆消費社会を背景に構築された男性性をめぐる研究が少ないことである。文化を対象とする際に参考となるのは、宮台・辻・岡井らの研究成果である(2009)。彼らは、男性学においてカルチュラル・スタディーズ(以下、CSと表記)の視点が欠如しており、そこで提起されてきた文化の捉え方、すなわちテキスト分析の重要性が過小評価されてきたと指摘した<sup>3</sup>。二つ目の問題は、男性性を男性身体から切り離れたまま理解してきたことである。歴史家スコットによって歴史的構築物としての身体という概念が提唱されて以降(Scott 1988)、日本においても、男性の身体行為に孕む暴力性(成田 2002)、集団スポーツにおける攻撃性(伊藤 1998)、身体とセクシュアリティの歴史(赤川 1999)、といった視角を重視する研究が現れた。しかし、それらの研究は、戦後日本における戦時期の軍人文化の残滓を前提にしてきた傾向にあるため、男性が主体的に身体を通じて自己表現する行為や、大衆消費社会の成立による男性身体「見られる客体」への回復(葛森 1993)、といった現象を射程に入れた研究が不足している。

これに対して、近年の欧米圏の研究は、上述の課題を克服する成果を生み出しつつある。その背景には、1980年代のCSの発展とともに、男性ファッションが考察対象となったことがある

<sup>1</sup>ここでは、権力介入の解明を男性の「特権性」と切り離して行うのではなく、その権力介入によって、男性も女性も同じく抑圧を受けているという前提条件に、権力の解明を行うことで男女ともに抑圧から解放すること、すなわち制度的解放を目指している。

<sup>2</sup>渋谷(2001)は、「男らしさの鑑」「男性の被抑圧性」「男らしさの複数性」「男女の対称性」といった概念を取り上げ、男性学が制度的・構造的な分析を等閑視していることを指摘した。

<sup>3</sup>さらに彼らはこうした研究動向を踏まえ、言説分析・社会史・エスノグラフィーという三つのアプローチから、大衆文化における男性性を考察することが重要であると主張した。一方、同書においては、言説分析を採用した研究の事例が挙げられておらず、今後の課題として残されたままであった。

(Mort 1996, Edwards 1997)。これらの研究は、男性がファッションの領域に参入したことに伴う男性性の変化を背景として、それに影響を与えた要素として政策とファッション市場の販売戦略に注目することで、男性のファッション消費が拡大した要因を説明したものであった。しかしここでは、男性性の再構築に影響を与えたメディアの役割が簡潔にしか説明されず、とりわけ、雑誌などの広告媒体を通じて発信されるコンテンツに、企業の販売戦略に沿ったものが多く反映されるという権力作用に十分な注意が払われていないという欠点もあった。

そこで本稿は、戦後日本における大衆消費社会の成立を背景として、いかなる権力が男性の身体行動を規定したのかを探るものである。そのために、メディアが男性性の構築に作用した事例として、戦後日本で新たに現れた身体行動である男性化粧<sup>4</sup>を取り上げ、それにまつわる言説を分析する。

江戸期までの日本では、化粧は性別を問わずに一般的に見られる身体行為であった。明治期に入ると、経済力と軍事力に主眼を置く殖産興業政策が行われ、富国強兵の一環として男性の身体は国家権力によって管理されるようになった。ここで、性別によって規定された近代的な性別役割分業は、男性を経済と軍人の担い手と見なし、さらに合理主義に基づく産業化のために、男性に効率的で生産的な身体を要求するものであった。こうした政策の影響下において、労働を目的に組み替えられた日本人の男性身体は、美醜を追求する空間から排除されるようになった(石田 2000:149-176、前田 2002:151-154、平松 2009:60-186)。こうして、化粧を含む身体装飾は、女性の文化的領域に組み入れられ、化粧を通じて女性が美を追及することが自明視されていく一方で、男性が化粧をすることは、周縁的な行動であるとみなされるようになった(山村 2016:86-116)。ところが、戦後の大衆消費社会の定着を背景に、化粧品メーカーが販路開拓の一環で男性向け商品を売り出したことで、男性は「再び」化粧を行うようになった。

かつて「女性的」だと見なされてきた身体行為が、再び男性の身体行為の範疇にも組み入れられて再登場した場合、それにまつわる言説がどのように生産・構築・修正されたのかを分析することは必要であろう。なぜなら、この作業は、そうした事例が従来の支配的な男性性を再編成するものだったのか、あるいは従来の男性規範から解放されうるものであったのか、を明らかにしうるからである。戦後日本における男性化粧は、男性の身体行動として受容されていく過程で、新たな男性性の構築のありようが見られる点において、上記の問題意識を探求するうえで格好の事例となる。

以下、次のように論を進める。まず、戦後の大衆消費社会の成立とともに、化粧品業界が男性化粧の「再登場」に一役を買ったことを概観し、そこで生産された男性性の言説を分析する。そして、1980年代を代表する男性ファッション誌を題材に、従来と異なる形式で再提示された男性化粧をめぐる言説に内包されたメカニズム－権力構造を解明する。以上を通じ、男性化粧をめぐる言説がいかなるジェンダー力学で男性性を再生産していったのかを明らかにすることが本稿の目的である。

<sup>4</sup>本稿では化粧を「健康的かつ美しく見られるような形で身体に手を加える行為」と定義した。

<sup>5</sup>本稿は「社会構築主義」の潮流を踏まえ、ジェンダーを「性差に関する知であり、当該社会や文化が男と女の関係をどのようなものとして認識し、言説を通して組織化しているかの総体である」とする Scott の理解に従い、「性の自己認識」に規範的に作用する「性差に関する知」の構築過程を重視する。

## 2. 化粧品業界による男性化粧の推進

本章では、戦後の男性化粧が再登場していった過程と、そこにおいて、男性性がどのように定義されていったのかを、新聞<sup>6</sup>と化粧品メーカーの資料<sup>7</sup>をもとに考察する。

### 1) 男性化粧の復活をめぐる各側面

管見の限り、男性化粧にまつわる言説が戦後初めて見られたのは、1954年の「男性の化粧—おしゃれの規準はあってなきが如し」と題する記事においてである<sup>8</sup>。この記事には、男女を問わず化粧はよいことだと述べられており、男性化粧をタブー視する社会通念に反する新たな価値観の萌芽がみられる

この記事からしばらく後、反抗としての男性化粧が現れた。終戦直後は、戦中の外見統制によって規定された軍人の坊主刈りがそのまま残ったため、駐留米軍のGIカットとともに男性の髪型の定式となっていた。しかしその後、1956年に石原慎太郎の『太陽の季節』が人気を博し、同名の映画も制作されて以降は、若者がそこから生れた慎太郎刈りを模倣した。難波によれば、この現象は、整毛を通して世間に対して反抗的な若者の態度を示すものだったという（難波 2007: 126）。戦後まもなく、慎太郎刈りをはじめ、1958年のロカビリー族のリーゼントヘア、1964年みゆき族のアイビーカット、1960年後半のヒッピー族のシンボルとなる長髪と無精ヒゲなどの化粧行動が流行した。このように、社会規範に抵抗する集団の行動が化粧を通じて現れたことこそが、男性化粧をタブー視する意識の反映であったと考えられる。

1957年に「もはや戦後ではない」という日本の経済的自立が誇らかに宣伝されるなかで、資生堂は業界を先駆ける形で、男性化粧品の国産化を推し進めた。1958年に「フォアメン」シリーズが発売されると、新聞広告では、「“男らしさ”をみがく」と打ち出され、キャッチフレーズの下に「すべてシックで男性的です」とする商品の性質が説明された<sup>9</sup>。ここでの「男らしさ」は具体的には定義されていないが、ひとまず男らしさを称揚する意図が見て取れよう。商品の外装にかんしては、箱のデザインが「男物服地として定評のある格子縞をモチーフ」に統一されたが、そこで「瓶形も男物」が強調されたのは、「男性用であるがゆえに実用性を配慮」し、「曲線を主体としてきた女性用化粧品と一線を画した」ためであった<sup>10</sup>。4年後の1962年、資生堂は、新商品「ドルックス男子用」の新聞告知広告で「男性解放」と銘打ったうえで、男性に「肩をはつたいかめしさはもうやりません。男だ、男だと叫ばなくてもにじみでるアカぬけした男らしさを。まず清潔さです」と呼び掛けている<sup>11</sup>。1960年代、男性化粧品の国産品の市場はまだ成熟してお

<sup>6</sup>本稿では、三大紙である朝日新聞、読売新聞、毎日新聞を主な資料とし、重要な転換点にかんして、日経テレコンでの記事を補足資料として扱うこともある。資料の獲得を以下のプロセスとする。まず、新聞社のオンラインのデータベースで「男 and 化粧」というキーワード、かつ1945年～1999年という期間内に検索した。さらに、本稿での「男性化粧」の定義を踏まえた上で選別した結果、朝日新聞78件、読売新聞153件、毎日新聞136件となり、合計367件である。

<sup>7</sup>選択規準として、各社の影響力を代表できる売上高の高さ、かつ男性化粧用品を長年にわたり発売していることが挙げられる。1985年の時点で化粧品業界の各社の年間売上高の一位は資生堂、二位はカネボウ化粧品（鐘紡と表記していた時期もあるが、本稿はカネボウと統一）、以下、花王、ポーラ化粧品本舗、小林コーセーと続く。さらに、男性化粧用品を販売の中心に扱われているマンダムを加え、計6社の資料を参照した。

<sup>8</sup>中村真一郎「男性のお化粧—おしゃれの規準はあってなきが如し」『毎日新聞』1954年10月10日、5頁。

<sup>9</sup>「“男らしさ”をみがく」『朝日新聞』夕刊、1960年2月13日、6頁。

<sup>10</sup>資生堂『資生堂宣伝史Ⅰ歴史』1979年、212-217頁。

<sup>11</sup>資生堂『資生堂百年史』1972年、436頁。



らず、アメリカ製品が男性化粧品の推進に一役を担っていた。その中で、1962年日本上陸を果たしたアメリカの整髪料「バイタリス」は「アイビーカット」の流行とともに人気を博しており、1963年アメリカの「メンネン男性化粧品」の広告がアメリカ型の男性性を提示した。

以上から、1960年代から発売された男性化粧品の殆どに、「男性のための化粧品」「男性用」という冠がつけられていたことが分かった。この言葉には、それまで化粧といえば女性がするものだった、という含みがある。化粧品メーカーの宣伝広告にとどまらず、新聞記事においても男女が化粧品を共用することは否定されていた。例えば、男女用の化粧品の機能が「逆になる」ことで、女性の化粧品を使うと、「男らしさがだんだん色あせ」てくるから男女共用を否定する記事がある<sup>12</sup>。ほかに、病院皮膚科の専門家による男女用化粧品の機能性の違いを紹介した後に、男性が化粧品をより受け入れやすくするために、「“化かす”という感じのある化粧品」を「皮膚や髪を守る薬（薬は男の好物です）と思えばいい」という事例もある<sup>13</sup>。そこから、化粧品自体はジェンダー化されたものとして構築されたことが分かる。それは、「化粧は女性固有の行動である」というイメージを払拭するために、敢えて「男性用」とすることで女性の化粧と差異化をはかる戦略でもあった。従って「化粧をする男性」は、他者化したカテゴリーがその存在意義を明確にしたことで、その性質を定義されていったと言えるだろう。

さらに記事を見ていくと、戦後初期の男性化粧は、男性から要請されて登場したのではなく、化粧品メーカーの販路開拓戦略の一環で出現したことが分かる。「女性化粧品の市場飽和」<sup>14</sup>に直面した化粧品メーカーが、男性化粧品に力を入れ、「男性化粧品の普及させるのは並みだいたいではなく、大量の宣伝が必要だ」<sup>15</sup>とした。このように化粧品メーカーが男性化粧を社会に認知させる際、従来型のジェンダー規範に修正を迫る必要があった。しかし、それが男女の差異を縮小することはなく、むしろそうした差異は強化されていった。

## 2) 男性化粧の定着の様相

1960年代後半から、化粧品メーカーが男性用化粧品の開発に取り組み、若者が化粧品を使用する様子が報道されるようになると、男性化粧に対する批判的言説が見られるようになる。男性化粧を「男の女性化」として嘆き<sup>16</sup>、「動乱の時期」にある「武骨な男が幅をきかせる」<sup>17</sup>べきだ、といった言説はその典型例であり、それらは概ね男性性の変化に対する抵抗から発せられたものである。これに対して、前節で述べた「ジェンダー化された化粧品」の戦略に見られたように、化粧品メーカー側はかかる批判を受け止め、化粧によって獲得する男性性を従来型とさほど変わらない形式で男性化粧を正当化し、さらにそれを普及・拡大させようと考えていたのである<sup>18</sup>。

戦後の男性化粧が再登場した時期には、毛髪用の化粧品が多かったことから、化粧表現の中でも髪のみに関心が向けられてきた。このような状況は、1967年に資生堂が新シリーズ「MG5」<sup>19</sup>

<sup>12</sup> 「男性専用と女性専用」『毎日新聞』朝刊、1961年11月9日、6頁。

<sup>13</sup> 「男性用化粧品出まわる」『毎日新聞』朝刊、1963年10月6日、6頁

<sup>14</sup> 「経済ロータリー：男性化粧品へ、メーカーが大攻勢」『毎日新聞』朝刊、1968年6月11日、13頁。

<sup>15</sup> 「男性用化粧品 日米、入乱れる宣伝戦」『朝日新聞』朝刊、1967年8月22日、11頁。

<sup>16</sup> 「“女性化”の嘆きよそに男生徒に美容講座 校長“要望強くやむなし”」『読売新聞』1968年3月1日、9頁。

<sup>17</sup> 「男性化粧品 不況でしばむおしゃれ心 国産品は横ばい？」『朝日新聞』朝刊、1975年10月23日、14頁。

<sup>18</sup> とはいえ、新聞記事を調査した限りでは、このような男性化粧への批判は367件のうち12件のみであり、男性化粧に対して好意的な記事が大多数であった。

<sup>19</sup> 「MG5」シリーズは初めての若者むけ総合ブランドである。そのシリーズは従来の整髪用品からスキンケアとロンをくわえ、23品種の化粧品を揃えた。

を発売したことで一変した。その広告において、個性をテーマに製品の性質が定められた。ここでいう個性の表現は、男性性の多様化をもたらしたのか。この観点から「MG5」にかんする記述をみると、「MG5」は上記の「フォアメン」シリーズの「男物」の格子縞を踏襲しており、「MG5」をそろえると高級感が味わえるといった宣伝を展開していたことが分かる。資生堂の常務が高校生はMG5を愛用している要因の一つを、「MG5を使うことによって、おとなの男性になったという意識をもつこと」に見出している<sup>20</sup>。この発言を見ると、「MG5」シリーズは、化粧品の高級感と「おとな」というカテゴリーとを結びつけることで、化粧品の消費によって「おとな」になりうるということを消費者に示した。

同時期には、資生堂と同様に毛髪製品以外の化粧品に力をいれたメーカーが増加した。それらの宣伝文句のなかにも、個性を打ち出す言説が見られる。1970年に、丹頂の「マンダム」シリーズでは、「個性的な『男の体臭』を創る」と言いつつ、その個性的な香りの内実は「男らしい香り」「本物の男らしさ、男のおしゃれを訴える」ものであった。コマーシャルの中でも、ブロンソンをモデルとする「激動する70年代における男性像」を「徹底した男性上位の感覚、知性と野性を兼ね備えたビューティフルな男」と定義し、従来型の「男らしい」イメージを可視化した<sup>21</sup>。これらの「個性表現」の言説が流布した背景には、「男性」の個性が類型化されたことがあった。またそれは、大人の個性や「男らしい」個性という限定された条件の中でしか存在しなかった。

1969年に「MG5」が人気を博したことをうけ、資生堂は、「MG5」の中心購買層より上の年齢層の消費者を対象とする「ブラバス」を発売した。「香りの男性化粧品」を宣伝文句として紳士的感覚が謳われた。三年後の1972年、「ブラバス」よりさらに高価格の「ロードス」が30代前半を対象として売り出され、クラシックな感覚と都会的格調が強調された。このように資生堂は300円から1000円までと幅のある四つの価格帯のなかで、個々の特徴をもつ男性化粧品ブランドを揃えた。カネボウも「ダンディ」シリーズの上に「エロイカ」、マンダム（元丹頂）も「マンダム」シリーズの上に「フーズファー」シリーズを発売した。こうして、世代別に多様化・高級化した男性化粧品の販売戦略がとられるようになった。資生堂などの販売戦略が化粧品業界全体に高級志向をもたらすとともに、その戦略によってブランディングされた商品を宣伝する際には、対象とする消費者の年齢や購買力といった要素に応じて男性性が秩序化された。その現象はとりわけ、香水の宣伝文句で顕著に見られた。香水の価格は他の化粧品より高額に設定され、宣伝文句においては、香水を購入・使用することが「紳士かどうかを見分ける基準」となり、「男には男の匂があることを知っている女にとって、いい男の条件」が「香りなのですから」とされた<sup>22</sup>。それは、1980年代のイギリスにおいて、商業的要素が男性性を商品化したという現象と類似するが（Edwards 1997: 70-71）、ここで注意すべきは、当時の日本の男性化粧品市場が、30代後半以上の男性を消費者から排除したという点である。メーカーは、社会の主導役となりつつある団塊世代に化粧品への関心を喚起し、購買層別に異なる性質の化粧品を生み出すことで、男性性を秩序化した。その結果、従来型の男性性を補完する形で、良い匂いがする男性は優越的な地位につくという言説が構築された。それに加えて、金銭的要因や情報入手の難易度により、男性

<sup>20</sup> 「新製品は必ずヒットする、その魅力」『資生堂チェーンストア』1969年9月号。

<sup>21</sup> マンダム『マンダム50年史』1978年、234-271頁。

<sup>22</sup> 「商品ラインアップ特集（別刷り）＝男性化粧品」『毎日新聞』朝刊、1971年10月29日、30頁。

化粧品、とりわけ高級な男性化粧品にアクセスできるような購買層が非常に限定されていたため、自らの社会地位やアイデンティティを表現するものとして男性化粧品という象徴的な存在が出現した。一方で、金銭的に余裕がある30代後半以降の男性は、「男性用」という化粧品のカテゴリーから排除され、それらを他者として不可視化していったという二重の社会的排除が生じたのである。

### 3) 男性化粧の多様化

男性化粧品の出荷数は、1970年代にはそれまでの3～4倍ほど増加していき、1980年代以降も緩やかに伸びていたが、それは男性化粧が徐々に定着していった証左である<sup>23</sup>。当時の化粧品メーカーは、主に毛髪用品やスキンケア用品の販路拡大に取り組んでいたが、1984年に小林コーセーがメイクアップ品<sup>24</sup>を含めた「ダモン ブロンザ」シリーズを販売したことで、以降の男性化粧品市場に大きな変化が起こった。

消費者としての男性は、一体メイクアップ品に何を求めているのだろうか。新聞記事において、男性化粧には「『自分でない自分になりたい』という変身願望」があるとされ<sup>25</sup>、小林コーセーの広報室も、男性は「化粧品で自分を作ろうとする変身願望」があるのではないかと発言し、その疑問に答えた。続いて、変身する願望の意味を探るために、小林コーセーが発売した商品の内実を見ていこう。「キリリとした男らしさ肌色をつくるための褐色系」のファンデーション、「りりしさをひきたてるため」の眉墨、「男らしい口元をつくる」口紅、「ホリを深く見せる」アイシャドーなどの商品はあるが<sup>26</sup>、従来の規範とされた「りりしさ」「きりりとした」「男らしい」などの性質がこれらの商品の特徴づけた。すなわちそれらは、その「男らしく」ない自分を「きりりと」して、自分を「男らしく」演出したいという願望の表れであったと解釈できるのではないか。

メイクアップ品の好評を契機として、国産のメイクアップ品が本格化に普及し始めた。1986年にマンダムは「ギャツビー」シリーズ<sup>27</sup>、資生堂は「ギア」シリーズ<sup>28</sup>を発売した。「本格的に化粧をするため」日焼けした色を「塗って変身できる」、あるいは「これは男のための道具、気分を変えたい時の道具」といった変身への願望を喚起する広告が多く見られた。結果的にメイクアップ品の発売は、りりしさの男性性を表象することに繋がるとともに、そのりりしさを化粧によって表面的に作り出すという願望も見られた。以下の言説はその一例である。「【男性メイクのための基本条件七か条】『メイクしていることを周囲に絶対悟らせないこと』—これは男性メイクの大原則。このためには、あくまでもさりげなく、自然に仕上げるのが肝心です。次のごく簡単な基本を身につけさえすれば、百パーセントだれにも気づかれず、変身できることを保証し

<sup>23</sup>日本化粧品工業連合会 [編] 『化粧品工業120年の歩み—資料編』1996年、5-8頁。

<sup>24</sup>ここでは、ファンデーション、眉墨、口紅、アイシャドーといった顔を装飾する化粧品を指す。

<sup>25</sup>「記者の目=なぜ男の化粧ブーム」『毎日新聞』朝刊、1986年12月18日、4頁。

<sup>26</sup>商品は、ファンデーション（「健康色」「日焼け色A」「日焼け色B」）、眉墨ペンシル（黒）、口紅（赤、茶、ベージュ）、リップクリーム（女性用より薄い色）、固形フェイス・シャドー（「ブラウン」「グレー」「ブラック」）からなる。「発売一年十二億円、翌年前半期で十四億円を売り上げるヒット商品となった。」コーセー『創造と挑戦—コーセー50年史—』1998年、180-182頁。

<sup>27</sup>その中でメイクアップ品は「飲み過ぎ、夜ふかしにより顔色が悪い学生、社会人が色つやをよくするためのもの」と「本格的に化粧をするもの」の2種類のファンデーションを発売された。

<sup>28</sup>商品は「清浄道具」の粒子入り洗顔剤、黒いパックなどや「整身道具」の泡状整髪剤など、「装身道具」のファンデーション、リップクリーム、ブローライナー（まゆ墨）からなる。

ます」<sup>29</sup>。ここでは、多くの技巧を凝らすことによって自然な変身ができることが主張されている。それは、この時期には理想の男性像が大々的に議論されるなかで、男性は、どのような自己を追い求めるべきかという不安定さの一つを表現するものであると推測される。

では、なぜ日本でこの時期にメイクアップ品が発売されたのか。その理由は、上記の小林コーセーの商品が発売された半年後に、週刊誌に掲載されていた社長との談話の中で、「一昨年の化粧品業界恒例の新年会に（首相の）中曽根サンがいらして、『女性をより美しく、男性はりりしくしてください』と短い挨拶〔中略〕この言葉がヒントになって商品開発をはじめた」という発言に求められる<sup>30</sup>。この発言は上記のジェンダー化された化粧品の動向と同じく男女の境界線を引きつつ、化粧する男性像の単一化を強化するものであったとみられる。

1970年代後半から、日本のジェンダーのあり様が変貌を遂げるなかで、それまで「支配する性」として存在した男性に、既得権を奪われることへの不安をもたらし、いわゆる「剥奪感の男性化」が一層可視化されていったとされている（伊藤 2018: 63-76）。化粧品メーカーは、このような状況を利用し、不安定さを緩和する手段の一つとして、化粧で理想の男性像を演出することを宣伝した。さらに、それを宣伝する化粧品との間に象徴的なつながりを構築し、とりわけ若者を対象とした戦略を採用した。

メイクアップ品の販売の他、ビジネスマンを対象として化粧品を発売したことも、この時期の男性化粧の特徴である。1982年、カネボウは「働く男の化粧品」の販売を開始すると、続いて1985年には「20代の社会人の男性」を対象に、ビジネス用と及び私生活用の整髪剤を発売した。ポーラ化粧品本舗と資生堂もそれぞれ1986年と1989年に「企業や官公庁などの30代のビジネスマン」と「20代のサラリーマン」に向けて化粧品を発売した。新聞記事にはこの時期にも、化粧品の使用を通じて、仕事の勢いを得たり、「商談の成立と出世」につながったりする効果があるとする記事が多く見られる<sup>31</sup>。「働く男」のための化粧品というカテゴリーの形成は、上記の男性性の秩序化の一つの表れである。さらに、発売された化粧品を見ると、「働く男」というカテゴリーの下に職業上の地位に応じて複数のカテゴリーが形成され、階層化していったことが分かる。その例として、1987年に鐘紡は発売した「会社 de コロン」シリーズが挙げられる。このシリーズの主な商品は、サラリーマン用の泡状コロンであり、「新入社員の香り」「部長の香り」「重役の香り」といったイメージを付与された。その結果、「職業上の地位がなされる」<sup>32</sup>化粧行動という、男性への抑圧が形成されたと言えるだろう。

このように、化粧品メーカーは、従来型の「仕事する男性」というイメージをそのまま「化粧をする男性」に言説に取り込みつつ、化粧品の消費を促進した。こうして化粧品は、家庭内の役割分担を修正することなく提示し、「仕事する男性」というイメージの再生産に寄与していった。

<sup>29</sup> 「日焼け“男の美”演出 “イメ・チェン”の季節 素顔が若々しく変わる」『読売新聞』夕刊、1986年8月20日、8頁。

<sup>30</sup> 『週刊文春』文藝春秋、1985年5月16日号。

<sup>31</sup> 「ニューおじさま族 今エステティック」『読売新聞』夕刊、1986年6月26日、3頁；「『なりふりかまわず』は古い、ビジネス戦士おしゃれナウー健康演出し好印象。」『日本産業新聞』1987年7月23日、28頁；「化粧—男 say 女 say」『朝日新聞』朝刊、1990年1月30日、18頁など。

<sup>32</sup> 「課長以上となると服装もバリっとしてくるし、髪や顔の手入れも行き届いた配慮がある。職業上の地位がなされる行為である」、「日本のビジネスマン〔中略〕オフィスでは疲れた顔はだらしくみえます。特に会社の顔として取引先との折衝などに十分注意を払いたいものです。欧米のビジネスマンは信頼のパロメーターとして顔と香りを非常に大切にしている。」『日本粧業 男性化粧品特集』日本粧業会、1975年9月27日。

同時にそうした言説により、「化粧する男性」という行動様式が従来と異なる男性性を生み出す可能性を不可視化した。これらは、まさに田中（2009: 28）が指摘する、「複数性が巧妙に隠蔽されてしまうほどにジェンダー秩序が安定的に男性性を再生産している」ことを示していた。

1980年代末になると、男性化粧にまつわる言説で生産された男性性の特徴にもう一つの変化があった。それは清潔感が男性性の範疇に組み込まれていったことである。新聞では、若者の清潔志向が社会現象として取り上げられるようになっており、それに応じて化粧品メーカーも「清潔志向」の商品の販売に力を入れ、その性質を男性性と結びつける形で宣伝していた。こうして、「汗臭さと髪が悪臭」は「男の身だしなみを損なう」のであり、「清潔にしないと、女の子にもてない」というこの時代を特徴づける言説が見られるようになり<sup>33</sup>、さらには、「フェイスクラブ」、「鼻パック」、「あぶらとり紙」、全身の無駄毛剃り用具の販売及び男性専用エステの開店もまた、この清潔志向の延長線上にあり、毛穴まで清潔感が要求されていったことを示した。こうして、化粧品メーカーは販売戦略の一環として、従来は男性の身体的成熟を示すヒゲや体毛、体臭を否定し、男性に生物的には存在しなかった「無臭」かつ「つるつるしてすべすべ肌」を要求した。その過程では、男性の身体を評価する対象としての「女性」が言説空間内に登場した<sup>34</sup>。ここでの女性像は、従来の他者カテゴリーとして登場するのではなく、男性化粧を評価する立場、あるいは男性化粧の到達点の一つとして現れた。このような現象が見られた時期に、化粧にかんする情報が多く掲載された男性向けファッション誌が相次いで創刊された。その中には、はじめから「女性が求める男性像」をコンセプトとする雑誌も存在した。こうして、男性化粧にまつわる言説において、女性の顕在化が見られた1980年代末に、女性の視線を組み入れた男性ファッション誌が創刊されたことは偶然ではないだろう。次章では、男性ファッション誌の先駆けである『メンズノンノ』を取り上げ、女性が求める男性像の顕在化がどのような意味を持ったのか、また、それまでメディアにおいて一方的に「見られて」いた女性が「見る」立場に転換したことが（諸橋 1998: 213-214）、男性性の変化にいかなる影響をあたえたのかを検証する。この作業により、男性化粧に内包された男性性の構築過程が一層明らかとなるだろう。

### 3. ファッション誌における男性化粧

#### 1) 分析対象の『メンズノンノ』

1980年代以降、男性化粧の言説は主に男性向けファッション誌でみられるようになる。本稿では、その一例として『メンズノンノ』<sup>35</sup>（以下、『メンノ』と表記）を取り上げる。『メンノ』は、女性誌『ノンノ』の派生物として、1986年6月に集英社から刊行された男性向けファッション

<sup>33</sup> 「仕事できても汗臭い髪では」『読売新聞』夕刊、1989年6月19日、3頁。

<sup>34</sup> 「おしゃれ革命変わるメンズ市場（下）女性分野にもドット一高感度追う」『日経産業新聞』1987年9月11日、4頁；「若い男性への 女性の審美規準『ミ・エ・テ・ク・ル』=雑記帳」『毎日新聞』1988年8月28日、27頁；「女が男を品定め キャンパスでは『新語』に『ばあや君』や『ネッチレス』」『読売新聞』朝刊、1994年12月5日、22頁など。

<sup>35</sup> 分析対象にする雑誌の選択規準として、まずその時代を代表するもので、人々は普通に受け入れるもの、第二に、先駆的であるよりも発行部数が多く発行し、期間も長く大衆に広く支持されたものであることを考えた（落合2009年：29）。発行部数の根拠は、日本雑誌協会が発表するものとする。第三に、化粧にかんする情報を沢山含めているもの。井上・女性雑誌研究会（1989: 252-254）が1986年に販売している雑誌の誌面構成を調査した。その中で、男性美容にかんする記事の割合が高いのは『メンズノンノ』である。

誌である。異性の視線を取り入れてきた創刊時の論調から<sup>36</sup>、『メンノ』は、一方的に「男性の日常生活を快適」するのではなく、読者（男性）と女性が理想とする男性像とを合致させる方針を取っていたと想定される。

本稿では、『メンノ』の男性化粧をめぐる主流の言説を把握するために、質的データ分析ソフトを用いた<sup>37</sup>。選択した年号によって言説の特徴が変わる可能性はあるものの、本稿は毎年1冊を抽出してソフトで全体的な特徴を把握したのち、その特徴に基づいて、10年分の言説を分析する方法を採用する。『メンノ』では創刊以来、毎年6月に創刊周年記念号が発行されてきたため、6月号の情報量が最も多い。そこで、創刊された1986年から1996年までの毎年の6月号および1985年10月号の特別編集号を分析対象とし<sup>38</sup>、とりわけ頻出語と単語と単語との共起関係<sup>39</sup>を解析した。

まず、頻出語リストの抽出からは、上位15位のうち、とりわけ「女の子」「自分」という語が注目に値する。「女の子」の語が多く見られたのは、前述の『メンノ』の創刊期の性質と関連しているが、その傾向は10年にわたって持続したと見られる。そこで、「女の子」「自分」の語を、ソフトの関連語検索の機能によって、共起関係を分析すると、結果は図1と図2のようになった。

ここで顕著に見られるのは、「女の子」と「視線」と、「自分」と「見る」「鏡」との共起関係である。ここから、男性化粧に結び付けられた男性性が、他者の視線を通じて規定されるものとして位置づけられていたことが分かる。さらに、そのことを踏まえて6月号以外の言説を考察すると、次節で述べる視線の構造が抽出された。

<sup>36</sup>『メンノ』特別編集号（1985年10月）巻末の「編集者の声」において、『男の子だって、もっとおしゃれしててほしい』というノンノ読者のお願いに応える雑誌を創ってみたい」という発刊の意義が述べられた。さらに、この特別号を告知する「発刊のお知らせ」（『ノンノ』1986年8月号）には、「ステキな男の子との出会いを夢みる non-no が、男の子のために特別編集したファッションマガジン、いよいよ登場!!」が掲載され、「創刊のお知らせ」（『ノンノ』1986年4月号）には、「ノンノのボーイフレンド誌だからできる、ジャストなセンスと情報の、エネルギッシュなフルバック!!」との内容が掲載された。

<sup>37</sup>KH Coder を用いて、テキストマイニングの手法で検討した。テキストマイニングとは、テキストを対象として、様々な統計手法を使うことで、知識を取り出す技術である。今回の分析においては、データクリーニングと分析とも筆者が行ったため、恣意性を避けがたい。

<sup>38</sup>各号に掲げる化粧に関する内容を抽出し、純広告を除き、タイアップ広告と広告記事の内容と、記事のメインタイトル、サブタイトルに含まれるテキストをデータ化した。総抽出語数は38316字、うち異なる語数は4596字である。

<sup>39</sup>両方の言葉がどのくらい同時に出現するのかが指す。

N	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard
1	男	名詞C	168 (0.088)	30 (0.323)	0.1299
2	視線	名詞	6 (0.003)	6 (0.065)	0.0645
3	香り	名詞	91 (0.048)	11 (0.118)	0.0636
4	意見	サ変名詞	10 (0.005)	5 (0.054)	0.0510
5	皮脂	名詞	79 (0.042)	8 (0.086)	0.0488
6	洗顔	サ変名詞	104 (0.055)	9 (0.097)	0.0479
7	髪	名詞C	111 (0.058)	9 (0.097)	0.0462
8	モテる	タグ	24 (0.013)	5 (0.054)	0.0446
9	ムダ毛	タグ	25 (0.013)	5 (0.054)	0.0442
10	見る	動詞	27 (0.014)	5 (0.054)	0.0435
11	自分	名詞	79 (0.042)	7 (0.075)	0.0424
12	デート	サ変名詞	9 (0.005)	4 (0.043)	0.0408
13	多い	形容詞	35 (0.018)	4 (0.043)	0.0323
14	スタイル	タグ	36 (0.019)	4 (0.043)	0.0320
15	アンケート	名詞	5 (0.003)	3 (0.032)	0.0316

図 1. 「女の子」との関連語

N	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard
1	合う	動詞	19 (0.010)	8 (0.101)	0.0889
2	顔	名詞C	125 (0.066)	12 (0.152)	0.0625
3	選ぶ	動詞	25 (0.013)	6 (0.076)	0.0612
4	スキンケア	タグ	65 (0.034)	8 (0.101)	0.0588
5	肌	名詞C	368 (0.193)	20 (0.253)	0.0468
6	スタイル	タグ	36 (0.019)	5 (0.063)	0.0455
7	香り	名詞	91 (0.048)	7 (0.089)	0.0429
8	女の子	名詞	93 (0.049)	7 (0.089)	0.0424
9	正しい	形容詞	24 (0.013)	4 (0.051)	0.0404
10	見る	動詞	27 (0.014)	4 (0.051)	0.0392
11	男	名詞C	168 (0.088)	9 (0.114)	0.0378
12	見つける	動詞	5 (0.003)	3 (0.038)	0.0370
13	鏡	名詞C	10 (0.005)	3 (0.038)	0.0349
14	コロン	名詞	16 (0.008)	3 (0.038)	0.0326
15	専用	サ変名詞	16 (0.008)	3 (0.038)	0.0326

図 2. 「自分」との関連語

## 2) 視線の構造

『メンノ』においては、読者に語りかける形式の記事が多く、それらの記事の分析から、複数の視線が混在する構造が抽出された<sup>40</sup>。以下で述べるように、それは、男性化粧品に内包された男性性を明白に特徴づけるものである。

まず、異性の視線が組み込まれた言説を見ていこう。『メンノ』1995年6月号では、「どんな男がモテるのか!? 男のどんな部分に、女の子たちは魅かれるのか!? 知りたい、知りたい!! そこでギャルから見た、男の魅力を徹底大解剖。とことんランキングしちゃったぞ」という言説がみられた<sup>41</sup>。ここでは、異性の視線が男性身体に惹きつけられるものとして述べられる。さらに、男性身体の中なかでも魅力的な部位がランキング形式で並べられる。そこでは、異性の視線はただ見るだけでなく、男性の身体について、「顔のバランス以外にも、ヒゲが青くないか」「毛穴の開きぐあい」「全身の毛の濃さ」を査定するものとして現れる。異性を引き付けたい場合には、化粧法はそれを達成するための手段として提示された。また、『メンノ』は1986年の創刊号から殆ど毎年のように「女の子の好きな○○ 嫌いな○○」という特集が生まれ、その視線は、同時に男性の身体が好まれる／嫌われるのかを判断する基準としてしばしば存在した。

それまで異性の視線は一方的に強調されてきたが、1992年の広告記事においては、異性の理想像として「体育会系」が明示されていた。その記事では、従来の「体育会系」によって表象された「泥まみれ」の性質が「さわやかさ」に取って代わられている。その「さわやかさ」は、肌の手入れなどの化粧によって獲得され、女性に「モテる決定的な理由」であると説明された<sup>42</sup>。そこで利用されたのは、男性と馴染み深かった「体育会系」というカテゴリーに表れた男性性を再解釈したものである。

異性の視線に重点を置くことには、女性の理想像から外れるという不安感と、「生きにくい世

<sup>40</sup>本節で用いた分析手法は加藤（1995: 151-166）の研究を参考にした。

<sup>41</sup>（「女の子のなんでも好き好きランキング!」『メンノ』1995年6月号）

<sup>42</sup>「次のテーマは、体育会系コンシヤス肌!？」『メンズノノ』1992年8月号。

の中」の「モテたい願望」があることが読者の体験記から読み取れる。誌面上において、男性身体の美学的な機能やエロスの価値は未だに可視化されていないものの、「男は見るもので、女は見られる」という図式に反して、若い男性の身体は異性の視線の客体となりつつあった（加藤 1995: 157）。それは、美に関するジェンダー規範を前提としつつも、従来は男性の視線によってのみ強化されてきた女性の身体規範が揺らいでいたことを示している。

しかし、この揺らぎは男女がお互いの魅力を鑑賞するようにはなく、自分を異性に「見せる」よう促すものであった<sup>43</sup>。「見せる」ことは、渡辺（1998: 122）が指摘したように、能動的行為（＝行為主体性）として解すべき側面を持っているように思われるが、『メンノ』では、ノウハウの性質を帯びた言説が多く、異性に「どう見られるか」が基調となっている。また、実際に男性向けファッション誌の性質として自明視されているように、「見られる」ことは、すなわち男性が自らのジェンダーを異性に提示し、異性に対象化された主体としての男性になることを意味する。それは、男性の「関係性志向」<sup>44</sup>を高める結果を生む。

それまで、女性は男性から選ばれる女性になるために、市場の中に置かれる存在であったが、次第に女性は選ばれるだけでなく、自ら男性を選択するという主体性を育てており、男性を女性好みに変身させようという女性の視線を意識した消費市場も生まれていた。男性ファッション誌はその点を巧妙に利用し、男性市場への女性の介入という社会的潮流を積極的に受容し、それに合わせたメッセージを発信していたという解釈もありうると思われる。

続いて、同性の視線を考察したい。同性の視線はまず、広告記事に登場するタレントやモデルに見られた。創刊初期から阿部寛や風間トオルらのメンズノンノモデルが、化粧知識について何も知らない素人かのように登場し、彼らが化粧にかんする疑問を投げかけるという Q&A 形式に沿って、化粧によって「清潔な男性」になるという物語が設定された。最終的には、読者に彼らのようなモデルとともに成長するよう促すものであった。そのなかには、共に化粧することが男同士の友情を表すという写真、すなわちホモソーシャルの絆も見られた。1991年12月号で掲載された物語において、モデルのマークくんは、佐藤くんに「キミの髪サラサラでうらやましい！僕に秘密を公開しろ！」と質問する。最終的にこの物語は、「佐藤くんとマークの友情が創るサラサラ・ナチュラルヘア 完成ストーリー。佐藤くんに救われたマーク。〔中略〕今日のデートもブレザーとサラサラ・フワリヘアで好感度をアップ」と結ばれる。

この記事には、異性の視線と同性の視線とが混在している。そこに内在する同性の視線は、身体の外見に対して羨望のまなざしを向けるものである。その対象となる理想像は異性に好まれる身体の「サラサラ」とした髪となり、それは他の男性にとっても羨望の対象として描かれた。前述の、異性からの厳しい視線とは異なり、同性からの視線は、同性と同じ身体（理想像）を持つよう努力することを促した。こうして、異性にモテるといふ欲望は、男性同士の視線の中で、相互に意識されることで一層明確されたといえよう。

『メンノ』における男性化粧への働きかけは、他者の視線のみならず、自分自身への注意も喚

<sup>43</sup> 「男の顔を強く見せるのは」『メンズノンノ』1986年12月号；「今度こそ、コンガリ焼けて見せるぞ」『メンズノンノ』1987年7月号；「清潔にみせるための化粧品もワンサカある」『メンズノンノ』1988年3月号；「男らしく、ピシッと見せるにはウォーターグリースが最適」『メンズノンノ』1990年3月号；「軽やかに超えて見せる『旬』の男がいる」『メンズノンノ』1994年2月号；「顔を小さく見せる」『メンズノンノ』1995年12月号など

<sup>44</sup> 山崎浩一「『メンズ・ノンノ』『ポパイ』『ホットドッグ・プレス』が男の不幸を象徴している」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編、天野正子編集協力『日本のフェミニズム別冊 男性学』岩波書店、1990：1995、52-60頁



起した。ここでいう自己の視線は、自分に対する異性からの否定的なイメージを前提として成り立つものと、同性からの好意的な視線を浴びる快樂を期待して自己の身体を見つめるという二つの側面からなされていた。先行研究では、このような自己準拠の視線が男性性の再定義をもたらす可能性を持つことが指摘されてきた (Mort 1996: 72-73)。しかし、男性化粧の場合、自己の視線より他者の視線 (とりわけ異性の否定的な視線) によって具体的な行動に導かれる。さらに、たとえ少数でも存在する自己規準の視線は、自分の身体を否定する異性の視線や、それを肯定する同性の視線を介して反射したものである。すなわちそれは、自己の身体に関心を持ち、従来の男性身体をめぐるナルシズムの断念 (中河 1989: 22) からの解放するのではなく、理想的な身体像に近づいていこうと促す企業側の思惑を反映したものであると考えられる。

### 3) 消費の物語

上記でファッション誌における男性化粧の言説は、規範の力を介在させ、他者や自分による監視というメカニズムを通じて提示されていった。そこでは、監視のメカニズムを用いて理想の男性像を提示することで、そのイメージと自身の現実との乖離を埋めたいという欲求を喚起し、男性を化粧品の消費に向かわせているのである。

それでは、『メンノ』が作り出した消費の物語を持つイデオロギー性と男性性との関わりはどのようなものだろうか。まず、紙面上で顕著に見られる特徴は、化粧品を消費する男性イメージに重点が置かれていることにある。すべての商品にブランドや売り場や値段が書かれており、同じカテゴリーの化粧品でも、微細な差異を購入し消費することによって清潔な感覚が獲得できるという文面も多くみられる。

そこでの化粧品の提示され方には、主に二通りある。一つは、見開きページでカタログを掲載し、それらの商品を選ばない限り、誌面上で紹介された化粧行動が成立しないようなやり方で読者の消費を喚起するものである。もう一つは、化粧品を使うことによって物語を構成できることを具体的に提示し、それに応じた化粧品の選択を価格・売り場情報付きで提供するものである。その物語においては、すでに述べたような自己への視線が促されるとともに、自分の個性が重要視され、それに合わせた商品を選択し、それを使いこなすセンスが強調された。とりわけ、化粧品の選択と「個性派」「自分らしさ」「差をつける」との結びつきが強調され、自分なりの物語を構成できる可能性が開かれていった。そこでは、従来の性役割にとらわれない個人、人間性を重視することへの変化が見られる。

続いて、化粧品に対する知識を獲得し、納得したうえで購入する消費者の姿が確認される。

ファッション誌においては、化粧品の実践例がしばしば紹介されている。化粧品の紹介はもちろん、化粧品の使用量と時間、使用頻度、TPO と合わせて使うことなどが細部まで掲載されている。その中には、読者に複数の選択肢と、化粧を楽しむための順序を提示するやり方も存在した。そして、ここには科学的言説の表現も顕著にみられる。「成分」「機能」「エキス」「医療」「医学者」といった語を「科学」というコーディングルール<sup>45</sup>を作成すると、その結果、「科学」のター

<sup>45</sup>ここでは、意味が近い語を一つの語に付与して、分析者が注目したい語を取り出すことを指す。たとえば、「逮捕」、「容疑」、「捜査」といった語を「犯罪」というコードに付与すれば、その3語のうちいずれかが含まれば、その語は「犯罪」として認識される。

ムが含まれる段落が 15.72%にのぼった。

そのような現象の要因として、谷本（2018: 22-53）が指摘したような、1980年代以降女性の美容専門誌において女性美と「科学」的言説とが結び付いていたことは、その「科学」的言説が消費の合理性を重視する消費者の動向と合わせて、消費しやすくなったことが挙げられる。また、それに伴って、消費をめぐる女性は、資本主義の論理に組み込まれず、知識と豊かな関係を取り結ぶ「賢い」消費者になる、とされた。

一方で、従来の言説空間において、消費をめぐる男性像は隠蔽された。上記の消費をめぐる言説は、消費と女性性とが結びつくものであるという定説を覆すとともに、松本（2009: 168）が指摘した「たとえ男性の消費者の存在を認めたとしても、[中略]戸惑っている男性というイメージを固定化させた」現象を打破するものとして位置づけられるのではないかと思われる。それは、言説空間内にとどまらず、男性化粧品出荷率にかんするデータからも、化粧品に対する男性の消費が、ファッション誌の創刊時期、すなわち 1985 年以降に、目立って増加していたことを確認できる<sup>46</sup>。ただし、それは化粧品メーカーとメディアとの連動を通して、資本主義システムに操作されてしまう傾向を否定できない点に注意が必要である<sup>47</sup>。

#### 4. おわりに

本稿は、いかなる権力が男性身体を規定するのかという関心のもと、従来「女性的」な行動とされた男性化粧を取り上げ、メディアと化粧品メーカーとの連動によって作り出された男性化粧の言説の構築過程について論じた。

戦後の消費社会化の進行が、化粧品メーカーによる男性化粧の再登場に重要な役割を果たした。化粧品メーカーは男性化粧をタブー視する意識を払拭するために、まず「化粧する男性」の存在を明確にした。その過程では、化粧品メーカーが、「女性用」化粧品との境界線を引き、「男性用」化粧品の性質を再解釈し、化粧品を使うことによって「仕事のできる男」とりりしさのイメージを創出し、さらには男性化粧品を高級化するという戦略を利用することで、従来型の男性性を男性化粧に意図的に配分した。それは化粧品メーカーが男性化粧を打ち出す場合、従来の覇権的男性性の変容を迫ることに対して、顧客層がそれに抵抗感を持つ恐れがあることへの対処法でもある。すなわち、男性化粧に関する言説は覇権的男性性と対抗するのではなく、それを補完する形で発信されていた。1980年代になると、従来の覇権的男性性それ自体の優位性が揺らぎ、その地位を維持するには、化粧で従来型の理想的男性像を演出するといった言説が一役を担った。そのことが、社会に根強くみられるジェンダー秩序の再生産を生み出したといえるだろう。

1980年代末に、清潔志向の流れに乗り、化粧品メーカーが男性性のなかに清潔感を組み込んだ。そして同時期には、女性は男性化粧を評価する立場、あるいは男性化粧の到達点として描く

<sup>46</sup>経済産業省は毎年発行している化学工業統計年報のデータにより推計した結果である。

<sup>47</sup>『メンズノンノ』において、記事（広告記事を含む）の内容は化粧品メーカーが発売している化粧品と連動して作り上げる傾向がある。例えば、男性のメイクアップ品は殆ど1986年に発売された。ファッション誌では最後にメイクアップ品を紹介されたのは1987年10月号である。その後、メイクアップ品の内容は一切見えないところだった。また、1990年に入ると、化粧品メーカーが清潔感に重点を置いて商品を発売するようになって、ファッション誌も清潔についての内容を多く載せていった。

言説が顕在化した。このような言説にどのような意味があったのか。本稿では、『メンノ』を取り上げ考察した結果、異性の視線を含む他者の視線と、少数ながらも存在した自己準拠の視線とが、男性の身体を監視するよう作用したことが明らかになった。それは、同時期に清潔感を男性性の要素に取り込んだ化粧品メーカーの戦略と一致していた。そうしたメカニズムを用いて、「消費の物語」が男性読者に提示された。そのなかで、化粧品を「賢く」購入し、化粧品を楽しみつつ、自分なりの生活の物語を創出していくという男性像の出現が性役割の流動化と対応していた。それは自身の身体を個人的な欲望の対象としての契機となりえたが、それらの言説の割合が少なく、多くの言説は、戦後の男性化粧を可視化すると同時に、現状を守ろうとする従来型のジェンダー意識を利用して漠然とした男女の特性論から、男性に自身のジェンダーを再確認させた。

以上に述べたように、男性化粧が化粧品メーカーの販売戦略の一環として再登場したが、化粧品メーカーは、それを消費者に受容させていく過程で、性別によるジェンダー秩序の再編を進んだ。それに応答するようにして、メディア産業は積極的に加担した。なぜなら、それが「化粧する男性」という新たなオーディエンスが出現することを意味したからである。

化粧品メーカーとメディアによる男性化粧の言説の構築過程の中で、従来の覇権的男性性を持ち込みつつ、「清潔さに配慮する男は仕事もできる」といった今まで従属的な男性性や周縁的な男性性の様相を自らに流用することによってジェンダー秩序を安定的に再生産していることを達成した<sup>48</sup>。それも Demetriou (2001: 345) が指摘した「特定の歴史状況において支配のプロジェクトに实际的に有用かつ建設的なものを流用する」という弁証法的プラグマティズムの一例と解釈できるだろう。また、男性化粧品市場は殆ど若者向けとなっており、さらに化粧品の高級化戦略によって、顧客層となった若者の化粧文化も購買力によって階層化された。いわば、男性の化粧品選択には、その男性が置かれている社会的位置が関係する。したがって、経済力の高い若者を除いて、財を化粧品に充てるという選択肢を持ちづらい男性に対して、「不潔」というレッテルを貼ることは、「清潔」な男性のヘゲモニーを維持する機能を果たした。そこに見られる男性内分化の問題も、ジェンダーの再生産を支える一つの要因となった。

杉原 (2000: 184) は、「ジェンダーの再生産から変革へと道をひらくには、そのメカニズムを正統化しているジェンダー文化の作用に目を向ける必要がある」と指摘した。本稿が提示した男性化粧もまた、メディアと化粧品メーカーがジェンダーの構築性を巧みを用いて作られたジェンダー文化を、従来のジェンダー秩序をかえることなく維持したプロセスを暴露した事例であるといえよう。

本稿では、戦後の男性化粧をメディアと化粧品メーカーの販売戦略との相互関係に注目することで、実際の社会・経済状況が男性性の形成と変容に与えた影響の一端を明らかにした。今後は、本稿では扱えなかった時代、対象に射程を広げつつ、化粧をめぐる言説における男女の非対称性や、消費社会の進行に伴い、化粧とジェンダーが取り結んでいった関係を正確に見極めることが必要となるだろう。

<sup>48</sup>ここでは、ドミトリエウのヘゲモニーの「弁証法的プラグマティズム」を参考にした。ドミトリエウ (2001:337) によれば、「ヘゲモニックな男性性は純粋な白人あるいは異性愛の実践の形態なのではなく、家父長制の再編成を確かにする目的で様々な男性性に由来する実践を融合させたハイブリッドなブロック」とのことである。

## 文献リスト

- 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、1999
- 伊藤公雄「<男らしさ>と近代スポーツ—ジェンダー論の視点から」日本スポーツ社会学会 [編] 『変容する現代社会とスポーツ』世界思想社、1998
- 「剥奪（感）の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって—産業構造と労働形態の変容の只中で—」『日本労働研究雑誌』699号、2018、63-76頁
- 井上輝子・女性雑誌研究会『女性雑誌を解読する—日・米・メキシコ比較研究』垣内出版、1989
- 石田かおり『化粧と人間 規格化された身体からの脱出』法政大学出版局、2009
- 内田雅克『大日本帝国の「少年」と「男性性」—少年少女雑誌にみる「ウィークネス・フォビア」』明石書店、2010
- 落合恵美子「ビジュアル・イメージとしての女—戦後女性雑誌が見せる性役割」『日本フェミニズム新編 7—表現とメディア』岩波書店、2009、97-129頁
- 花王ミュージアム・資料室 [編]『花王 120年：1890-2010』2012
- 加藤まどか「きれいな体の快楽—女性誌が編み上げる女性身体」井上俊ほか [編]『ジェンダーの社会学—岩波講座現代社会学<11>』岩波書店、1995、151-166頁
- 鐘紡（カネボウ）株式会社社史編纂室 [編]『鐘紡百年史』1988
- コーセー [編]『創造と挑戦—コーセー 50年史—』1998
- 資生堂『資生堂百年史』1972
- 『創ってきたもの伝えてゆくもの：資生堂文化の120年』1993
- 『資生堂宣伝史Ⅰ歴史Ⅱ現代Ⅲ花椿抄』1979
- 『資生堂チェインストア』1968年1月号・1969年9月号
- 資生堂宣伝部 [編]『資生堂宣伝史—総合編（1979—1991）』1992
- 渋谷知美『「フェミニスト男性研究」の視点と構想—日本の男性学および男性研究批判を中心に—』『社会学評論』51号、4巻、2001、447-463頁
- 杉原名穂子「日本社会におけるジェンダーの再生産」宮島喬 [編]『講座社会学7文化』東京大学出版部、2000年、157-188頁
- 田中俊之『男性学の新展開』青弓社、2009
- 谷本奈穂『美容整形というコミュニケーション』花伝社、2018
- 蔦森樹『男でもなく女でもなく—新時代のアンドロジナスたちへ』勁草書房、1993
- 中河伸俊「男の鎧—男性性の社会学」渡辺恒夫 [編]『男性学の挑戦—Yの悲劇?』新曜社、1989、3—29頁
- 長志珠絵「天子のジェンダー—近代天皇像にみる“男らしさ”」西川祐子・荻野美穂 [編]『共同研究 男性論』人文書院、1999、275-296頁
- 成田龍一「戦争とジェンダー」『岩波講座 近代日本の文化史<8> 感情・記憶・戦争 1935-1955年2』岩波書店、2002、1-54頁
- 難波功士『族の系譜学—ユース・サブカルチャーズの戦後史』青弓社、2007
- 日本化粧品工業連合会編『化粧品工業 120年の歩み—資料編』1996
- 平松隆円『化粧にみる日本文化』水曜社、2009

- ポーラ化粧品本舗『永遠の美を求めて：Pola 物語』1980
- 前田和男「日本の近代化と男性の化粧行動の変容」『日本の化粧文化：明治維新から平成まで』資生堂コーポレートコミュニケーション本部企業文化部、2002、151-180 頁
- 『MG5 物語』集英社、2009
- 松本悠子「大量消費社会の成立—消費のジェンダー化—」長野ひろ子共編著『経済と消費社会』（ジェンダー史叢書第6巻）明石書店、2009、167-205 頁
- マンダム『マンダム五十年史』1978
- 宮台真司・辻泉・岡井崇之〔編〕『「男らしさ」の快樂—ポピュラー文化からみたその実態』勁草書房、2009
- 諸橋泰樹「日本の大衆雑誌が描くジェンダーと家族」村松泰子、ヒラリア・ゴスマン編『メディアがつくるジェンダー—日独の男女・家族像を読み解く』新曜社、1998、190-218 頁
- 山村博美『化粧の日本史—美意識の移りかわり—』吉川弘文館、2016
- 山崎浩一『「メンズ・ノンノ」『ポパイ』『ホットドッグ・プレス』が男の不幸を象徴している』井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編、天野正子編集協力『日本のフェミニズム別冊 男性学』岩波書店、1990：1995、52-60 頁
- 渡辺恒夫「抑圧された男性」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子〔編〕天野正子〔編集協力〕『日本のフェミニズム別冊—男性学』岩波書店、1998、109-130 頁
- Connell, Raewyn. *Masculinities*. Cambridge: Polity Press, 1995
- Demetriou, Demetrakis Z. “Connell’s Concept of Hegemonic Masculinity: A Critique,” *Theory and Society*, 30 (3): 337-361, 2001.
- Edwards, Tim. *Men in the Mirror: Men’s Fashion, Masculinity and Consumer Society*. London: Cassell, 1997.
- Mort, Frank. *Cultures of Consumption: Masculinities and Social Space in Late Twentieth-Century Britain*. London: Routledge, 1996.
- Scott, Joan. *Gender and the Politics of History*. New York: Columbia University Press, 1988.

# A gender analysis of Chinese male-oriented webnovels: On the masculinity of male protagonists

Wei Wenning

(Graduate School of Sociology, Kansai University)

Based on the analysis of Chinese male-oriented webnovels, this essay reveals modern young men's gender perceptions. In doing so, it focuses on the description of male protagonists in male-oriented webnovels, from which we can analyze masculinity in popular culture.

Although the background settings of webnovels are diverse, the role settings of male characters exhibit similar patterns. The growth of the male protagonists often will make them the strongest presence in the story. Moreover, most male protagonists value adventurous companions and father, and they are married heterosexuals. Referring to Eve Kosofsky Sedgwick's theory of "male homosocial desire" and Raewyn Connell's theory of masculinity, this essay analyzes the aforementioned characteristics of male protagonists.

The analysis revealed the following points. First, to demonstrate the male protagonists' "hegemonic masculinity," they systematically receive the greatest power and highest status. For readers to clearly understand his "power and authority," the male protagonist became the most powerful character in the world, such as "God". Secondly, in male-oriented webnovels, homosexuality is depicted between the male protagonist and his male adventurous companions. Further, the male protagonist is in a dominant position within this kind of relationship. Concurrently, female characters are often portrayed as the "currency" that underpins male bonding. Even if they are companions, female characters are excluded from the male-male friendship. Third, to further benefit more from patriarchy, the male protagonist often respects his father unconditionally. That kind of respect is rarely given to mothers.

The male protagonist of Chinese male-oriented webnovels greatly values to winning in fierce competitions. Because of the pay-per-view system that benefits from readers' attention, the authors dramatize the male characters with exaggeration. Young men are attracted to the male protagonists who have grown into the strongest characters, empathizing with their lifestyles, and constantly pursuing the "unachievable goal" of hegemonic masculinity.

Keywords :

male protagonists, hegemonic, masculinity, webnovels

# 中国における男性向けオンライン小説に関する ジェンダー分析

## —主人公の男性性について—

魏 雯 寧

(関西大学・院)

### はじめに

ジェンダー研究において男性性研究が国際的に注目を集めている。男性性研究の礎を築いたのが、コンネルの「男性性」理論である。コンネルは男性性を孤立した客体ではなく、ある大きな構造の一部とみなし、また固定的な性格の類型ではなく、変化している関係構造の中に生まれた性別実践の形であるとする<sup>1)</sup>。男性性には4つの主流な男性性があり、「主導的な男性性 (hegemonic masculinity)」が文化の中で最も称賛される男性性であるとする<sup>2)</sup>。

ポピュラー文化研究でも男性性の研究が進んでいる。例えば、C.Wesley Buerkle は、映画やドラマ、広告などのメディアを分析対象として、新自由主義や消費主義によって変化する男性性を明らかにした<sup>3)</sup>。それぞれの社会において、「主導的な男性性」はどのようなものであるのか、そしてそれはどのような社会背景によるものなのかを分析していくことが必要とされている。

他方、中国では、男性性に関する研究が不十分であることが指摘されており<sup>4)</sup>、若者のポピュラー文化に着目した男性性の研究はなおのこと不足している。また、中国の男性性研究は欧米の研究の影響が強く、ローカルな状況に即した理論を構築するには至っていない<sup>5)</sup>。そのため、本稿では、コンネルの「男性性」理論を発展させるべく、中国の若者のポピュラー文化に着目し、そこに現れる男性性に迫りたい。

中国における代表的な若者のポピュラー文化に、「網絡 (ワンロ) 文学」や「網絡小説」と呼ばれるオンライン小説がある。その影響力はとてつもない。何百万人ものユニークユーザー数をもつ作品も多く抱える巨大な業界である。2018年6月には、オンライン小説サイトの利用者数は4.06億人を数え、インターネット利用者の50.6%を占めた<sup>6)</sup>。また、このジャンルの誕生から成熟期といえる現在に至るまで、若者に広く親しまれていることも特徴的である。2014年の調査によると、6～24歳までの青少年のうち、46.9%がオンライン小説の読者であった<sup>7)</sup>。

<sup>1)</sup> R.W.Connell, *Manliness*, Berkeley, University of California Press, 1995.

<sup>2)</sup> R.W.Connell, 同上, pp.67-81.

<sup>3)</sup> C. Wesley Buerkle, "Masters of Their Domain: Seinfeld and the Discipline of Mediated Men's Sexual Economy", *Performing American Masculinities: The 21st-Century Man in Popular Culture*, 2011, p.84-430 (kindle).

<sup>4)</sup> 皮兴灿, 王曦影, 「多元視野下的中国男性气质研究」, 『青年研究』2017年02期, 2017年, 85-96頁。

<sup>5)</sup> 皮兴灿, 王曦影, 同上, 85-96頁。

<sup>6)</sup> 中国互联网络信息中心 (China Internet Network Information Center) 『第42次中国互联网络发展状况统计报告』, 2019, 40頁。

<sup>7)</sup> 中国互联网络信息中心 (China Internet Network Information Center) 『2014年中国青少年上网行为研究报告』, 2015, 20頁。

本稿では、ポピュラー文化における男性性を研究するため、男性向けオンライン小説に注目する。理由は大きく二点に分けられる。

第一に、オンライン小説が若者文化を代表するメディアであることだ。中国には印刷メディアを中心とした大衆文学も流通しているが、とりわけ90年代までは若者の書き手が排除される傾向が強かった。そのため、小説を書く若者の多くは、オンライン小説という媒体を選んできた。大衆文学が全世代で読まれてきたのに対し、オンライン小説は書き手も読み手も若者が中心であるという特徴をもつ。

第二に、オンライン小説サイトは男性向けと女性向けに分かれており、男性向けサイトは男性独自のファンタジー空間になっていることだ。斎藤美奈子は、日本では少女／少年向け作品が別々の媒体で売り出され、主題や内容も異なっており、受け手は性別ごとに異なる媒体に接するため、越境が極めて起こりにくいと指摘しているが<sup>8)</sup>、オンライン小説も同じ特徴をもつ。もともと中国には「男／女性向」という言葉は存在していなかったが、20世紀末、日本のACGN文化（Animation、Comic、Game、Novelの意）とともにこの概念がインターネットを介して中国の若者に伝わり<sup>9)</sup>、オンライン小説サイトなどで使われるようになった。

オンライン小説サイトには、男性向け小説を中心とする男性向けサイト（起点中文網など）と、女性向け小説で構成される女性向けサイト（晋江文学城など）がある。男性向けオンライン小説サイトで扱われる主題は冒険が中心で、「中華風のファンタジー（玄幻）」や「武侠」、「サイエンス・ファンタジー（科幻）」などのジャンルが人気を集めている。他方、女性向けオンライン小説サイトは恋愛物語が中心で、「BG（Boy and girl's love、男女の恋愛）」や「BL（ボーイズラブ）」などの類型がみられる。2016年の調査によると、調査対象となった男性向けサイトの書き手は88%が男性で、女性向けサイトの書き手は97.4%が女性だった<sup>10)</sup>。男性向けオンライン小説は、男性の作者と男性の読者を中心とする共同体で生産される、男性を主人公に据えた物語である。

男性向けオンライン小説に描かれる男性像の分析を通して、現代中国の若者男性のジェンダー観を明らかにするのが、本研究の目的である。

## 1. 先行研究

中国では、オンライン小説は文学性を欠くという批判ばかりが展開され、長らく研究対象として扱われてこなかった。だが近年では、オンライン小説に対する評価が高まり、電子メディアとしての特徴<sup>11)</sup>や、その発展史<sup>12)</sup>などに注目が集まっている。しかしジェンダーに着目する研究は、オンラインBL小説についての研究<sup>9)</sup>などにとどまり、男性向けを扱ったものはみられない。

オンライン小説が世界中で発展を遂げている現在、オンライン小説研究も各国で登場し始めた<sup>13)</sup>。英語圏の研究では、産業としての成立や消費行動に着目するものが圧倒的多数を占める。例えば

<sup>8)</sup> 斎藤美奈子『紅一点論—アニメ・特撮・伝記のヒロイン像』、筑摩書房、1997。

<sup>9)</sup> 肖映萱、「“女性向” 网络文学の性別実験——以耽美小说为例」、『中国现代文学研究丛刊』2016年第8期、2016年。

<sup>10)</sup> iResearch 艾瑞咨询『2016年中国网络文学作者洞察报告』、2018、10頁。

<sup>11)</sup> 欧阳友权、苏晓芳『网络与新世纪文学』、中国社会科学出版社、2011。

<sup>12)</sup> 邵燕君、『网络时代的文学引渡』、広西師範大学出版社、2015。

<sup>13)</sup> 例えば、世界中で広く利用されている同人小説サイト「AO3」は、2008年に独自の学術雑誌『Transformative Works and Cultures』を創刊し、ファンフィクションやファンダムの研究で注目を集めている。



Aegyung Shim らは中国のオンライン小説及び韓国のウェブマンガを対象に、「参加型文化」の視点から文化生産システムを分析した<sup>14)</sup>。また Woo Junghwa と Joo Chungmin は韓国のオンライン小説の読者満足度に着目した消費者行動研究を行っている<sup>15)</sup>。その一方で、ジェンダーの視点から中国の男性向けオンライン小説を分析する研究は管見の限りみられない。

分析に際して、コンネルの理論を参照するにあたって、30年も前の欧米社会をふまえたものであることに注意をする必要がある。コンネル自身も言う通り、グローバルにもローカルにも、「男性性は変化可能かつ変化して」<sup>16)</sup>おり、この理論を現代中国の状況に直接当てはめることには慎重でなければならない。だが、40年間にもわたって経済発展を続ける中国においては、競争社会の中で勝ち抜いていくことが重視されているため、「主導的な男性性」が文化的に称賛されている可能性は高い。

また、コンネルは、「主導的な男性性」は女性との関係やさまざまな従属化された男性性との関係を通じて構築されると論じている<sup>17)</sup>。これをふまえるならば、男性向けオンライン小説における男性像を考察するには、女性キャラクターや他の男性キャラクターとの関係を分析する必要がある。

この点については、男性同士の関係を論じたイヴ・コゾフスキー・セジウィックの理論も参考になる。セジウィックは、18～19世紀中葉の小説を分析し、イギリス文化における男性の「ホモソーシャルな欲望」を明らかにした。「ホモソーシャルな欲望」とは、「男同士の絆」を結ぶ行為に、強烈なホモフォビアと女性嫌悪の傾向があることを指す<sup>18)</sup>。その一方で、男同士のホモソーシャルな絆には、女性の関与も不可欠である。日本の若者のポピュラー文化であるケータイ小説を分析した石原千秋は、作品中の男女関係について「ホモソーシャルの構図の中では、女性は男同士の絆を強めるためにやりとりされる、いわば「貨幣」のような存在になる」<sup>19)</sup>と述べている。以上を踏まえ、男性向けオンライン小説におけるホモソーシャルな絆や女性キャラクターの扱いにも着目する。

本稿では、コンネルの「男性性」研究およびセジウィックの「ホモソーシャルな欲望」理論を参考に、中国の男性向けオンライン小説を分析し、若者男性のジェンダー観を明らかにしたい。

## 2. 分析対象と方法

本稿では、男性向けオンライン小説サイトの業界トップに位置する「起点中文網」に着目し、人気小説の作品内容と、読者のコメントを分析していく。

2001年に創設された起点中文網は、2003年に有料閲覧制度を導入した結果、一躍業界トップ

<sup>14)</sup> Aegyung Shim, Brian Yecies, Xiang (Tony) Ren & Dingkun Wang, "Cultural intermediation and the basis of trust among webtoon and webnovel communities", *Information, Communication & Society*, London, Routledge, 2020, pp.833-848.

<sup>15)</sup> Woo Junghwa, Joo Chungmin, "The Effects of Attributes of Web Novel Content on Users' Flow, Satisfaction, and Continued Usage Intention", *The Journal of the Korea Contents Association 2017 17vol*, The Korea Contents Association, 2017, pp.609-620.

<sup>16)</sup> R.W.Connell, "Masculinity research and global change", *Masculinities and Social Change Vol.1 No.1 (2012)*, hipatia press, 2012, p.6.

<sup>17)</sup> R.W.Connell, 森重雄&加藤隆雄訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』, 三交社, 1993, pp.268-269.

<sup>18)</sup> Eve Kosofsky Sedgwick, 上原早苗&亀澤美由紀訳『男同士の絆—イギリス文学とホモソーシャルな欲望』, 名古屋大学出版会, 2001, pp.1-2.

<sup>19)</sup> 石原千秋『ケータイ小説は文学か』, 筑摩書房, 2008, p.90.

に成長した。有料閲覧制度とは、オンライン小説サイトが人気のある書き手と契約を結び、まずは無料で小説の冒頭を公開し、ある程度人気が集まったら後の章を有料閲覧とするシステムである。現在、有料閲覧制度は業界の主流を占め、オンライン小説で生計を立てるプロの書き手も多くなった。これらのサイトは書き手に小説を掲載する空間を提供するのみならず、書き手をスカウトし、読み手を集める場にもなったのである。

2018年7月時点で、起点中文網には約136万の作品がアップされており、うち71%が男性向けだった<sup>20)</sup>。ユーザー数やデータ量の豊富さのみならず、基本的に男性中心のサイトとして成長してきた点も、起点中文網の特徴である。

起点中文網では、作品はユーザークリック数によってランキング化される。2018年7月時点では、上位百位にランクインした男性向け作品のうち、完結済みは49作だった。完結済み作品の作者に注目すると、複数の作品を書いている作者が9人おり、中でも作品数の多い書き手はペンネーム‘我吃西红柿’と‘唐家三少’の二人であった。本稿では、この二人の作品である、‘我吃西红柿’の『星辰变』・『九鼎記』・『吞噬星空』と、‘唐家三少’の『闘羅大陸』に加えて、クリック数第一位の‘天蚕土豆’の『闘破蒼穹』を分析対象とした(表1)。また先述の49作にはすべて目を通しており、必要に応じて言及する。

表1. 主要な分析対象の人気男性向けオンライン小説

作者	作品	総文字数	クリック数	ランキング順位
天蚕土豆	闘破蒼穹	529万	2.5億	1
唐家三少	闘羅大陸	299万	1.2億	4
我吃西红柿	吞噬星空	477万	0.9億	6
我吃西红柿	星辰变	280万	0.7億	13
我吃西红柿	九鼎記	203万	0.6億	17

本研究では男性向けオンライン小説における男性性を明らかにするため、作品内容の分析と、読者のコメント分析の2つの方法を採用。作品内容について、男性主人公と他のキャラクターとの関係を、キャラクターの行為や思考に着目して分析する。また、主人公とその仲間との関係だけでなく、女性キャラクターとの関係、妻や父母などの家族との関係も考察する。続いて、これらの小説が読者にどのように読み解かれているかを明らかにするため、サイトに寄せられた読者のコメント、とりわけ作品内容やキャラクターについて言及しているものを分析する。

### 3. 「神々」となる主人公と主導的な男性性

コンネルは、「主導的な男性性」の「ヘゲモニー」について、全面的な文化的優越ではなく、競争状態の中での優越性としてとらえるべきとする。また、ヘゲモニーは力を伴うことが多いが、コンネルのいう「力」には二つの意味が含まれている。一つは物理的な力そのものであり、もう一つは、物理的な力をふるうことを可能とする、「法と秩序」によって正当化された権力である<sup>21)</sup>。

<sup>20)</sup> 起点中文網には女性向けのページもあるため、女性向けの作品もある程度の数を占めている。本稿では、女性向けページを除いて分析を行った。

<sup>21)</sup> R.W.Connell, 森重雄&加藤隆雄訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』, 三交社, 1993, pp.266-267.

つまり、「主導的な男性性」をもつ男性は、「力及び権威」を与えられているのである。

この「力及び権威」は、男性向けオンライン小説において誇張された形で表現されてきた。サイトにおける作品ジャンルは細分化されており、主題や時代の設定も様々だが、圧倒的多数を占めるのは、過酷な競争社会を舞台とした男性主人公の冒険を描く物語だ。典型的なパターンは、主人公は読者を惹きつけるような様々な冒険を繰り返し、努力を通じて力を身につけ、敵を倒して社会のトップに立つというものだ。男性主人公が作品世界で最強の力と最高の地位を有していることが、読者に端的に伝わるよう、彼は物語の結末で世界最強のキャラクターの位置に上り詰めるのである。

例えば、『闖破蒼穹』の男性主人公「蕭炎」は、天才的な能力をもちながらも、周囲からは軟弱者として扱われていた。母から与えられた指輪が原因で、修業が滞っていたためである。しかしあるとき、指輪に宿る魂から秘儀を授かり、修業が飛躍的に進展する。生まれ変わった主人公は、冒険を通して実力を高めてゆく。最後には強敵を打ち破り、蛇人間の女王メドゥーサならびに幼馴染の女性の二人を妻として、「大陸で無敵」の存在となった。

男性主人公の「世界最強」ぶりを分かりやすく示すための描写は、他のランキング上位作品にも頻繁に見られる。例えば、『酒神』の主人公「姫動」は、妻と共に「神々」の中の王になる。『盤龍』の主人公「林雷」は、宇宙の全生命をコントロールし、神々を任命することさえ可能な支配者となる。ここでいう「神々」とは、普通の人間とは比較にならない力と権威をもつ存在である。「神」というイメージは、主人公が有する世界一の実力と権威の表現であり、「主導的な男性性」の具象化で、若者の欲望を示している。

2節で述べた49作の完結作品のうち、各ジャンルトップ17作に着目すると、1作の例外を除き、全男性主人公が最終的には極めて高い地位か強い力を獲得したことが描かれていた。また、8作の男性主人公は「神」などの世界最強のキャラクターに成長していた。つまり、男性向けオンライン小説が描く男性主人公の冒険は、理想化された「主導的な男性性」を得る過程であるといえるだろう。

#### 4. 男性向けオンライン小説のホモソーシャルな絆と女性

次に、男性向けオンライン小説に描かれる、男性主人公と他の主要な男性キャラクターとの関係を見ていく。ここでは、漫画化・アニメ化もされた人気小説『闖羅大陸』を例として説明する。

『闖羅大陸』は、古代西洋風の帝国を舞台に、天才的な功夫の使い手である男性主人公の「唐三」が、仲間と共に命をかけた冒険を通して実力を高め、帝国に敵対する組織「武魂殿」を打ち破る物語である。大陸支配の野望をもつ武魂殿は、主人公の母と師匠の家族の命を奪おうとする。主人公は最終的に、殺された師匠の家族の仇を討ち、この組織を倒し、仲間と共に世界の神となる。

主な登場人物は唐三が属する小隊の仲間たちである。うち男性陣は主人公の唐三、「胖子（太っちょ）」とあだ名される馬紅俊、隣国の王子の戴沐白、常に下ネタを話すオスカーの四人だ。まず、これらの男性同士の関係を見てみよう。この作品世界には「魂師」と呼ばれる人々が存在する。彼らは「武魂」という天賦の才能をもつ選ばれし存在だ。主人公の唐三も「魂師」で、敵を牽引することに長けた「控制系（統制者）」というタイプの「武魂」が宿っている。思慮深い唐三は、「小

隊の魂」である「統制者」として、他の人に行動を指示する。戴沐白の「唐三、君は統制系の魂師として、皆に攻撃を指示してくれ。私たちは君の指示に従おう」（第四十五章）というセリフにもあるように、仲間たちはごく自然に、主人公に指示的役割を譲る。ここからはホモソーシャルな絆の中でも、男性主人公が主導的な位置に立ち、他の男性キャラクターを従属させている様子が見て取れる。

次に女性が置かれた位置をみていこう。以下は、馬紅俊に女遊びに誘われた戴沐白が、婚約者のいる前で、そんな話をするなど目で訴えるシーンである。

空気を読めない太っちょは、戴沐白の表情の意味を解さなかった。その丸顔は興奮で火照り始めていた。

「行こうぜ、一緒に行こうぜ。おまえも『女は資源だ、人ではない』って言ってたじゃねえか」（第二十五章）

ここでは、男性主人公の仲間の口を借りて「女性は資源」にすぎないという見方が語られている。作品に登場する女性の大多数は、人として描かれるわけではない。家庭の世話役か、そうでなければ単純に生殖器に還元されるような「資源」として存在しているのだ。

ただし、主人公の小隊には、女性メンバーも存在する。主人公の幼馴染でヒロインの小舞、隣国の姫の朱竹清、名家の令嬢の寧榮榮の三人だ。彼女らも魂師の学校に通っていた頃から共に命を預け合って戦ってきた仲間である。しかし、女性メンバーと男性メンバーの友情には微妙な区別がみえる。馬紅俊をめぐる以下の記述はその一例だ。

彼（注：馬紅俊）は美人が好きではあるが、常に「女は服、兄弟は手足」という真理に従う。もちろん小舞と寧榮榮、朱竹清は、彼の眼には、ただの女としてだけでなく、兄弟としても映っている。（第百七十六章）

「兄弟」という言葉は、実の兄弟になぞらえてよいほど深い絆を結んだ男性の仲間を意味するもので、女性をその絆から排除する、男同士のホモソーシャルな絆を端的に示している。そして、「女は服、兄弟は手足」という諺は、男性の仲間は手足ほど重要なものであるが、女性は道具にすぎないという意味だ。馬紅俊はこの諺を真理とっていて、普通の女は服のように捨ててよい道具だと捉えている。このような表現からは、ホモソーシャルな絆が最も重要とされ、女性はその下位に位置付けられていることがわかる。ただし、彼と肩を並べて一緒に戦ってきた仲間である女性たちについては、「女性」という使い捨ての道具から昇格し「兄弟」として認めているとある。

しかし、このような記述の一方で、小隊の女性メンバーは、男性同士のホモソーシャルな絆の部外者として描かれてもいる。主人公の唐三が仲間たちに感謝されるシーンを、作者は次のように描く。

戴沐白は唐三のとなりに駆け寄り、その肩を抱いた。オスカーも逆側から唐三の肩を抱

いた。男たちは無言だったが、傍らに立つ女たちは、目の前の彼らの愛情を感じとっていた。  
(第二百三十一章)

一緒に戦ってきた女たちも、結局は男たちの愛情を「傍らに立」って感じる役回りに過ぎないのだ。かくして男性向けオンライン小説においては、「兄弟」の友情、つまり男同士の絆が最重要視されていた。女性は男同士のホモソーシャルな絆を強めるための「媒介」を担当するか、ホモソーシャルな絆の下位や部外者の位置に置かれるかであった。

## 5. 男性主人公と家族との関係

本節では、男性主人公と家族の関係を見ていく。オンライン小説の男性主人公には、ほぼ例外なく妻がいる。そして、主人公の妻の美貌や実力は他のどのキャラクターの妻よりも優れているとすることで、主人公の主導的な男性性を強調する設定が極めて多い。また、力と権威を求める主人公は、家庭は美しい妻に任せ、自らは事業や修行に専念しているという描写も多い。SFファンタジーの『吞噬星空』では、主人公「羅峰」が強くなるための試練に出立し、妻の「徐欣」を「6000年」も置き去りにする。元々長命のキャラクターという設定を差し引いても、主人公が試練を突破するためにきわめて長い期間を費やしたことをこの数字は強調している。その間、妻は置き去りにされ、家庭を任されていた。主人公は家庭を重視しているが、それは家族を持つことではあっても、家庭を維持することではない。また、長命の羅峰はすでに何万人もの子孫をもっていることが描写されている。子孫は家父長制における地位を保ち、家父長制を維持するために欠かせない存在である。

コンネルは、「現代の主導的な男性性の最も重要な特徴は、結婚制度と密接に結びつく異性愛に求められる」<sup>22)</sup>と述べている。オンライン小説においても、男性主人公は結婚制度や異性愛と深く関わっていることがわかる。

男性向けオンライン小説のもう一つの特徴は、男性主人公の「父親」が描かれる点である。「父親」が強調される物語の例として『星辰変』がある。男性主人公の「秦羽」はとても弱く、普通の鍛錬では強い武人になれなかったため、幼い頃から父親に目をかけられず育った。父親は他の兄弟と修行に出かけてしまい、秦羽とは二年に一度しか会わなくなる。父親の愛を取り戻すべく、秦羽は厳しい修行を始め、最終的には苦しい修練と神秘的な流星の結晶によって強さを得る。秦羽が父親の愛を得るために修行の旅に出るシーンには、次のように記されている。

彼が必要としているのは他でもない、父親の愛のみだ。父の承認、父の笑顔、果ては父親からの批判や罰さえ、秦羽に父の愛を感じさせる。

今、彼は父の愛を取り戻す方法を見つけた。弟の秦風のように、勇気ある武人、実力ある武人になること。そして…凡人の存在を超える仙人になることだ。(第四章)

---

<sup>22)</sup> R.W.Connell, 同上, p.269.

褒め言葉はもちろん、父親からの罰さえ幸せであるとするような考え方は、『星辰変』にだけ見られるものではない。父親は「権威」、「厳しい」、「厳粛」などの言葉で表現されることも多く、主人公に厳しい試練を与えながらも無視したり、甘く見たり、失望感を示したりすることも少なくない。他方、主人公は、試練に立ち向かうなかで、父親から指導やアドバイスを受けたり、父親の地位や血筋からメリットを得たりしている。

このようにみると、男性向けオンライン小説における「父親」は特別な存在である。『吞噬星空』では、主人公「羅峰」の父親とその親族が事件に巻き込まれ、他人に損害を与えるが、それを裁く立場に立った羅峰は自分の父親だけを無罪放免とする。この行為は、作中では親孝行として描かれている。この例のように、男性主人公は父親の罪を被ったり隠したりし、父親のやったことは何でも許し、父親の実現していない理想を実現しようと努力し、父親が誰かに殺されたら復讐しさえする。男性主人公が父親を無条件に尊重し、父親からの承認を宝物のように重視する作品は少なくない。

他方、母親の影は薄い。そもそも人気作品における親子関係の描写は、男性主人公と父親の関係に限られている。主人公をひとり親家庭の息子として描く場合も、その親はほとんど父親である。男性主人公はまた、どれほどの強者になろうとも、変わらずに父親を尊重し続けるが、同様の敬意が母親に向けられることはめったにない。

コンネルは、「主導的な男性性と家父長制的な暴力との結びつきは単純ではないにしても、密接なのである」<sup>23)</sup>と述べてはいるものの、家父長制を明確に定義してはいない。家父長制を「非対称的な性と世代の変数の中で、男性・年長者に権威が配分されるようなシステム」<sup>24)</sup>と捉えるならば、オンライン小説における父親はただの父親ではなく、家父長制の象徴とみなすことができる。男性主人公は「主導的な男性性」を最大化するため、家父長制の象徴である父に従い、利益を得ようとしているのである。

男性向けオンライン小説における「父親」が、主導的な男性性にとって家父長制の象徴たりうるほど重要な存在であることには、中国の儒教文化の「三綱五常」という観念が影響しているかもしれない。三綱とは「君は臣の綱となり、父は子の綱となり、夫は妻の綱となる」ことを指し、「五常」とは仁・義・礼・智・信の五つの道義を指す<sup>25)</sup>。この観念は親孝行の文化と結びつき、現在では単に「息子は父親に絶対的に従うべし」の意と捉えられ、若者にも影響を与えている。中国では、経済成長の中で、国際的な地位を高めるためにも、自らの文化に対する自信が必要であると考えられるようになった。そのため、伝統文化の復興が提唱され、儒教思想や道教文化が注目を集めている。このような観念の影響が男性向けオンライン小説にも及んでいるのではないだろうか。

<sup>23)</sup> R.W.Connell, 同上, p.266.

<sup>24)</sup> 上野千鶴子, 「マルクス主義フェミニズム」, 『思想の科学』1986-8, 1986, chap5・103.

<sup>25)</sup> 刘学智, 「“三纲五常”的历史地位及其作用重估」, 『孔子研究 (Confucius Studies)』2011年第2期, 中国孔子基金会, 2011, pp.21-22.

## 6. 読者のコメントと感想

本節では、分析対象とした小説5作品に寄せられた読者のコメント<sup>26)</sup>から、これらの作品を読者がどのように読み解いているのかを考察していく。

表2は、2021年1月26日時点で確認可能な<sup>27)</sup>、小説5作に対する読者コメントの数を示している。220件のコメントのうち、作品に関するコメントは82件で、キャラクターに関するコメントは46件であった<sup>28)</sup>。残りの118件のコメントは、他のコメントに対する意見や、作者に対する評価<sup>29)</sup>などであるため、分析対象から除外した。表2の「作品に関するコメント」と「人物に関するコメント」の内容の詳細を表3に示す。

表2. 人気男性向けオンライン小説のコメント数 (2021年1月26日)

コメント	作品名	闍破蒼穹	闍羅大陸	吞噬星空	星辰变	九鼎記	合計
作品に関するコメント		10	12	25	26	9	82
人物に関するコメント		7	15	6	6	12	46
他のコメント		4	29	42	15	28	118

表3. 作品と人物に関するコメント内容 (2021年1月26日)

作品に関するコメント	読者のコメント	闍破蒼穹	闍羅大陸	吞噬星空	星辰变	九鼎記	総数
	小説に吸引力がある	1	4	8	11	3	27
小説に吸引力がない	0	1	1	0	1	3	
戦闘力の設定に対する不満	1	0	5	3	0	9	
戦闘力の設定に対する肯定	0	0	0	0	1	1	
展開の意外さ、物語の新しさ	1	2	2	4	1	10	
展開の意外さや物語の新しさが無い	1	1	4	1	0	7	
その他の不満 (言葉遣いが簡単すぎる、面白くないなど)	2	2	3	2	3	12	
その他の肯定 (言葉遣いが良い、爽快)	1	0	1	2	0	4	
配偶者の数に関する感想	3	2	0	1	0	6	
弱肉強食、適者生存	0	0	1	2	0	3	
人物に関するコメント	男性主人公の人物や行為に対する不満	3	6	2	1	2	14
	男性主人公の人物や行為に対する肯定	1	0	0	1	0	2
	男性主人公の描写に対する不満 (強すぎる、強運すぎる)	1	1	2	1	1	6
	男性主人公の仲間に対する不満	0	3	0	0	0	3
	男性主人公の仲間に対する肯定	0	1	1	2	0	4
	男性主人公とヒロインの恋愛に対する不満	1	0	1	0	7	9
	男性主人公とヒロインの恋愛に対する肯定	0	1	0	1	0	2
	ヒロインに対する不満	0	3	0	0	0	3
ヒロインに対する肯定	1	0	0	0	2	3	

作品に関するコメントで最も多く見られたのは「この小説は吸引力がある」といった内容のものである。作品を肯定し、物語に惹きつけられたことだけを端的に伝えるコメントが多く見られ

<sup>26)</sup> 男性向けオンライン小説サイトは男性作者と男性読者を中心とする空間ではあるが、本稿の分析対象にはドラマ化されて女性にヒットした作品が含まれているため、特に「他のコメント」には女性からのコメントと推測できるものもみられた。

<sup>27)</sup> 分析対象の作品はすべて5年以上前に書かれたものであり、コメント分析を行った時点では、連載中に投稿された読者コメントは既にサイトから削除されていた。分析したコメントはすべて連載終了後に書かれたものである。

<sup>28)</sup> 「キャラクターが好みだから、この作品が好きになった」といったコメントの場合には、「作品に関するコメント」と「人物に関するコメント」の両方に計上している。

<sup>29)</sup> 「作者は自分の夢を捨て相当な金を稼いだ」「作者の人物が悪い」「作者はミソジニストだ」などといった作者を批判するコメントが多くみられた。

た。次に多いのは、男性主人公の人柄や行為に対する不満、例えば人柄が悪いとか、行為が正しくない、賢くないなどと評価するコメントである。

書友 160328233420643：メドゥーサ（注：ヒロイン）を強姦するのはまだました。メドゥーサは蕭炎（注：男性主人公）が十数年暮らしていたガマ帝国の城を滅ぼしたこともあるし。問題なのは、その後の蕭炎の言葉で、彼のいやらしい考え方がさらけ出されたことだ（2020年11月25日）。

煉天魔尊方老魔：秦羽（注：男性主人公）、バカだろ。どうして熊黒（注：敵）なんかを見逃したんだ？凡人界、仙人界でいろいろ事情はあっただろうが、弱肉強食、適者生存の理屈を忘れたのか？（2020年4月27日）

上記2件のコメントは、いずれも男性主人公に対する不満を述べている。作品を肯定するコメントに比べて、不満を述べるコメントは内容が詳細である点も特徴的である。

最初のコメントは『闖破蒼穹』に寄せられたものだ。投稿者は、過酷な修練の中で正気を失った男性主人公が、城の人々を殺したメドゥーサをレイプ<sup>30)</sup>してしまったことには理解を示すものの、その後に主人公が放った無情な言葉を捉えて、彼の性格を批判している。続くコメントは『星辰變』に対するもので、敗者に対する男性主人公の接し方が穏健であることへの不満が述べられている。これらからは、読者が、男性主人公に対して、それぞれの読者が考える「ヒーローにふさわしい正しさ」や、競争に打ち勝つ強い力を求めていることがわかる。

後者のような「弱肉強食、適者生存の理屈」を強調するコメントには、作中の競争がいつそう厳しく、過酷になることを求める声もみられた。男性主人公が競争に勝ち抜いていく姿に夢中な読者の希望に作者が応えるためには、作者は主人公が強くなるにつれてもっと強い敵を登場させ、さらに主人公を勝ち続けさせるしかないのである。

主人公に対する不満に加え、バトルの仕組みや戦闘力の設定などといった小説の設定に対する不満も多くみられた。以下は『吞噬星空』に対するコメントである。

楓葉 ono：物語も中盤になったのに、主人公はまだトップクラスの秘宝のひとつさえ持っていない。[だというのに] 街には伝承レベルの秘宝（注：レベルの高い秘宝）が溢れてるわけか？ しかも [主人公は] ずっと分身 [の技] に執着？ 秘技を学び直すにはまだまだレベルアップしなきゃならない。殴り合いのシーンもないし、メンバーそれぞれの成長もみえない。そのうえ武術の試合で1位も取れないときた。盛りすぎなんだよ（2020年12月8日）。

このコメントからは、小説の設定に対する不満が伝わってくる。この小説のキャラクターたちは秘宝を使って強くなる設定だ。だが街の誰もが高レベルの秘宝を所有しているにもかかわらず

<sup>30)</sup> 男性向けオンライン小説では、レイプを恋の始まりとして美化する「レイプ（強姦）神話」を肯定する物語も珍しくない。ただしレイプは社会的に批判される行為でもあるので、読者にはそのような行為を行う男性主人公に対する嫌悪感を表明する人も存在する。



ず、主人公はそれらを上回る秘宝を物語の中盤にいたっても手に入れられない。秘宝には極めて多くの種類があり、最終的には宇宙を創ることができるほどの秘宝まで登場する。秘宝のほかに、分身などさまざまな技も登場する。コメントの最後の「盛りすぎ（花哨）」とは、このように複雑かつインフレした設定を批判する言葉と解釈できる。

以上のように、バトルの設定については、「こうしたほうが爽快」と、熱心な批評を行う読者が多くみられた<sup>31)</sup>。このようにみると、読者にとって、男性向けオンライン小説の大きな楽しみの一つは、競争に勝つことであるとわかる。ここからは、強くなることに対する読者の執着や露骨な欲望がみえてくる。

また、バトルの設定をめぐる熱心な議論からは、読者が男性主人公の強さや戦闘のシビアさに刺激とリアリティを求めていることもわかる。大仰な設定は刺激的だが、次の戦いでさらに刺激的な表現が求められるというループを呼ぶ。誇張されすぎた設定はまた、リアリティが薄らぐという弱点を伴う。コンネルは「主導的な男性性という文化理想ないしは理念は、ほとんどの男性にとって、現実のパーソナリティと一致しない…到達不可能な目標、日常からかけ離れたもの」であると述べている<sup>32)</sup>。男性主人公の主導的な男性性を強調すれば強調するほど強さの表現が誇張されるため、読者はリアリティを求めて議論し続ける。しかし、それは結局のところ「到達不可能な目標」なのである。

## 終わりに

本稿では、コンネルの「男性性」研究やセジウィックの「ホモソーシャルな欲望」などの議論を発展させ、中国における男性向けオンライン小説における男性像を分析してきた。

男性向けオンライン小説を分析したところ、主流を占めるのは、弱い男性主人公が冒険を通じて世界最強の男になる物語であった。冒険物語の中心を担うのは男性主人公と他の男性キャラクターであり、男性同士の仲間としての絆が強調されていた。その中でも主人公は主導的な位置にたち、他の男性キャラクターを従属させていた。女性は、男性の家庭を支える妻、あるいは仲間や敵であるか、男性同士の友情を支える「貨幣」であることが多かった。

また、中国の男性向けオンライン小説には、男性主人公による「父への服従」という特徴的な傾向がみられることを明らかにした。多くの男性主人公が、家父長制から得られる利益を最大化するため、家父長制の象徴である父に服従していた。伝統文化の復興が提唱される現在の中国では、儒教思想や道教文化が影響力を増し、孝文化が単に「息子は父親に絶対的に従うべし」と捉えられている。このような男性の年長者に権威を付与する家父長制の規範が、男性向けオンライン小説にも影響を与えているのではないか。

このようにみると、男性向けオンライン小説では、コンネルとセジウィックの理論で指摘されてきた内容が、より誇張した形で表現されていることがわかる。こうした作品が人気を集める理

<sup>31)</sup> 男性向けオンライン小説に対しては、作品を上からネガティブな形で批評するコメントが非常に多い。これは作品を批評する人に対する批判が見られる女性向けオンライン小説サイトとは大きく異なる特徴だ。

<sup>32)</sup> R.W.Connell, 森重雄&加藤隆雄訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』, 三交社, 1993, p.267.

由は、まずもって、中国がまだ経済成長期にあることだと考えられる<sup>33)</sup>。現代中国は厳しい競争社会で、その中で勝ち抜いていくことが非常に重要視されている。読者のコメント分析からみえるように、読者たちは男性向けオンライン小説の男性主人公に、競争社会で勝ち抜くという自分の欲望を投影し、ヒーローにふさわしい正しさと、競争に打ち勝つ強い力をもつ、理想の男性像を見出そうとしていた。

また、オンライン小説のメディアとしての特性も関係していると考えられる。有料閲覧制度のもとでは、字数が多いほど、更新頻度が高いほど読者の注目が集まり、収益も上がる。オンライン小説研究者の歐陽友権もオンライン小説における字数の激増を指摘しており、例として本稿でも取り上げた‘唐家三少’を挙げている。

オンライン小説の書き手の執筆スピードは一層の驚きに値する。「白金の書き手」と謳われる‘唐家三少’は三年以内に千万字を書いた……一般的な書き手でも、読者の注目をある程度集めたいならば、毎日、三千字から一万字程度は書くのが普通になった<sup>34)</sup>。

男性向けオンライン小説の字数が女性向けと比べ突出して多い<sup>35)</sup>理由は、「強敵出現→主人公が強くなる→強敵を倒す」という流れを繰り返すことによって、主人公の成長を強調するためである。男性向けオンライン小説は、男性主人公が弱者から強者に成長していく過程、つまり普通の人が主導的な男性性をもつ男性になっていく過程を表現するために、膨大な字数を使っているのである。ネット上にはたくさんの作品があるため、読者は興味を惹かれない作品をあっさり捨て、他に手を伸ばす。書き手は作品を目立たせ、コメントに寄せられる読者の好みにそった内容を強調してわかりやすく描く必要がある。読者の注目が収益に直結する有料閲覧制度によって、「主導的な男性性」がいつそう誇張された形で現れているのではないか。

中国のオンライン小説のこのような状況は、日本とは非常に異なっている。日本では、男性ジェンダーが、肉体的な暴力性という特徴を減じることで、資本主義の進展にともなう知識社会化に対応してきたと指摘されている<sup>36)</sup>。また、伊藤公雄の「脱鎧論」のように、ポピュラー文化の分析を通して、男らしさという重い鎧を脱ぎ捨てて楽に生きようとする傾向が見出されてきた<sup>37)</sup>。しかし、中国の男性向けオンライン小説は、いまだ力至上主義で男らしさの鎧を着こんだ男性主人公を生産している。

<sup>33)</sup> 近年では、辻泉らが、日本のポピュラー文化における「男らしさ」を、「自己=身体性」と「集団=関係性」、「社会=超越性」の三次元のアプローチから再検討している。鉄道の趣味を分析した辻泉は、敗戦後の男たちが乗り物の模型に想像力を託して、理想主義的な「超越」である「男のロマン」を再構築したと指摘した。辻は、「男のロマン」は後発近代化社会における男性性の特徴の一つであると述べる。先進的かつ合理主義、現実主義的な近代化に対して、一方では「追いつけ」と思いつつも、「追いこせ」と理想主義的な態度をもつことこそ「ロマン主義」であるという（辻泉（編）、『「男らしさ」の快楽—ポピュラー文化からみたその実態』、勁草書房、2009）。「男のロマン」としての冒険物語を描き、「到達不可能な目標」を追求している中国のオンライン小説は、後発近代化社会の特徴を色濃く表しているといえるだろう。

<sup>34)</sup> 欧阳友权，苏晓芳，同上，p.286。

<sup>35)</sup> 本稿の分析対象である、男性向けオンライン小説49作のうち、百万字以下の作品は存在しておらず、五百万字以上の小説が約29%を占めている。他方、同時点の女性向けオンライン小説サイトである晋江文学城のポイント数上位百位の完結作品88作についていうと、約74%が百万字以下の小説であり、500万字以上の小説は存在していない。

<sup>36)</sup> 早川洋行，「ジェンダーの知識社会学：人気マンガからみた日本社会」、『名古屋学院大学論集』社会科学篇 第53巻 第2号，2016，pp.65—88。

<sup>37)</sup> 伊藤公雄，『〈男らしさ〉のゆくえ—男性文化の文化社会学』，新曜社，1993。

本論で明らかにした中国のオンライン小説にみられる男性性の特徴が、経済成長期にあるという社会背景に起因するのか、オンライン小説サイトのメディアとしての特性に起因するのかを明らかにするためには、他の社会におけるオンライン小説との比較研究が必要なのではないか。日本でも「小説家になろう」などの利用者投稿型オンライン小説サイトが人気を集めており、分析も着手され始めている。今後は、中日のオンライン小説の比較などを通じた、包括的なオンライン小説の検討を行っていきたい。

# Queue-Cutting and the Male Image in *Min Li Pao*: Men's Body and Politics during the 1911 Revolution

Sho Bunran

(Doctoral Course, Nara Women's University Graduate School)

From the end of the 19th century to the beginning of the 20th century, the queue-cutting movement captured and influenced intellectual imagination throughout China and beyond. Queue-cutting transformed the Chinese man's appearance. The queue was a hairstyle worn by Chinese male members of the Qing Dynasty, which distinguished itself through the shaved-forehead and long braid at the back of the head.

This paper used *Min Li Pao*, the newspaper published by some members of the Chinese Revolutionary Alliance, and later by the party itself, from October 1910 to September 1913, as research material. We collected articles from the paper and picked out keywords pertaining to the movement, such as queue (*bianzi*, *fabian*, *bianfa*) and queue-cutting (*jianfa*, *jianbian*). We then placed them into 17 categories and did a qualitative and quantitative analysis of content and frequency of coverage. This has seldom been done in previous studies. We found that articles covering the queue movement increased rapidly during the initial (from October 1911 to December 1911) and final stage (January 1912) of the 1911 Revolution. Most coverages in these two periods focused on the development of queue-cutting in various societies (category 2), the relationship between the queue and the revolution (category 8), and how the queue was associated with the nation (category 16).

After analyzing the content, the subjects covered were divided into three demographic categories: elites (like male intellectuals), ordinary men, and women. This essay focuses on the ideas brought up by male intellectuals. They presented the queue as a symbol of an autocratic epoch when the Manchus conquered and dominated China, and argued, that queue should be considered "an ethnic disgrace and an outdated impurity." On the other hand, queue-cutting was seen as a symbol of protest against Manchu conquest and dominance. Those who shaved off their queue were viewed as intellectuals and heroic supporters of the republic and the revolution. In some areas, the revolutionaries denied suffrage to those who had not cut off their queue. Suffrage and citizenship were used as baits for queue-cutting.

The intellectuals tried to delegitimize the Qing Dynasty and recognize the new Republic by cutting off the queue. In discussions about suffrage as the core element of the modern country, they repeatedly criticized the so-called "disgraced ethnical history," symbolized by the disparaging name given by foreigners, "the pigtail." Men who cut off their queue were praised as the ideal image of modernity, appropriated for a modern country. They were seen as the intelligent champions of a liberated new order. The queue has since become a relic of a decadent old order, unfit for the image of a modern men, while queue-cutting became an essential symbol in the process of becoming modern.

# 民国期『民立報』にみる剪辮論と男性像

## —辛亥革命期における中国男性の身体と政治—

莊 文 瀾

(奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程)

### はじめに

現在の中国男性のほとんどは短髪である。しかし、かつての中国では、男性は長髪であった。では、長髪から短髪への変化はいつ起こったのか。それは、近代、すなわち19世紀末から20世紀初頭にかけての時期であった。この時期は清朝末期にあたり、男性たちは「辮髪」という髪型をしていた。「辮髪」とは、広義には、前頭部の髪をすべて剃り落とし（剃髪）、後頭部の髪を伸ばして三つ編みにして色糸でつなげる（狭義の辮髪）という髪型をさす（宇文『大金國志校證（下）・男女冠服』：552）。しかし後述するように、歴史的に見ると、前頭部の剃髪と後頭部の三つ編み長髪（狭義の辮髪）とでは法規制のあり方が異なる。清代初期に何度か出されたのは剃髪を命じる「雜髮令」であり、清代末期に強い政治性を帯びるのは、辮髪を切ることをめぐる「剪辮論」である。したがって、混乱を避けるために、以下で用いる「辮髪」は「後頭部の三つ編み長髪（狭義の辮髪）」に限定するものとする。

中国の男性は、清朝が存在する約260年間に長い辮髪を背後に垂らしていた。この辮髪が終焉を迎えるようになったのは、「剪辮論」が盛んになった19世紀末から20世紀初頭までの世紀転換期である。清朝の男性たちは、なぜ辮髪という独特な髪型をしていたのか。そして、近代化とともに、辮髪は切断されるべき存在としてどのように論じられたのか。髪型の変化につれ、「中国男性のあるべき姿」はいかに変化したのか。本稿は、これらの問題から出発し、当時の新聞記事から「剪辮論」と近代化との関係を考えながら、「身体のある方を解釈する権利」をめぐる国家と個人との関係を明らかにしてみたい。

本題に入る前に、あらかじめ用語の定義および使い分けについて説明しておきたい。「剪辮論」とは、清末に登場し、留学経験のある男性知識人らにより提起され、「剪辮についての賛否」をめぐる生じた論争を指す。当時、「辮髪を剪除すること」を表す表現として「剪辮」「断髮」「剪髮」などいくつかの言葉が混在していたが、本稿では「剪辮」に統一する。ただし、先行研究等において「断髮」として使われている場合には、本稿でもそのまま引用する。

## 1 剪辮論の展開

### 1) 清代中国における「剃髪と辮髪」の強制と剪辮論の登場

「剃髪と辮髪」は、中国の大多数を占めた漢族男性の髪型ではなく、東北で遊牧生活をしていた少数民族の満州族（元「女真族」、1635年から「満州族」に変更）の男性に特有の髪型であった。

満州族の男性たちがなぜ「剃髪と辮髪」をしていたかについては、必ずしも十分な説明はない。しかし、一説によると、「前頭部の髪の毛を剃り落とすことは、騎射生活に利点があった。馬で山岳地帯を走るさいに、前の髪が目や顔に当てないためである」(Sherrow 2006: 296、王、富 1991: 13)。このような独特な髪型に対し、中原地域に生活する漢族男性は、漢代以降、総髪であった。漢民族は、「男子二十、冠而字」(男子二十にして、冠して字す)(竹内『礼記 上』: 31)という儀式がある。それは「冠礼」と呼ばれ、男性は二十歳になると髪の毛をすべてかき上げて笄でとどめ、冠をつける、という成人儀礼である。こうした冠礼と総髪のセットは、満州族が中原の支配者になるまでの長い間、漢民族男性の間では重要な意味をもっていた。

天命3年(1618)、清朝の前身である後金国の建国者のヌルハチは明を討伐する檄文を發布し、明に対する征服戦争を正式に発動した。その後、ヌルハチは軍隊を率い、「敵と味方を区別する」(『東華録・順治二』)ことを理由とし、征服した地域の漢民族の男性に「薙髪せよ」と命じた。順治元年(明崇禎17年、1644年)、清の軍隊は入関<sup>1</sup>に成功し、北京を占領してまもなく都を北京に置いた。翌年、南北がともに定まると、当時軍隊の統領を勤めるヌルハチの息子であるドルゴンは、全国の漢民族男性を対象に「薙髪令」を下した。以前、「薙髪」の令は何度も——『東華録』の記録によれば、天命6年(1621)から順治2年(1645)まで、少なくとも10回もあった——出されたが、征服された一部の地域に限られ、強制性もより薄かった。これに対し、1645年の正式の「薙髪令」は全国範囲で發布され、「従わない者は容赦なく殺す」と強要性を持っていた。命令では、「今日、中外が一つの国家になり、君は父のごとく、民は子のごとく、父子は一体として、違いがあってはいけない。もしも同じにならなければ、二心<sup>にしん</sup>があることになり、これは異国の人になってしまう。此の事は朕<sup>ちん</sup>の言<sup>こと</sup>を俟<sup>ま</sup>つまでもない。天下の臣民もわかることであると思う。此の布告の後、京城<sup>けいじょう</sup>の内外は十日を期限とし、直隸の各省の地では、公文書の到着の日より十日を期限とし、すべて薙髪をさせるように。これに遵守する者は我が国の民である；躊躇<sup>ためら</sup>う者は等しく命令に逆らう賊であり、必ず重罪に処す<sup>2</sup>と明記された。「子たる民」は「父たる君主」と一致を保ち、「一心」たるべきとされ、薙髪令はこの「一心」と「一致」を具現化させる手段であった。髪型が「敵(アウトサイダー)」と「味方(インサイダー)」とを区分する標識とされた。「頭を留めたくば髪は留められず、髪を留めたくば頭は留められぬ」(留頭不留髪、留髪不留頭)(蕭 1963: 314 - 315)という言葉が巷間で流布した。髪型を変えたくない漢民族男性は激しい一連の抵抗運動を起こしたものの、満州族の軍隊に鎮圧された。その結果、剃髪が広く普及し、辮髪が漢民族を含めた清の統治地域下に生活する男性たちの背後にも垂れるようになったのである。

清末民初になると、近代国家の建立を目的とする革命の過程において、この剃髪式の辮髪はしだいに政治的な意味を付与されるようになった。たしかに、清朝の成立当初、辮髪は剃髪の大衆化につれ漢民族とその他の少数民族の髪型となりつつ、年月の流れにともない、民衆の間で「一

<sup>1</sup>この「関」は「山海関」を指し、万里の長城の一部を構成する要地である。1644年、山海関の守備に勤めた将校の呉三桂がドルゴンに降伏し、満州族の軍隊を山海関への進入を招いた。満州族の軍隊はその後、山海関内の明軍と大順軍(李自成が率いた蜂起の軍隊)に戦勝し、山海関の支配権を獲得し、北京を占領して北京に遷都した。これが「清の入関」である。

<sup>2</sup>翻訳は筆者によるもの。原文は、①王先謙『十一朝東華録・順治四』、あるいは、②蕭一山『清代通史(一)』商務印書館発行、1963、pp.314-315まで参照。

種の習俗」として固定化されていった。このため、清初で発布された「薙髮令」も「ある種の政治性」を帯びているとも考えられる。しかしながら、「薙髮令」はあくまでも「剃髮（前頭部の髪をすべて剃ること）」を命じたにとどまり、「辮髮せよ」という文言は見当たらない。「薙髮令」の後に辮髮に関する条令や命令が出されることは一度もなかった。つまり、満州族の統治者にとって最も重要であったのは、「辮髮」よりも「剃髮」であったことがわかる。政権移行を図るために行なわれた民族征服という側面から考えれば、「薙髮令」に政治性が纏われることは確かであったが、この時点から辮髮に政治性があるとは断言できない。清初に政治性を備えたのは剃髮のみであり、辮髮に政治的意味が付されたのは清末である。「辮髮」が異民族支配の手段であったのに対し、「剪辮」は前近代からの脱却と革命のシンボルとされた。そのさい、歴史を遡る形で、辮髮に改めて強い政治的文化的な意味が付されたのである。

## 2) 剪辮論および男性性をめぐる研究の動向

「剪辮論」は、辮髮研究の中心的地位を占めてきた。通説では、剪辮論は、近代化（西洋化）や反清と結びついた民族主義の表現とされてきた。この通説を東アジア三カ国の比較文化という視点から補強したのが、劉（1990）である。劉は、留学生日記や見聞記、知識人の回想録を史料として、日本の丁髷と朝鮮のサンテュおよびその断髪を比較して考察した。それによれば、日本の断髪は、「文明開化、西洋文化の受容の一環」であり、「周辺文化に位置することによる気負いのなさと、外来のものを拒まない伝統」によって、比較的迅速に進んだ。これに対し、中国の断髪運動は、「内部における民族間の怨念」によって爆発的に高まり、「清王朝の支配と決別し、中華の誇りを取り戻し、四千年という中華文化の伝統」を高揚して西洋文化を受容すること（劉1990：212）を特徴とした。

辛亥革命以前とそれ以降の剪辮論の差異を論じたのが、吉澤（1997）の研究である。吉澤は当時の定期国内刊行物、特に *The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*（『北華捷報及最高法庭與領事館雜誌』）<sup>3</sup> という雑誌を使い、革命以前の剪辮論は、「不衛生」「近代機械を使うには危ない」「軍事訓練に邪魔」「外国人に笑われる」といった点をめぐって展開したのに対し、革命最中とその後の剪辮論は、むしろ「満州族と漢民族との対立関係」に立っていると指摘する。吉澤は、剪辮を正当化する根拠を、辮髮は「富国強兵に不適合」であり、「外国人の軽蔑」を受け、「満洲王朝の強制であるため、漢人は拒否すべき」という三点にまとめた。一方、全男性が辮髮を剪るべしという主張は、「女性との髪型服装の面での性差を強調」し、「従来の文弱な士大夫像を否定し、身体的活動性ゆたかな清時代の男性像を新たに提示しよう」とし、「女性との性差の再構成」にその目的がある、として男性性という論点（吉澤1997：130）を指摘している。

<sup>3</sup> 1850年に『北華捷報』という名で創刊された上海における最初の英文新聞である。広告、船期などの商業的情報を扱いながら、言論、中外ニュース、外交や商務機関に関する情報を含めたものも刊行していた。読者は上海における華僑に限られた。1867年に商業情勢に関する記事を増やして『北華捷報與市場報道』(*North China Herald and Market Report*)と名前を変更して出版し続けた。1870年に『最高法庭與領事公報』(*The Supreme Court and Consular*)を増刊した。その後まもなく、『北華捷報與市場報道』と『最高法庭與領事公報』が合併され、『北華捷報及最高法庭與領事館雜誌』(*North China Herald and Supreme Court and Consular Gazette*)という名前に変更し、1941年12月まで発行し続けていた。

海野（2016）は、漢民族よりも少数民族である回族の断髪に、関心を向けた。華北地域に居住するムスリムとしての回族が断髪する理由は、漢民族との相違がかなり大きい。ムスリムの新聞である『正宗愛国報』と外国人による記録を考察した結果、海野は回族が断髪する理由を、「イスラームの教えに反する」<sup>4</sup>ことと、「周囲の者の多くが辮髪をすでに剪っているという『雰囲気』」による影響が強かったことに置いた（海野 2016：63）。

一方、中国における剪辮研究は数多くあるが、研究の視点や結論が重複するところが多い。ここでは、世代差および地域差に注目する論文2篇を取り上げたい。

一つは、張世瑛（2006）である。張は、清末民初における人々の剪辮の動機は流動的であり、時期によって変化していると主張した。この点は、吉澤と劉とはほぼ一致する。興味深いのは、清末の少年たちにとっての「辮髪ファッションの意味」である。張によると、清末の少年たちは、当時の辮髪に付与された「政治的意味」には無関心で、辮髪を切って様々な形にいじったり前髪を伸ばしたりするなど、ひたすらファッション風潮を追いかけていた（張 2006：156－161）。

もう一つは、辛亥革命後の剪辮問題を論じた沈航（2013）である。辛亥革命後の剪辮問題に関心を示す研究は少ないが、沈はこの問題にフォーカスし、浙江省における状況を紹介した。彼によれば、浙江省では、一般民衆の剪辮は政治とは直接的関係がない。むしろ、剪辮運動（＝辮髪は剪るべきと提唱する運動）は「風俗改変に反抗する民衆運動」とみなされ、運動の主導権を握っていたのは、民衆であった。辮髪は、約260年間の満州族による統治と満漢同化を経て、すでに漢民族の「固有なる習俗で伝承して維持させる」ものへと変わっていた。辮髪は、剪辮政策にも強制にもほとんど揺らがなかった。1930年代までの浙江省では、多くの民衆が辮髪を垂らして街を歩いていたのである（沈 2013：80）。

しかしながら、上述を含む先行研究は、国内刊行物から辮髪/剪辮に関する記事を集めて分析する、という方法を取っている。これに対し、本稿では、先行研究では扱われたことのない「記事の量的統計」と「類型づくり」を試みた。まず集めた記事の数を統計し、年ごとに対比できるように図表を作る（2－1）。量的統計からある時期において、辮髪/剪辮がどれくらいの頻度で報道され、どれほど関心を寄せられたかは分かる。そして、記事の内容によって類型のカテゴリーをつくり、量的統計を土台に、どのような内容が報道されたか、最も関心を呼ばれた内容は時期ごとにどのような差異が見られるか（2－2）について考える。3の記事分析も、このような量的統計および類型分けに基づいて行った。これらを踏まえて、清末民初の近代化進展において辮髪/剪辮が示すイメージと意味から導かれる「近代的男性像」を明らかにした。先行研究は、辮髪が持つ政治性に注意を払ってきたが、ジェンダーの視点からその政治性を解析して近代化と結合させた「男性像」に関する分析は見られない。したがって、本稿は、剪辮論が盛んになった清末民初に刊行された中国国内の新聞を史料とし、「辮髪/剪辮」に関する記事を分析してみた。そのさい、①近代化をめぐる議論における辮髪の語られ方、②①の結論が提示する男性像、

<sup>4</sup>たとえば、「[...] 礼拝時に辮髪が邪魔である。イスラームで忌避される豚の尾のようであると外国人に嘲笑されるのが耐えられない、預言者ムハンマドが丸刈りの頭を好んでいた、その側近が中途半端に剃り残した髪型を嫌っていた」という内容は挙げられる。海野典子、「辮髪は反イスラーム的か？——20世紀初頭の「剪髪」ブームに見る華北ムスリム社会の諸相——」『アジア地域文化研究』東京大学大学院総合文化研究科・教養学部アジア地域文化研究会, 2016, p.66



さらに、③国家と個人としての男性身体との「支配—従属」関係、という三つの問題について検討する。

## 2 『民立報』における辮髪記事

### 1) 記事の推移

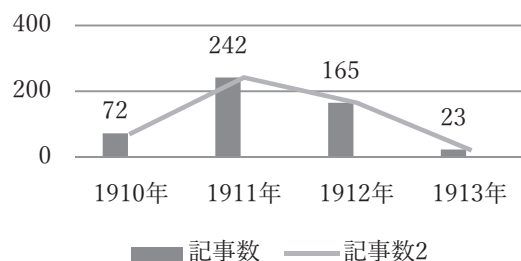
辮髪と剪辮をめぐる論説は、記事・小説・見聞記・自伝・小論など多岐にわたり、従来の研究はおもにこれらの史料に依拠している。これに対して、本稿では、清末民初に刊行された中国国内の新聞記事を主な史料として分析する。なかでも、『民立報』という新聞を取り上げたい。その理由は、『民立報』が革命派の代表的な新聞であること、発行時期が剪辮提唱の最盛期たる辛亥革命期にあたること、編集者・寄稿者が留学経験をもつ男性知識人であること、である。

『民立報』とは、革命党派で同盟会<sup>5</sup>会員の于右任により創設された日刊新聞である。同盟会は、『民立報』を中部総会の機関紙と指定した。同紙の発行は、1910年10月11日から1913年9月4日までの約3年間であり、全1036号にも及ぶ。各号6～8頁からなり、「社論」「小説」「電報」「ニュース」「詩歌」などによって構成される。辛亥革命(1911年10月10日～1912年2月12日)前後、『民立報』の中国国内における影響力は大きく、同時代の他の新聞と比べると高額であったにもかかわらず、1日2万部も販売されていた(曹、張1991:103-104)。政論や革命党派の思想、革命の輿論の宣伝と提供に全力を尽くした『民立報』は、辛亥革命の勃発にも影響を及ぼし、ある程度それを促進した<sup>6</sup>と思われる。

記事や文章の執筆者は、于右任、宋教仁、章士釗など、留学経験を持つ知識人である。彼らは、ナショナリズム、フェミニズム、民主主義のような西洋の近代思想の伝播に力を傾け、革命の世論作りに懸命に努めていた。このような多数の革命党派のメンバーが集まった『民立報』に掲載された記事は、強い革命思想と政治性を帯びている。革命思想や政治性は他の新聞にも見出せるが、『民立報』にはこれらの革命と政治思想を網羅し、いっそうラディカルにした記事が少なくない。この点は、「辮髪」をめぐる議論においても同様であった。その意味でも、『民立法』の記事は、同時代の「辮髪記事」の縮図と考えられる。

筆者は、『民立報』全巻から、「辮髪」「辮子」「剪髪」などの表現をキーワードとし、辮髪に関する記事を抽出した。その結果、計502件を確認できた。図1(筆者作成)に示した通り、辮髪を扱った記事は、時期によって量的に変動している。とりわけ、辛亥革命の直

図1：記事数の推移(計502件)



<sup>5</sup> 全称は「中国同盟会」、1905年8月20日、孫文らが東京で結成した、清朝打倒を目的とする革命団体である。興中会、華興会、光復会などいくつかの団体の合併によって成立され、国内外に支部や分会も設置されていた。

<sup>6</sup> 『民立報』が辛亥革命の発生と進展についての研究はいくつかも挙げられる。詳しくは、湯黎『『民立報』与辛亥革命』『鄂州大学学报』第11卷第3期、2004.7, pp.34-37、李霞『『民立報』在辛亥革命中的作用初探』『顺德职业技术学院学报』第1卷第1期、2003.10, pp.77-79、胡玲『浅析『民立報』在辛亥革命中的作用』『史海钩沉』, pp.61-62、周叶飞『民国初年政治报刊的共和想象及其纷争——以『民立報』为例』『河南大学学报(社会科学版)』第55卷第6期、2015.11, pp.92-99、などが参照できる。

前・直後には辮髪記事が集中的に増えていることがわかる。

『民立報』における辮髪記事の数は、辛亥革命の最初段階（1911年10月～1911年12月）と最終段階（1912年1月）に急増している。その原因は、革命成功のために、民衆のナショナリズムと排滿的感情<sup>7</sup>を煽り立てるよう辮髪をプロパガンダのイメージにしようとした革命党派の意図にあると考えられる。

## 2) 記事の諸類型

『民立報』の辮髪記事は、内容に応じておよそ17類型に分けることができる。

表1 『民立報』における辮髪記事の類型

①「保守派」に対する諷刺	革命党派が「剪辮に反対し、辮髪保留に執着する」保守派を皮肉な筆致でからかう文章
②剪辮に関する報道：	学界、軍界、政界、警察界を含めた社会各界における剪辮の実況
③剪辮/辮髪をめぐる議論：	剪辮の必要性和辮髪の不要を論じる記事
④剪辮に関する命令：	政府による剪辮の命令をめぐる議論、命令の要請
⑤剪辮と経済：	剪辮と経済との関係を論じる記事
⑥資政院 <sup>8</sup> の議論：	資政院における剪辮をめぐる議論と法案の検討
⑦剪辮支持：	剪辮を支持する言論
⑧剪辮と革命（党）：	剪辮と革命および革命党派との直接的・間接的な関係を示した記事
⑨辮髪と女性：	女性に言及した辮髪記事；女性が辮髪に対する見方
⑩恥/屈辱としての辮髪：	辮髪が「漢民族の恥/屈辱」として論じられた記事
⑪特徴としての辮髪：	辮髪が人物の特徴として特に言及される記事
⑫剪辮の意味：	革命党派にとっての剪辮の意味
⑬剪辮と政治：	剪辮と政治との直接的・間接的な関係を示した記事
⑭辮髪の歴史：	辮髪の歴史を述べる記事/文章
⑮強制剪辮：	強制的な手段による剪辮とそれが起こした事件
⑯剪辮/辮髪と民族/国家：	剪辮と民族対立（漢民族と満州族）との関わり
⑰その他：	

以上の類型のうち、最も多く登場したのは、類型⑧（辮髪と革命（党））と類型⑯（剪辮/辮髪と民族/国家）である。類型⑧は、辮髪の有無と革命もしくは革命党派との関係を示す記事である。一方、類型⑯は、剪辮/辮髪と満漢民族の対立、漢民族の独立、そして新国家の成立という文脈において述べられる記事である。

<sup>7</sup>漢民族による「清朝を覆して満州族を排除し、漢民族の主権国家を取り戻す」という思想である。清朝建立当初にはすでに存在していたが、清末に徐々に発展して激化していった。

<sup>8</sup>1910年9月、清政府が立憲運動時に、西洋の法体制に倣って設立した準備的な立法機構である。その目的と特徴は、議員を培い、将来の正式な両院制の設置のための過渡性にある。

表2 最も多く登場した類型とその記事例

	記事例
類型⑧	<p>A) 前日の午後、南京暨南学堂の200名ほどの南洋華僑学生は、甯滬の列車に乗って上海に来た。肇動路に十軒の建物を借りて宿舍とした。学生たちに皆辮髪がないとみると、(彼らを)革命党と誤認してしまう無知な愚民もいた。探捕<sup>9</sup>を派遣して厳しく防備して治安を守ってもよからう。(『鄂江潮急護華僑』『民立報』第380号、1911年11月1日、p.2529)</p> <p>B) [...] 13日の午後、城内の住民の積蓄を奪い取りつくしたら、再び辮髪のない革命党と住民を捜査して、老若問わず皆殺しした。城を出入りする者は、帽子を外してその辮髪の実偽を見せなければならない。ゆえに、辮髪のない住民に運よく逃れる者はいなかった。(『金陵難民血淚談』『民立報』第400号、1911年12月1日、p.2726)</p>
類型⑩	<p>C) [...] かつて、我が漢民族の祖先は剃髪(に反抗すること)で殺された。甚だしく残酷であった。だから近頃、辮髪を剪った者は大勢いるが、遅遅として実行しない者もいる。私は心のなかで疑問を持っている。剪辮という行為は、衛生と生計のためだけでなく、美観のためでもない。この辮髪は華夷の境界につながり、大漢(民族)の栄辱に関わるものであるから。(『勸速剪辮論』『民立報』第427号、1911年12月18日、p.2872)</p> <p>D) 辮髪は長らく満清の古い制度であり、文明諸国に笑われる。この光復の時代にあって、古い制度が変更され新しい時代が始まる。断じてこのような汚点を残して世界に辱められるわけにはいかない。現在、都督府と民政総長は命令を下し、心尽くして勧告している。我が同胞がその誠意を察して早くも辮髪を剪って、共和の幸福を共に分かち、と強く願う。(『民政紀事』『民立報』第442号、1912年1月2日、p.3008)</p>

記事A)B)が示すように、辛亥革命のさなかには、剪辮は革命党と密接に関連していた。当時、革命党の多くは辮髪を剪っており、偽装のためにカツラをつける者もいた。記事C)は、剪辮に対する支持や勧告を通じて漢民族の独立、満州族の排除ならびに国家の建立を読者の民衆に教え込もうとするものである。辛亥革命が高まり革命党と清政府の対立が激化すると、清政府にとっては「辮髪を剪った」「カツラをつけている」ことは、革命党を表す象徴となった。『民立報』は、革命の進展を報道しながら、こうしたシンボリックな辮髪イメージを描いていた。そして、記事D)が提示した民族と国家に関する教えは、古い清朝政権に対する否定を通じた新しい政権樹立の正当化を実現するツールであり、辮髪と剪辮はこの教えを説くために持ち上げられたモチーフであった。

革命が発生する前に最も量的に多かった記事の内容は、社会各界における剪辮の状況である。これは類型②にあたり、学界・政界・軍界・警察界における剪辮の動き、剪辮支持や剪辮反対の政策と実施が詳細に紹介されている。

革命が成功して中華民国が建国され、断髪令の発布に伴って全国レベルで断髪運動が進行していくと、政府の関心は国内の安定および列強諸国との主権闘争へと移っていった。政府にさまざまな提言を行った『民立報』も、次第に辮髪への関心を薄めていった。1912年2月から辮髪記事の数は次第に減り、1913年になると急減した。革命後期の記事の内容は革命以前と同様、類型②が多数を占めている。社会各界における剪辮の進行が報道されると同時に、剪辮が進んでいない状況も記されている。

剪辮の遅れに関する記述のなかで、筆者は「猶」(「辮子之魔力猶存」『民立報』第593号、1912年6月8日、p.4388)、「又」(「又是一個保辮黨」『民立報』第803号、1913年1月7日)、「還」

<sup>9</sup>清末と民国時期、租界の「巡捕房」(警察機関)で犯人を捜査して逮捕する巡捕(警察職員)のことである。

(「剪髮還鬧風波」『民立報』第 677 号, 1912 年 8 月 31 日, p.5141) などの言葉に注目した。「猶」「又」「還」はそれぞれ「なお」「また」「まだ」を意味する。今も残る辮髪(「辮子之魔力猶存」)、保辮党はまた現れた(「又是一個保辮黨」)、剪辮はまだトラブルを起こしている(「剪髮還鬧風波」)というタイトルは、「辮髪の問題はもう終わったはずである」「なぜ今更まだ辮髪の問題が現れるのか」といった革命党の考えを反映しており、革命党の関心がもはや剪辮から他の問題に変わったことを示唆している。なお、この種の報道から「剪辮令」発布後一年を経たにもかかわらず、辮髪を維持する者が依然として存在していたことがわかる。

革命党が関心を寄せたもう一つの辮髪問題が、張勳の「辮子軍」である。1913 年 8 月から 9 月まで、反乱を起こした張勳の軍隊には剪辮していない男性が集まった。皮肉なことに、革命党は、『民立報』の記事で、かつて外国人に嘲笑された「豚尾兵」という蔑称をもって張勳と「辮子軍」を嘲笑したのである。

『民立報』の掲載記事は、主にエリート層の思想を表現するが、民衆側、そして女性と辮髪との関係を描く内容も少なくない。以下では、ひとまず、エリート層に立つ男性知識人が考えた「剪辮と辮髪のある方」およびそこから反映した「近代の男性あるべき姿」を考察してみたい。

### 3 シンボリックな辮髪と剪辮——知識人エリートの理想と創造

『民立報』における辮髪記事は、知識人の理想と意思を反映するものが多数を占めている。ここでは、類型⑩⑫⑬⑯を例に説明する。

#### 1) 恥/屈辱としての辮髪(類型⑩)

革命党派の解釈では、辮髪は満洲族による征服戦争で漢民族に課せられたものであり、被征服・被支配を象徴する「恥ずべき」ものとしてシンボル化されたものである。類型⑩の記事を特徴づけたのは、「恥」や「屈辱」といったような言葉が繰り返されたことである。しかも、この反復使用は、1911 年 10 月から 1912 年 2 月にかけての期間に集中しており、ちょうど辛亥革命の発生期にあたる。特徴的な言葉を繰り返して使用したのは、屈辱的な漢民族の被征服・被支配の歴史を持ち出し、それを強調することを通じて、男性たちの民族感情を煽りたてる狙いがあったと思われる。このため、『民立報』には、同じ時期(1911 年 10 月～1912 年 2 月)に連載の形で「髮史」が掲載され、清初の薙髮令に反抗して出家したり殺害されたりした漢民族の有名人らの物語が記載されていた。

表 3 辮髪を「恥」「屈辱」として描く記事

史料 1	我が民族は辮髪(「恥」)を今まで 268 年も被ってきた。人々はそれに慣れて安楽に生き、本来の髪型を忘れ、胡尾を本来の面目と思っている。(「髮史」『民立報』第 402 号、1911 年 11 月 23 日、p.2673)
史料 2	辮髪は 200 年ほどの満洲族の奴らによる亡国の「悪物」であり、百害あって一利なし、百恥あって一栄なし。列強はそれを豚尾と視し、侮辱している。(「城内紀事」『民立報』第 420 号、1911 年 11 月 23 日、p.2673)
史料 3	滬軍分府陳都督は言った。各兵營の長官および各所の教練と職員が、すべて胡尾を切り除いて、この 200 年ほどの屈辱を晴らした、と。これぞ東縛から解放されたように光榮である。(「軍政紀事」『民立報』第 405 号、1911 年 11 月 26 日、p.2693)
史料 4	新しい政府が成立し、[...] 我が民は [...] 早めに胡尾を切り、氣象を刷新し、260 年ほどの屈辱をはらい、[...] これからの共和の世界には、我が清浄なる神州を汚すような満奴の記号を残すにはいかぬ。(「剪髮不易服論」『民立報』第 448 号、1912 年 1 月 8 日、p.3060)

史料1は「髮史」の「序」にあたり、冒頭の説明によると、民衆の多くは、260年余りの長い年月が経つにつれ、辮髪に慣れつつそれを自民族の本来の髪型であると思込んでいる。民衆がそう思込み、剪辮が自分自身や国家興亡とは関係のないことと考えているのは、辮髪の歴史を知らないからである（「髮史」『民立報』第402号、1911年11月23日、p.2673）。「髮史」は、このような「状況を知らない」民衆に歴史を教え、彼らの国家興亡に対する関心を呼び起こして剪辮を促そうとした。革命党の知識人らにとって、辮髪は単なる髪型ではなく、自民族が260年間も他人の支配下に置かれてきた「被抑圧のシンボル」であり、「恥」であり「屈辱」でもあった。辮髪を提起する際に繰り返し現れた「恥」「屈辱」というキーワードは、同じ時期に書かれ続けた「髮史」と強い相関関係があった。歴史的原因を主張の正当化根拠にしようとしたのである。

## 2) 剪辮の意味（類型⑫）

辮髪が「恥/屈辱」や「被支配と被征服」のシンボルとすれば、その対極にある剪辮は、これからの「離脱」である。離脱に成功した者は、「気骨があり、智識を持っている」と思われ、辮髪を切りたくない者は、「智識がない、無知な愚か者」と見なされる。革命党にしては、時代交替の時期において、国民の「智識」と「気骨」は不可欠なものであった。かつての封建と専制に別れを告げ、中国を西洋や日本のような強大な近代国家に変えるためには、国民——とりわけ、漢民族の男性国民——は「気骨と智識を持つ」者でなければならない。「物事に対する認識」を意味する「知識」よりも「物事を認識し、その認識に対する見解や考えを持ち、智慧を形成すること」を指す「智識」を使うことは興味深い。革命党が創り出そうとした「理想的な男性国民」は、知識を持っているだけでは満たされず、社会や政治情勢を正しく観察して認識できるような自主性をも併せ持つことが要求された。

表4 剪辮の意味を説く記事

史料5	今日中國漢土が天に恵まれ、気骨のある者は祖先の遭遇を痛感しつつ速やかに辮髪を剪り、数寸の胡尾を除去し、我が元の面目に戻す。知識のない下流社會の者は、まだ積習にこだわり、(情勢の)觀察に意志を置いた。(「軍政紀事 留得此身好殺賊」『民立報』第438号、1911年12月29日、p.2970)
史料6	民衆が背後に辮髪を垂らすのは、満洲王朝の悪習である。漢民族が光復し、維新が果たされ、各地方の智識のある者は、すでに辮髪を剪除した。近頃、都督は布告を出し、[...] 断髪はさらに積極的になるようになった。剪らない者の多くは、下層社会と愚かで無知な者である。(「政界之怪相(松江通信)」『民立報』第455号、1912年1月15日、p.3131)

## 3) 剪辮と政治（類型⑬）

革命党は、いっそう直接的に、民衆の剪辮と政治や国家とのつながりを説いている。

表5 剪辮と政治との関係を表す記事

史料7	一か月以内、辮髪を剪らない者は、公的権利を奪われ、廢民籍に編入されるべし。(『民立報』第397号、1911年11月18日、p.2634)
史料8	[...] この布告が発布された後、軍人や人民など、なお辮髪を剪らない者は、毅然として剪らなければならない、辮髪を帽子のなかに束ねてはいけない。面従腹背すると、公的権利を剥奪される結果に至る。(「新甬江之新氣象」『民立報』第443号、1912年1月3日、p.3017)
史料9	先日、山東省の議会では、当省の選挙手続きを決議した。議案では、辮髪を持つものは、入場して投票してはいけない、とされた。(「燕京秋夢録」『民立報』第734号、1912年10月28日、p.5654)

以上の史料の主旨は、「剪辮しない男性の公的権利を剥奪する」ことである。史料8の続きでは、「公的権利には、自由権、裁判請求権（訴訟等の権利）、参政権（選挙権、被選挙権、官吏になる権利）、一切の公的権利（学堂の教職員、自治公所の職員、各公共局所の職員等）が含まれる」と明記されている。つまり、当時、北京・山東・杭州・寧波を含んだいくつかの地域では、剪辮を男性国民の公的権利、特に選挙権の獲得の前提とした。それは、1911年11月から1912年11月にかけておよそ一年間もかけて検討されていたのである。この議案に対し、提案された当初には異議を唱える議員もいたが、「共和国が成立して一年も経ったとはいえ、なお辮髪を保っている者がいる。このような者たちに選挙権を与えれば、体制の安定に害を及ぼすだろう」（『民立報』第736号、1912年10月30日、p.5670）と主張する声は強かった。剪辮の問題に選挙権まで持ち込み、省議会や参議院の議論で取り上げ続けたのは、「この悪俗（辮髪）を除去するには、選挙権の剥奪は最適な方法である」（『民立報』第736号、1912年10月30日、p.5670）と信じられていたからである。議案は採択には至らなかったものの、選挙権を含めた公的権利の与奪および国民としての身分の承認が男性の速やかな剪辮に対する「督促状」とされたのは事実であった。

#### 4) 剪辮 / 辮髪と民族 / 国家（類型⑩）

異民族による支配と征服からの離脱でありながら、剪辮はまた、文明化や（漢）民族精神の刷新と不可分の関係に置かれた。辮髪を保ったりそれを剪ったりするという行為は、革命党の言説では、もはや単なる髪型の変化であってはならず、「民族と国家」レベルの意味を託されたのである。辮髪は本来、汚いもの（「髮辮本濁」）であり、先進国にからかわれる「豚尾」でもあった。「汚いもの」とは、「衛生的によくない」という衛生的な側面もあれば、「民族の穢れ」なる精神的側面もある。

表6 剪辮 / 辮髪と民族 / 国家との関わりを述べる記事

史料10	山東省の商・軍・学各界は、当省は光復して中華民国になった以上、漢人の制度を守るべく満州の様態を学んではいかん、と考える。まず、剪髮問題を提唱し、同胞に伝わる。剪髮ということは、すでに輿論になっている。(剪髮は)形式上の改革とはいえ、精神が奮い立つことに関わっている。[...] 文明を促進させ、煩惱を消去し、我々はそう望むこと極まりない。(「光復後之山東（濟南通信）」『民立報』第404号、1911年11月25日、p.2685)
史料11	[...] 都督府参謀処の剪髮勧告文 湖北省は真っ先に蜂起の旗をあげ、全国はそれに呼応し、共和政体を組織する。同胞は平和を安らかに楽しむ。(民衆は) 辮髪を速やかに剪り、これからは精神を奮い立つのである。商界と学界は、みなが努力して(剪辮を)進ませると提唱する。民衆は知るべし：この豚尾を垂らすのは、本来韃靼の醜い姿である。傍観して遅疑し、文明を阻止してはいけない。(「国民之新氣象」『民立報』第405号、1911年11月26日、p.2692)
史料12	李平書 <sup>10</sup> は製造衛隊および巡査の各兵士に命令を下り、「一律剪辮せよ」と五日間の期限を制定した。局中の事務員や各兵士がなお辮髪を剪除していないと分かり、昨日に特別に剪辮大会を開き、演説を行った。辮髪は本来、汚いものであり、利のないものである。なぜ満州族の奴らに倣って辮髪を垂らす必要があるのか。早速に剪除せよ、という。全員賛成である。(「製造局無豚尾」『民立報』第419号、1911年12月10日、p.2798)

辮髪はその形が豚の尻尾に似るため、当時、外国人から「豚尾」と嘲笑された。しかし、蔑視されたのは「豚尾」と呼ばれる辮髪にとどまらない。この蔑称が広く使われた結果、中国人のイメージが「豚」として定着した。小松裕は、清国人に対する「豚尾漢」などの蔑称が各地へ広まっ

<sup>10</sup>1911年に辛亥革命に参加し、上海が光復すると（11月）、江南製造局の局長と滬軍都府民政総長に任命された。近代上海の社会改良や市政建設に大きく貢献し、近代上海史における重要人物とされている。

ていくとともに、清国人が「豚」のイメージで漫画や絵に現れて蔑視の対象とされていった過程を考察することを通して、明治期日本における侮蔑的な中国人観とレイシズムを明らかにした。彼によると、「豚尾漢」「豚兵」「豚尾」などの蔑称は、明治日本の新聞紙面では広範に使われ、漫画や絵での「清国」は「豚」のイメージ（「辮髪をつける豚」というイメージも時々見られる）で描かれて、「不潔」の意味が徐々に加えられるようになった（小松 2003）。

『民立報』全巻を通して見ると、「豚尾」を使った記事や文章は71件もみられる。「豚尾」という蔑称を自ら用い、「非人間的で野蛮な中国人」なるイメージを描き出す一方、常に「不潔」と関わる「豚」の表象は「汚いもの」とされた辮髪の意味と互いに照応した。このように、革命党はあらゆる表現と手段を利用し、「剪辮の重要性かつ至急性」を満州族と清朝打倒のためのプロパガンダに取り込んだ。清潔と文明の旗を掲げる近代へと変貌するために、野蛮と不潔を揃えた「豚尾」イメージの再利用と再生産はなくてはならないものであった。

## おわりに

清末民初で大きな影響力を持った『民立報』における辮髪記事を、統計を通じて時期ごとにその特徴をつけ、内容に基づいて17の類型に分けたうえ、辮髪/剪辮の意義を探りながら「近代化に望ましい男性像」を明らかにしてみた。

満州族の政権を非正当化することを狙い、革命党派は、辮髪を「被支配の歴史を象徴する恥/屈辱」、「非人間化」、「情勢を見守り、正しい判断を下す智識者と愚か者」を区分するシンボリックな存在にした。辮髪を切り捨てる男性は、他人の支配から抜け出した、良し悪しが弁別できる智識を持ち、新しい共和政体と革命維新に支持する独立な人間になるとされた。このような男性こそ、国民として国家に認められ、政治的権利を付与され、近代国家に相応しい「近代の男性」として望まれる存在とされた。革命党派の論調では、辮髪は常に満州族の「悪制」「悪俗」「悪習」「野蛮制度」と連動される。剪辮は、今までの「悪」や「野蛮」と決別し、「国家の刷新」「文明開化」の道へと進み、日本やアメリカ、ドイツをはじめとする近代国家に近づいていく「近代化への通行証」という意味を持たされたのである。それは、「辮髪剪除」という瞬時的な行為よりも、「無知」から「智慧」、「野蛮」から「文明」、「被支配」から「支配/独立」への社会的・政治的移行を意味したと考えられる。

『民立報』は辛亥革命の進展に強く影響し、その記事は輿論の喚起と方向付けに大きく貢献したと考えられる。『民立報』の報道によってどれくらいの男性が辮髪を剪ったかまでは不明であるが、『民立報』が男性、特に漢民族の男性にナショナリズムを呼びかけ、民族独立と維新革命に献身させようとするために、「辮髪」という身体の一部を利用して公的プロパガンダを行ったことは確かである。

『民立報』には、民衆の中には辮髪を容易に捨てなかった一般民衆の男性たちがいたこと、また、断髪に対する女性の反応についても記事がある。たとえば、エリート男性は、断髪は漢民族としての国民がすべきことであり、断髪しない男性は文明開化から遠ざけられると考えたが、一般の民衆男性にとって辮髪は面目であり、生計を維持するための一象徴、他の村人とのつながりを保つ存在であった。一方、豚尾を垂らす男性は女性に結婚相手ともされない『民立報』では論じ

られている。紙幅の関係でこれらについて述べることができなかつたが、稿を改めて論じたい。

#### 参考文献

- 『民報』中国科学院歴史研究所第三所蒐集、北京科学出版社、1957、10
- 『民立報』中國國民史料叢編、中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會、1969
- 海野典子、「辮髪は反イスラームのか？——20世紀初頭の「剪髪」ブームに見る華北ムスリム社会の諸相——」東京大学大学院総合文化研究科・教養学部アジア地域文化研究会『アジア地域文化研究』12号、2016、51-73頁
- 高嶋航、「1920年代の中国における女性の断髪——議論・ファッション・革命——」京都大学人文科学研究所『中国社会主义文化の研究』2010、27-60頁
- 佐藤卓己、佐藤八寿子訳、ジョージ・L・モッセ『ナショナリズムとセクシュアリティ：市民道徳とナチズム』柏書房、1996
- 小松裕「近代日本のレイシズム：民衆の中国（人）観を例に」『文学部論叢』78、2003、48-65頁
- 竹内照夫『礼記』明治書院、1989
- 劉香織『断髪——近代東アジアの文化衝突』朝日新聞社、1990
- 吉澤誠一郎「清末剪辮論の一考察」『東洋史研究』第56号第2期、1997、307 - 341頁
- [唐]李延壽『南史』商務印書館、1958
- 『辛亥革命前十年間時論選集』生活・読書・新知三聯書店、1977
- 曹正文、張國瀛『舊上海報刊史話』華東師範大學出版社、1991
- 胡玲「浅析『民立報』在辛亥革命中的作用」『群文天地』第6期、2009、61-62頁
- 李霞「『民立報』在辛亥革命中的作用初探」『順德职业技术学院学报』第1卷第1期、2003、77-79頁
- 沈航「辛亥革命後的剪辮與留辮問題研究——以浙江省為例」『浙江学刊』第3期、2013、76 - 80頁
- 汤黎「『民立報』与辛亥革命」『鄂州大学学报』第11卷第3期、2004、34-37頁
- 王宏剛 富育光（編）『滿族民俗志』中央民族學院出版社、1991
- 王先謙（編）周潤蕃 周淪蕃（校）『十一朝東華錄』出版地不明、1911
- 蕭一山『清代通史』商務印書館發行、1963
- 宇文懋昭（撰）崔文印（校證）『大金國志校證』中華書局、1986
- 張世瑛『清末民初的變局與身體』臺灣國立政治大學、2006
- 周叶飞「民国初年政治报刊的共和想象及其纷争——以『民立報』为例」『河南大学学报（社会科学版）』第55卷第6期、2015、92-99頁
- Esther R. Berry, The Politics of Pigtails and Pompadours: Chinese Hair Imports in Turn-of-the-Century Popular American Periodicals, *Feminist Formations*, Vol. 31, No. 20, 2019, pp.69-99
- Pamela Kyle Crossley, *The Manchus*, Wiley-Blackwell, 1997
- Victoria Sherrow, *Encyclopedia of Hair: a Cultural History*, Greenwood Press, 2006



# Issues Surrounding Legislation on Assisted Reproductive Technology: Analyzing the Case of Victoria, Australia

Takako MINAMI

(Kagawa Prefectural University of Health Sciences)

Assisted reproductive technology (ART) is used by many infertile couples in Japan these days. Nevertheless, no overall legislation regulates ART in Japan, and early regulation of the practice has been called for. In particular, various legal, social, and ethical issues surround the practice of ART using the third party's gametes (donor conception). In December 2020, the law regulating the legal parentage status of offspring born by donor conception (donor-conceived offspring) was passed by the Japanese parliament. However, Japan has yet to adopt legislation providing detailed regulation of ART, especially regulations on the access to ART and donor-conceived offspring's right to know their origin.

By analyzing the case of the Australian state of Victoria, this article will examine issues surrounding donor conception and discuss matters to consider in legislating ART.

In Victoria, the *Assisted Reproductive Treatment Act 2008*, which came into force in 2010, admitted the use of ART for single women and same-sex couples. In 2020, police and child protection order checks, which had been one of the eligibility criteria for accessing ART, were abolished. The legislative right of donor-conceived offspring to know their origin has been extended, and the 2016 amendment act allowed all donor-conceived offspring the right to know their origin regardless of when they were born. Victoria's legislation is progressive compared to other jurisdictions, and the legislation has vast implications for families with donor-conceived offspring and society. It opens the door to a potential relationship between donor and donor-conceived offspring or their families.

The social environment surrounding ART in Japan is different from that in Victoria. However, analyzing Victoria's more than 30-year-long legislative progress alongside its continuous reforms on their ART statute will provide us with valuable information to consider in regulating ART in Japan.

# 提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制化をめぐる課題

## —オーストラリア・ビクトリア州の事例に焦点を当てて—

南 貴 子  
(香川県立保健医療大学)

### 1. はじめに

生殖補助医療<sup>(1)</sup>は、現在多くの不妊カップルに用いられる医療技術となった。しかし、生殖補助医療のなかでも、夫婦の精子・卵子（配偶子）ではなく、ドナーの提供配偶子・胚を用いる生殖補助医療（donor conception: DC）は、その利用にあたって、多くの課題が依然として残されている。特に日本では、これまで生殖補助医療を規制する法制度が整備されておらず、日本産科婦人科学会の会告に準拠し、医師の自主規制のもとに提供精子を用いる人工授精（donor insemination: DI）が行われてきたが<sup>(2)</sup>、ドナーは匿名とされ、「子の出自を知る権利」も保障されてこなかった。また海外に渡航して行われた生殖補助医療に伴う親子関係を法的に明らかにする必要にも迫られていた。このような状況から、生殖補助医療を規制する法制度の整備が急がれていたが、2020年12月4日に、ようやくDCによって生まれた子の法的親子関係を定める「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（以下「生殖補助医療の民法特例法」と略す）が成立し、第3章の規定「生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例」は、公布の日から1年を経過した2021年12月11日から施行されることになった。第3章の規定では、「女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする」（第9条）、「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない」（第10条）とした<sup>(3)</sup>。この法律は、議員立法として議会に提出されたものであるが、基本的には、2003年に出された法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会（2003）による『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案』（以下「要綱中間試案」と略す）に沿ったものである。しかし、親子関係の規定は制定されたものの、生殖補助医療の実施に伴う法制度の整備は依然としてこれからの検討課題として残されている。

(1) 本稿では、人工授精、体外受精などの生殖技術による医療を「生殖補助医療」と記す。

(2) 日本では、1949年に慶應義塾大学病院においてDIによる最初の子が誕生して以来1万人以上の子が生まれてきたと言われている（厚生科学審議会生殖補助医療部会、2003）。日本産科婦人科学会倫理委員会の報告によると、登録を始めた1998年から2018年までのDIによる総出生児数は、2,479人である（日本産科婦人科学会、2021）が、1997年以前の正確なDIによる出生児数は明らかではない。

(3) 日本の法律では、これまでドナーの配偶子を利用するDCを想定した親子関係の規定はなく、父子関係は民法第772条によって、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と定められている。母子関係は、最高裁の判例（最高裁判決1962.4.27「親子関係存在確認請求」）によって、分娩した女性を母としており、2020年12月に成立した生殖補助医療の民法特例法も、この判例に沿ったものとなっている。

日本における生殖補助医療の法整備に向けた検討としては、要綱中間試案に加えて2003年に厚生科学審議会生殖補助医療部会（2003）によって『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』（以下「医療部会報告書」と略す）が出されたが、その後、法制化には至っていない。医療部会報告書では、DCの利用は「子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限る」とされており、シングル女性やレズビアン女性による生殖補助医療の利用については除外されていた。また、子の出自を知る権利についても、ドナーの匿名性を廃止し、「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求することができる」として、子の出自を知る権利（子がドナーの身元を特定する情報を知る権利）を認めているが、その権利を行使するために必要な、子がDCで生まれた事実を知る権利や、すでにドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的な保障について、どのような法整備が必要なのかは示されておらず、これらは検討すべき課題となっている。しかし、DCによって子をもうけた家族（DC家族）の実態調査などDCの利用についての詳しい研究報告は、DCの事実が「家族の秘密」とされてきたことから、ほとんどなされていない。したがって、日本における生殖補助医療の法整備を検討するにあたっては、先行する海外の法制度を基にした事例研究が、指標として求められている。

本稿では、海外での先行事例のなかでも、生殖補助医療について先駆的な法制度を整備してきたオーストラリア・ビクトリア州における法制度の変遷の事例を分析することにより、生殖補助医療の利用がもたらす家族の問題、特に子の出自を知る権利、DCを利用する親の権利に関する問題に焦点を当てて、DCの法制化をめぐる課題について検討する。

## 2. オーストラリア・ビクトリア州における法制化の背景

DCのなかでも、ドナーの精子を人工的に女性の体内に注入するDIは古くから行われてきた生殖補助医療である。オーストラリアでは、DIが正確にいつから始められたのかは明らかではないが、1940年代には行われていたとされている。また、現在では提供精子だけでなく提供卵子や提供胚を用いた体外受精（IVF: in vitro fertilization）がDCの主要な治療技術となっているが、IVFによる妊娠を世界で最初に成功させたのは、モナシュ大学のCarl Wood教授を中心としたメルボルンの研究チームである。妊娠は出産には至らなかったが、その研究は、世界における生殖科学の分野を奮起させることになった。そして、1973年の発表から5年後の1978年7月にイギリスのPatrick SteptoeとRobert Edwardsによる世界初の体外受精児Louise Brown誕生の成功につながった。一方、メルボルンの研究チームは、世界で3番目のIVFによる子となったCandice Reedの誕生を1980年6月にRoyal Women's Hospitalにおいて達成した。そして、その手法の詳細が医学雑誌*Fertility and Sterility*に発表された（Lopata et al., 1980）ことにより、生殖補助医療における世界中の専門家たちの注目を集めることとなった。

その後、世界で最も初期の体外受精児16人のうち、12人もがビクトリア州で生まれている（Overduin & Fleming, 1982）。さらに、1983年にはモナシュ大学のAlan Trounsonらが世界で初の

ヒト冷凍胚による IVF の妊娠に成功し、体外受精技術は大きく前進した<sup>(4)</sup>。

このように、生殖補助技術の進んでいたビクトリア州では、1984 年 11 月に IVF などの生殖補助技術の利用を包括的に規制し管理する目的での *Infertility (Medical Procedures) Act 1984* (Vic) (1984 年法) が世界で初めて議会を通過した。

成立した 1984 年法では、生まれてくる子の福祉の観点から、1988 年 7 月 1 日以降に、DC によって生まれた子 (DC 子) は 18 歳になれば、ドナーの同意のもと、ドナーを特定する情報を得ることが認められた。つまり、ドナーの同意を必要とはしているが、子の出自を知る権利が世界に先駆けて認められることになった<sup>(5)</sup>。1984 年法は 1995 年に改正され、新たに制定された *Infertility Treatment Act 1995* (Vic) (1995 年法) が 1998 年から施行された。1995 年法では、1984 年法とは異なり、あらかじめ自己の情報を開示することに同意したドナーの提供配偶子のみを用いることとし、子は 18 歳になれば、ドナーの同意を得ることなく、ドナーを特定する情報を得ることができるようにした<sup>(6)</sup>。

さらに、2008 年には 1995 年法を改正した *Assisted Reproductive Treatment Act 2008* (Vic) (2008 年法) が制定され、2010 年から施行されているが、2008 年法もこれまでに、いくつかの点が改正された。それらの法改正は、主に DC を利用する親と子の権利の保障をより確実なものとすることを目指して行われてきたが、2008 年法の特徴やその後の法改正の分析を通して、どのような課題が明らかになり、どのような改正がなされたのかについて考察する。

### 3. 2008 年法の特徴

#### 1) 「子の出自を知る権利」の保障

「子の出自を知る権利」の保障は既に述べたように、1984 年法以来、法改正を重ねるごとに見直されてきた。多くの DC 家族にとって DC の事実は「家族の秘密」とされ、1984 年法の施行後 18 年を経ても多くの子が出自について親から知らされていなかった (南, 2009a)。すなわち、DC 子が出自を知る権利を行使する前提となる真実告知が親の手だけに委ねられており、法に基づく子の出自を知る権利を阻んでいたと言える。この事態を解消するため、ビクトリア州では、2006 年から政府主導で親から子への真実告知を促す “Time to Tell” キャンペーンを展開し (南, 2010)、さらに 2008 年法によって、ドナーの情報へアクセスするための申請条件であった子の 18 歳の年齢制限を廃止し、さらに DC 子が自己の出生証明書によって出自を知ることを可能にした。

具体的には、「提供配偶子を用いた結果生まれた子どもは遺伝的親についての情報を知る権利がある (5 条)」との文言が法の原則に取り入れられた。用語の定義 (3 条) では、「子ども “child” は 18 歳未満の者を意味する」とされている。子ども (18 歳未満) からのドナーの身元を特定す

<sup>(4)</sup> 日本では、1983年に東北大学医学部附属病院において、体外受精による初の子が誕生している。

<sup>(5)</sup> スウェーデンでも、DI によって生まれた子を対象に、子の出自を知る権利を *Lag (1984: 1140) om insemination* (1985年3月18日から施行) によって認めた。

<sup>(6)</sup> ビクトリア州では、1988年7月1日以降ドナーによる出生は法律によって Central Register (中央登録制度) への登録が義務付けられている。2020年6月30日現在の登録数は、ドナー4,096人、DC 子11,559人である。DC 子のうち、4,650人は18歳以上となっている (VARTA, 2020)。

情報の開示請求については、子どもの親あるいは後見人がその申請に同意している場合だけでなく、カウンセラーが子どもにカウンセリングを行い、書面で、その子どもが情報開示の結果を理解するのに十分なほどに成熟しているとアドバイスした場合においても認められる（59条）ことになった。出生登録については、2008年法の施行によって *Births, Deaths and Marriages Registration Act 1996* (Vic) に新たに追加された17B条「治療によって懐胎された子の出生登録」の規定により、ドナーの提供精子・卵子・胚を用いた治療によって生まれた子の出生登録には“donor conceived”とマークされ、子本人が出生証明書の発行を申請した場合には、その出生証明書に「更なる情報を入手することができる」ことを記載した追加文書“addendum”が添付されることになった。つまり、出生証明書に添付される追加文書によって自分がドナーによって懐胎された子であることを知ることができるようになった。このように、2008年法の原則は、「(親が)18歳未満の子どもに出自を伝える」ことを意図していると言える。そしてその原則は18歳の年齢制限の廃止と出生登録についての変更のなかに生かされている。すなわち、2008年法によってビクトリア州の社会が求めたのは、子が家族のなかで「出自の事実とともに成長する権利」(南, 2010)であり、それはDCの事実を隠しておきたいとする親と、出自を知りたいと願う子の対立を超えた調和を促すものである。そして、その調和は、全てのDC子に出自を知る権利を認めることへの家族の理解につながるものと言えよう。

## 2) 親の生殖補助医療を利用する権利の保障

### 【生殖補助医療によって、親が子をもうける自由と権利】

生殖補助医療によって、親が子をもうける自由と権利はどのように守られてきたのであろうか。かつて、生殖補助医療の利用は、自然な生殖から逸脱しているものとして偏見の対象とされた。特に古くから行われていたドナーの精子を利用するDIによって子を持つ家族に対しては偏見の歴史があった。イギリスにおける例では、1940年代における多くの意見は、DIを倫理的、道徳的観点から、社会的秩序を乱すものとみなした(南, 2010)。そのため、家族の選択した生き方は、DIの事実を隠して、「普通の家族」として生きることであり、家族をめぐる社会環境は、そのような家族の選択を余儀なくさせたといつてよいであろう。この事実は、オーストラリア・ビクトリア州の1995年法における法の原則の一つに「不妊のカップルは子を持つと希望がかなえられるように援助されるべきである」(5条)と明記されていることから推測される。この原則は、生殖補助医療を利用することの偏見を取り除き、子を持ちたいと願うカップルの希望を尊重するものであり、不妊夫婦がDCを利用する権利と家族に対する社会の偏見を法によって除こうとするものと言える。こうして、DCによって親が子をもうける権利は、生殖補助技術の進展とそれに伴うDCの利用拡大とともに、社会的に認められるようになった。

しかし、1995年法においても生殖補助医療を利用できる者は、依然として既婚の夫婦に限定されており(1997年には、異性愛の事実婚のカップルにも認められるようになった)、シングル女性やレズビアン女性には生殖補助医療の利用が認められなかった。

ビクトリア州において、こうした状況に風穴を開けたのがマクベイン裁判(*McBain v the State of Victoria (2000) FCA 1009*)である(南, 2009b)。マクベイン裁判は、男性パートナーのいない女性の生殖補助医療の利用を認めるか否かの議論として、ビクトリア州のみならずオーストラ

リア連邦政府をも巻き込む議論を引き起こした。その議論が提起したものは、「女性の子を持つ権利」と「子の父を持つ権利」の衝突であり、反対論者たちは、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助医療へのアクセス権を認めることが「父のない子」をつくり出すことに社会が積極的に加担することになりかねないことを危惧し、それを「子に対する虐待」と評した。そうした意見からは、「家族の在り方」を大きく揺るがしかねない生殖補助医療の持つ潜在的可能性への恐れを読み取ることができる。また、生殖補助医療のアクセスにおける議論においては、特に支配的な家族観や、少数者への差別を「正当化」してしまう危険性も孕んでいると言えよう。

2000年7月、連邦裁判所は、「不妊治療を受けるために女性が結婚していることや、事実婚の関係にあることは要求されない」との判断を下した。しかし、ビクトリア州がマクベイン裁判の結果を受け入れて新たに採用した法の解釈は、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助医療の利用を必ずしも保障するものとはならなかった。ビクトリア州政府は裁判結果を、生殖補助医療を求めるシングルの「医学的不妊」の女性を差別しない、という限定的な意味でとらえたからである。その結果、身体的に健常であり「医学的不妊」ではないシングル女性やレズビアン女性はDIやIVFなどの生殖補助医療を受けられず、生殖補助医療を利用する自由と権利の保障は、依然として限定的なものに留まっていた。

#### 【シングル女性、レズビアン女性の生殖補助医療を利用する権利】

オーストラリア・ビクトリア州において、シングル女性やレズビアン女性に対して異性愛カップルの女性と同様に生殖補助医療へのアクセスが認められるようになったのは、2008年法の成立によってである。2008年法では、「治療を受けようとする者は性的指向、婚姻状態、人種や宗教に基づいて差別されてはならない」(5条(e))と明記されており、2008年法におけるこの原則は、これまでシングル女性やレズビアン女性に対して生殖補助医療の利用を拒んできた制度の撤廃を意味している。

2008年法においては次のような改正がなされた。

(1) 女性の婚姻状態に関する規定は削除され、生殖補助医療にアクセスする条件の1つである治療の同意についての規定も、1995年法では、「夫の同意」という表現が用いられていたところを、「女性と、もし(パートナーが)いるのであれば、彼女のパートナーとが指定された様式でそのような治療を受けることに同意した場合」(10条(1))と変更された。

(2) 女性が治療を受けることができる条件が、医師が「女性の事情から、女性が治療以外によっては妊娠しそうにない」と判断したとき(10条(2))と、より緩和化され、身体的な生殖能力のみならず、男性パートナーがいない、あるいは男性と性的関係を持ちたくないといったいわゆる「社会的な不妊」をも含む内容に変更された(これまでは、男性パートナーのいない女性に対しては「彼女の卵子によって妊娠しそうにない」、いわゆる女性自身の「医学的不妊」が条件とされていた)。

2008年法に基づいて改正された*Status of Children Act 1974* (Vic)においても、生殖補助医療によって子をもうけたシングル女性やレズビアンカップルの法的親としての地位が認められた<sup>(7)</sup>。

### 3) 「犯罪歴チェックと子ども保護命令チェック」による生殖補助医療の利用制限

2008年法は、子の出自を知る権利、特に子がDC家族のなかで出自の事実とともに成長する権利を保障するとともに、シングル女性やレズビアン女性にも生殖補助医療の利用を認めるものであったが、生殖補助医療を受ける者に対して新たな条件を課すことになった。取り入れられた条件は、子の福祉を保障するための「犯罪歴チェックと子ども保護命令チェック」（以下「ポリスチェック」と略す）を生殖補助医療によって親になろうとする全ての者に義務付けるというものである。この新たな条件は、「差別的」と批判され、議論を呼び起こすことになった。反対者の意見は、「もし社会が、子どもの最善の利益を保護するために『親としての適格性』の（審査）規則を導入することが必要だと信じるのであれば、それと同様の基準が、懐胎の方法にかかわらず、生殖力のある人々（生殖補助医療に頼らなくても、子をもうけることのできる人々）にも公平に適用されるべきだ。それ以外での実施は、不妊の人々を社会での二流階級（sub class）として扱うということになる（Submission CP 192（ACCESS：不妊の人々のサポートグループ））」（Victorian Law Reform Commission, 2007）というものだった。

しかし、成立した2008年法の14条では、女性または彼女のパートナーが、性的な犯罪で告発され有罪となった場合、暴力的な犯罪で有罪判決を受けた場合、または彼女たちの養育している子どもに関して子ども保護命令を受けたことが明らかになった場合、Patient Review Panelが審査して、その者が治療を受けるのに障害がないと判断しない限り、クリニックは女性を治療してはならないと規定された<sup>(8)</sup>。すなわち、ビクトリア州で生殖補助医療を受けようとする全ての女性（パートナーがいる場合には、性別を問わず、そのパートナーにも適用）は、治療の開始前に、性的または暴力的な犯罪の前科がないこと、さらに子どもの保護命令が出されたことのないことを証明することが求められることになった。

ビクトリア州政府は、ポリスチェックについて、女性または彼女のパートナーの情報はプライバシーの権利と関係しているが、ポリスチェックの目的は、生まれてくる子を虐待やネグレクトから守ることにあるとしている<sup>(9)</sup>。それは、生殖補助医療によって生まれる子の「最善の利益」

<sup>(7)</sup> オーストラリアでは、同性婚が2017年の改正法 *Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Act 2017* (Cth) によって法的に認められることになった。法案は2017年11月29日に連邦議会上院を43対12で通過し、12月7日に131対4で下院を通過した。裁可は2017年12月8日に行われ、翌日に施行となった。改正法に基づいて改正された *Marriage Act 1961* (Cth) 5条(1)では、「婚姻とは、排他的な二者の結合であり、自発的に生涯にわたって結ばれることを意味する」と規定されている。現在ではビクトリア州を含め、オーストラリアの全ての州と準州において、レズビアンカップルが生殖補助医療によって2人で共同して子をもうけた場合、その2人を子の出生証明書に親として登録することができるようになった。

<sup>(8)</sup> ポリスチェックによって治療を拒否された場合、女性とそのパートナーは、クリニックが治療を提供することに障害があるかどうか、Patient Review Panelに判断を求めることができる。「治療に反するとの想定」に基づき、Patient Review Panelでの審査が請求された件数は、2010年44件、2011年36件、2012年27件、2013年23件、2014年18件、2015年17件、2016年27件、2017年23件、2018年16件、2019年29件となっている（Victoria State Government, 2021）。

<sup>(9)</sup> 子殺しや幼児殺しは、決してまれなことではない。2019年の Australian Institute of Criminology の調査によると、オーストラリアでは、2週間に約1人の割合で子どもが親によって殺されている。2000年1月から2011年12月までの間に殺された284人の子のうち、90人(31%)は1歳未満、100人(35%)は、1~4歳と報告されている（Brown et al., 2019）。また、子ども保護命令のサービスを受けているのは、2018-2019年度（2018年7月から2019年6月）の場合、ビクトリア州では、47,271人であり、うち、33,511人は通報を受け調査中となっている。子ども1,000人あたり、33.5人の割合で子ども保護命令のサービスと関わっていることになる。ビクトリア州で、子ども保護命令を受けたことによるアクセス拒否の規定が導入された背景には、審議のなかで、クリニックでは、治療を求める女性のなかに子ども保護命令を受けているケースに遭遇するとの報告があったことや、子ども保護命令を受けることが深刻な問題であり、生殖補助医療によって生まれた子に受容できない危害のリスクを示唆していると、法改正委員会が指摘していたことが挙げられている（Victorian Law Reform Commission, 2007; Australian Institute of Health and Welfare, 2020）。

が最優先事項であるとの法の原則に依拠しているが、一方では、このようなポリスチェックの導入には、これまでの生殖補助医療の利用に関する制限が緩和・廃止されるなかで、生殖補助医療によって子をもうけることの意味や、そこから派生するであろう家族の問題に対する十分な配慮もなく、単に子を持ちたいとの大人中心主義的な考えから、生殖という「自然な行為」のなかに「人工的な行為」が自由に持ち込まれることを制限する「安全装置」を設けておきたいとする州政府の思惑があるようにも思われる。

#### 4. 2008年法の課題と改正

2008年法によって、子の出自を知る権利と親の生殖補助医療を利用する権利の法的な保障は高まったと言えるが、2008年法の施行のもとでも新たな課題が残されていた。それは、1984年法の施行前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利が保障されていないことである。また、1984年法では、ドナーの情報開示にドナーの同意が必要とされることから、子の出自を知る権利が制限されていることである。これらを解消するには、出自を知る権利を遡及的に保障するための法改正が必要であり、そのためには、匿名を条件として配偶子提供に同意したドナーの理解が必要である。この問題にビクトリア州はどのように取り組んだのであろうか。また、生殖補助医療の利用において差別的と見なされたポリスチェックはどのように対処されたのであろうか。

##### 1) 子の出自を知る権利の遡及的な保障

ドナーの匿名性のもとに生まれた子には、出自を知る権利は認められないのであろうか。DC子の中で、出自を知る権利が認められる子と認められない子のいる状況をどのように是正すればよいのであろうか。ビクトリア州では、この課題に取り組み、その結果、2016年2月23日に子の出自を知る権利の遡及的保障を認める先駆的な改正法案が議会を通過した。この改正法 *Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016* (Vic) によって2008年法は改正され、2017年3月1日から施行された。改正法の主な特徴としては、(1) 配偶子が提供された時期にかかわらず、ドナーの匿名性のもとに生まれた全ての子の出自を知る権利の保障、そして(2) 匿名のドナーとドナーの家族に及ぼす影響への配慮が挙げられる。具体的には、1984年法制定より前に生まれた子、及び1984年法のもとで生まれた子に対しては、ドナーの身元を特定する情報の開示にあたって、「ドナーの同意」の条件を取り除くかわりに、子からのコンタクトを拒否、あるいはコンタクトの方法について指示(制限)する権限がドナーに与えられた。情報開示の申請者(DC子)には、コンタクトに関するドナーの希望内容に従うことに同意するのであれば、ドナーの情報は開示されない(63G条)とされ、その希望について記された文書の写しが渡される。違反した場合には罰則規定も設けられている(63G条(2))。つまり、改正法案においてビクトリア州政府が提案した主要な要素は、匿名を条件に配偶子を提供したドナーと、そのドナーの家族に配慮して、出自を知ったDC子がドナーとコンタクトをとることにしては、ドナーがDC子とどのようなコンタクトを持つかを選び、コンタクトをマネージすることができるようにするための“contact preference”の規定を設けたことである。この規定は、匿名で配偶子を提供したドナー



を対象に行った意見の聴き取り調査から、ドナーの情報開示によって予想される DC 子からのコンタクトは、これまで配偶子提供の事実を家族に明かしていなかった多くのドナーや、そのドナーの家族にとって「脅威」としてとらえられていることが明らかになった（南，2014）ことから、設けられたものである。ただし、この“contact preference”は、ドナーが後に撤回することも可能となっており、ドナーと DC 子が将来的に新たな関係を構築する可能性も開かれている。

## 2) ポリスチェックの廃止

ビクトリア州の Daniel Andrews 首相の率いる労働党政府の取り組む新しい改革として、女性とそのパートナーが治療を受ける前に課される犯罪歴と子ども保護命令チェックの要件を削除するために *Assisted Reproductive Treatment Act 2008* (Vic) を改正する法案 *Assisted Reproductive Treatment Amendment Bill 2020* (Vic) が 2020 年 2 月 19 日にビクトリア州議会下院に導入され、2020 年 6 月 4 日に州議会上院を通過した。

この改正法の施行を受けて、2008 年法から、女性とそのパートナーに犯罪歴と子ども保護命令チェックを義務化していた条文（14 条）が削除された。改正については次のような理由が挙げられている。

(1) ビクトリア州は、IVF やその他の生殖補助技術による治療を望むカップルや個人に、性的または暴力的な犯罪による有罪判決を受けたことがないか、チェックを受けることを義務付ける世界で唯一の地域であること。

すなわち、ポリスチェックがビクトリア州以外では、法的に課せられてはいない特別な制度であることを、その理由の一つに挙げている。

(2) ポリスチェックが、これまで女性やそのパートナーに長い期間、スティグマ、差別、侮辱、ストレスを与え続けてきたとの多くの意見があること。

例えば、生殖補助医療のレシピエントからは、次のような発言がある。

ビクトリア州で IVF を受けることができるようになる前にポリスチェックを受けなければならぬという要件は、屈辱的な経験です。まるで私たちの親となる権利は、このチェックの結果によって判断されるかのようだ。なんて滑稽なことだろう。（生殖補助医療を必要としない）他の人やカップルは誰も、子どもをもうける前にこのようなことをするよう要求されないというのに。（Parliament of Victoria, 2020）

当事者からの、このような反対意見は、法改正の必要性を強く訴えるものであった。

(3) 2008 年法が議会を通過してから、これまで子どもの福祉を守るために様々な取り組みがなされてきたこと。

ビクトリア州議会で、保健大臣 Jenny Mikakos は、ポリスチェックが導入されて以降の 10 年間で、子どもを守るための様々な取り組みが広がったこと<sup>(10)</sup>、例えば、報告（通報）についての規定の導入、子どもの安全基準の枠組み、子どもの情報と家庭内暴力の情報を共有する枠組み、子ども虐待に関する報告義務の拡大、子どもに関わる仕事に従事する者に対する（資格審査）チェック、コミュニティにおける家庭内暴力を一掃するための取り組みへの政府の投資などが、

生殖補助医療に特化したチェックの必要性に置き換わっていると説明している (Parliament of Victoria, 2020)。すなわち、子どもの保護や報告義務を強化し「法的状況が大きく変わった」ことで、生殖補助医療によって子を持つとする者にとって差別的なポリスチェックの要件を廃止することが、生まれてくる子と親、両者の利益の「適正なバランス」をとることになる、との見解である。Mikakos 大臣はまた、チェックをなくすことで、生殖補助医療にアクセスしようとする年間 25,000 人のビクトリア州民にとって、IVF による潜在的に「人生を変える」経験は、よりスムーズになるだろうと述べている (Tuohy, 2020)。

## 5. 日本における法制度の整備に向けて

ここまで、ビクトリア州の法制度について検討してきたが、それでは日本における生殖補助医療の実施に伴う法制度の整備は、どのように進めるべきであろうか。日本では、これまで生殖補助医療を規制する法律は制定されておらず、ドナーの情報を一括して管理する仕組みも法的には定められていない。法的規制のないままに DI によって、すでに 1 万人以上の子が出生したと推定されているにもかかわらず、子の出自を知る権利も認められていない。DC 子の親子関係を定める生殖補助医療の民法特例法が 2020 年 12 月に制定されたが、生殖補助医療の実施に伴う法整備はこれからの検討課題である。

ビクトリア州でも 1984 年法の施行より前には、DC が匿名で行われており、現在の日本に匹敵する状況にあった。1984 年法の成立によって、DC に関わるドナーや子、親の情報が Central Register に登録され、ドナーの同意を必要とはするが、子は 18 歳になれば登録された情報を知ることができるようになった。1995 年法のもとでは、Central Register は 1995 年法により設立された公的運営機関である Infertility Treatment Authority (ITA) によって管理運営され、子は 18 歳になれば、ドナーの同意を得ることなくドナーを特定する情報を ITA から得ることができるようになった<sup>(11)</sup>。

日本でも、今後、DC の実施に伴う法整備の進展が望まれるが、法整備については、2003 年の医療部会報告書の検討がその議論の基になることが想定される。医療部会報告書では、DC 子に対する情報開示を前提にした配偶子提供をドナーに求めていること、一定の年齢に達した DC 子 (15 歳以上の DC 子) に対して出自を知る権利を認めていること、DC をシングル女性やレズビ

<sup>(10)</sup> *Crimes Amendment (Protection of Children) Act 2014* (Vic) の成立によって、*Crimes Act 1958* (Vic) が改正され、子どもへの性的虐待について通報義務が課され、以下の2つの新たな犯罪規定が設けられた。

- 1) 「報告を怠ったことによる違反」(2014年10月27日から施行): ビクトリア州で成人から16歳未満の子どもに対して性的虐待が行われているという合理的な確信がある場合には、報告しない合理的な言い訳がない限り、その確信したことについて警察に通報しなければならない。この犯罪規定は、子どもと一緒に働く専門家だけでなく、ビクトリア州の全ての成人に適用される。違反した場合は、最高で3年の禁固刑が科される。
- 2) 「保護を怠ったことによる違反」(2015年7月1日から施行): 組織の中の人に適用され、その組織の誰かによって子どもへの性的虐待のリスクがあると知っており、その危機を少なくしたり取り除いたりする権限がありながら、それを怠った場合に適用される。違反した場合は、最高で5年の禁固刑が科される。

<sup>(11)</sup> 2008年法のもとでは、新たに設立された Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA) が ITA の役割を引き継いだ。Central Register は当初、出生・死亡・婚姻の登録を行う州の機関である Registrar of Births, Deaths and Marriages (Registrar) に移管された。その後2016年改正法により、Central Register は VARTA が一括して管理し、Registrar には DC によって出生した子の氏名、生年月日、産んだ女性とそのパートナーの氏名の情報が VARTA から連絡されることになった。出生証明書は Registrar が発行するが、生殖補助医療に関する情報、例えば DC 子がドナーの氏名、生年月日、住所など、身元を特定する情報を得るには別途 VARTA に申請する必要がある。

アン女性には認めていない（不妊症で法律上の夫婦に限るとされている）こと、ドナーやレシピエント情報の管理を含め DC の実施に関する管理運営の業務を行う公的管理運営機関の設置を求めていることなど、ビクトリア州の 1995 年法に類似した内容となっている。しかし、日本では、医療部会報告書の公表以降、法制化に向けた進展を見ないまま 20 年近くが経過した。一方、ビクトリア州では、その後 1995 年法の実施に伴う課題が明らかとなり、2008 年法の成立や、その改正が行われた。これらの状況から、2008 年法の特徴及びその改正についての分析は、医療部会報告書の内包する課題の解明、さらには法制化の議論の進展につながるものと思われる。

2008 年法の主な特徴は、既述したように、子の出自を知る権利の保障をより確実にするための法制度の変更、そしてシングル女性やレズビアン女性を含めた親の生殖補助医療を利用する権利の保障である。1984 年法、1995 年法のもとでは、子は 18 歳になれば、ドナーの情報を得るための申請をすることができるが、18 歳に達する年月を経ても、多くの家族において、DC を用いたことの実実は子に伝えられていなかった。つまり、子の出自を知る権利が、DC の事実を知らされないため、行使できない状況にあった。ビクトリア州政府は、このような状況に対して、継続的に“Time to Tell”キャンペーンを行い、親が子に出自を伝えるよう勧め、DC をオープンにすることができる社会的環境をつくろうと努力してきた。そして、法的には、情報開示の申請年齢の撤廃や、出生証明書に添付される追加文書によって子が出自の事実を公的に知ることができるようにすることにより、子の「出自の事実とともに成長する権利」を認める環境をつくろうとした。ビクトリア州の事例が示した課題は、DC 家族の「秘密」からの解放である。それは、子の「出自を知る権利」が生かされるための、子の「出自の事実を知る権利」、「出自の事実とともに成長する権利」の保障であった。ビクトリア州政府がとった立場は、DC 家族のなかで育つ子の福祉を最優先することであったが、それは、DC の新たな利用制限にもつながった。「既婚の不妊夫婦」に限るとされた婚姻状態や性的指向に基づく利用制限（2008 年法の制定によって廃止）から、「ポリスチェック」への流れである。しかし、「ポリスチェック」による制限も、子への虐待を防ぐための法制度を整備することによって、2020 年の法改正において廃止された。この利用制限の事例は、将来どの親が子にとって良い親になるかどうか、まだ懐胎されていない子が危害を加えられるリスクがあるかどうかを前もって予測することの困難さを示している。さらに、子をもうけるための資格基準のルールを国が一律に定めることの問題性が指摘されるなかで、そのようなルールを設けるよりも、生まれてくる子の権利や福祉を保護するためのルールを設けることの方がより現実的であることを示唆している。

法制度がもたらした、もう一つの課題は、匿名で配偶子提供をしたドナーの情報開示によるドナーとドナーの家族に及ぼす影響である。子の出自を知る権利を認めることは、ドナーと子との関係のみならず、ドナーの家族や DC 家族とのつながりも生じさせる。法によって解放されたこのつながりを、法はどのようにコントロールすることができるのであろうか。さらに、DC の利用は、同じドナーの配偶子によって生まれた子たち（donor siblings）の関係性にまで及んでくる。このような「新しい関係性」の規範となる制度設計もまた生殖補助医療を受け入れた社会に求められていると言えよう。

日本では、未だに DI がドナーの匿名性のもとに行われ、ドナーの匿名性のもとに生まれた子が自らの出自を知る権利を求める主張が報道される（毎日新聞（東京朝刊）、2014）など、DC

を取り巻く社会的環境は、依然として 2003 年の医療部会報告書の検討段階にある。医療部会報告書では、子の出自を知る権利を認めているが、子が DC によって生まれたことの告知は夫婦の判断に任せられるものとされており、単に、ドナーの情報を管理し、15 歳になった DC 子が申請すれば、情報を開示するというものである。当時のビクトリア州と同様に、DC の事実が親から子に伝えられなければ、DC 子は出自を知る権利を行使できない。また、すでにドナーの匿名性のもとに生まれた DC 子には、出自を知る権利を認めていない。DC の利用についても、医療部会報告書では、法律上の夫婦に限られており、シングル女性やレズビアン女性の利用を認めていない。

このように、ビクトリア州の事例は、医療部会報告書における多くの課題の存在を示唆している。1984 年法の制定後、30 年余の歳月をかけて改正を繰り返し、発展してきたビクトリア州の現行の法制度を、これまで生殖補助医療についての法制度のなかった日本の社会にそのまま取り入れることは、現時点では困難と思われるが、2008 年法において示された先駆的な内容は、今後の法整備の議論における一つの指標となり得るものと思われる。

#### (謝辞)

本研究は日本学術振興会、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）（課題番号 21K10306）の助成を受けている。

#### (文献)

厚生科学審議会生殖補助医療部会『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』2003 年。

日本産科婦人科学会「倫理委員会 登録・審査小委員会報告」。

[http://www.jsog.or.jp/modules/committee/index.php?content\\_id=12](http://www.jsog.or.jp/modules/committee/index.php?content_id=12)（2021 年 3 月 3 日）

法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案』2003 年。

毎日新聞（東京朝刊）「人工授精：遺伝上の父、探し続ける 40 歳の医師、情報開示のルール化訴え」2014 年 3 月 26 日。

南 貴子「人工授精におけるドナーの匿名性廃止の法制度化の取り組みと課題—オーストラリア・ヴィクトリア州の事例分析を中心に—」『家族社会学研究』21 巻、2 号、2009a 年、175-187 頁。

南 貴子「オーストラリア・ヴィクトリア州における生殖補助技術へのアクセス権—シングル女性、レズビアン女性による人工授精の利用を巡って—」『日本ジェンダー研究』12 号、2009b 年、69-83 頁。

南 貴子『人工授精におけるドナーの匿名性廃止と家族—オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に—』風間書房、2010 年。

南 貴子「配偶子ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障をめぐる課題—オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に—」『医学哲学 医学倫理』32 号、2014 年、22-32 頁。

- Australian Institute of Health and Welfare, "Child protection Australia 2018-19: children in the child protection system," Mar. 18, 2020.  
<https://www.aihw.gov.au/reports/child-protection/child-protection-australia-children-in-the-child-protection-system/data> (accessed Mar. 3, 2021)
- Brown, T., et al. "Filicide offenders," *Trends & Issues in Crime and Criminal Justice*, Australian Institute of Criminology, No. 568, Feb. 2019.
- Lopata, A., Johnston, I. W., Houlst, I. J., Speirs, A. I., "Pregnancy following intrauterine implantation of an embryo obtained by in vitro fertilization of a preovulatory egg," *Fertility and Sterility*, 33 (2), 1980, pp.117-120.
- Overduin, D. & Fleming, J., *Life in a Test Tube*, Adelaide: Lutheran Publishing House, 1982, p.63.
- Parliament of Victoria, *Hansard*, Legislative Council, Jun. 4, 2020.
- Tuohy, W., "Police checks for IVF patients to be scrapped," *The Age*, Feb. 18, 2020.
- VARTA, *Annual Report 2020*, 2020.
- Victorian Law Reform Commission, *Assisted Reproductive Technology & Adoption: Final Report*, Melbourne: Victorian Law Reform Commission, 2007.
- Victoria State Government, "Patient Review Panel - statistics and previous decisions."  
<https://www2.health.vic.gov.au/hospitals-and-health-services/patient-care/perinatal-reproductive/assisted-reproduction/statistics-and-decisions> (accessed Mar. 3, 2021)

## **Situations where abuse occurs: Abuse among older male caregivers of wives and mothers with dementia**

Midori NISHIO

(Japanese Red Cross Kyushu International college of Nursing)

Emotional exhaustion among caregivers may manifest as abuse of the care recipient, suicidal thoughts of the care recipient and caregiver, or ill-treatment of the caregiver themselves. It is recommended that factors that lead to mental health problems among caregivers are identified to prevent abuse. We aimed to clarify the situation of abuse among male caregivers who provide care for female family members (i.e., wife or mother) with dementia. We surveyed 100 male primary caregivers. Of these, 56 men (56.0%) had perpetrated or contemplated abuse. Data for 33 men who provided a free description of their feelings about abuse underwent qualitative analysis. This study was approved by the Ethics Review Committee of Fukuoka University School of Medicine (2017M40) .

The average caregiving period for male caregivers was 103 months, and all participating caregivers had experienced social difficulties. “Difficulty communicating” and “male caregivers are attacked” were extracted as situations leading to abuse. Difficulty communicating included two subcategories (“do not follow instructions” and “repeat the same thing”) and male caregivers are attacked included three subcategories (“attack,” “denial,” and “exile”) .

Male caregivers in this study might not have received sufficient education and opportunities to acquire housework skills, which could affect their stress response. Many male caregivers take care of wives or mothers with dementia without understanding their dementia and how to manage care provision, meaning many caregivers are tired, anxious, and want to escape but cannot. When the behavioral and psychological symptoms of dementia worsen, it is necessary to anticipate the possibility that male caregivers may experience difficulty and establish an attitude of understanding and support for male caregivers. Experts also need to be involved when a care recipient (wife/mother) does not follow the caregiver’s (husband/son) instructions, repeats comments/behaviors because of dementia symptoms, or attacks a male caregiver. It is necessary to educate male caregivers to build their knowledge of dementia and provide activities to reduce perceived barriers.

Although we report important findings, our study did not consider the duration of care for male caregivers of people with dementia. In addition, we did not investigate social networks, social support, social capital, or regional characteristics of male caregivers, and the duration of care varies widely. In further studies, it will be necessary to increase the number of participants and explore their attributes more broadly.

# 妻や母を介護する高齢男性の虐待に至る状況と対処

西 尾 美登里  
(日本赤十字九州国際看護大学)

## 1. 問題の所在

本研究の目的は、認知症の妻や母を介護する男性の虐待する状況と気持ちを明らかにすることである。

内閣府が発表した我が国の高齢化率は、2020年度に28.4%と過去最高となった。今後も高齢化は伸展し2065年になると38.4%に達すると予想されている。一般的に高齢者は、複数の慢性疾患をもつことや、疾患が治癒しにくい特徴があり、それらの身体的状態から介護が必要な暮らしを引き起こす。2017年度の国民生活基礎調査によると、介護が必要となった理由における疾患または症状名の1位は、認知症であった<sup>1)</sup>。高齢化と認知症は深く関係することから、今後の高齢化の伸展は、認知症高齢者が増えることを意味し、社会問題となっている<sup>2)</sup>。

日本の世帯数は増加しているが、その世帯における家族構成数は減少し、2010年は単身が32%、夫婦のみが20%、ひとり親と子どもが9%であった。2035年では単身が37%、夫婦のみが21%であり、今後も単身と核家族は増加すると予想されている<sup>3)</sup>。世帯の家族構成人数の変化において、大人数の家族から、少人数の家族になった理由は、女性の社会進出、生涯未婚率や離婚率の増加などがあげられるが、その根底には、大人数で結束せずとも暮らしができるようになった物質的な豊かさや、社会福祉・保健制度の充実が大きいだろう。

小さな家族の中で家族役割にも変化がみられている。内閣府の発表によると、在宅で家族を介護する夫または息子は、2007年は23%であり、2016年では34%と約10年間で1.5倍に増加した。この数が示すものは、「男らしさ」という社会的役割や社会的評価に価値を置く男性が、介護という家庭内役割を担う男性の増加を示す。2005年に高齢者虐待防止法が施行され、その制定に関わった高崎によると、男性介護者は女性介護者と比較し介護生活が破綻しやすいハイリスク集団とされている<sup>4) 5)</sup>。虐待を受けた高齢者からみた続柄は、息子が40.2%、夫が17.3%、婿が2.1%であった。2019年度のデータでは、息子が40.2%、夫が21.3%、婿が3.2%であり、いずれも異なる身体を持つ女性が、被害者であることを示している<sup>6)</sup>。

介護による虐待を引き起こす原因として、認知症の行動・心理症状があげられ、それらの行動・症状は介護負担を増大させ、男性介護者の情緒的疲弊につながるとされる<sup>7)</sup>。つまり情緒的疲弊は、要介護者への虐待や、要介護者と介護者の心中ばかりでなく、介護者の自殺となって現れると考えられる。2016年の警察庁の発表では、自殺者のうち60代以上の自殺者は全体の40%を占め、介護が原因の一つと考えられている。したがって、虐待の防止は、介護困難感の内容を明

確にし、虐待に至る原因を明らかにし、周囲が適切に対応することが有用とされる。

## 2. 方法

### 1) 調査の概要

当研究は、自記式質問紙調査を実施した。

調査対象者は、妻あるいは母親を自宅で介護する男性である。調査の場は、認知症疾患医療センター、神経内科の認知症外来、認知症専門病院、全国の「男性介護者の集い」、「認知の人とその家族の会」である。当研究に同意をいただいた100名に自記式質問紙を配布し、研究者が回収または、対象者から返送していただいた。

調査期間は、2017年5月1日～2018年3月31日である。100名のうち虐待に至ったことがある、虐待に至りそうになった経験がある男性は、56名(56.0%)であった。そのうち当研究では、33名を分析対象とした。それは、虐待時の状況と対処について、自由記述があった者が33名であったためである。

調査の目的、方法、協力の可否、プライバシーおよび個人情報の保護、データ処理方法などについて、文書により同意を得た。当研究は、福岡大学医学部倫理審査委員会の承認を得た（承認番号2017M40）。当研究において利益相反はない。

### 2) 用語の定義

#### ① 虐待：身体的虐待と暴言を吐く精神的虐待。

本研究において、認知症や虐待について専門家と協議し、経済的虐待ネグレクトについては、正しい回答が得られる可能性が低いとの合意達したため除外した。

#### ② 男性介護者：在宅で認知症者を介護する主介護者である男性。

### 3) 質問項目

#### (1) 男性介護者の属性

平均年齢、要介護者との続柄、要介護者の年齢、認知症の診断名、介護期間、要介護者の要介護度、介護サービスの利用数を調査した。

#### (2) 介護生活の困難感

体的困難感、精神的困難感 経済的困難感 社会的困難感を調査した。

#### (3) 男性介護者の介護生活の状況

介護生活の状況について、自由記述を求めた。

#### (4) 虐待に至った・至りそうになった状況

手を挙げた・手を挙げそうになったとき、暴言を吐いた・暴言を吐きそうになったときの状況、思い、行動について自由記述を求めた。



#### 4) 分析方法

##### (1) 回答の集計

概要における回答分布による項目分析は、平均値と標準偏差を用いた。

##### (2) 男性介護者の介護生活の状況

記述された内容を繰り返し読み込み断片化した。次に、断片化した介護生活の状況の文脈が要約されるカテゴリを抽出しネーミングした。カテゴリ間の共通性と相違性を見出しさらに分析の信頼性と妥当性を確保するため 高齢者虐待の研究者・質的研究者のスーパーバイズを受けた。

##### (3) 虐待に至った・至りそうになった状況

記述された内容より、虐待について記述された内容を繰り返し読み込み断片化した。次に、断片化した内容の文脈が要約されるコードを抽出し、ネーミングした。ネーミングした内容の類似性と差異性に基いて、意味内容の要素を見つけだし、サブカテゴリとカテゴリの抽象化を図った。対処カテゴリ間の共通性と相違性を見出し、さらに分析の妥当性を確保するため、高齢者虐待の研究者・質的研究者のスーパーバイズを受けた。

### 3. 結果

#### 1) 基本属性

表1に示すように、男性介護者については、母を介護する男性が12名36.4%であり、妻を介護する男性が21名63.6%であった。男性介護者全体の平均年齢は、総合平均年齢は74歳で、息子は70歳(SD 7.3)、夫は76歳(SD 6.6)であった。平均介護期間の総合平均介護期間は103か月で、息子が117ヶ月間(SD 83.3)、夫が97ヶ月間(SD 62.3)であった。介護期間の累計数は、3年未満は3人、3～5年未満は9人、5～9年未満は10人、10年以上は11人であった。介護サービスの平均利用数は総合平均1.6個(SD 1.1)で、母は1.9個、妻は1.4個(SD 1.0)であった。

要介護者の平均年齢は81歳で、母が92歳(SD 5.1)、妻が73歳(SD 6.4)であった。介護保険下における介護度は要介護5が最も多かった。(表1)

表1 属性		n=33	
男性介護者の属性	項目	( )%	SD
続柄(人)	母	12(36.4)	
	妻	21(63.6)	
男性介護者の平均年齢(歳)	総合平均年齢	74	
	息子	70	7.3
	夫	78	6.6
介護平均期間(ヶ月)	総合平均介護期間	103	
	息子	117	83.3
	夫	97	62.3
介護期間の累計数(人)	3年未満	3(9.1)	
	3年～5年	9(27.3)	
	5年～9年	10(30.3)	
	10以上	11(33.3)	
介護サービスの利用数(サービス)	全体	1.6	
	息子	1.9	1.1
	夫	1.4	1.0
要介護者の属性			
要介護者の平均年齢(歳)	総合平均年齢	81	
	母	92	5.1
	妻	73	6.4
介護保険下における要介護度(人)	要介護1	4(12.1)	
	要介護2	3(9.1)	
	要介護3	7(21.2)	
	要介護4	7(21.2)	
	要介護5	12(36.4)	

表2に示すように、母介護群は12名、妻介護群は21名のうち、息子において配偶者あるいは配偶者との同居者はいなかった。認知症の診断名はアルツハイマー型認知症が最も多かった。(表2)

表2 属性		n=33										認知症の診断名	
性別	介護者年齢	要介護者との続柄	配偶者、配偶者との同居有無	介護期間(カ月)	要介護者の要介護度の利用数	身体的困難感	精神的困難感	経済的困難感	社会的困難感	困難感計	母・妻年齢		認知症の診断名
母介護群 n=12	55	息子	無	139	4	8	有	*	有	2	90		アルツハイマー型
	63	息子	無	46	5	1	有	有	有	4	82		前頭側頭型
	66	息子	無	36	3	1	有	*	有	2	90		アルツハイマー型
	67	息子	無	54	2	1	有	*	有	2	87		アルツハイマー型
	70	息子	無	64	4	2	*	*	有	1	92		アルツハイマー型
	70	息子	無	96	5	1	*	*	有	1	96		前頭側頭型
	70	息子	無	180	5	1	有	*	有	2	99		アルツハイマー型
	72	息子	無	324	5	2	*	*	有	2	97		アルツハイマー型
	76	息子	無	76	5	1	*	*	有	1	94		アルツハイマー型
	78	息子	無	48	4	2	*	*	有	1	*		前頭側頭型
	78	息子	無	123	5	1	*	*	有	1	96		レビー小体型
	81	息子	無	180	4	2	*	*	有	2	*		前頭側頭型
妻介護群 n=21	85	夫		58	1	1	*	*	有	2	89		レビー小体型
	77	夫		84	3	1	有	*	有	1	65		アルツハイマー型
	68	夫		96	1	1	有	*	有	3	62		アルツハイマー型
	69	夫		60	4	1	有	*	有	1	68		アルツハイマー型
	72	夫		72	5	2	有	*	有	2	66		脳血管型
	72	夫		280	4	2	有	*	有	3	70		前頭側頭型
	96	夫		120	5	2	有	*	有	2	72		前頭側頭型
	74	夫		48	2	2	*	*	有	1	74		レビー小体型
	74	夫		94	4	2	*	*	有	1	70		アルツハイマー型
	75	夫		53	3	1	*	*	有	1	74		アルツハイマー型
	77	夫		88	3	2	*	*	有	1	75		アルツハイマー型
	84	夫		130	5	2	*	*	有	1	77		アルツハイマー型
	77	夫		192	5	1	*	*	有	1	79		アルツハイマー型
	78	夫		34	3	1	*	*	有	2	68		アルツハイマー型
	78	夫		42	3	1	*	*	有	1	76		レビー小体型
	79	夫		80	3	1	*	*	有	1	77		アルツハイマー型
	80	夫		24	1	2	有	*	有	2	80		脳血管型
	81	夫		84	2	0	*	*	有	1	77		アルツハイマー型
	82	夫		60	1	1	*	*	有	1	79		アルツハイマー型
	86	夫		146	5	1	有	*	有	3	72		アルツハイマー型
	87	夫		192	5	3	有	*	有	3	84		アルツハイマー型

## 2) 男性介護者の生活の困難感

表3に示すように、身体的困難感がある男性は12人(36.3%)で、息子が41.6%、夫が33.3%であった。

精神的困難感がある男性は3人(9%)で、息子が8.3%、夫が9.5%であった。

経済的困難感がある男性は7人(21.2%)で、息子が25%、夫が19%であった。

社会的困難感には息子と夫ともに100%であった。(表3)

		(%)
身体的困難感	全体数	12(36.4)
	息子	5(41.6)
	夫	7(33.3)
精神的困難感	全体数	3(9.1)
	息子	1(8.3)
	夫	2(9.5)
経済的困難感	全体数	7(21.2)
	息子	3(25)
	夫	4(19)
社会的困難感	全体数	33(100)
	息子	12(100)
	夫	21(100)

## 3) 男性介護者の介護生活の状況

表4に示すように、「介護を回避したい」、「疲弊」、「認知症への理解不足」、「生活への不安」の4つの状況のカテゴリが抽出された。

「介護を回避したい」状況は、「介護から逃げたい気持ちがあった」。「介護から逃げたい状況が募っていた」。の2つから構成されていた。「疲弊」の状況は、「自分が疲れている」。「自分のストレスを当事者に向けていた」。「何のために働いているかわからない」。「私が忙しすぎる」。の4つから構成されていた。「認知症の知識不足」の状況は、「認知症を知らない」。「正常なときと、そうでないときの区別できない」。「自分本位だった」。「困る」。の4つから構成されていた。「生活への不安」の状況は、「仕事を続けているが、ヘルパーや看護師に依頼したが経済的に苦しい」。「何のために仕事をして収入を得ているかわからない」。「なすすべが見当たらない」。「将来の見通しが立たない」。「家計が不安定」。「この状態が続けば破綻する」。の6つから構成されていた。(表4)

表4 男性介護者の介護生活の状況

状況の カテゴリ	状況
介護から 逃げたい	・介護から逃げたい気持ちがあった。 ・介護から逃げたい気持ち募っていた。
疲弊	・自分が疲れている ・自分ストレスを当事者に向けていた。 ・何のために働いているかわからない ・私が忙しすぎる
認知症の 知識不足	・自分本位だった。 ・困る。 ・認知症を知らない。 ・正常な時と そうでない時が区別できない。
生活への 不安	・仕事を続けているが、ヘルパーや看護師に依頼したが、経済的に苦しい ・何のために仕事して収入を得ているかわからない。 ・なすすべが見当たらない。 ・この状態が続けば破綻する。 ・将来の見通しが立たない ・家計が不安定となり将来の見通しが立たない

4) 虐待に至った・至りそうになった状況

表5に示すように、母と妻との状況において、「意思疎通の困難さ」と「男性介護者への攻撃」の2つが抽

出された。「意思疎通の困難さ」は、「指示に従わない」、「同じことを繰り返す」の2つのサブカテゴリから構成され、「男性介護者への攻撃」は、「攻撃」「拒否」「強要」の3つのサブカテゴリから構成されていた。

「意思疎通の困難さ」の指示に従わない状況に対する行動は、叩く、声をあげ引っ張り移動させ辛く当たった、裸にした、暴言を吐いた。であった。「同じことを繰り返す状況」に対する行動は、物を投げる、怒鳴る、無視する、感情が先になり後悔するばかり、感情が制御できない。であった。「男性介護者への攻撃」の攻撃に対する行動は、怒鳴るであった。拒否に対する行動は、暴言を吐くであった。強要に対する行動は、逃げ出したであった。(表5)

表5 虐待時の状況と対処 状況のサブカテゴリ	状況	男性介護者の対処 思い	行動
指示に従わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ介助と口腔ケアのときに、思い通りに動いてくれない、こちらが言うことを理解しない</li> <li>・急いでいるが大便秘の処理をするとき</li> <li>・着物を着せようとしても嫌がった</li> <li>・風呂に入らな</li> <li>・排泄後、便器に手を入れる、汚いものでも手で触りその手で周囲や物を触る。</li> <li>・自分が朝出がけるときに、うまく動いてくれない。</li> <li>・おまじりに言うことをきかない。</li> <li>・早く寝ろと強要するが不安で眠れない。</li> <li>・認知症の人特有の、何年も同じまのころへ行くといっている。</li> <li>・何年も徘徊、鬱鬱や執拗に話しかけてくる。</li> <li>・失禁が多く色々な薬を試し回復せず、膀胱を上げるしかな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放されたい、愚痴を吐きたい。</li> <li>・イライラする。</li> <li>・優しい気持ちでいようと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>叩く。</li> <li>声をあげ引っ張り移動させ辛く当たった。裸にした。</li> <li>何度も暴言を吐いた。</li> <li>暴言を吐く。</li> </ul>
同じことを繰り返す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症への対処が頭ではわかっても、繰り返すことをする。</li> <li>・同じことが繰り返される。</li> <li>・徘徊を一日に何度もする。</li> <li>・約束を忘れる物忘れが強い。</li> <li>・トイレにコンヤコンヤする音やうそを等あからゆるものをクローゼットに隠すことを繰り返す。</li> <li>・眠たいとこぼすというさい、男の顔にと言われた。</li> <li>・妻からの暴言をうける。</li> <li>・一生懸命介護しているのに、妻が文句をいう。</li> <li>・物取られ妄想がひどく、暴言を吐かれる。</li> <li>・価値観の違いなど責められる。</li> <li>・気持ちをわかってくれない。</li> <li>・各診療科や受診の拒否と服薬の拒否、デイサービスの拒否</li> <li>・何回も同じことを言っても聞かず、無視される。</li> <li>・母の親孝行が当たり前という考え方で、私生活に生きているという考えがぶつかった。</li> <li>・できないことをやるように要求された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れた。</li> <li>・世間知られたい。</li> <li>・困る。</li> <li>・からかわれていると思った。</li> <li>・トラウマになっていた</li> <li>・カーッとなる。</li> <li>・困惑する。</li> <li>・困る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物を投げる。</li> <li>怒鳴る。</li> <li>無視する。</li> <li>感情が先になり後悔する(ばかり)</li> <li>感情が制御できない。</li> <li>怒鳴る。</li> </ul>
男性介護者への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できることをやるように要求された。</li> <li>・実行できないことを要求し不応が酷い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逃げたい。</li> <li>・逃げたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴言を吐く。</li> <li>逃げ出した。</li> </ul>

## 4. 分析

### 1) 基本属性

本研究対象者である男性介護者の平均年齢は、夫も息子ともに高齢者であり、高齢男性が高齢女性を介護している、老々介護の状況が明らかになった。2019年の国民生活基礎調査によると、60歳以上同士の介護は74.2%で、日本全体が老老介護社会となっている。

息子介護者に着目すると、本研究対象者の兄弟の有無や、出生の順番は明らかではないが配偶者または配偶者との同居は無いことから、認知症の母との二人暮らしの可能性が高い。男性介護者の年齢と介護期間から考えると、母親の介護を開始した時期は60歳である。厚生労働省のデータでは、2007年9月～2008年8月の退職者割合が、60-64歳(44.7%)であることから、退職直後あるいは仕事を有する中で、介護が始まったことが示唆される。夫介護者に着目すると、平均介護期間から、妻の中には若年性認知症者の存在が、複数名みられる。発達課題として多くの夫婦が、夫婦ともに身体的な老いを感じてきた時期に介護が開始された可能性がある。息子、夫ともに、社会的役割を期待される世代における社会からの逸脱と、妻の疾患が、老いを楽しむ以前よりも前に有することになった実態が、明らかになった。

冒頭で述べたように、一般的に男性とは、社会的役割を担い社会的評価に価値を置く。つまり仕事をして一家を養うことが、男性らしさと考えられる<sup>8)</sup>。内閣府の調査では「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えは、1992年の調査では賛成60.1%、反対34.0%で2014年では賛成44.6%、反対49.4%と、約20年間でジェンダーの「らしさ」は変化している。家庭内役割に着眼しても、夫も家事や育児を行うという考え方は、2000年～2010年にかけて徐々に増加している<sup>9)</sup>。しかし、本研究の対象者介護が介護を開始した時期や、教育を受けた時期を考えると、自我が形成される幼少期から思春期は、現在の男女の社会・家庭内役割の区別とは異なる教育を受け、成長している。幼少期に「男子厨房に入らず」と教育を受け<sup>10)</sup>、青年期や壮年期も「男は黙って」と教えられた男性も多い。筆者の小中学時代は、家庭科は女子学生のみが受ける授業であった。本研究の対象者は筆者よりも年齢が高いことから、料理、洗濯、掃除や買い物といった、家事スキルを習得する教育や機会を十分に与えられていないことが、考えられる。加えて、本研究の対象である母を介護する息子は、配偶者または配偶者との同居をしていない者が100%であり「男らしさ」と、現実の家庭内での介護役割を担うという乖離は、介護生活の介護ストレスへの認知と対処、ストレス反応へ影響している可能性がある。

### 2) 介護生活の困難感と介護生活の状況

本研究の対象者男性の100%が、社会的困難感を持つ。社会的困難感とは、人間関係と社会参加状況における困難感である。虐待をする・しそうな男性は、介護を担いながら人間関係と社会的参加に困難を感じていることが明らかになった。なぜ困難を抱えても、介護を継続しているのだろうか。男性介護者のアイデンティティの先行要件として、介護するのは自分しかないと認識していることが、影響すると考えられている<sup>11)</sup>。本研究の男性では、介護を依頼できる身近な家族がない可能性があり、自分が介護をするしかないと認知を変容させながら、介護している可能性がある。認知を変容させる男性介護者は、介護負担感と介護問題対処が正の相関を呈し、

家族外からの支援を求めないことは、すでに先行研究にて7) 明らかになっている。

認知症の専門職と男性介護者との繋がりにおいて、病院受診の際に医師や看護師と接触するが、生活の困りごとへのアドバイスや、認知症者への対応を受けることは少ない。生活の困りごとや、認知症者への対応へのアドバイスを受けることができる家族会では、所属する男性の殆どが、母親か妻を介護している。家事や近所付き合い、下着の装着や排せつ世話の仕方がわからず戸惑う声を多く聞く。息子介護者の場合、子のオムツ交換などの経験がないまま介護生活に入り、排せつの世話をしている可能性が高い。九州の男性を対象とした家族会に所属する男性は僅か数%であり、介護において問題を抱えた際助けを求める男性も10%もいない実態が明らかになっている。

認知症の症状へ対応がわからないまま生活を続け、自分と異なる身体をもつ母や妻の介護を担っている男性が、多く存在していると考えられる。異性を介護する生活の中で起こる虐待の背景には、困難感が潜むとされるが<sup>12)</sup>、男性介護者は、介護生活へ困難感や不安があったとしても、支援を求めることができず、逃げず、疲弊している実態が明らかになった。実際には、家庭内で介護生活を営む様子は、外部から見えにくい<sup>13) 1)</sup>。加えて都市部では、個人情報保護が大切にされるため、予防的介入を行いにくい状況がある。したがって、男性介護者は、認知症の妻や母の認知症や対応を理解していないまま、疲労し不安を抱え、逃げ出したいが、逃げ出せない者が多いという実態の啓発とともに、虐待を引き起こす要因の認知症の行動・心理症状が悪化した際は、男性介護者が、困難感を抱える可能性を予測し、男性介護者へ理解する姿勢と支援する体制づくりが必要であると考えられる。

### 3) 虐待に至った・至りそうになった状況

虐待時の状況と対処は、夫や息子の指示に従わなかったり、認知症の症状により同じことを繰り返したり、男性介護者が攻撃を受けたりするときに発生している。これらはすべて認知症の特徴ばかりであり、その特徴に対して感情的な思いを抱くことが明らかになった。

今後、住民や当事者の自助や共助が求められる世の中において、専門職者としてその促進ができるように、住民の中へ出向き垣根を低くする活動とともに、認知症の知識の提供や、男性介護者という存在を、啓発する取り組みが必要である。

## 5. 結論

本研究は、認知症の妻や母を介護する男性の、虐待する状況と気持ちを明らかにした。

対象者は、家事スキルを習得する教育や機会を、十分に与えられていないことが考えられる。息子介護者は、配偶者または配偶者との同居をしていない者が100%で「男らしさ」と、現実の家庭内での介護役割を担うという乖離は、介護生活の介護ストレスへの認知と対処、ストレス反応へ影響している可能性がある。男性介護者は、認知症の妻や母の認知症や対応を理解していないまま介護を担い、疲労し不安を抱え逃げ出したいが、逃げ出せない男性が多くいる。認知症の行動・心理症状が悪化した際は、男性介護者の困難感を抱える可能性を予測し、男性介護者へ理解する姿勢と、支援する体制づくりが必要である。加えて夫や息子の指示に従わなかったり、

認知症の症状により同じことを繰り返したり、男性介護者が攻撃を受けたりするときに、虐待が発生していることから、専門職者が住民の中へ出向き垣根を低くする活動とともに、認知症の知識の提供や、男性介護者の啓発を実施する必要がある。

## 6. 今後の課題

本研究だけで、様々な状況や価値観での介護や多くの学問領域の知見を、網羅できているとは言いがたい。男性介護者の、社会的ネットワークや社会的サポート、ソーシャルキャピタル、地域性などについては調査しておらず、介護期間のばらつきも大きい。今後更に対象者を増やすとともに、対象者の属性を配慮した研究を進める必要がある。

本研究では、男性介護者の虐待する状況と気持ちについてまとめた。今後更に増加するだろう男性介護者と、介護される妻や母の双方が尊重された介護継続に向けて、無理のない生活ができるような社会になることが望まれる。

### 引用文献

- 1) 厚生労働省、『平成 28 年国民生活基礎調査の概況』、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html> (2020 年 7 月 1 日引用)。
- 2) 岡野栄之 他、「超高齢化社会への挑戦 - 幹細胞技術を用いた神経系の疾患創薬研究」、『歯科学報』、1 (4)、2018、118
- 3) 一般財団法人厚生労働統計協会、『国民の福祉と介護の動向』、2019/2020、2019
- 4) 彦聖美 他、「男性介護者の健康に関連する社会的決定要因と支援の方向性」、『Ishikawa Journal of Nursing』、13、2016
- 5) 高崎絹子「高齢者虐待防止に関する法制度の整備の現状と課題」、『老年看護学』、2005
- 6) 津止正敏 「男が介護する - 家族のケアの実態と支援の取り組み」、『中公新書』、2021
- 7) 西尾美登里 他、「在宅で認知症者を介護する男性の情緒的疲弊」、『日本認知症ケア学会』、18 (2)、2019、524-529
- 9) 関井友子、「家事調停のためのジェンダー論」、『文教大学紀要生活科学研究』、40、2018、185-190
- 10) 渡邊寛、「伝統的な男性役割態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検証」、『心理学研究』、88 (5)、2017、488-498
- 11) 斎藤真緒、「男性介護者の介護実態と支援の課題」、『立命館産業社会論集』47 (3)、2011、111-127
- 12) 木村麻紀・谷垣静子、「在宅で介護する男性介護者のアイデンティティの概念分析」、『吉備国際大学研究紀要 (医療・自然科学系)』28、2018、1-8
- 13) 北本さゆり 他、「息子が母親を介護する際の心理的プロセス」、『社会福祉学』、60 (2)、2019、91-109
- 14) 塩田祥子・谷口雄哉、「高齢者虐待対応におけるケアマネジャーへの後方支援のあり方に関する研究：地域包括支援センターの社会福祉士の気づきに焦点を当てて」、『同志社大学紀

要』、129、2019、29-43

#### 附記

本研究に御協力いただいた、男性介護者の皆様、医師の皆様にお礼を申し上げます。

本研究は「認知症の介護者男性のためのアンガーマネジメントによる虐待防止プログラム開発」(2017-2021年度 科学研究費基盤C)の助成をうけて実施した。



# Japanese Women's Career Linkage before and after Interruption

Takehiro IKEDA  
(Nagoya University, Researcher)

This study explores the effect of career interruption on succeeding career. While previous studies examined women's professional career linkage before and after job interruption, little attention has been directed toward the possibility of whether this relation make a difference depending on the spell of interruption or on sex composition of profession.

Using Japanese Life Course Panel Surveys (JLPS) from 2007 to 2019, this study shows that (1) women who work as profession just before their career interruption are not likely to return to labor market, (2) but women who engaging in professional occupying the same sex are more likely than others to come back to the same kind of job, (3) in addition, among these women, the ones who do not return to labor market quickly is difficult to get a regular job and job training opportunity after reemployment.

These results show Japanese professional women have to return to their job after interruption in order to obtain a good deal in their succeeding career.

# 就業中断を介した専門職女性のキャリアの連鎖

## —長期就業中断による時限式のキャリア移動構造—

池田 岳大  
(名古屋大学 研究員)

### 1. はじめに

近年、専門職に従事する女性の数は急増している。国勢調査によると、1985年に223万人であった専門・技術職従事者（雇用者）は、2015年には407万人と約184万人増加した。急進する産業転換の中において、専門職女性の働き方の様相や時代的变化を捉える研究の重要性が増していると考えられる。その中でもキャリア研究における問題関心と専門職研究を接続させる場合、キャリア形成の過程で蓄積された職種特殊的人的資本がいかに後期キャリアへと接続していくかを把握することが研究課題となる。とりわけ女性は、出産や育児による就業中断イベントが生じやすいことを踏まえると、専門職女性のキャリア研究においては、就業中断を介したキャリア形成過程に関する詳細な検討を行う必要がある。

そこで本稿では、「就業中断を介した専門職女性のキャリアがどのように連鎖しているのか」、その特徴を捉えることを目指す。具体的な分析内容としては、専門職を性構成比の違いで分類した上で、まずは専門職を経験した女性は就業中断後に早期に復帰しやすいのかを検討する。加えて就業中断期間の長さによって専門職女性を分類した時に、その長さの違いが再就職後の働き方にいかなる違いをもたらすのかも検討する。ただし本稿で示される知見は、専門職を他職種と比較した時の、あるいは就業中断期間の長さで区分した時の女性内の相対的な差であり、男性と比較した場合の女性のキャリア移動が依然として容易ではない点に注意されたい。

これまでの研究では、キャリアやライフコースの格差の連鎖・蓄積の研究群の中で専門職のキャリアの様相を解明する試みがなされてきた。また、こうした視角に基づく研究は、主に経済学（特に労働経済学）と社会学（特に社会階層論）において高い関心が持たれてきた。

まず経済学では、各専門職で過去に蓄積された（職種特殊的）人的資本が就業中断を介した再就職後のキャリアに継承、活用されうるかに関心が置かれる（草野 2017; 佐藤ほか 2016）。この研究関心の問題背景としては、いわゆる私的収益率として測定されるような個人レベルの人的資本投資の損失だけに限定されない。私的収益率に加えて公的収益率の問題、すなわち高等教育の量的拡大政策にみられる国家単位での教育投資の有効性を問う上でも重要な研究課題となる。

一方社会学では、理論枠組みとして「格差の連鎖・蓄積」という概念を用いることで（Merton 1968; DiPrete and Eirich 2006）、特定の時点における社会経済的属性が時間の経過につれて連鎖・蓄積する過程を捉えようとする試みが近年なされている（石田編 2017; 石田ほか編 2020 など）。社会階層論研究における専門職は、上層ホワイトカラーとして社会階層の高位に位置づけられ、転職を通じた他職との行き来が少なく、キャリア移動としての独立性が高いため（渡邊 2011）、

専門職内でキャリアが連鎖しやすいとされる。また社会階層論研究では、キャリアの過程において就業中断を経験することが格差生成の引き金となりうるという指摘もなされる (Gangl 2006; 麦山 2017 など)。こうした指摘を踏まえると、キャリアの過程において就業中断イベントが生じやすい女性において、格差生成メカニズムの内実についてより深く検討することが求められる。

そこで本稿では、専門職のキャリアが、就業中断を介した再就職後のキャリアにどのように連鎖しているのか、計量的アプローチを用いて検討を行う。とりわけ本稿では次の2点、すなわち、専門職のキャリアの連鎖の様相が就業中断期間の長さによってどのように異なるのか、さらにはそこに専門職内の異質性が存在するのかを検討するが、次にその理由について説明する。

まず就業中断期間の長さを問う理由として、就業中断期間の短期化が再就職後の働き方に及ぼす影響に関する理論的・実証的な研究が海外で注目される一方で (Nunley et al. 2017)、日本での蓄積がないことが挙げられる。近年の日本では、結婚や出産を契機に専業主婦となるライフコースは実態としても意識としても減少傾向にあり、復帰して再就職することが浸透していることを踏まえると (岩田・大沢編 2015)、単に再就職の規定要因のような分析に限らず、再就職のタイミングの違いやその違いがその後の働き方に及ぼす影響を検討する研究も今後は求められるといえる。

また、専門職内のキャリア移動の異質性を問う理由は、特に専門職内の性別職域分離構造が女性のキャリア移動に影響することが近年指摘されているためである (池田 2021)。本稿では、特に女性割合が高い専門職の中でも、職業資格と強い結びつきのある専門職を「女性資格専門職」と称して、その他の専門職とのキャリア移動の違いを検討する。性構成比とキャリア移動との関連に関しては、マジョリティによって形成される組織文化や慣習が昇進機会や離職率に及ぼす影響が検討されてきたものの (Bolton and Muzio 2007: 54; Bygren 2010; Irvine and Vermilya 2010; Pelled 1996; Williams and O'Reilly 1998)、日本における実証分析は乏しい。さらに女性割合が高い専門職 (看護師、薬剤師、教員など) は、業務独占型資格と呼ばれる、当該資格なしには職務を遂行することができないような専門職が集中しており、個人の特性とは独立に制度的に当該職へのアクセスを制限する仕組みを備えている (Weeden 2002; Redbird 2017)。つまり、女性専門職は、組織文化や制度的特性ゆえに他の専門職と比較しても就業中断を介したキャリア移動が連鎖しやすいと想像できる。

この就業中断期間の長さで専門職内の異質性の2点に着目しつつ、次章以降、先行研究を整理した上で本稿の分析課題を整理したい。

## 2. 先行研究

### 1) 就業中断がその後のキャリアに及ぼす効果について

先行研究では、就業中断がその後のキャリアに及ぼす負の効果を、「傷跡効果」と称して実証的検討を行っている。そこでは、就業中断がその後のキャリアにおける正規雇用の獲得を困難にするのか (麦山 2017)、あるいはその後の賃金差に違いを及ぼすのかといった検討がなされており (Gangl 2006)、就業中断による負の効果を報告する研究が多い。さらに就業中断の有無だけでなく、その長さが(再)雇用確率に及ぼす影響について検討するような研究も蓄積されている。

ここでは、就業中断の長期化に伴うスキルの摩耗、負のシグナリングの強化、雇用時の採用順位  
の下降、職探しへの悪影響が生じる可能性と、その帰結として（再）雇用確率が低下するか検討  
されているが、一貫した結論は得られていない（Nunley et al. 2017）。

一方、制度的に当該専門職へのアクセスが制限される仕組みについて考慮することも重要で、  
こうした仕組みは職業的閉鎖論（Weeden 2002）という理論枠組みに依拠して検討がなされてき  
た。職業的閉鎖論は、学歴や職業資格（license）などの「資格」によって職業へのアクセスが制  
度的に制限されていることを問題とする論であり、特に職業資格は強い閉鎖性を備える装置とさ  
れる（Redbird 2017）<sup>1</sup>。特に、本稿が注目する女性割合が高い看護師や薬剤師などの専門職は、  
業務独占型資格と呼ばれる職業資格を設置することで、資格の不保持者を法律によって排除する  
システムを有している。その意味で、出産や育児による長期の就業中断を経験しやすい女性であっ  
ても、就業中断を介しても女性資格専門職のキャリアは連鎖しやすいことが想定される。

## 2) 専門職のキャリア移動

次に、専門職内の性別職域分離構造下におけるキャリア移動について検討したい。まずは専門  
職全体のキャリア移動の構造の特性について説明した後、専門職内の性別職域分離構造を踏まえ  
た専門職研究の必要性和分析枠組みについて説明したい。

渡邊（2011）は、社会階層と社会移動全国調査 2005 を用いて、職歴パターンの特性を男女別  
に検討している。その結果、男女とも専門職のキャリアは独立性が高く、他の職種との行き来が  
頻繁でないことを明らかにしている<sup>2</sup>。しかし渡邊（2011）の分析は、本稿が問題とする専門職  
の性別職域分離構造については議論の射程としないため、性構成比に応じて専門職をグループ分  
けしておらず、また就業中断を介したキャリアの連鎖についても踏み込んだ議論はなされていな  
い。この点に関連する分析を行った佐藤ほか（2016）は、就業構造基本調査を用いた有配偶女性  
の再就職に関する分析の結果、専門職の中でも特に看護師に代表される医療従事者や社会福祉専  
門職従事者ほど再就職しやすく、かつ就業中断以前の職業との結びつきが強いことを示してい  
る。佐藤ほか（2016）では、女性資格専門職の再就職後の働き方の連鎖が強いことを示唆するも  
の、就業中断期間については議論していない。また、看護師などの専門職が再就職しやすい理  
由を、職種特殊的人的資本が特に重視されるためであるとしているが、職業的閉鎖論が示すよう  
に、そもそもこれらの職種は制度的な労働供給制限が生じる職種であり、その説明にも疑問が残  
る。

## 3) 性別職域分離構造研究

最後に性別職域分離構造研究の課題を整理した上で、本稿の特徴について触れていきたい。性  
別職域分離研究のメインストリームは、その弱化的程度の時代的趨勢を捉えることにある（Bansak

<sup>1</sup> ここでいう「資格」は医師免許や教員免許などの職業資格（licensure）に限定されず、コリンズのいう学歴資格  
や特定の身分集団への所属の証明や印を広義に示すもの（例えば文化資本なども含むもの）として用いる（Murphy  
1988=1994）。

<sup>2</sup> ただし、男女で若干の違いがみられ、男性の場合、専門職は他職からの流入も他職への流出もみられないが、女  
性の場合、他職から専門職への流入はみられないものの、非正規雇用事務職として流出するパターンが観察される  
（渡邊 2011: 184）。

et al. 2012; Blau et al. 2013; Jacobs and Lim 1992; Preston 1999; Reskin 1993 など)。実証研究から、性別職域分離構造は長期的には弱化傾向にあり、弱化の要因は、男性割合が高い職種への女性の移動による寄与分が大きく、一方で女性割合が高い職種への男性の移動の寄与分は小さいとされる (Jacobs 1992; Blau et al. 2013; England 2010; 打越・麦山 2020)。

しかし、こうした先行研究の分析結果は次のような誤謬を招く可能性を含んでいる。それは「男性割合が高い職業に女性が増えたことは、これらの職種で女性が働きやすくなったことを示唆する」という解釈である。しかし、先行研究の分析枠組みは、当該職における性構成比の時代的趨勢を捉える静態的視角に基づく分析であり、ある同一個人の当該職からの離脱のしやすさを検討するものではない。こうした枠組みに基づく分析では、当該職におけるキャリア移動の過程の性差が平等化せずとも、性構成比の不均衡は改善されうる。特に、新規学卒一括採用の慣習が根付いた日本の労働市場においては、入職者の性構成比の変化が性別職域分離の変化に及ぼす影響が大きく、それがあたかも当該職のキャリア移動における性差の改善の結果だと誤解しかねない。つまり、性別職域分離構造下での各個人のキャリア移動の様相を読み解くような動態的視角に基づく分析枠組みからの研究が求められる (Brockman 1994; Kay 1997; 池田 2021 など)。

こうした視角に基づく貴重な先行研究として池田 (2021) が存在する。池田 (2021) は男性割合が高い専門職、女性割合が高い専門職に就く男女がキャリア移動の過程でどれほど当該職種に残り続けられるのか検討している。その結果、男性はそれぞれの専門職において高い残存率であったものの、女性は女性割合が高い専門職においてのみ高い残存率を示し、男性割合が高い専門職への残存率は男性のそれと比較して低位であることが明らかにされている。ここで男性割合が高い専門職には医者、弁護士、公認会計士などの女性が近年参入しつつある職種が該当している。つまり、これらの職種における女性の進出は、必ずしもキャリア移動におけるジェンダー不平等構造の改善を意味しておらず、動態的視角に基づく分析枠組みの重要性が伺える。しかし池田 (2021) では、就業中断前後のキャリアの結びつきについて分析しておらず、就業中断を介したキャリア移動においても、専門職内での違いがみられるのか検討の余地が残る。

#### 4) 分析課題

これらの先行研究を踏まえ、本稿では動態的視角に基づく分析枠組みとそれに適した個票データを用いて、就業中断を介した専門職女性の働き方の様相の解明を試みる。分析課題は以下の3点とする。

1. 専門職経験が再就職を早めるのか
2. 専門職のキャリアは就業中断を介して連鎖するのか
3. 就業中断期間の長さは再就職後の働き方にいかなる影響を持つのか

第1の課題は専門職の就業復帰の早さの検証、第2の課題は専門職の就業中断前後の職種の結びつきの強さの検証、つまり職種の連鎖の検証、第3の課題は、専門職の再就職後の働き方の特

(3) 性別職域分離研究ではしばしば非類似度指数 (dissimilarity index) という指標が用いられ、ある2時点の当該職における性構成比の違いを捉えるような場合に用いられる。この指標は2時点間の当該職における男性の数と一定としたとき、仮にすべての女性がt時点において当該職から離職したとしても、t+1時点にそれと同数の女性が入職すれば、2時点間の職業構造は不変とみなされてしまうような指標である。その意味で、同一個人のキャリアの軌跡を捉えるには適さない指標となっている点に注意されたい。

性の検証となる。これら3つの課題を検討するにあたり、専門職を性構成比に応じて分類し、専門職内の異質性も同時に検討していく。以下、使用データ、変数、分析に関して詳述する。

### 3. データ・分析

#### 1) データ

本稿で使用するデータは、東京大学社会科学研究所が実施している「働き方とライフスタイルに関する全国調査」のデータセットである（以降、JLPS と略記する）。JLPS は、2007 年を第 1 回調査として毎年実施されている同一個人を追跡したパネル調査で、調査対象者は、第 1 回調査時点で 20 歳から 40 歳であった日本全国の男女である。本稿ではこのうち、2007 年（第 1 回調査データ）から 2019 年（第 13 回調査）までの調査データを用いる。また、2011 年よりデータセットに追加サンプルが含まれているが、これらのサンプルも分析対象に含める。ただし、2019 年より開始された若年リフレッシュ調査で得られたサンプルは分析対象に含めない<sup>4</sup>。

これらのデータのうち本稿で扱うのは、学卒後に就業中断経験のある女性である。JLPS は、回答者の就業状態（就業中か非就業か）、職種、雇用形態などの働き方に関する情報を毎年の調査で尋ねている。そのため、2007 年から（追加サンプルの場合は 2011 年から）2019 年までの個人のキャリアの動態的变化を追跡することが可能な調査となっている。さらには、回顧調査では尋ねることが難しい意識の変化についても正確に特定することができるため、いわゆる回顧バイアスを軽減できることを特徴としている。加えて、JLPS 調査では、働き方（職種）を自由記述形式で回答してもらい、アフターコーディングによって分類しているため、より詳細で正確な就業分類が可能となる。

次に、先述した3つの分析課題に答えるために必要な情報が本データからどのように得られるのか、図 1 を用いて説明したい。本稿の分析において必要となる情報は、就業中断年、就業中断直前の働き方（最後職）、就業中断期間、就業復帰年、再就職後の働き方（再就職後職）であり、これらの情報は、JLPS ではケース A からケース D の大きく 4 つのパターンとして得られる。

ケース A は、2007 年（第 1 回調査）から 2008 年（第 2 回調査）まで就業し、その後就業中断期間を介して 2012 年に再就職した者である。この場合、就業中断直前職は 2008 年の情報、再就職後職は 2012 年の情報が用いられる。そして就業中断期間は 3 年間とカウントされる。

ケース B はケース A と異なり、2008 年に就業中断した後 2012 年に何等かの理由で就業に関する変数が欠損値となり、再就職に関するデータが得られていない者である<sup>5</sup>。この場合、再就職先の働き方の情報が得られていないため、就業中断前後の働き方のリンクに関する分析のデータとして用いることはできない。しかし、分析課題 1 の再就職移行のタイミングの分析（離散時間ハザードモデル）ではこうしたケースも「ある期間までは就業中断期間が継続した」という情

<sup>(4)</sup> JLPS 調査の第 1 回調査において、最年少であった 20 歳の回答者は 2019 年において 32 歳となっている。これを受け、若年者の情報を補填するために開始されたのが若年リフレッシュ調査である。調査対象者は、第 1 回の 2019 年時点において 20 歳から 31 歳の日本全国の男女である。しかし、若年リフレッシュ調査は最新のデータセットも含めて 2 時点分の情報しか得られておらず、職歴情報が不十分なため分析対象から除外した。若年リフレッシュ調査も含めた JLPS 調査やデータセットの詳細は池田（2020）などを参照のこと。

<sup>(5)</sup> 調査からの離脱や就業状態に関する質問への無回答などの理由がある。また、2019 年時点で就業中断が継続している場合もケース B に該当する。

報を分析に生かすことで偏りのない推定結果を得ることができる（山口 2001・2002）。

ケース C とケース D は、2007 年（第 1 回調査）時点で非就業者の者である。これらのケースについては、2007 年以前で最後に就いた職業の設問が設けられており、職種や就業中断年数の情報を得ることができる。たとえば、2006 年に就業中断直前職に就いていれば、ケース C は 3 年間の就業中断を介して 2010 年に再就職したことが分かり分析に使用できる。ケース D はケース B と同様に、再就職に関するデータが得られていないが分析課題 1 に用いることができる。加えて JLPS では、結婚歴や出産歴についても尋ねているため、これらのライフイベントの影響を統制した分析が可能となる。本稿でもこれらの情報を最大限に生かした動態的变化を捉える分析を実施する。

## 2) 変数

次に各変数について説明する。まず職種は、女性資格専門職、その他専門職、事務職、販売職、サービス職、生産現場・技能職に分類する。このうち女性資格専門職とは、専門職のうちで女性比率が高く（2015 年国勢調査を参考値としたときに女性比率が 50% 以上の職種）、かつ当該職に従事するために職業資格の取得が必須となるような職種が分類される。具体的には注釈に示すような職種を指す<sup>6</sup>。

次に就業復帰の早さに関する分析における統制変数について説明する。就業中断に関する変数として就業中断後経過年数、就業中断年齢、就業中断年、就業中断直前正規雇用ダミー（基準：その他）、学歴変数として大卒以上ダミー、出産・育児に関する変数として子ありダミーを投入する。次に、再就職の働き方に関する変数であるが、雇用形態、ワークライフバランス（以降、WLB と表記）達成の有無、職業訓練機会の有無の 3 つの変数を投入する<sup>7</sup>。

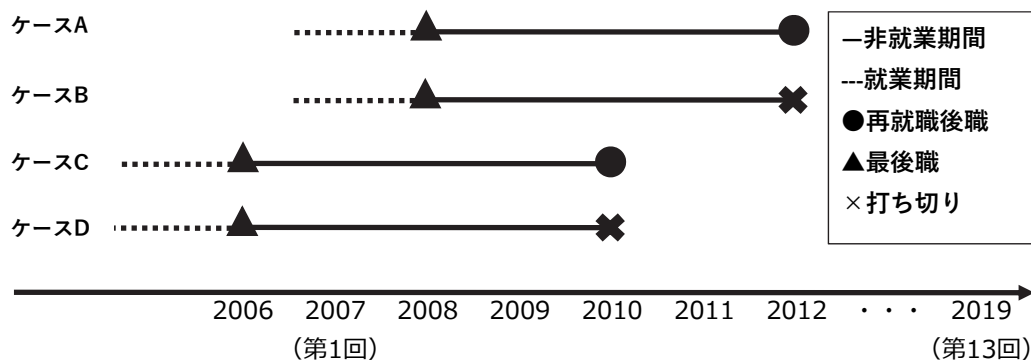


図 1 データの構造と分析対象者のイメージ図

<sup>(6)</sup> 女性資格専門職には、看護師、保育士・保母、幼稚園小中高教員、薬剤師、獣医師、(医師、歯科医師を除く) その他の保健医療従事者が含まれる。一方で、その他専門職には、機械・電気・科学技術者、建築・土木技術者、情報処理技術者、その他の技師・技術者、栄養士、あん摩・はり・きゅう師、柔道整復師、デザイナー、社会福祉事業専門職員、個人教師、その他の専門的・技術的職業従事者が含まれる。

<sup>(7)</sup> 「職業訓練機会の有無」は「職業能力を高める機会がある」で「あてはまる」と「ややあてはまる」とした者を職業訓練機会あり、「WLB 達成の有無」も同様に「あてはまる」と「ややあてはまる」に該当した者を WLB 達成としている。

### 3) 分析方法

分析課題1の「専門職経験が再就職を早めるのか」の検討は、再就職イベントの発生の有無とその早さを従属変数とした離散時間ハザードモデルによる推定を行う。このモデルにおける、就業中断直前職が専門職であると再就職移行が早くなるのかを検証する。分析課題2の「専門職のキャリアは就業中断を介して連鎖するのか」の検討は、再就職を果たしたケースに限定して、就業中断直前職と再就職後の職種とのつながりを分析する。分析課題3の「就業中断期間の長さは再就職後の働き方にいかなる影響を持つのか」の検討も同様に、再就職を果たしたケースに限定し、雇用形態、WLBの達成度、職業訓練機会という3つの指標に関して、就業中断期間の長さによって働き方の特性が異なるのか検討する。

## 4. 結果

### 1) 専門職経験が再就職移行を早めるのか

まず、分析課題1の「専門職経験が再就職移行を早めるのか」の分析結果をみていく。表1が就業中断直前の職種別に生存率を算出した結果である。このうち、「期間内再就職率」とは就業中断年から20年間のうちに再就職した者の比率を表している。また生存時間は、サンプル全体のうち何%がどの期間に再就職移行を果たしたかを示す。女性資格専門職の場合、全体(114)のうち25%が就業中断後3年目までに再就職したことを表す。この結果をみると、女性資格専門職の再就職割合はやや高いものの(76%)、そのタイミングが特段早いというわけではないことが分かる。

表1 再就職移行に関する生存表

	サンプルサイズ	イベント数	期間内再就職率	生存時間		
				25%	50%	75%
女性資格専門職	114	87	76%	3	7	18
その他専門職	61	47	77%	2	6	16
事務職	375	252	67%	3	11	-
販売職	108	70	65%	2	6	-
サービス職	115	89	77%	2	5	13
生産現場・技能職	104	70	68%	2	4	-
Total	877	615	70%	2	8	-

次に離散時間ハザードモデルを用いて、統制変数を投入した後に残る再就職移行に対する就業中断直前の職種の効果を検討した。表2がその結果である。ここでは、「女性資格専門職」を基準カテゴリーとしたときの就業中断直前職の効果を示している。結果、就業中断直前職はどの変数も有意な違いを示さず、就業中断直前の職種は再就職移行の早さに効果を持たないことが分かった。

また、先行研究でも指摘されるように、配偶者の学歴や社会経済的地位によって再就職タイミングに違いがみられる可能性も考えられる(平尾2005;坂本2009)。しかし、本データセットにおけるケースCやケースDに関しては過去の配偶者の学歴や社会経済的地位の情報が得られて



いない。小さいサンプルサイズであるがケース A やケース B を用いて、表 2 のモデルの中に就業中断時点における配偶者の学歴を統制変数とした分析結果においても（配偶者学歴が大卒未満を基準とする、配偶者学歴大卒以上ダミーを投入）、女性本人の職種の効果に変化がみられなかったことを補足したい（表省略）。

表 2 再就職移行に関する離散時間ハザードモデル

	係数	ロバスト 標準誤差	
就業中断後経過年数	0.15	0.01	***
就業中断年齢	0.01	0.01	
就業中断年	0.17	0.01	***
大卒以上ダミー（基準：大卒未満）	-0.05	0.12	
就業中断直前正規雇用ダミー	0.01	0.10	
就業中断直前職 （基準：女性資格専門職）			
その他専門職	0.03	0.22	
事務職	-0.19	0.14	
販売職	-0.03	0.19	
サービス職	0.26	0.18	
生産現場・技能職	-0.01	0.20	
子ありダミー	-0.39	0.11	**
定数項	-340.29	20.81	***
Wald chi2	468.10***		
Log pseudo likelihood	-1731.47		
サンプルサイズ	875		
イベント数	615		
ケース数	5602		

† p<.10, \* p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

## 2) 専門職のキャリアは就業中断を介して連鎖するののか

次に、分析課題 2 の「専門職のキャリアは就業中断を介して連鎖するののか」の分析結果についてみていく。図 2 がその結果である。ここでは、就業中断前の職種別に再就職後に就いた職種を示している。女性資格専門職をみてみると、70% 程度が同一の女性資格専門職に就いていることが分かる。一方でその他専門職であった者は、40% 弱しか再就職後に同一職に復帰しておらず、就業中断前後の職種のリンクが弱くなっており、女性資格専門職との大きな違いがみられる。その他の職種をみても、女性資格専門職が同一職に復帰する割合が顕著に高いことが分かる。

## 3) 就業中断期間の長さは再就職後の働き方にいかなる影響を持つのか

最後に、分析課題 3 の「就業中断期間の長さは再就職後の働き方にいかなる影響を持つのか」の分析結果についてみていく。図 3 がその結果である。まず、正規雇用割合をみていくと、職種や就業中断期間によらず高くとも 30% であり、就業中断後の正規雇用への復帰の障壁の高さが伺える。このうち再就職先が女性資格専門職である者についてみると、就業中断期間が 2 年以内である場合は正規雇用復帰割合が 30% 程度であるのに対して、就業中断期間が 3 年以上である場合のそれは 20% を下回り、大きな違いがある。一方、WLB 達成割合をみてみると、就業中断期間によって大きな違いはみられないものの、正規雇用割合の結果と照らし合わせるならば、長

期の就業中断から復帰した女性は、非正規雇用という働き方を選択することによって、WLBを達成していることが示唆される。最後に職業訓練機会の違いについてみていく。女性資格専門職において就業中断期間が2年以内である場合は、職業訓練機会ありの割合が80%程度であるのに対して、就業中断期間が3年以上である場合は60%となっており、就業中断期間による差がみられる。他の職種と比較してみると、女性資格専門職は職業訓練機会ありの割合が比較的高い水準にあることがうかがえる。しかし、その他専門職においては就業中断期間が長くなることで職業訓練機会ありの割合が減少しないどころか微増しており、女性資格専門職とは対照的な結果が示されている。

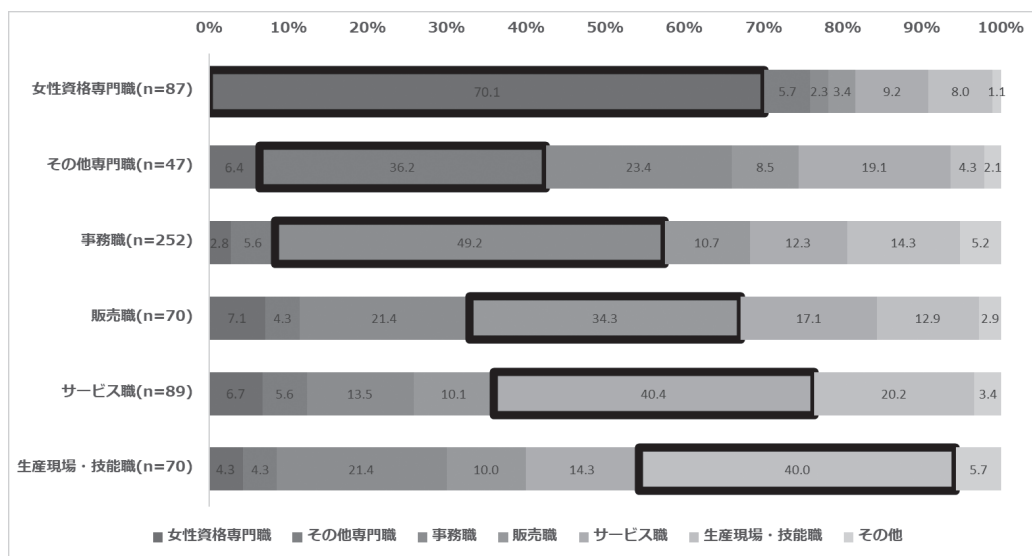


図2 就業中断直前職と再就職後の職種の関連

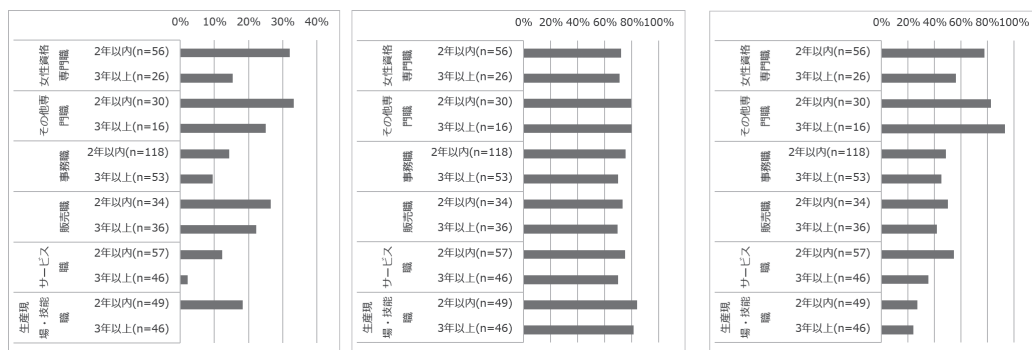


図3 職種、就業中断期間別、再就職後の働き方  
(左：正規雇用割合、中：WLB達成割合、右：職業訓練機会あり割合)

## 5. 考察

### 1) 分析結果のまとめ

本稿では「就業中断を介した専門職女性のキャリアがどのように連鎖しているのか」というリサーチクエスチョンを、計量的アプローチを用いて検討してきた。分析結果は次の3点に集約される。

第1に、専門職経験が再就職タイミングを早めるのか、就業中断直前の職種の違いに着目して離散時間ハザードモデルによる検討を行った。結果、職種の有意な効果はみられなかったことから、就業中断前の専門職経験が再就職タイミングに影響しないことが分かった。第2に、専門職のキャリアは就業中断を介して連鎖するのか、就業中断前後の職種のリンクについて分析を行った。結果、女性資格専門職は就業中断直前の職業とのつながりが特筆して高いことが分かった。第3に、就業中断期間の長さは再就職後の専門職の働き方にいかなる影響を持つのか、再就職後の職種別に働き方について検討した。結果、就業中断期間が長くなると正規雇用割合や職業訓練機会あり割合が低くなることが分かった。その意味で、女性資格専門職は就業中断前後のキャリアがリンクしやすいものの、それは再就職後の仕事の特性につながるものではないことが示唆される。

### 2) 女性資格専門職における時限式キャリア移動

本稿の分析結果においても、先行研究で明らかにされた（佐藤ほか 2016 など）、女性資格専門職において就業中断前後のキャリアの結びつきの強さが確かに確認できた。しかし、就業中断期間の違いを新たな分析軸に追加した結果、就業中断期間が長い場合は正規雇用の獲得や再就職後の職業訓練の獲得機会が低くなることが明らかとなった。これらの結果を総括すると、女性資格専門職における就業中断後のキャリアの連鎖は、時限式に作動するというのが本稿の結論である。理論的枠組みに照らし合わせるならば、女性資格専門職は職業的閉鎖という制度的仕組みを通じて労働供給を制限し、かつ男性割合が高い専門職における組織文化と比較して就業中断前後のキャリアが連鎖しやすいと考えられてきたものの、こうした理論枠組みで語られるような連鎖の強さは限定的なものであることが理解できる。

専門職は仕事の特性上、より長期的な専門教育や職業訓練を要するために、いかに基幹労働力を定着させるかが、個人の、あるいは各専門職の成長の鍵となる。冒頭でも述べたように、産業構造の転換とともに専門職労働市場が急伸する中においては、女性労働力の活躍は欠かすことができず、そのためには、就業中断を介したキャリアの接続をいかに活性化させていくかが今後は問われていくことになるであろう。そのために、まずは専門職女性のキャリアの詳細な解明が求められ、そのためには専門職女性のライフコースやキャリアを動態的視角から捉える研究枠組みの発展や調査研究の蓄積が求められる。

### 3) 課題

最後に本稿の課題で締めたい。第1の課題は、再就職移行やその後の労働状況の違いをもたらす職業構造要因とはなにか、あるいはそれがなぜ時限式に機能するのかという点を明らかにでき

ていない点にある（職業構造要因のブラックボックス化）。その意味で、職業構造それ自体の特性に目を向けて分析モデルを構築することが求められよう。第2の課題は、再就職後のキャリア形成をより長期的に追跡した研究の必要性にある。本稿では、再就職「直後」の働き方を検討したにすぎず、それ以降のキャリアを分析対象に含まない。仮に再就職直後においては就業中断前のキャリアと強く連鎖していたとしても、その後のキャリアにおいてその結びつきが弱まる可能性も十分考えられる。再就職後のキャリアの格差の縮小、維持、拡大についてより詳細に検討することが、女性のライフコースにおける格差生成メカニズムをより長期的に捉えるために重要となる。そのためには今後のパネルデータの蓄積が待たれる。

## 6. 付記

本稿は、日本学術振興会（JSPS）科学研究費補助金・特別推進研究（25000001、18H05204）、基盤研究（S）（18103003、22223005）の助成を受けたものである。東京大学社会科学研究所（東大社研）パネル調査の実施にあたっては、社会科学研究所研究資金、株式会社アウトソーシングからの奨学寄付金を受けた。パネル調査データの使用にあたっては東大社研パネル運営委員会の許可を受けた。

なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費 18J21033）の助成を受けた研究成果の一部である。

## 7. 参考文献

- Bansak, C., M. Graham and A. Zebede, "Business Cycles and Gender Diversification: An Analysis of Establishment-Level Gender Dissimilarity," *The American Economic Review*, Vol.102, No.3, 2012, pp.561-565.
- Blau, F., P. Brummund and A. Liu, "Trends in Occupational Segregation by Gender 1970-2009: Adjusting for the Impact of Changes in the Occupational Coding System," *Demography*, Vol.50, No.2, 2013, pp.471-494.
- Bolton, S. and D. Muzio, "Can't Live with 'Em; Can't Live without 'Em: Gendered Segmentation in the Legal Profession," *Sociology*, Vol.4, 2007, pp.47-64.
- Brockman, J., "Leaving the Practice of Law: The Wherefores and the Whys," *Alberta Law Review*, Vol.32, No.1, 1994, pp.116-180.
- Bygren, M., "The Gender Composition of Workplaces and Men's and Women's Turnover," *European Sociological Review*, Vol.26, No.2, 2010, pp.193-202.
- DiPrete, T. and G. Eirich, "Cumulative Advantages as a Mechanism for Inequality," *Annual Review of Sociology*, Vol.32, 2006, pp.271-297.
- England, P., "The Gender Revolution: Uneven and Stalled," *Gender and Society*, Vol.24, No.2, 2010, pp.149-166.
- Gangl, M., "Scar Effects of Unemployment: An Assessment of Institutional Complementarities," *American Sociological Review*, Vol.71, No.6, 2006, pp.986-1013.

- 平尾桂子「女性の学歴と再就職——結婚・出産後の労働市場参入過程のハザード分析」『家族社会学研究』17巻1号, 2005, 34-43頁。
- 池田岳大「職業資格の取得が女性の再就職移行にもたらす効果」『社会学年報』44巻, 2015, 47-57頁。
- 池田岳大「JLPS-Y2007とJLPS-R2019を用いた男女差の2時点間比較」『SSJDA ディスカッションペーパーシリーズ』2020, No.123, 1-44頁。
- 池田岳大「性別職域分離構造下における専門職のキャリア移動の性差」『2020年度参加者公募型二次分析研究会「全国就業実態パネル調査を用いた, 就業や所得, 学び, 生活に関する実態と変化に関する2次分析研究成果報告書」』2021, 41-55頁。
- Irvine, L. and J. Vermilya, “Gender Work in a Feminized Profession: The Case of Veterinary Medicine,” *Gender and Society*, Vol.24, No.1, 2010, pp.56-82.
- Jacobs, J. and S. Lim, “Trends in Occupational and Industrial Sex Segregation in 56 Countries, 1960-1980,” *Work and Occupations*, Vol.19, No.4, 1992, pp.450-486.
- Kay, F., “Flight from Law: A Competing Risks Model of Departures from Law Firms,” *Law and Society Review*, Vol.31, No.2, 1997, pp.301-335.
- 草野千秋「女性の就業継続に関する検討——女性専門職を中心に」『経営論集』27巻, 1号, 2017, 47-61頁。
- 石田浩編『教育とキャリア格差の連鎖と若者 第1巻』勁草書房, 2017。
- 石田浩・有田伸・藤原翔編『人生の歩みを追跡する——東大社研パネル調査でみる現代日本社会』勁草書房, 2020。
- 麦山亮太「キャリアの中断が生み出す格差——正規雇用獲得への持続的影響に着目して」『社会学評論』68巻, 2号, 2017, 248-264頁。
- Merton, R., “The Matthew Effect in Science,” *Science*, Vol.159, No.3810, 1968, pp.56-63.
- Murphy, R., *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, 1988, Oxford: Oxford University Press. (辰巳伸知訳『社会的閉鎖の理論——独占と排除の動態的構造』新曜社, 1994。)
- Nunley, J., Adam P., R. Nicholas and A. Seals, “The Effects of Unemployment and Underemployment on Employment Opportunities: Results from a Correspondence Audit of the Labor Market for College Graduates,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.70, No.3, 2017, pp.642-669.
- 岩田 正美・大沢真知子編『なぜ女性は仕事を辞めるのか——5155人の軌跡から読み解く』青弓社, 2015。
- Pelled, L., “Demographic Diversity, Conflict, and Work Group Outcomes: An Intervening Process Theory,” *Organization Science*, Vol.7, 1996, pp.615-631.
- Preston, J., “Occupational Gender Segregation Trends and Explanations,” *The Quarterly Review of Economics and Finance*, Vol.39, 1999, pp.611-624.
- Redbird, B., “The New Closed Shop?: The Economic and Structural Effects of Occupational Licensure,” *American Sociological Review*, Vol.82, No.3, 2017, pp.600-624.
- Reskin, B., “Sex Segregation in the Workplace,” *Annual Review of Sociology*, Vol.19, 1993, pp.241-270.

- 坂本有芳「人的資本の蓄積と第一子出産後の再就職過程」『国立女性教育会館研究ジャーナル』13巻, 2009, 59-71頁。
- 佐藤一磨・深堀遼太郎・野崎華世「産業, 職種経験が有配偶女性の再就職行動に及ぼす影響」『RIETI ディスカッションペーパーシリーズ』No.16-J-030, 2016, 1-89頁。
- 打越文弥・麦山亮太「日本における性別職域分離の趨勢——1980-2005年国勢調査集計データを用いた要因分解」『人口学研究』2020 (J-stage 早期公開 (2020年5月1日アクセス)) [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jps/advpub/0/advpub\\_1901001/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jps/advpub/0/advpub_1901001/_article/-char/ja/)
- 渡邊勉「職歴からみる雇用の流動化と固定化」石田浩・近藤博之・中尾啓子編『現代の階層社会 2階層と移動の構造』東京大学出版会, 2011, 173-87頁。
- Weeden, K., "Why Do Some Occupations Pay More than Others? Social Closure and Earnings Inequality in the United States," *American Journal of Sociology*, Vol.108, No.1, 2002, pp.55-101.
- Williams, K. and C. O'Reilly, "Demography and Diversity in Organizations: A Review of 40 Years of Research," *Research in Organizational Behavior*, Vol.20, 1998, pp.77-140.
- 山口一男「イベントヒストリー分析(1)～(最終回)」『統計』52巻, 9号-53巻11号, 2001・2002。

# 日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定

2012年9月8日一部改正

## 第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

## 第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

## 第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

#### 第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

#### 第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則



に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任をうけたものを決定し、執行する。

## 第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

- 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

## 第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1(掲載省略)のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2(掲載省略)のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

# 日本ジェンダー学会年報（学会誌）『日本ジェンダー研究』 （JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN）投稿規定

## 1. 投稿資格

本学会の正会員、準会員に限る。

## 2. 査読

日本ジェンダー研究編集委員会（以下、編集委員会）が指名する査読委員による査読の結果、投稿論文の採否を決定する。編集委員会及び査読に関する規定は別途定める。

## 3. 原稿の提出

- 1) 原稿として、本文とレジュメの双方を提出する。そのさい、本文は原則として日本語とし、レジュメは日本語以外とする。
- 2) レジュメについては、採択が決定した後、ネイティブスピーカーによってチェックされていることを証明する書類を提出する。
- 3) 論文名は原則として日本語とし、日本語以外の題名を添える。
- 4) 締切 毎年3月31日
- 5) 提出方法

電子データ（Word ファイルと PDF ファイルの双方）をメールの添付ファイルで編集委員会に送付する。

## 4. 執筆要項

### 1) 書式

- 本文・レジュメ共通：A4・横書き・1頁あたり全角文字40字（半角文字80字）40行
- 本文（注・図・表・参考文献リスト込み）：原則として日本語を使用し12頁以内とする
- レジュメ：日本語以外を使用し1頁以内とする

### 2) 章立て等

- 章立ては、1. 2. 3. . . . とする。
- 各章には、小見出し1)、2)、3) . . . をつけることもできる。

### 3) 注記及び参考文献表記法

注記及び参考文献表記法は、各専門分野の慣例に従う。ただし、次の表記については、原則として、以下の通り統一する。

3-1) 注は、該当本文の右肩に半角で、<sup>1, 2, 3</sup>をつけて示す。

3-2) 雑誌の記載例

著者名、「論文名」、編者名『雑誌名』巻、号、発行年（西暦）、頁。

○和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐる」『ドイツ文学研究』12号、1995、13頁。

○欧文例（英文）Sen, Amartya, “More Than 100 Million Women Are Missing,” *New York Review of Books*, Vol.37, No.20, 1991, pp.61-66.

3-3) 単行本の記載例

著者名「論文名」、『書名』、出版社、第\_\_版（初版以外の場合）、発行年（西暦）、頁。

○和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店, 1985 (第4版), 6頁。

○欧文例 (英文) Merchant, Caroly, “Ecofeminism and Feminist History,” Irene and Gloria Feman Orenstein, ed., *Rewearing the World: The Emergence of Ecofeminism*, San Francisco, Sierra Club Books, 1990, pp.100-105.

○欧文例 (英文) Seager, Joni and An Olson, *Women in the World: An International Atlas*, London, Pan Books, 1986, p.28.

5. 発行された論文は、特別な事情がない限り、すべて1年後に本学会の公式サイトにて公表する。

6. 備考

以上の規定によることが困難な場合は、編集委員会に問い合わせる。なお、各年度の編集委員会委員長の氏名と連絡先は、学会ホームページに掲載している。

規定改正 2020年4月11日

## 編集後記

本号は、二つの点で初めての経験を反映する号となった。第一は、初の全面オンライン開催となった大会シンポジウムの特集を掲載していること、第二は、多くの投稿論文を得て掲載できたことである。

昨年一年明け以来、新型コロナウイルス感染症がパンデミックと認定され、日本でも感染拡大の波が襲来し、緊急事態宣言が何度も出された。そのなかで、大学の授業がオンラインに切り替わった。昨年春には、誰も彼もがオンラインに不慣れで、たいへんな緊張を強いられた。夏頃に次第に慣れ始めたとは言え、本学会が開催された9月にはまだシンポジウム経験もほとんどなく、万事手探り状態であったが、報告・討議とも滞りなく進んだ。みなさまのご協力に感謝したい。

本号の特集は、昨年大会のシンポジウムテーマ「マスキュリティ（男性性）」である。日本ジェンダー学会は、発足当初から男性学研究者が多く、自覚的にシンポジウムや論文掲載に取り組んできた。今回の特集にもその成果が存分に発揮できていると思う。ジェンダー視点から、コロナ禍が女性・女児の困難を深刻化させていること、LGBTQの人びともさまざまな困難に直面していることが国連でも、国内でも指摘されている。一刻も早いコロナ禍の収束を願うとともに、コロナ後の新しいジェンダー平等社会を展望したい。

編集委員長 三成美保

第24号編集委員会 三成美保（委員長）・大東貢生・大山治彦

2021年(令和3)年10月25日 印刷  
2021年(令和3)年10月31日 発行

日本ジェンダー研究第24号編集委員会

編集委員長 三成 美保

編集委員 大山 治彦 大東 貢生

発行者 日本ジェンダー学会  
(Japan Society for Gender Studies)

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1  
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科塚本研究室  
Tel 0776-61-6000(代) FAX 0776-61-6011  
E-mail tukamoto@fpu.ac.jp  
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社  
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2  
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377